

平成 2 2 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 2 年 9 月 7 日開会
平成 2 2 年 9 月 2 8 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 2 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 7 日

平成22年第3回北杜市議会定例会（1日目）

平成22年9月 7日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 認定第1号 平成21年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第4 認定第2号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第5 認定第3号 平成21年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第6 認定第4号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第7 認定第5号 平成21年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第8 認定第6号 平成21年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第9 認定第7号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第10 認定第8号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第9号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第10号 平成21年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第11号 平成21年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第12号 平成21年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第13号 平成21年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第14号 平成21年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第15号 平成21年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第16号 平成21年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第17号 平成21年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第18号 平成21年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第19号 平成21年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第20号 平成21年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第23 認定第21号 平成21年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第24 認定第22号 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定

- 日程第 2 5 認定第 2 3 号 平成 2 1 年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第 2 6 報告第 1 3 号 平成 2 1 年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件
- 日程第 2 7 報告第 1 4 号 平成 2 1 年度北杜市健全化判断比率報告及び平成 2 0 年度北杜市健全化判断比率修正報告の件
- 日程第 2 8 報告第 1 5 号 平成 2 1 年度北杜市資金不足比率報告の件
- 日程第 2 9 報告第 1 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第 3 0 議案第 7 0 号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 7 1 号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 2 議案第 7 2 号 北杜市体育施設条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 3 議案第 7 3 号 北杜市大泉屋内スポーツ施設条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 4 議案第 7 4 号 北杜市郷土資料館条例及び北杜市埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 5 議案第 7 5 号 平成 2 2 年度北杜市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 6 議案第 7 6 号 平成 2 2 年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 7 議案第 7 7 号 平成 2 2 年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 8 議案第 7 8 号 平成 2 2 年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 9 議案第 7 9 号 平成 2 2 年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 0 議案第 8 0 号 平成 2 2 年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 1 議案第 8 1 号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 4 2 議案第 8 2 号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業五町田地区土地改良事業計画の議決を求める件
- 日程第 4 3 議案第 8 3 号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業箕輪新町地区土地改良事業計画の議決を求める件
- 日程第 4 4 議案第 8 4 号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業上下条地区土地改良事業計画の議決を求める件
- 日程第 4 5 議案第 8 5 号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業根造地区土地改良事業計画の議決を求める件
- 日程第 4 6 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 4 7 決算特別委員会の設置について
- 日程第 4 8 決算特別委員会委員の選任について
- 日程第 4 9 選挙第 1 号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙

2.出席議員（22人）

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本静
9番	小林忠雄	10番	中嶋新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
17番	坂本治年	18番	秋山九一
19番	中村隆一	20番	清水壽昌
21番	秋山俊和	22番	渡邊陽一

3.欠席議員（なし）

4.会議録署名議員

19番	中村隆一	20番	清水壽昌
22番	渡邊陽一		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(28人)

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	進藤芳彦	企画部長	清水克己
市民部長	比奈田善彦	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	堀内誠	産業観光部長	名取重幹
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	山田栄明	教育次長(図書館担当)	老松正樹
会計管理者	坂本正輝	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	堀内健二	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	浅川明男	長坂総合支所長	輿石君夫
大泉総合支所長	浅川正己	小淵沢総合支所長	坂本敏二
白州総合支所長	伏見常雄	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本吉彦	総務課長	菊原忍
企画課長	大芝正和	財政課長	秋元達也
管財課長	篠原直樹	代表監査委員	入江薫

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	伊藤精二
議会書記	上村法広
〃	小澤章夫

開会 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

平成22年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

先に行われました参議院議員通常選挙におきましては、民主党が普天間基地移設問題や政治とカネの問題などに加え、菅総理の消費税発言などにより、改選議席を大きく減らし、連立与党の議席数が過半数を割り込んだことから、衆議院とのねじれの状況を引き起こしました。

企業業績は好調なアジア向け輸出に支えられ、緩やかな回復基調にあるものの、失業率は高い水準にあり、雇用は依然として厳しい状況にある中、来たる14日には事実上の次期首相を決める民主党代表選挙が行われます。

ねじれ国会という状況にある中で、今後の政権運営や政策実現が非常に困難となることが予想されますが、次期内閣におかれましても、財政再建に加え国民生活を第一に考え、経済対策、円高対策、雇用の確保など、なお一層、取り組まれるよう期待するものであります。

なお、今定例会には平成21年度各会計の歳入歳出決算の認定などの議案が提出されますが、議員各位におかれましては、健康にご留意の上、十分な議案審議をいただくとともに、円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成22年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は報告4件、認定23件、諮問1件、議案16件です。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、北杜市教育委員会自己点検評価報告書が提出されました。

あらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

次に監査委員から平成22年4月及び5月実施分の例月現金出納検査について、結果報告がありました。

次に、7月1日に大韓民国抱川市において抱川市長の就任式が行われ、私が市長とともに出席いたしました。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会 秋山九一議員、報告をお願いいたします。

○18番議員（秋山九一君）

平成22年度第1回峡北広域行政事務組合議会臨時会報告書

峡北広域行政事務組合議会の報告をさせていただきます。

平成22年第1回臨時会が7月12日に、峡北広域行政事務組合3階会議室において開催されました。

野中真理子議員、篠原眞清議員、風間利子議員、坂本静議員、保坂多枝子議員、渡邊英子議員、内田俊彦議員、中村隆一議員、清水壽昌議員と私の10人が出席しました。

最初に、前副議長の甲斐市選出花田直人氏の組合議会議員改選に伴い、副議長選挙が行われ、指名推選により甲斐市、三浦進吾氏が選出されました。

議案の概要について、説明をいたします。

報告案件3件、条例案件1件、契約案件1件、人事案件1件の6案件であります。

まず専決処分の報告であります。平成21年度峡北広域行政事務組合ゴミ処理特別会計補正予算(第3号)について、溶融スラグ再生施設建設事業費の特定に伴い、予算の補正を必要とするもので、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分したものであります。

ほか2件は、平成21年度峡北広域行政事務組合ゴミ処理特別会計歳出予算に係る継続費の逓次繰越額の報告と、平成21年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計歳出予算に係る繰越明許費の繰越額の報告であります。

次に、峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、職員の給与の支払いについて、所要の改正を行うための一部改正であります。

次に契約案件であります。高規格救急自動車を長坂消防署高根分署に配備するもので、契約の相手方は甲斐日産株式会社、契約金額は2,518万9,500円であります。

最後に人事案件については、前監査委員の甲斐市選出、中込助雄氏が組合議会議員改選に伴い欠員となったため、後任者として甲斐市、山本英俊氏が選任・同意されました。

以上6案件、いずれも原案のとおり承認・可決されました。

以上で、峡北広域行政事務組合議会の報告を終わります。

○議長(秋山俊和君)

大変、ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長(秋山俊和君)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、

19番議員 中村隆一君

20番議員 清水壽昌君

22番議員 渡邊陽一君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長(秋山俊和君)

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月7日から9月28日までの22日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間とすることに決定いた

しました。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おき願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

日程第3 認定第1号 平成21年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第46 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの44件を一括議題といたします。

市長から、所信及び提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成22年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

全国各地で、連日のように35度を超え、「熱中症で病院へ」と何度も報じられた今年の夏でありましたが、9月に入りましても依然として残暑は厳しいものの、朝夕は秋の気配が感じられるようになりました。

わがふるさと北杜も、ところどころが輝かしい黄金色となり、5年連続、特Aの称号をいただいている田園風景が、再び活気を帯びる季節となります。厳しかった夏の暑さとの引き替えに、今年も豊作を期待するところであります。

さて、去る7月24日に小淵沢町の県馬術競技場において開催されました、第31回全日本ジュニア総合馬術大会2010に、常陸宮妃華子殿下のご臨席を賜りました。妃殿下は熱心にご観覧され、出場した選手に声をお掛けになられ、大きな拍手を送っていらっしゃいました。

7月下旬から八ヶ岳ホースショー in こぶちさわを皮切りに、北杜ふるさと祭り、武川町ふるさと祭り、明野ふるさと納涼まつり、大泉ふるさと夏祭りや須玉甲斐源氏祭りなど、市内各地で夏祭りが開催され、多くの市民の皆さまと一緒に夏のひとときをふるさと北杜で過ごされた方々で賑わいました。

1カ月半にわたり開催されました北杜市明野サンフラワーフェスでも、関東や中京圏などの県内外から21万人を超える皆さまに、日本一の太陽のもと、60万本のヒマワリと市内各所の夏の行楽を満喫していただきました。また、北杜の地を愛していただいている方々の諸行事も数多く行われ、大変ありがたく思っております。それぞれの実行委員会等、関係者の皆さまのご尽力に、感謝を申し上げます。

さて、本年6月に菅内閣は経済、財政、社会保障を立て直し、最小不幸社会を目指し、発足されました。しかし、先月末に内閣府が発表した8月の地域経済動向では、山梨県を含む南関東地域を、持ち直しているから緩やかに持ち直していると下方修正いたしました。加えて、このところの急激な円高と株安から日銀は追加の金融緩和を決め、政府も経済危機対応・地域活性化予備費から9,200億円を活用する、追加経済対策の基本方針を発表したところであります。

国におかれましては、国家財政の健全化を図りつつ、経済の早期な本格回復と社会保障制度の安定化等により、国民が安心して暮らせる社会の実現を期待するところであります。

本市でも去る7月23日に普通交付税の額が決定され、前年対比で若干増額し、113億6,

600万円余となりました。普通交付税は、国が市町村合併を進めるための特別措置として、合併後10年間は手厚い配分がなされますが、その後の5年間で段階的に縮減されることとなっております。

国も先が見えない不安定な時代でありますので、市といたしましても国の動向を注視するとともに、引き続き税収の確保、市債の発行抑制、経常経費や公共事業費の削減等の行財政改革を進め、財政の健全化に取り組み、市民の皆さまに安心していただける市政運営を行ってまいりたいと考えております。

さて、昨今の異常気象などにより、ゲリラ豪雨と呼ばれる局所的集中豪雨が河川の氾濫や鉄砲水、土砂災害等を全国の至るところで発生させており、本市におきましても、その危険性を十分に警戒しなくてはなりません。そこで市では、去る8月29日、武川体育広場において、関係団体及び多くの市民の参加を得て、大規模災害を想定した北杜市総合防災訓練を実施いたしました。

残暑が大変厳しい中、職員の非常参集、災害対策本部の設置に始まり、姉妹都市や自衛隊の救援訓練、AEDや消火器の操作訓練など、災害時に備えた訓練を実践的に行いました。

なお、市内各地でも、それぞれ防災訓練を実施されたところであります。市民総参加の訓練を実施することにより、防災意識の高揚につながればと、大きな期待をしております。

ところで、消防法の改正により、来年6月1日までに住宅用火災警報機の一般家庭への設置が義務付けられました。市では、火災等から災害弱者である高齢者の生命及び財産を守り、安全・安心の住みよいまちづくりのため、65歳以上の高齢者構成世帯に、住宅用火災警報器1台の給付を行うことといたしましたので、今議会に所要の予算をお願いしたところであります。

次に、100歳以上の高齢者の安否確認についてであります。

昨今、100歳以上の高齢者の所在不明等が新聞、テレビで取り上げられております。本市に住民登録がされている方々の中では104歳の方を最高齢者とし、100歳以上の高齢者が33人おります。これら的高齢者につきましては、自宅、施設や病院等を改めて訪問し、全員の方の所在が確認できたところであります。

今月の老人週間には、民生委員児童委員のご協力をいただき、高齢者の長寿を祝福するため、77歳、88歳、100歳以上の方に敬老祝金をお届けする予定であります。報道等で100歳以上の高齢者の所在不明者が多数発生していることを見ましても、改めて家族の絆や地域社会での連携が大切であることを考えさせられました。

市では、高齢者の見守り役として期待される民生委員児童委員等と連携しながら、なお一層、高齢者の支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、北杜市に本籍地があり、戸籍上、生存したまま所在が不明となっております100歳以上の高齢者の戸籍が本市にも残っており、266人を数えます。

この原因といたしましては、死亡当時に所定の届け出がされなかったことなどにより、現在まで戸籍上、生存しているという場合が考えられます。今後、生存されている可能性がないと思われる高齢者の戸籍につきましては、職権において消除をする許可を県の戸籍事務協議会の部会の中で調整を図り、法務局に申請する考えであります。

次に、市政の状況について申し上げます。

今年も8月15日の終戦記念日には、私も国民の一人として戦没者を追悼し、大泉ふるさと夏祭りの会場で、市民の皆さまとともに平和への誓いを新たにいたしましたところであります。また、

先に行われました広島平和記念式典には、原爆を投下したアメリカの政府代表 ルース駐在大使や核を持つイギリス、フランスの代表者が初めて参列し、被爆地から世界に向けて核軍縮、不拡散に向けた強いメッセージが配信されました。

本市におきましても、平成17年に非核平和都市宣言に関する決議を行い、市民一人ひとりに平和意識の醸成を図り、平和で幸福な社会の実現を目指しております。

今年は、終戦から65年目の節目にあたることから、市民の皆さまに平和な社会をつくる努力をしていただけるよう、非核平和宣言都市 北杜市と表示した啓発標語幕を、市役所駐車場の南側フェンスに設置したところであります。

次に、過疎地域自立促進計画についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が、平成28年3月31日を失効期限として、本年4月1日から施行されました。これにより、過疎地域として指定されております須玉町、白州町及び武川町における過疎地域自立促進計画を策定することとなり、今議会にご提案させていただいております。

今回の改正は、身近な生活交通の確保などのソフト事業に過疎対策事業債が拡充されたこと、過疎地域の課題に対する提案型事業を支援する交付金事業が創設されたことなどです。このことから須玉町増富・県道沿いエリアにおいて、7月より実施していますデマンドバス実証運行を提案型事業として応募したところ、全国32市町村、県内では唯一、本市が採択されました。

国の補助金等が大変厳しい状況にありますが、高齢者等の外出支援、交通安全などから公共交通の整備は重要でありますので、今後も市民の皆さまに、デマンドバス実証運行にご協力いただき、北杜市に合った公共交通を構築してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援についてであります。

市として、10月より子育て支援策をより一層強化するため、2つの取り組みを開始することといたしました。

まず、ファミリーサポートセンターの運営であります。育児について手助けしてほしい方と手助けできる方が会員となり、助け合う組織であります。市がアドバイザーになって連絡調整を行い、地域で子育てを支え合う現代版の結い制度です。ぜひ、多くの方に会員登録していただき、活用していただきたいと考えております。

次に小学生交通サポート事業のモデル実施であります。八ヶ岳南麓エリアで運行中のデマンドバスを、小学生が放課後に図書館などの公共施設へ行くために利用した場合、利用料金を無料とするものです。小学生が、これまで以上に充実した放課後の時間を過ごせるよう、八ヶ岳南麓エリアの小学生には、ぜひ利用していただきたいと考えております。

次に、市内の公立保育園のあり方についてであります。

本年3月に保育園適正規模等審議会から答申をいただいたことを受け、市としての考え方を取りまとめるため、慎重に検討を進めているところであります。市内の少子化の動向、共働きの増加や保育料の第2子以降無料化等が契機となり、低年齢児の保育園入園率が増加している状況等を勘案しつつ、市として一定の考え方を年内にお示しすることを目指しております。

次に、子宮頸ガン予防ワクチン接種についてであります。

近年、若い女性の発症率が増加傾向にある子宮頸ガンの予防のため、7月1日より小学校6年生と中学校3年生を対象に、ワクチン接種費用の助成事業を実施しております。事業実施の中

でワクチンの有効性と今後の子宮頸ガン検診の必要性も含めて、親子で認識を深めていただくことにより健康意識の高揚にもつながっております。8月末現在で、対象者430人のうち50%以上の申請をいただいております。今後もガン予防対策の面からも有効な対策として、推進してまいります。

次に、村山六ヶ村堰における小水力発電計画に関する補助事業採択についてであります。

名水の里として、豊富な水資源を活用して小水力発電の導入促進を図ることは、環境日本一の潤いの杜づくりを目指す本市にとって、重要な施策の1つであります。地球温暖化問題及びエネルギー問題に対して、民間活力を活用した普及策を図ることが効果的かつ効率的であることから、本市と総合商社の丸紅株式会社の子会社である三峰川電力株式会社において、小水力発電計画を共同で進めてまいりました。

このたび、村山六ヶ村堰の3地点について、一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会の地域新エネルギー等導入促進事業に応募し、小水力発電では、全国で初めての社会システム枠で全件採択となりました。

次に、大規模太陽光実証研究施設についてであります。

北杜サイトは、平成23年3月をもって実証研究期間が終了するため、その運用や利用方法を検討する、関係課長等で構成した庁内検討会を設置いたしました。

今後は検討結果をふまえ、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構に無償譲渡を要望していきたいと考えております。

数多くの関係機関から注目をされている施設であり、また北杜市の貴重な財産でありますので、環境教育や環境観光の拠点として、よりよい施設運営を目指してまいりたいと思っております。

今後も小水力発電と併せ、全国でも先駆けた事例として、環境創造都市 北杜市の実現に向けて、着実に取り組んでまいります。

次に、黒澤明監督生誕100年祭イン北杜市についてであります。

黒澤監督生誕祭は、本市のPR及び多くの観光客の集客、また八ヶ岳観光圏やフィルムコミッションの取り組みなどを紹介しながら、本年10月1日より31日までの1カ月間開催することとしております。

主なイベント内容としまして、風林火山館においては黒澤明展、戦国武将甲冑展や黒澤作品のフィルム上映会のほか、物産展なども開催する予定で現在、出展者を募集しております。

また関連イベントとして、身曾岐神社のご協力により同神社の能舞台で新作能「マクベス」や「白田村」の上演のほか、津軽三味線で有名な吉田兄弟の演奏会が予定されています。

いずれのイベントも有料ではありますが、第1線級の内容となっており、市民ならびに観光客の皆さまに楽しんでいただけるイベントになるものと期待しております。

次に、風林火山館についてであります。

平成20年度末の閉館後は、フィルムコミッション用ロケ地として、映画やテレビ撮影等に活用してまいりましたが、施設の老朽化とともに来年6月に借地契約が終了することから、9月の映画「のぼうの城」の撮影と黒澤監督生誕祭イベントを最後に施設を解体し、もとの牧草地に戻す計画であります。平成18年の開館とともに、60万人を超える観光客を迎え入れた風林火山館は、地域の観光振興に大きな役割を果たしたものと思っております。

次に、音事協の森記念植樹セレモニーと北杜歌謡祭についてであります。

一昨日の9月5日に、明野地区にあります音事協の森におきまして、歌手の鈴木雅之さんによる記念植樹セレモニーが開催されました。会場には社団法人 日本音楽事業者協会の皆さまをはじめ、明野地区の皆さんや明野小学校 緑の少年少女隊など、多くの方々のご参加をいただき、音事協の森を通じて、森づくりの大切さを改めて共有させていただきました。

また、記念植樹セレモニー終了後、高根やまびこホールにおいて、鈴木雅之さんのチャリティーコンサートが北杜歌謡祭として開催されました。ホールを埋め尽くした人々全員が、鈴木さんのパフォーマンスに酔い痴れていました。

なお、収益金は市の環境保全協力金として、ご寄附いただくこととなっております。

今後も音楽事業者協会のご協力をいただきながら、イベントを通し、森づくりの啓発活動を行ってまいりたいと思っております。

次に、小淵沢駅舎改築についてであります。

現在、JR側との協議を重ねるとともに、関係する部局の職員で構成する庁内検討会を立ち上げ、調査・研究を進めております。駅舎改築、駅前広場整備については、今後、全市的な視点から検討を重ねる必要があることから、広く市民の皆さまの意見を聞かせていただくための協議会を設け、より合理的な基本構想の策定に努めてまいりたいと考えております。このため、今議会に所要の予算をお願いしたところであります。

次に、新山崎団地建設工事についてであります。

11月上旬には進入路の舗装工事も含め、すべての工事が完了する予定であります。入居者の募集につきましては、10月より広報ほくとや市ホームページなどで公募を行い、11月下旬より入居を開始したいと考えております。

次に、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会についてであります。

去る8月22日に、明野中学校校庭におきまして開催されたラジオ体操が、NHKラジオで全国に生放送されました。当日は晴天に恵まれ、会場には市内外から約1,200人の方々にご参加をいただきました。地元スポーツ少年団員30人のジュニアリーダーも、立派な模範演技を行い、元気な北杜市がラジオを通じて全国にアピールできたものと思っております。

次に、北杜ふれあい塾についてであります。

去る9月4日に開講し、第1回の学習会を開催いたしました。北杜市の将来構想など大きな夢に向かって歩むべく、これからの北杜市の姿について話をさせていただいたところであります。現在、申し込みをされている年間受講生は約120人ですが、今後開催される各学習会への体験参加も、随時受け付けをしております。さらに多くの市民の皆さまにも参加をしていただき、楽しく学べる場として期待をしているところであります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件4件、認定案件23件、条例案件5件、補正予算案件6件、諮問案件1件、その他5件であります。

はじめに、報告第13号の平成21年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件につきましては、平成20年度から2年間の継続事業で実施いたしました西原団地建設事業の精算の報告でございます。

次に報告第14号及び報告第15号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成21年度の市の健全化判断比率及び資金不足比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。

次に報告第16号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するものであります。

次に認定第1号 平成21年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第23号 平成21年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの23案件につきましては、地方自治法第233条及び地方公営企業法第30条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定をお願いするものであります。

続きまして、条例案件等につきましては、ご説明申し上げます。

はじめに議案第70号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の制定についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法が一部改正され、期限が延長されたことにより、合併以降、暫定施行としていた須玉町、白州町及び武川村の過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例をそれぞれ廃止し、北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例として、一本化するものであります。

次に議案第71号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条項を引用している個所の改正を行うものであります。

次に議案第72号 北杜市体育施設条例等の一部を改正する条例及び議案第73号 北杜市大泉屋内スポーツ施設条例等の一部を改正する条例についてであります。

合併以来、不均一な料金体系であった体育施設等使用料を統一的な基準により料金設定するため、所要の改正を行うものであります。また、体育施設と類似した温泉の付属施設等の利用料金も統一した料金体系とするため、併せて所要の改正を行うものであります。

次に議案第74号 北杜市郷土資料館条例及び北杜市埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例についてであります。

郷土資料館等の再編計画に基づき、市内の郷土資料館等を整理統合し、特色ある資料館として、効率的に運営するために所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算につきましては、ご説明申し上げます。

はじめに議案第75号 平成22年度北杜市一般会計補正予算(第3号)についてであります。

火災から高齢者の生命、財産を守り、安全・安心なまちづくりを進めるため、住宅用火災警報器の給付を行っていくこととし、所要の経費を計上いたしております。

次に八ヶ岳観光圏の認定に伴い、観光客の来訪及び滞在を促進するために観光圏内で実施される事業に関し、北杜市の負担にかかる経費を計上しております。

次に観光振興等の観点から、北杜市の玄関口である小淵沢駅の駅舎、駅前広場の整備のあり方についての基本構想を作成するため、所要の経費を計上しております。

次に長坂地区の統合小学校建設につきましては、長坂小学校敷地内に設置します小学校の基本設計、地質調査等の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は3億8,678万5千円となり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ290億9,019万6千円となります。

次に議案第76号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)であります。

診療報酬明細書のオンラインシステム開始に伴う、システム改修費などに2,036万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億694万4千円とするものであります。

次に議案第77号 平成22年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)であります。

過年度医療費の精算に伴う一般会計への繰出金が主なもので、106万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ181万円とするものであります。

次に議案第78号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であります。

保険料の本算定による広域連合への納付金の増額などで421万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億2,861万9千円とするものであります。

次に議案第79号 平成22年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。

過年度介護給付費の精算に伴う支払い準備基金への積立金が主なもので、6,360万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億5,741万2千円とするものであります。

次に議案第80号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。

高根中央クリーンセンター放流路工事、大泉・武川処理区の管渠布設工事として2,033万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億5,886万7千円とするものであります。

次に議案第81号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定であります。

過疎地域自立促進特別措置法が一部改正され、失効期限が平成28年3月31日まで6年間延長されたことに伴い、新たに須玉町、白州町、武川町にかかる過疎地域自立促進計画を定めるため、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第82号から議案第85号までの4案件につきましては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業において、それぞれの地区の事業計画の概要について、土地改良法に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に人事案件について、ご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦であります。法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

市長の説明が終わりました。

次に日程第3 認定第1号から日程第25 認定第23号までの一般会計及び特別会計の決算の認定23件について、補足説明を求めます。

坂本会計管理者。

○会計管理者(坂本正輝君)

それでは、今議会に提出されました平成21年度の北杜市における各会計の決算認定に関する案件につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては、地方自治法第233条、地方公営企業法第

30条及び北杜市財務規則第134条の規定に基づきまして、処理を行いました。

決算の調整につきましては、各会計とも平成21年4月1日から平成22年3月31日までに実施した諸事業及び収入支出において、2カ月間の出納整理期間を経て、平成22年5月31日に各会計を閉鎖したものであります。

したがいまして、市長への決算書の提出は、出納閉鎖後3カ月以内となっておりますので、平成22年7月13日に行ったところであります。

また監査委員による決算審査が、平成22年7月29日から8月10日までの8日間の日程で実施され、決算に対する意見書を8月20日付けでいただいたところであります。

今定例会において認定をいただく案件の数につきましては、平成21年度の一般会計をはじめ特別会計及び病院事業特別会計を合わせて23案件であります。

まず認定第1号 平成21年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出の総予算額は335億9,253万9,690円となり、歳入面では市税の69億58万円、地方交付税122億4,208万円をはじめ、国庫支出金の地域活性化・経済危機対策臨時交付金や定額給付金給付事業費補助金などが29億6,970万円。また、県支出金として16億5,195万円などであり、総額で313億9,372万4,538円となり、予算現額に対する収入率は93.5%となりました。

また、歳出面では民生費が48億6,318万円、土木費が39億5,277万円、教育費が30億8,426万円などで、主な事業としては清里・長坂・小淵沢のまちづくり交付金事業、市営西原団地建設工事、明野小学校屋内運動場改築工事などが行われ、歳出総額では302億5,357万4,619円となり、執行率は90.1%でありました。

歳入歳出差し引き残額は11億4,014万9,919円となりますが、22年度へ繰り越す事業費25億3,852万1,476円の財源として、2億4,180万6,601円を差し引きますと、実質繰越額は8億9,834万3,318円となるものであります。

次に認定第2号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、56億4,821万7千円となりました。

歳入は保険税の13億9,093万円、国庫支出金13億7,346万円などで、総額は57億7,174万6,669円となり、予算現額に対する収入率は102.2%であります。

歳出では保険給付費36億9,264万円、後期高齢者支援金7億3,870万円などが主なもので、総額は55億9,881万8,283円となり、執行率は99.1%でありました。

歳入歳出差し引き残額1億7,292万8,386円は、全額22年度へ繰り越すものであります。

次に認定第3号 平成21年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、1,724万9千円となりました。

歳入は国庫支出金の1千万円などで、総額は1,725万785円で、予算現額に対する収入率は100%であります。

歳出は繰出金1千万円などで、総額は1,578万9,543円で、執行率は91.5%でありました。

歳入歳出差し引き残額146万1,242円は、全額22年度は繰り越すものであります。

次に認定第4号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、4億7,671万2千円となりました。

歳入は保険料3億1千万円、一般会計からの繰入金1億5千万円などであり、総額は4億7,299万3,571円で、予算現額に対する収入率は99.2%でした。

歳出面では広域連合納付金の4億6千万円などであり、総額は4億7,215万115円で執行率は99.0%でした。

歳入歳出差し引き残額84万3,456円は、全額22年度へ繰り越すものであります。

次に認定第5号 平成21年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、32億8,688万8千円となりました。

歳入は介護保険料の5億9千万円、国庫支出金7億7千万円、支払基金交付金9億3千万円などで、総額は33億1,445万2,111円、予算現額に対する収入率は100.8%でした。

歳出面では、主に保険給付費が30億8千万円で、総額は32億5,139万3,978円、執行率は98.9%でありました。

歳入歳出差し引き残額6,305万8,133円は、全額22年度へ繰り越すものであります。

次に認定第6号 平成21年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、1,723万2千円となりました。

歳入は主にサービス収入の1,300万円であり、総額は1,550万7,136円、予算現額に対する収入率は96.3%であります。

歳出面では、給与費などの一般管理費1,500万円であり、総額は1,550万7,136円、執行率は90.0%でありました。

歳入歳出差し引き残額は、0であります。

次に認定第7号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、26億4,990万7千円となりました。

歳入は、水道使用料の10億9千万円、国庫補助金1億3千万円、繰入金8億9千万円、市債3億5千万円などであり、総額は26億3,387万1,654円で、予算現額に対する収入率は99.4%となっています。

歳出では水道管理費12億円、水道施設整備費6億7千万円、公債費7億円などで、総額は25億9,066万7,096円となり、執行率は97.8%でありました。

歳入歳出差し引き残額は4,320万4,558円となりますが、22年度へ繰り越す事業費の財源、1,079万4,500円を差し引きますと、実質繰越額は3,241万58円となります。

次に認定第8号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、31億4,421万3千円となりました。

歳入では使用料4億5千万円、国庫支出金2億3千万円、繰入金14億2千万円、市債7億9千万円などであり、総額は30億2,477万9,054円で、予算現額に対する収入率は96.2%でした。

歳出面では施設維持管理費3億1千万円、下水道施設整備費7億円、公債費18億円などあり、総額は29億8,655万980円で、執行率は95.0%となりました。

歳入歳出差し引き残額は3,822万8,074円ですが、22年度へ繰り越す事業費1億1,130万円の財源としての605万4千円を差し引きますと、実質繰越額は3,217万4,074円となります。

次に認定第9号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、11億3,705万8千円となりました。

歳入では使用料1億2千万円、国庫支出金8千万円、繰入金5億5千万円、市債2億7千万円などであり、総額は10億6,244万843円で、予算現額に対する収入率は93.4%となっています。

歳出では施設維持管理費1億3千万円、施設整備費2億2千万円、公債費6億5千万円などで、総額は10億4,142万3,126円、執行率は91.6%でした。

歳入歳出差し引き残額は2,101万7,717円となりますが、22年度へ繰り越す事業費4,680万円の財源としての240万円を差し引きますと、実質繰越額は1,861万7,717円となります。

次に認定第10号 平成21年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、9億2,691万円となりました。

歳入では使用料4千万円、一般会計及び基金からの繰入金3億8千万円などで、総額は5億523万1,765円、予算現額に対する収入率は54.5%でありました。

歳出面では総務管理費3億7千万円、公債費1千万円などで、総額は4億1,986万788円、執行率は45.3%でありました。

歳入歳出差し引き残額は8,537万977円となりますが、22年度へ繰り越す事業費4億8,368万4,250円の財源としての6,313万7,250円を差し引きますと、実質繰越額は2,223万3,727円となります。

次に認定第11号 平成21年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、1億1,924万6千円となりました。

歳入では診療収入の1億1千万円、繰越金1,800万円などであり、総額は1億3,458万3,535円で、予算現額に対する収入率は112.9%であります。

歳出面では総務管理費4,900万円、医業費3千万円、基金積立金3,300万円などで、総額は1億1,282万2,517円、執行率は94.6%でありました。

歳入歳出差し引き残額2,176万1,018円は、全額22年度へ繰り越すものであります。

次に認定第12号 平成21年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、1億43万円となりました。

歳入では診療収入の8,869万円、繰越金727万円などで、総額は1億86万4,124円で、予算現額に対する収入率は100.4%でありました。

歳出面では総務管理費5,500万円、医業費2,600円などで、総額が9,072万3,302円となり、執行率は90.3%でした。

歳入歳出差し引き残額は1,014万822円となりますが、22年度へ繰り越す事業費の財源、300万円を差し引きますと、実質繰越額は714万822円となります。

次に認定第13号 平成21年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、907万3千円となりました。

歳入では財産売り払い収入が800万円で、総額は909万4,749円で、予算現額に対する収入率は100.2%でありました。

歳出面では繰出金800万円などで、総額が904万1,400円で、執行率は99.7%でありました。

歳入歳出差し引き残額は5万3,349円となり、全額22年度へ繰り越すものであります。

次に認定第14号 平成21年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、2,301万円となりました。

歳入は財産収入の833万円、繰越金197万円などで、総額は2,368万1,764円でありました。

歳出は、4つの財産区管理会の管理経費などを合わせて、1,982万2,783円でありました。

歳入歳出差し引き残額は385万8,981円となり、全額22年度へ繰り越すものであります。

次に認定第15号 平成21年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、2,222万6千円となりました。

歳入では財産収入の752万円、繰越金1,432万円などで、総額で2,981万5,910円となりました。

歳出面では8つの財産区管理会の経費などを合わせて、697万8,355円でありました。

歳入歳出差し引き残額は2,283万7,555円となり、全額22年度へ繰り越すものであります。

次に認定第16号 平成21年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、1億276万2千円となりました。

歳入面では県支出金4,563万円、財産収入2,743万円などで、総額1億1,483万798円となりました。

歳出面では8つの財産区管理会の経費など、7,677万5,920円でありました。

歳入歳出差し引き残額は3,805万4,878円となり、全額22年度へ繰り越すものであります。

次に認定第17号 平成21年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、1,230万9千円となりました。

歳入では財産収入の279万円、繰越金1,136万円などで、総額1,583万8,561円となりました。

歳出面では、3つの財産区管理会の経費などを合わせて、344万2,623円でした。

歳入歳出差し引き残額は1,239万5,938円となり、全額22年度へ繰り越すものであります。

次に認定第18号 平成21年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、230万6千円となりました。

歳入では県からの補助金134万円、繰越金141万円などで、総額で280万3,546円となりました。

歳出面では、2つの財産区管理会の経費などを合わせ、136万7,423円でした。

歳入歳出差し引き残額は143万6,123円となり、全額22年度へ繰り越すものであります。

次に認定第19号 平成21年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、735万8千円となりました。

歳入では県からの交付金239万円、繰越金545万円などで、総額で812万6,780円となりました。

歳出面では3つの財産区管理会の経費などを合わせ、605万1,192円でした。

歳入歳出差し引き残額は207万5,588円となり、全額22年度へ繰り越すものであります。

次に認定第20号 平成21年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、165万9千円となりました。

歳入では、県からの交付金113万円、繰越金65万円などで、総額で179万1,917円となりました。

歳出では、5つの財産区管理会の経費などを合わせて、92万6,924円でした。

歳入歳出差し引き残額は86万4,993円となり、全額22年度へ繰り越すものであります。

次に認定第21号 平成21年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、636万4千円となりました。

歳入は県からの交付金123万円、繰越金344万円などで、総額で627万1,507円となりました。

歳出面では、5つの財産区管理会の経費などを合わせて、204万9,016円でした。

歳入歳出差し引き残額は422万2,491円となり、全額22年度へ繰り越すものであります。

次に認定第22号 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、3,192万円となりました。

歳入では財産収入2,748万円、基金繰入金280万円などで、総額で3,692万6,898円となりました。

歳出では総務管理費2,085万円、事業費582万円などで、総額は2,912万6,796円でした。

歳入歳出差し引き残額780万102円は、全額22年度へ繰り越すものであります。

最後に認定第23号 平成21年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

決算は塩川病院、甲陽病院、介護老人保健施設しおかわ福寿の里、訪問看護ステーションつくしんぼ及び八ヶ岳訪問看護ステーションの決算となります。

収益的収入及び支出につきましては、収入予算の総額38億8,767万3千円となり、決算額は35億1,175万3,923円でした。

内訳は病院事業収益31億5,995万8,776円、介護老人保健事業収益3億186万7,789円、訪問看護事業収益4,992万7,358円であります。

支出の予算総額38億8,767万3千円に対し、決算額は34億7,933万8,667円となり、支出の執行率は89.5%でありました。

内訳は病院事業費用31億2,396万625円、介護老人保健事業費用3億1,185万7,646円、訪問看護事業費用4,352万396円となっております。

また資本的収入及び支出につきましては、収入予算総額が4億8,602万4千円に対し、決算額は4億8,358万8,900円でありました。一方、支出は予算総額10億276万9千円に対し、決算額は6億6,933万3,863円であり、執行率は66.7%となりますが、これは地方公営企業法第26条の規定により、3億1,356万9千円が翌年度に繰り越されることによるものであります。

以上、平成21年度の各会計の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

補足説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に代表監査委員から、認定第1号から認定第23号までの23件の決算審査の結果について、意見書の報告を求めます。

入江代表監査委員。

○代表監査委員（入江薫君）

それでは平成21年度北杜市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算審査に付された会計については、

- 平成21年度北杜市一般会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算
- 平成21年度北杜市病院事業特別会計決算

の23会計でございます。

この23会計の決算について、平成22年7月29日から8月20日の間、北杜市役所において、審査のために提出されました決算書類について、帳簿と証拠書類等に基づき、秋山元紀監査委員、秋山九一監査委員、そして私の3人で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めた項目の審査手続きを実施いたしました。

一般会計・特別会計及び歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況を審査した結果、決算はその計数に誤りはなく、諸帳簿・証拠書類も整備され、決算計数は正確でありました。

なお、各会計の決算については、お手元に配布されております決算書に添付された意見書のとおりでございます。

さて、昨年のわが国は景気の悪化にようやく歯止めがかかり、また政権が交代するなど、経済・政治の両面で、変化の起点の年となりました。しかし景気は依然として厳しく、定額給付金の支給やエコカー補助金、エコポイント制度の導入等、景気を持ち直しに一役かったことはたしかでした。水準としては、引き続き厳しい状態であります。

本年、子ども手当の支給、高速道路原則無料化など、経済対策を行っておりますが、景気はいまだに回復の兆しが見えない状況が続いております。

こうした状況の中、政府は急激な円高や株安による景気の後退を防ぐ雇用、投資、消費、地域の防災対策、規制制度改革の5分野を柱に、経済対策の基本方針を、9月10日の閣議で正式決定することが報道されました。この緊急経済対策により、景気・雇用等の安定が望まれるところであります。

ところで、平成21年度決算においては、市債残高が着実に減少し、基金残高が着実に増加しております。また、実質公債費比率が18.5%、昨年度に比べて0.6ポイント改善されました。昨年度と同様に、財政健全化に向けての努力が見受けられます。しかしながら、実質公債費比率は依然として高い状況にあります。健全な財政運営に、なお一層の努力が望まれるところであります。

これからも、少子高齢化、景気低迷による市税の減収や三位一体改革による普通交付税等の減額が本市の財政を圧迫することは、間違いありません。このことに対応するには、行政は市民のためにあるということを再認識し、財政健全化に向けて、徹底した事務事業の評価、公共施設等の縮小・廃止など行政のスリム化を実現するため、努力と決断と実行が重要であります。

住民の福祉の増進に努めるという自治体の基本理念を常に忘れることなく、積極的な情報公開により市民の理解を求め、市民と協働しながら、人と自然と文化が躍動する環境創造都市を構築していくことに期待し、平成21年度決算審査の報告といたします。

○議長（秋山俊和君）

代表監査委員の報告が終わりました。

ただいま、議題となっております認定第1号から認定第23号までの23件及び議案第71号から議案第74号までの4件につきましては、決算特別委員会及び所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております認定第1号から認定第23号までの23件及び議案第71号から議案第74号までの4件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、決算特別委員会及び所管の常任委員会等に付託したいと思います。

○議長（秋山俊和君）

日程第26 報告第13号 平成21年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件

日程第27 報告第14号 平成21年度北杜市健全化判断比率報告及び平成20年度北杜市健全化判断比率修正報告の件

日程第28 報告第15号 平成21年度北杜市資金不足比率報告の件

日程第29 報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

の以上4件について、内容説明を順次、担当部長に求めます。

清水企画部長。

報告第13号から報告第15号及び報告第16号のうち、専決第1号から専決第4号まで。

○企画部長（清水克己君）

報告第13号 平成21年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件について、ご説明をいたします。

8款土木費の西原団地建設事業につきましては、平成20年度、21年度に継続費を組んで建設をしてまいりました。継続年度が終了いたしましたので、その精算報告をするものでございます。

各年度別の額につきましては、記載のとおりでございます。合計額で、ご説明をいたします。

全体計画では、合計年割額5億9,400万5千円であります。その財源として、国庫支出金1億7,795万1千円。地方債1億2,470万円。一般財源2億9,135万4千円で計画いたしました。それに対する実績でございますけれども、合計で支出済額5億9,400万4千円でございます。その財源は国庫支出金1億7,795万1千円、地方債1億2,470万円で計画と同額でございます。

一般財源につきましては2億9,135万3千円で、計画より1千円の減でございました。全体計画案と実績額1千円の精算をするものでございます。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。よろしくお願いたします。

続きまして、報告第14号 平成21年度北杜市健全化判断比率報告及び平成20年度北杜市健全化判断比率修正報告の件について、ご説明をいたします。

健全化判断比率につきましては、地方自治体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見書を付けて議会に報告するものでございます。

まず実質赤字比率でございますけれども、標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことであり、黒字か赤字かを判断する指標でございます。本市の場合におきましては、一般会計、白州診療所特別会計、甲陵中・高等学校特別会計が対象となります。

本市におきましては、実質収支が赤字を生じていないために数値は出ません。また本市に適用される早期健全化基準は12.43%、財政再生基準は20%でございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。

本市の普通会計及び国民健康保険特別会計ほか10会計の、赤字の額から黒字の額を引いた額、これを連結実質赤字額と。それを標準財政規模で乗じた数値でございます。本市におきましては、赤字が生じていないために数値は出ません。本市に適用される早期健全化基準は17.43%であり、財政再生基準は40%でございます。

次に、実質公債費比率でございます。

地方債制度が許可制から協議制となったことに伴いまして、導入されました財政指数でございます。公債費による財政負担の計上を示すものでございます。収入のうち、どのくらいを借金に充てるかを示した、3カ年平均を示す指標でございます。この実質公債費比率が18%以上になりますと、地方債の発行が協議制から許可制となり、公債費負担適正化計画の策定を義務づけられているところでございます。

本市におきましては、18.5%でございます。25%以上になりますと、早期健全化計画の策定、35%以上になれば財政再生計画の策定が義務づけられているところでございます。

次に、将来負担比率でございます。

一般会計等が将来負担すべき、実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。普通会計が背負っている借金が、標準的な年間収入の何年分かに相当するかを表すものでございます。

本市の将来負担比率は145.6%で、昨年度の修正後の数値、167.3%から21.7%、改善してございます。この将来負担比率が350%になれば、財政健全化計画の策定が義務づけられるということでございます。

以上が、平成21年度の本市の財政健全化判断比率の状況でございます。

次に、ただいまご報告いたしました将来負担比率につきまして、平成20年度に、そのご報告をさせていただきましても、その報告をいたしました数値の基礎となる積算の数値を修正いたしました。その結果、昨年度、ご報告をいたしました数値172.6%から167.3%に修正をいたしましたところでございます。よろしくお願いたします。

なお、ただいまご報告をいたしました過去の数値につきましては、監査委員さんの審査を受け、適正であるという意見書を2ページ、3ページに添付してございます。よろしくお願いたします。

次に報告第15号 平成21年度北杜市資金不足利率報告の件について、ご説明をいたします。

公営企業の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、監査委員さんの審査に付し、その意見書を付けて議会に報告をするものでございます。

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対して、どの程度あるかを示すものでございます。対象となる会計は病院事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、土地開発事業特別会計でございます。

本市の病院事業特別会計ほか4特別会計につきましては、いずれも資金不足が生じていないために、数値は出ておりません。また各会計には、経営健全化基準が定められておりまして、それぞれ20%以上となっております。20%になりますと、健全化計画の策定が義務づけられておるところでございます。

この件に関しましても、監査委員さんの審査を受けまして、適正であるとの意見書を次ページに添付してございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

次に報告第16号 専決処分の報告について、ご説明をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されている事項について専決処分をしたので、同条第2項の規定によりまして、報告をするものでございます。

2ページをお願いいたします。専決第1号でございます。

平成22年7月16日に専決処分をさせていただきました。

損害賠償額の決定

北杜市は、公有自動車事故に係る損害賠償額の額を次のとおり決定する。

損害賠償の額 6万6,456円
損害賠償の相手方 大泉町在住 女性
損害賠償の理由 平成22年5月27日、午後3時ごろ、高根町東井出641番地付近の市道北割玉山線と市道東井出家の前線の交差点上において、高根総合支所、地域市民課の職員の運転する公有自動車は右折する際、左方より進行してきた相手車両と接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支払いの方法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

次のページをお願いします。専決第2号でございます。

平成22年8月23日に専決処分をさせていただきました。

損害賠償の額 19万5,210円
損害賠償の相手方 明野町在住 女性
損害賠償の理由 平成22年6月25日、午前8時50分ごろ、高根町下黒沢769の4番地付近の県道八ヶ岳公園線の路上におきまして、福祉部福祉課所管の知的障害者授産施設パル実郷の職員の運転する公有自動車は道路を横断し駐車をしようとした際、進行してきた相手車両と接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支払いの方法 相手方から市への損害賠償額2万4,238円を相殺した額17万972円が、相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

専決第3号でございます。

平成22年8月26日に専決処分をさせていただきました。

これは、公有財産(土地)の管理瑕疵に係る損害賠償でございます。

損害賠償の額 196万3,944円
損害賠償の相手方 小淵沢町在住 男性
損害賠償の理由 平成22年3月10日、午前11時ごろ、小淵沢町10060番地362の保安林に位置づけられている市有地内の立ち木が大雪により倒れ、相手方が所有する宿泊用店舗兼住宅及び車両を破損したため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支払いの方法 相手方の指定した口座に賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるものでございます。

次に、専決第4号でございます。

平成22年8月27日に専決処分をさせていただきました。

これは、公有自動車の事故に係る損害賠償でございます。

損害賠償の額 8万9,794円
損害賠償の相手方 武川町在住 男性
損害賠償の理由 平成22年8月18日、午後4時50分ごろ、武川町宮脇862番地付近の市道宮脇線の道路上において、子育て支援課臨時職員の運転する公有自動車が走行中に飛び石させ、駐車していた相手車両のリアガラスを

破損させたため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、社団法人全国市
有物件災害共済会から支払われるものでございます。

企画部関係は、以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

報告第16号のうち、専決第5号及び専決第6号。

○産業観光部長（名取重幹君）

それでは、専決第5号でございます。

22年8月2日に専決をさせていただきました。

損害賠償額の決定でございます。

損 害 賠 償 の 額 1万4,700円

損害賠償の相手方 南アルプス市在住 男性

損害賠償の理由 平成22年6月27日、午後2時30分ごろ、相手方が北杜市明野町小
笠原3394の637番地付近の茅ヶ岳広域農道を走行中に道路上の
穴に車輪が落ち込み、左前輪ホイールを破損したため、これに対する損
害賠償を行うものでございます。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、保険会社から支
払われるものでございます。

続きまして次ページであります、専決第6号でございます。

8月2日の専決をさせていただきました。

損害賠償の額の決定でございます。

損 害 賠 償 の 額 3万4,545円

損害賠償の相手方 北杜市大泉町在住 男性

損害賠償の理由 平成22年7月26日、午後2時30分ごろ、相手方が北杜市大泉町西
井出8240の475番地付近の林道三本松線を走行中に、道路上に浮
いていたグレーチングの端部に接触し、左前輪タイヤを破損したため、
これに対する損害賠償を行うものでございます。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、保険会社から支
払われるものでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

報告第16号のうち、専決第7号から第9号まで。

○建設部長（深沢朝男君）

8ページをご覧ください。

専決第7号につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定について、報告する
もので、平成22年7月15日付けで専決処分をさせていただきました。

損 害 賠 償 の 額 4,350円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市高根町在住 男性

損害賠償の理由 平成22年6月15日、午前8時30分ごろ、相手方が北杜市高根町東井出4986の82番地付近の市道北小学校玉山線を走行中に、道路上の穴に車輪が落ち込み、左前輪タイヤが破損したため、これに対する損害賠償を行うものです。

支払い方法 道路賠償責任保険事故として、保険会社から相手方の指定した口座に支払われるものでございます。

次に9ページをご覧ください。

専決第8号につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定について報告するもので、平成22年7月30日付けで専決処分させていただきました。

損害賠償の額 2万6,040円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市大泉町在住 女性

損害賠償の理由 平成22年4月26日、午前9時45分ごろ、相手方が北杜市長坂町大井ヶ森1100の6番地付近の市道大井ヶ森12号線を走行中に、道路上の穴に車輪が落ち込み、左前輪ホイール及びタイヤが破損したため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支払い方法 道路賠償責任保険事故として、保険会社から相手方の指定した口座に支払われるものでございます。

次に10ページをご覧ください。

専決第9号につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定について報告するもので、平成22年8月12日付けで専決処分させていただきました。

損害賠償の額 8万5,084円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市高根町在住 男性

損害賠償の理由 平成22年7月18日、午後6時ごろ、相手方が北杜市高根町長沢字上手原4986の414番地の市道北割玉山線を走行中に、道路上の穴に車輪が落ち込み、左前輪ホイール及びタイヤが破損したため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支払い方法 道路賠償責任保険事故として、保険会社から相手方の指定した口座に支払われるものでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

以上で、報告第13号から報告第16号まで4件の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

日程第42 議案第82号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業五町田地区土地改良事業計画の議決を求める件

日程第43 議案第83号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業箕輪新町地区土地改良事業計画の議決を求める件

日程第44 議案第84号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業上下条地区土地改良事業計画の議決を求める件

日程第45 議案第85号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業根造地区土地改良事業
計画の議決を求める件

以上4件について、内容説明を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案第82号からでございますが、議案書の綴りの最後部でございますが、4枚ございますので、恐れ入りますが、お開きください。

それでは、議案第82号でございます。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業五町田地区土地改良事業計画の議決を求める件でございます。

事業名ですが、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業。

主要工事計画であります。ため池改修、それからため池護岸、それからその他でございます。

事業量であります。ため池改修がL60メートル。それから、護岸がL71メートル。それから、測量試験費ほかでございます。

事業費であります。4,500万円。

それから、受益面積15ヘクタールでございます。

続きまして次ページでございますが、議案第83号をお開きください。

事業名は同事業、同じでございます。

地区は、箕輪新町地区土地改良事業計画の議決を求める件でございます。

事業名、同じく農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業。

主要工事計画、ならびに事業量であります。ため池改修がL111メートル。それから測量試験費ほかでございます。

事業費は、6千万円でございます。

受益面積が8ヘクタールであります。

続きまして、議案第84号でございます。

事業名は同じく、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業上下条地区土地改良事業計画の議決を求める件でございます。

事業名は同じく、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業。

主要工事計画、ならびに事業量であります。暗渠排水、A9ヘクタール。農道改良につきましては、L530メートル。その他、測量試験費ほかであります。

事業費につきましては、5千万円。

受益面積は13.6ヘクタールでございます。

最後に、議案第85号をお開きください。

同じく、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業根造地区土地改良事業計画の議決を求める件でございます。

事業名は同じく、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業。

主要工事計画、ならびに事業量であります。用水路改良L430メートル。その他、測量試験費ほかであります。

事業費につきましては、2,200万円。

受益面積につきましては、7.9ヘクタールでございます。

当該事業の4地区におきます事業執行の行政事務処理に関しまして、事業計画の議決を求めるといふ法令順守事務につきまして、一部不手際がありましたことを改めて深くお詫びを申し上げます。

今回の遅延事務に対しまして、山梨県と協議を重ね、事務処理の追認ならびに補完ということで、県とは了解を得ておるところでございます。

どうぞよろしくご審議の上、ご議決をくださいますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

ただいま、一括質疑をしております4案件の事業は、県との協議をすでに終え、国の事業採択を受け、平成20年3月及び21年3月の定例会にそれぞれ予算計上され、経済環境常任委員会に付託し、事業の細部にわたり説明を受け、慎重な審査の結果、可決されております。

本案件は、県との協議の前に提案すべき事業計画の議決を求める件であります。それがされていなかったため、国・県の理解を得る中での補完的措置であります。経過につきましては、誠に遺憾であります。しかし、事業内容についてはすでに細部にわたり説明を受け、審議をしているので、質疑・討論を省略し、直ちに採決することを求めます。

○議長（秋山俊和君）

ただいま、清水壽昌君から議案第82号から議案第85号までの4件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することを求める動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

議案第82号から議案第85号までの4件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することを求める動議を議題とし、採決いたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

本動議のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第82号から議案第85号までの4件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することを求める動議は可決されました。

これから、議案第82号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議あり。の声）

異議がありますので、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第82号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業五町田地区土地改良事業計画の議決を求める件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業箕輪新町地区土地改良事業計画の議決を求める件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第84号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議あり。の声)

異議がありますので、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第84号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業上下条地区土地改良事業計画の議決を求める件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第85号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議あり。の声)

異議がありますので、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第85号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業根造地区土地改良事業計画の議決を求める件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第47 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

北杜市議会委員会条例第6条の規定により、今定例会に上程されております認定第1号から認定第23号までの23件を審査するため、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を

設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第48 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において決算特別委員会の委員として、22人の全議員を指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました22人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開会し、速やかに正副委員長の互選をされるよう、ここに招集いたします。

場所は、議員協議会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は12時15分。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時15分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

入江代表監査委員さんは、一身上の都合により退席する旨、申し出があり、これを承認いたしましたので、ご報告いたします。

休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長及び副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に坂本静君、副委員長に風間利子君。

以上のとおり、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第49 選挙第1号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に、お手元に配布しましたとおりの6人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました6人を奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月24日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 0時18分

平成 2 2 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 4 日

平成22年第3回北杜市議会定例会（2日目）

平成22年9月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

市民フォーラム 篠原眞清君
公明党 小尾直知君
日本共産党 清水進君
北杜クラブ 千野秀一君
明政クラブ 保坂多枝子君

2. 出席議員（22人）

1番 小須田稔	2番 中山宏樹
3番 相吉正一	4番 清水進
5番 野中真理子	6番 篠原眞清
7番 風間利子	8番 坂本静
9番 小林忠雄	10番 中嶋新
11番 保坂多枝子	12番 利根川昇
13番 千野秀一	14番 小尾直知
15番 渡邊英子	16番 内田俊彦
17番 坂本治年	18番 秋山九一
19番 中村隆一	20番 清水壽昌
21番 秋山俊和	22番 渡邊陽一

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(45人)

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	進藤芳彦	企画部長	清水克己
市民部長	比奈田善彦	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	堀内誠	産業観光部長	名取重幹
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	山田栄明	教育次長(図書館担当)	老松正樹
会計管理者	坂本正輝	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	堀内健二	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	浅川明男	長坂総合支所長	輿石君夫
大泉総合支所長	浅川正己	小淵沢総合支所長	坂本敏二
白州総合支所長	伏見常雄	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本吉彦	総務課長	菊原忍
企画課長	大芝正和	財政課長	秋元達也
地域課長	高橋一成	管財課長	篠原直樹
市民課長	赤岡恵美子	健康増進課長	山田武男
福祉課長	浅川輝夫	子育て支援課長	吉田昌司
環境課長	由井秀樹	上水道課長	小尾善彦
林政課長	上原敏光	食と農の杜づくり課長	茅野臣恵
まちづくり推進課長	田中幸男	住宅課長	平井光
道路河川課長	武井武文	用地課長	中山健教
教育委員会付課長	横谷勉	教育総務課長	伊藤勝美
生涯学習課長	水上英子	学校給食課長	矢崎総一
学術課長	清水敏彦		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 伊藤精二
 議会書記 上村法広
 " 小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、5会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで、各会派の質問順位及び代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 市民フォーラム、45分。2番 公明党、30分。3番 日本共産党、30分。4番 北杜クラブ、105分。5番 明政クラブ、90分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、6番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

これより、平成22年第3回定例会での市民フォーラムの代表質問を行います。

近年まれに見る猛暑がございました。今日は珍しく、やっと秋らしい陽気になってまいりました。今、北杜市内、田園地内で黄金色のコシヒカリの収穫が進んでおります。北杜市の大きな財産になりつつある米の収穫ですが、今年のこの猛暑の影響で食味が大いに心配だ、あるいは収穫量が予想されたものに届くか心配だというふうな声が、私どもの耳に届いております。被害が最小限で収まっていたいただきたい、そんな思いをもちながら、これより代表質問を行わせていただきたいと思っております。

本会議にかけられました21年度決算を見ますと、北杜市の課題である公債費残高912億円、基金残高98億円と、財政健全化に向けての努力が、職員の皆さまをはじめとする努力が見受けられるわけでございます。

しかしながら、中身を見てみますと、北杜市が抱える大きな課題であります公債費残高、それに伴います公債費の歳出が全歳出の19%を占めて、相変わらず第1位にランクされる状況にありますこと。また経常収支比率が86.6%と、昨年をさらに上回る、傾向としては悪化の傾向を辿ってしまっている、この状況等に鑑みたく中で、健全化に向けての市長をはじめ職員の皆さまの努力、さらなる一段のご努力をお願いしなくてはならない内容になっているのかなと、そんなふうにも感じ取っているところでございます。

これらの状況等もふまえながら、大きく以下4点の質問を行います。

1番目でございますが、先ほど来申し上げておりますように、21年度の北杜市の決算について、示された一般会計決算、ならびに特別会計決算、これら北杜市の決算で示されました北杜市の市政全般について、お伺いをさせていただきたいと思っております。

まず1つ目は、財政運営に関して、市の総括的見解、21年度の財政運営に関しての市の総括的見解を伺います。

2つ目といたしまして、財政健全化計画を掲げて、今、着実にその実現を目指して進んでいるわけですが、その達成度がいかようなものであったのか、伺います。

3番目といたしまして、22年度で切れます北杜市のアクションプラン、この進捗状況、ならびにその成果について、お尋ねをいたします。

4番目といたしまして、指定管理制度の運用、これが市民のニーズに合ったものとなっているのか。あるいは、財政面で市の狙った効果が発揮されているのかどうか、お伺いいたします。

また指定管理制度の個別案件になりますが、白州町総合運動場にあるテニスコートが用途変更されているという状況を聞いております。その経緯について、お知らせをいただきたいと思っております。

次に5番の1つ目ですが、公営企業法に準じての事業であります上下水道、ならびに病院事業の経営改善状況、それらについてのご見解をいただきたいと思っております。

それから簡易水道事業で、水源池の水利権者に使用料、あるいは管理料というふうな名目で、これは旧の町村の時代から支払いがされておりますが、その支払い状況、あるいは水利権者や地域との契約の概要がどんなものなのか。それから今回、来年の1月、実施になるわけですが、水道料金統一に伴い、これらの水利権に関わります支払いに関しても、統一の検討の必要があるのではないかとというふうに考えますが、市のご見解を賜りたいと思っております。

次に、大きい2つ目の質問に移ります。

現在、北杜市は景観計画とともにまちづくり計画の策定を進めております。まちづくり計画は、土地利用のあり方を主眼として、市の将来像を市民に提示するものとなっておりますが、まちづくり計画のほか、広く、2つ目のテーマとしましては、地域づくり、まちづくりの施策について、お伺いいたします。

1つ目でございます。市のまちづくり計画では、地区まちづくりを主体的に進めるため、行政区単位で市民委員会という新しい組織を考えておられますが、既存の行政区組織と市民委員会との関係がどんなふうな位置づけになるのか、お尋ねをいたします。

2つ目ですが、まちづくり計画には、都市的な機能の集約配置を目標として、地域拠点という考え方が盛り込まれております。旧8町村の市街地と清里駅周辺が地域拠点になるというふうに位置づけられておりますが、その中で、現在ある支所がどのような位置づけになるのかを教えてくださいたいと思っております。

それから、3番目でございます。まちづくり計画にある都市的な機能を地域拠点に持たせるには、行政の窓口とともに住民の拠りどころとなる施設が必要であります。支所に図書館や公民館機能を集約することは、長いスパンで考えた施設維持費や管理人員費などの節約や施設の耐震化も無駄なく行え、さらに効率的な地域づくりに寄与すると考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

それから4番目ですが、学校は地域拠点の1つと位置づけられると考えております。この観点から、小学校の第2段階、市内6校程度の統廃合をどのように進められるのか。また、学校と地域づくりを考えたとき、通学区域をどのように設定するかが重要であります。現在のように同じ小学校の子どもたちを同じ中学校へ進学できるようにすることは、大切であるというふうに考えております。市内3校への中学校統合を考える際、この点をどのようにお考えになる

のか、お尋ねをいたします。

続きまして5番目ですが、今回の示されたまちづくり計画は、土地利用に主眼を置いたものでございます。昨今、まちづくり計画という名称で、多くの自治体がさまざまな取り組みをしております。その顕著なものは自治基本条例策定、市民参加を求めている策定というものがございりますが、市民の市政全般への協働を求めるまちづくりと今回、示されたまちづくり計画は違いが出ております。今、申し上げましたように、自治基本条例の視点を考慮した取り組みについて、市はどのようにお考えになっておられるのか。また、どのような検討をしていられるか、お尋ねをいただきたいと思います。

次に、6番目です。あらゆる世代にわたり、地域を元気にする地域づくりのために生涯学習が重要と考えられておりますし、現に取り組みが行われております。その推進をどのように考えているのか。機構改革により、教育センターが4つに統廃合され、各センターでの講座数もなくなってきている部分もございまして。限界集落等、過疎化が進む中で地域づくりを考えたとき、身近な場所で気軽に参加できる環境が大事であり、この点、市は今回の教育センターの統廃合を含めて、どのように自己点検・評価をしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に7番目ですが、地域で機能している施設や団体、具体的には明野給食センターと埋蔵文化財センターについて、統廃合や管理方法の変更の経緯を改めてお尋ねをいたします。

大きな3つ目の質問であります。市民への情報公開、ならびに伝達についてでございます。

現在の市の情報公開のあり方を、市自体はどのように評価されておられるのでしょうか。1点でございます。

次に2点目でございます。行政情報は、行政区を通じて市民にどの程度、伝わっていると市は評価をしておられるのでしょうか。

3つ目でございます。行政区に未加入の市民への情報伝達はどのように、現状なっているのか、改めてお尋ねいたします。

4つ目でございます。デマンド交通や景観計画についての説明会への住民参加が非常に少なく、内容が伝わっていないのではないかとというふうにご心配もしているところでございますが、どのようにこの実情をお考えでしょうか。またデマンド交通について、説明時と運行後の住民の反応は、どのようなものであったとご理解をされているのでしょうか。併せて、今後の市の対応をお聞きいたします。

次に最後、4つ目でございます。山梨県環境整備センター、通称は明野最終処分場といわれておりますが、ここに設置されております安全管理委員会のあり方について、伺います。

ご案内のとおり安全管理委員会は、山梨県、北杜市、環境整備事業団の三者で結んだ公害防止協定に基づいて、処分場の建設や運営にあたり、安全面に万全を期すため、県、地域住民代表を含む北杜市、事業団、専門家から構成される委員会を設置しております。

その大きな任務は、処分場の建設及び運営時における安全管理に関する次の事項の検討を目的としております。その1つは処分場建設における施工状況の確認、2つは公害防止協定の実施に関し、廃棄物の搬入管理、災害時の安全対策、新設備処理施設の運転期間など、処分場の安全対策に必要な細目事項に関すること。それから3つ目といたしまして、その他センターの安全管理に必要と認められることという、これら目的をもって年に2回、開催されております。

ところで、この処分場に関しましては、昨年5月21日から操業が開始されておりますが、ご案内のとおり、予定した廃棄物が計画を大幅に下回っての稼働という状況が続いております。

て、すでに事業をスタートした直後から、およそ35億円の赤字になるだろうという予測が専門家を交えた検討委員会の中で示されておりまして、山梨県の大きな今後の政治課題になってきております。

さらに地元から見て困った状況が出ておりまして、昨年5月21日に稼働開始以降、修繕をする回数が、100カ所近くを修繕するという。さまざまな事情でシート、覆うものに穴が開いたり、あるいは非常に心配される部分ですが、この処分場の命であります遮水装置、底に二重のシートが埋設されておるんですが、その中間に大量の水が溜まると。事業者である事業団さえも驚くような、想定もしない事態が出ておりまして、それがシートを持ち上げてしまう。大きく膨らんで歪んでしまうような状況が出て、本来、シートというものは決して破れることがないといった、そのシートを事業者みずからが穴を開けて水を抜かなければならない事態が発生しております。

そして、その時点で水を抜ききったと言っていたんですが、今年の1月29日、これも思わぬ、想定外の事故ですが、遮水シートの一層目のシートを完全に破ってしまうと。さらに二層目も傷つけてしまうという事態が発生しました。そのときにも、その二層のシートの間から、どんどん水が湧き出ているという状況にあります。これは事業者自身が言っているんですが、想定、10数トンの水があるんじゃないかという話であります。

二層のシートの中に水が溜まるということは、どういう危険性が出てくるか、これは私がここで申し上げなくても分かると思うんです。圧力がかかり、行き場を失った水がシートへどのような影響を及ぼすか分からない状況、そういう状況が想定されております。

さらに従前、事業を始める前にシートが破れる可能性は、ほとんどないと言いつつ続けた県の説明を裏切るように、現実、理由はどうであれ、シートが破れる自体が起きています。これらも含め、さらに操業開始後に、その地下水の汚染が懸念されている、そのチェックをするモニター井戸での数値が右肩上がりに上がってきている。要するに、さまざまな物質が地下水へ混ざりこんでいる実情が出ておりまして、これらも地元の皆さんは大変、心配しております。

これら大変、懸念されるべき事態が出ている中で、この安全管理委員会の中で、しっかりとそれを解明していく、そのことが今、この安全管理委員会に求められる大きな責務となってきました。この観点におきまして、以下4点について、お伺いしたいと思います。

1つ目といたしまして、処分場周辺、先ほど来、申し上げましたが、処分場周辺の安全・安心の確認の拠りどころともいべき安全管理委員会は、その機能を十分果たしていると市はお考えでしょうか、伺います。

2つ目でございます。事業団は廃棄物の埋め立て処理に関して、粉塵飛散が異常な事例を認め、指摘に対して反省しております。詫びております。アスベスト石綿を含んだ廃棄物の埋め立て処理におきましても、操業前に示された内容と違う危険な処理、具体的には管をコンボで埋め立てる前に叩き割っています。アスベストの飛散の危険性が多分に考えられるような状況の処理が行われております。これらのことに関しまして、市はどのようにお考えでしょうか。

それから3つ目でございます。処分場直下の地下水観測井戸の地下水データで、先ほど申しました、地下水の汚染を示す結果が出ております。住民が大変心配しておりますが、この点に関してのご見解をお尋ねいたします。

それから4つ目でございます。操業1年で、先ほど指摘をしましたように、遮水シートが破れる等の事故や遮水シートとシートの間、想定外の大量の水が溜まる事例や施設補修作業の

多発などの問題が起きております。これらの問題を迅速かつ適正に解明するために、現在、年2回の安全管理委員会開催のあり方や、専門性を持った地元委員の増員などを検討すべきと考えておりますが、市のお考えはいかがでしょうか。

以上、大きく4点につきまして、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成21年度北杜市決算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、財政運営に関しての本市の総括的見解についてであります。

平成21年度における本市の一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入487億円、歳出470億円、繰り越すべき財源3億円を除いた、いわゆる黒字は14億円となりました。

平成20年度と比較すると歳入歳出とも減っておりますが、平成21年度の一般会計決算は歳入で10億円、歳出で8億円の増となっております。

一般会計の決算規模が大きくなりましたのは、国が経済危機対策として創設した臨時交付金を本市が知恵を絞り、また人一倍汗をかいて、県内市町村で一番多く獲得し、市政各般にわたる事業を懸命に展開した結果であると考えております。

そうした取り組みの中で、平成22年度当初予算においては、合併以来、毎年度見込んできました財政調整基金の取り崩しを回避できたところであります。また、地方交付税の縮減に備えて、基金の積み立てを継続し、財産区を除く全会計の基金残高を前年度より14億円増やし、117億円としたところであります。さらに後年度の公債費歳出を抑制するため、市債の繰上償還を積極的に進め、市債残高を前年度から27億円減らし、平成21年度末で913億円としたところであります。

以上のように、財政運営については厳しい財政状況の中で、着実に財政の健全化に向け、邁進していると考えております。

次に、指定管理者制度の運用面と財政面についてであります。

指定管理者制度は、公の施設を有効活用する手段として、利用者の満足度を上げ、より多くの利用者確保しようとする民間経営者の発想を取り入れることで、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に導入されたもので、現在、その目的に沿って運用がなされていると考えております。

財政面では、指定管理者制度を導入したことにより、平成18年度に指定管理者制度を導入した際の直営時の収支と比較すると、平成21年度実績では、およそ3億円の経費削減が図られております。

次に市民への情報公開・伝達について、いくつかご質問をいただいております。

情報公開をどのように評価しているかについてであります。

市民の方々への情報提供については、広報ほくと、ホームページ、ケーブルテレビ、行政区などを通してのお知らせなど、複数の手段を用いて提供している状況であり、市民の皆さまにはご理解をいただき、ご利用いただいているものと認識しております。

また、北杜市情報公開条例に基づく公文書の開示、ならびに北杜市審議会等の会議の公開に

関する要綱に基づく付属機関の会議を公開することにより、市民の市政に対する理解を深めるとともに、開かれた市政の実現を推進しております。

次に、山梨県環境整備センター安全管理委員会のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

安全管理委員会は、機能を果たしているかについてであります。

安全管理委員会は、明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定第9条に基づいて、平成19年8月に設置されたもので、山梨県、北杜市、地元代表者、学識経験者及び事業団から構成されております。処分場の安全管理に関わる事項について、調査・検討して意見を述べるのが安全管理委員会の任務であります。

これまで公害防止協定に規定された細目事項、あるいは廃棄物の搬入管理、環境モニタリング等について検証をするほか現地視察を実施するなど、現在まで11回開催されております。委員においてもそれぞれの立場から意見が出され、長時間議論されるなど、その機能は果たされているものと考えております。

その他につきましては、教育長及び担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

はじめに平成21年度北杜市決算について、ご質問をいただいております。

テニスコートの用途変更の経緯についてであります。

白州総合運動場は、昭和49年にグラウンドとクレートテニスコート6面を整備いたしました。そのうちクレートテニスコート3面を平成8年に人工芝に改良し、現在も使用されております。残り3面のクレートテニスコートについては、平成20年6月26日付けで、指定管理者から用途変更の要望書が提出されました。

要望書の内容は、クレートテニスコートは利用者がいないことから、ポールを撤去し、芝生化し、原っぱ広場をつくり、幼児、ファミリー、高齢者がスポーツに親しめる場をつくりたいとの要望でした。

テニスコートの利用は、約1日1団体が使用しておりますが、指定管理者制度を導入する以前から、人工芝のテニスコートのみが使用されており、クレートテニスコートの利用はございませんでした。そのため、指定管理者からの要望書を受け、使用されていないクレートテニスコートを整備し、多目的に有効利用できるよう、平成20年7月8日付けで承認いたしました。

次にまちづくりの施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小学校の統廃合の進め方についてであります。

本年5月に策定しました市立小中学校適正配置実施計画では、まず複数校ある町の小学校を統廃合し、平成29年度までに9校とすることとしております。その後、よりよい教育環境をつくるため、さらなる再編を進めていきたいと考えております。

次に、中学校の統合を考える際の通学区域についてであります。

新しい中学校の所在地のもとに新たな学校区を設定しますが、教育委員会としましては、既存の小学校区を分割して、中学校区を設定することは考えておりません。ただし、特別な事由がある場合は個別に検討を加え、対応することになると考えます。

次に、生涯学習の推進と教育センターの統廃合についてであります。

北杜市では厳しい財政状況の中、市全体で取り組むことが望ましい事業、各教育センターでの特色ある事業などを精査の上、講座内容を検討し、効果的かつ効率的な生涯学習の推進を行っております。

本年度から社会教育委員、各教育センターと協同して、北杜ふれあい塾を開催し、身近な施設での学習会を開催しております。また、市内の優れた技能知識を持っている人を活用する人材登録制度 まなびの杜タレントバンクがあります。現在57人の方々が登録をさせていただいており、自主的な生涯学習活動の支援を行っているところであります。

市内にある公民館207分館は、集落の過疎化が進む中で、市民の憩いの場、心のふれあいの場として地域に密着している施設で、地域文化やスポーツ活動、そして生涯学習の拠点施設として、住みよい地域社会をつくるために役立つものと思います。今後さらに、人材登録制度の活用や分館活動の充実に努めてまいります。

なお、市の自己点検・評価は、今後の取り組みの方向性や課題を明らかにするため、教育委員会が評価をいたしました。今回は、平成21年度の実施事業についての評価をいたしましたので、今年度の行政組織改革の事業は、自己点検・評価の対象にはなっておりません。

次に、明野給食センター等の統廃合及び管理方法についてであります。

明野学校給食センターにつきましては、まず平成18年3月に策定された行財政改革アクションプランにおいて、類似施設の整理統合という方針が打ち出され、平成25年から28年度までに統合する計画でありました。

しかし、平成18年10月に学校給食調理施設及び設備類の調査を行った際には、特に問題はなかったものの、のちに備品類及び厨房機器についていくつか不具合が生じ、これまで交換及び修理等に対応した経過がございます。

最近、高額な備品交換の必要性も生じてきていることから、最新設備の整った北杜南学校給食センターとの統合を計画よりも早めて、安心・安全な給食を児童生徒に提供していきたいと考えているところでございます。

北杜市埋蔵文化財センターにつきましても、給食センター同様、アクションプランの類似施設の整理統合との方針から、検討委員会を設置し、答申を受けました。この答申をふまえて、現在、当センターで行っている考古の部門にかかる展示・公開業務は、谷戸城ふるさと歴史館に集約することといたしました。

これにより再編後の同センターにおきましては、展示・公開業務を除く市内史跡の発掘調査、出土品の整理・保管、発掘調査報告書の作成等の業務を行い、教育委員会が直接、管理運営することといたしました。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

はじめに、まちづくりの施策についてであります。

自治基本条例への取り組みについてであります。

自治基本条例につきましては、市民と市政を執行するもの等の協働により、公平・公正な地

域社会をつくり、市民の福祉増進を図っていくものと認識をしておりますが、合併6年目を迎えております本市では個別条例の制定に重点を置き、具体的に実践するものを推進しているところであります。したがって、自治基本条例の制定につきましては、他の自治体の制定状況等を調査し、また先進事例を参考にしながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に市民への情報公開・伝達について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、行政区を通じての行政情報の伝達状況についてであります。

行政情報は、広報紙を通じての伝達を基本としています。北杜市の世帯数は、9月1日現在で2万82世帯、そのうち行政区等を通じての配布数は1万5,633世帯でありますので、情報伝達割合は全体の77.8%となります。

なお、国勢調査を基準値として、その後の増減を反映しました、いわゆる常住世帯数は1万6,517世帯であり、それに対する配布割合は94.6%となっております。

次に、行政区に未加入の市民への情報伝達の方法についてであります。

自治会未加入の世帯には、市内8カ所の各総合支所をはじめ、約50カ所の公共施設等に計1,840部の広報紙を配布し、最寄りの施設で受け取りができるよう対応をしているほか、希望者には実費負担による郵送のサービスを行っています。

また市のホームページにおいても、広報紙を公開しており、公開直後のアクセス件数が毎月450件ほどあります。そのほかにもCATVや報道機関など、あらゆる手段を活用して情報の伝達に努めていることから、市の行政情報は、おおむね市民全体に伝わっていると理解しております。一方で、さらに確実に市民に広報紙を配布する方法として、転入者には窓口において行政区加入への指導を行っているところでございます。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成21年度北杜市決算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、財政健全化計画の達成度についてであります。

計画の中でお示した人件費の削減については、平成21年度決算で2億8千万円の削減、繰出金の抑制については、一般会計ベースで1億6千万円の削減など、着実に計画に基づく取り組みを進めております。

また財政健全化計画では、昨今の激変する社会経済情勢をふまえ、当初予算時の予算編成方針において、行財政改革アクションプランを基本に数値目標等を示し、適正な財政運営を図っていくこととしております。

これにより平成22年度当初予算編成時には、公共事業費の前年度当初予算の97%の範囲内とするなど、予算要求シーリングを設定し、歳出削減の取り組みを実施するなど、着実に計画に基づく取り組みを達成し、進めてきたところであります。

次に、行財政改革アクションプランについてであります。

行財政改革アクションプランは、平成18年度から平成22年度までの5年間の取り組みであり、本年度が最終年度となっております。現在、平成23年度からの第2次行政改革大綱、ならびに第2次行政改革アクションプランの策定を行っていますが、5年間の取り組み状況を計

画に反映させる必要があります。

したがって、アクションプランの進捗状況につきましては、これまでは単年度目標についての達成状況を報告させていただきましたが、本年度は最終年度でありますので、本年度末での見込みを含めた、平成18年度から平成22年度までの取り組み状況の取りまとめを行い、北杜市行政改革推進本部で最終確認を行っているところであります。

現時点での5年間の成果見込みであります。110項目の取り組みにおいて、77項目達成見込みでありまして、達成率は70%となっております。これらについては、北杜市行政改革推進委員会においてご審議いただきながら、未達成の取り組みにつきましては、第2次行政改革大綱、ならびに第2次行政改革アクションプランに反映させていく考えであります。

次に市民への情報公開・伝達について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、デマンドバス実証運行についての住民説明会についてであります。

デマンドバス実証運行についての住民説明であります。4月に各町の区長会で協力依頼を行うとともに、5月には各運行エリアの7カ所において利用者説明会を開催し、198人のご参加をいただきました。

また、説明のご要望をいただきました単位老人クラブや高齢者と接する機会の多いケアマネージャー会議、市の保健師などを通し、市民への周知を図っているところであります。

なお、10月23日に開催されます北杜市健康福祉大会の会場にデマンドバスコーナーを設置し、利用PRを行うこととしております。

次に、説明時と運行中における住民の反応であります。

デマンドバスを利用する場合は、利用者登録をお願いしております。その際、事前アンケートをお願いしていますし、利用された場合も車内アンケートなどを行っています。電話予約で、自宅近くの登録された乗降場所から利用する新しい公共交通でありますので、利用にあたっての戸惑いが見られますが、利用目的が買い物、通院などが多いことから、運行便数の増や運行時間帯の拡大などの要望があります。

今後、財政的にも継続可能な公共交通とするためにも、北杜市地域公共交通活性化協議会において、検討していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成21年度北杜市決算のうち、病院事業の経営改善状況についてであります。

病院事業の平成21年度決算を前年度と比較し、経営状況を確認してみますと、塩川病院では損益計算書の経常収支において、1億3,989万円の増益となりました。介護老人保健施設福寿の里は、経常損失にはなっておりますけれども、126万円の改善が図られたところであります。

一方、甲陽病院においては、内科常勤医の退職等に伴い、3,561万円の減益となり経常損失が増加する結果となりました。また、訪問看護ステーションつくしんぼは27万円、八ヶ岳訪問看護ステーションは2万円の減収とはなりましたが、両施設とも黒字経営となっております。

病院事業全体で見ますと、1億526万円の増益となり経営改善が見られる結果となっております。

今後も、常勤医の確保や経費の縮減に努めながら地域医療の充実を図るとともに、さらなる経営改善を進めてまいりたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成21年度北杜市決算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、上下水道事業の経営改善状況についてであります。

水道事業についてであります。簡易水道事業特別会計は、広い地域に及ぶ施設維持管理費や老朽化した施設整備費及び事業債の償還等の経費により、一般会計からの繰り入れをしている状況にあります。

各施設の維持管理状況をさらに検証するとともに、施設整備につきましても安定した水を供給することを念頭に置き、工事の工法や事業量の見直しを行い、コスト削減に努めてきました。

平成21年度決算においては、施設管理費及び施設整備費の減額により、歳出総額は市債の繰上償還分を除き4,700万円余、前年度対比1.8%の減でありました。また、一般会計からの基準外繰入金につきましては3億6,100万円余となり、2,800万円余、7.2%の減でありました。

今後も経費の縮減に努め、経営改善を進めたいと考えております。

次に下水道事業は、地方公共団体が経営する企業会計で、利用者からの使用料金収入によって運営される独立採算が原則であります。しかし、下水道の整備には巨額の資金を必要とし、北杜市のような集落が散在している地域では、多大な投資の割に整備人口は少なく、投下資本の回収までも使用料金収入で賄うとなると、その使用料金は高額にならざるを得ない状況になります。したがって、現行の料金収入では、一般会計からの繰入金に依存しなければならない状況にあります。

このような中で、平成21年度決算においては、事業の縮減及び抑制を進めるとともに、人員の削減、施設維持管理業務の見直しや接続率の向上に努め、歳出ベースで公共下水道では1億9,900万円余、6.3%の減、農業集落排水では6,400万円余、5.8%の減となりました。

今後は、下水道事業会計の財政状況及び経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するためにも、下水道への加入促進、使用料金の統一及び将来を見据えた適正料金の設定、施設維持管理経費の縮減などの改善策を講じてまいりたいと考えております。

次に、簡易水道水源地の水利権者に対する水使用料等についてであります。

簡易水道の水源地である湧水の使用料等につきましては、合併前の町村と水利権者で交わした契約をもとに支払いをしております。

現在、高根地区の1水源で1水利権者、長坂地区の2水源で3水利権者、大泉地区の5水源で2水利権者、計8水源の6水利権者と契約をしております。

契約の概要であります。各水源において、水利権者と契約書、覚え書、協定書を交わしておりますが、契約には地域の実情により相違があり、使用料金の算出を毎年測定した水量によっ

で決めている箇所、一定の水量によって決めている箇所、定額で契約している箇所などとなっております。また、水源保護のための水源涵養費を含んでいる箇所もあります。

このように湧水の使用料につきましては、水利権に関し、旧来の慣行により水利権者と締結した契約でありますので、それを尊重し、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に山梨県環境整備センター安全管理委員会のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、アスベストを含んだ廃棄物の埋め立て処理についてであります。

アスベスト廃棄物のうち、法律上、廃石綿等に分類される吹き付け石綿等の飛散性アスベスト廃棄物は、環境整備センターでは手降ろしにより二重梱包のまま、あらかじめ決められた区画へ埋め立て、石綿含有産業廃棄物に分類されるスレート板・水道管等の非飛散性アスベスト廃棄物は、十分な湿潤を行いながらダンプアップし、大きいもの、空洞のあるものはさらに湿潤化しながら必要最低限の破碎を行い、あらかじめ決められた区画へ埋め立てることとされており、市も立入検査時にその説明を受けております。このように、適切な方法でアスベスト粉塵による周辺環境への支障が生じないように、十分な配慮がなされていると承知しております。

次に、地下水観測井戸の地下水データについてであります。

安全管理委員会において、環境整備事業団から、どの観測井戸も環境基準を十分にクリアしており、地下水汚染を示すような結果は認められていないという報告があり、操業開始以来、水質的に安心なレベルにあると認識しております。

今後とも、さまざまな可能性を考慮しながら監視を続けていくことが重要と考えております。

次に、安全管理委員会の開催のあり方であります。

山梨県環境整備センター安全管理委員会設置要綱第4条には、委員会の会議は委員長が必要に応じ召集し、会議の議長となると規定されております。

現在は年2回の開催となっており、その都度、環境モニタリング報告や安全管理に関する事項が検討されておりますが、要綱に定めるとおり必要がある場合は開催されるべきものと考えております。

次に、専門性を持った地元委員の増員についてであります。

専門委員については、地元であるか否かを問わず、中立な立場から物ごとを公平に客観的に判断できることが重要であると考えます。今年7月の安全管理委員会では、専門委員の増員について、中立的な立場での意見を期待できる人、土壤汚染や水質汚染の専門家の人、現場経験も豊富で実績のある人という、3つの選考基準が決められたところです。

今後、この基準に基づいて選考されることになると思われますが、安全管理委員会の中で十分議論され、決められたことでもありますので、尊重すべきことと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

まちづくりの施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地区まちづくり市民委員会と行政区組織との関係についてであります。

まちづくり計画では、地区まちづくり市民委員会を組織し、地区の実情に合った土地の使い

方、建物の形態、自然環境の維持・保全、景観づくりなどを地区まちづくり計画として策定することを可能としております。

地区まちづくり市民委員会については、活動区域を定め、活動区域内に居住する者、事業を営む者及び一定数以上の土地の所有者の賛同を得て組織することができ、地域コミュニティの形成されている行政区も、取り組みやすい組織の1つと考えられます。

次に、まちづくり計画に定める地域拠点と総合支所の位置づけについてであります。

まちづくり計画では、これまでの都市的機能の集積を前提に、総合支所周辺8地区及び清里駅周辺地区の合計9地区を地域拠点として、位置づけております。したがって、計画では総合支所等、個別の施設のみを地域拠点としては位置づけしておりません。

次に、住民の拠りどころとなる施設の集約についてであります。

都市機能の配置については、適正な都市運営コストという視点を重視することとしており、1つの施設に図書館や公民館機能を集約することは、都市運営コストの面からも有効な手法と考えております。

既存施設を有効的に活用するため、多機能化施設としてや他用途での活用を図り、市民の利便性の向上と施設管理費等の削減を図るべく、現在、北杜市行政改革推進委員会において、ご審議いただいております平成23年度からの第2次行政改革大綱、ならびに行政改革アクションプランの取り組み項目として、検討しているところであります。

次に市民への情報公開・伝達について、ご質問をいただいております。

景観計画及びまちづくり計画の住民説明会については、広報ほくと、各戸回覧、ホームページを活用し周知を図ったほか、区長、地域委員、策定委員には個別に通知し、8町各地で説明会を行い、合計で130人の参加をいただいたところであります。

計画内容の住民への周知については、今後、計画書概要版の各戸配布、広報紙及びホームページを活用し、周知に努めることといたしております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

篠原眞清君の再質問を許します。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

再質問を行います。

まず最初の大きい1つ目ですが、北杜市の決算についての部分で3点、お尋ねをしたいと思います。

財政運営に関しては、先ほど市長からご答弁をいただきましたし、担当部長さんからもご答

弁をいただきました。21年度、意識的に取り組んでおられる状況は分かりましたが、ご承知のとおり、平成17年度から合併の優遇措置として、交付税が34億円増額されて交付されております。それが27年から5年をかけて減るわけでありまして、そこが一番、北杜市にとっての今後の財政運営での最大の課題というふうに理解しておるわけですが、公債残高も913億円近くに減らされていることも分かっておりますが、申し上げましたように、公債費の金額が歳出の全体で1位を占めるという状況が、相変わらず続いております。やはり27年以降の交付税の減額を考えたときには、今ある913億円の残高を交付税の優遇策があるうちに、できる限り減額していくことの努力が必要と思いますが、その点のご認識をお尋ねしたいと思っております。

それから2つ目ですが、白州の総合運動場の用途変更に関しましては、先ほど経緯をお聞きいたしました。であるとすれば、北杜市の条例第110号、北杜市体育施設条例、これの別表1の用途の部分を変更する。要するに条例の一部改正の手続きが当然、必要であるというふうに私は考えていますが、その点はいかがでしょうか。

それから3つ目ですが、簡易水道の水源の水利権者の皆さん、あるいは地域の皆さんへの対応につきましては、先ほど部長から答弁がありまして、旧来の慣行を尊重して取り組んでいかれるということで、水源に寄せる地域の皆さんの思いを考えたときには、当然、それを尊重する中でやっていかなければいけないことも、よく分かります。

ただ、もう一方で、水道財政というものを考えながらやっていかななくてはならない。料金の統一に関しても、痛みを持っていただいている部分もあります。市民に、ですから慣行として尊重すると同時に改善できる部分、協力をいただける部分の努力は、もう一方でしていく必要があるかなというふうに思います。

そこで具体的な例で、ちょっとお聞きしますが、大泉地区で水道使用料と、それから水源涵養費ですか、お支払いされている団体がございまして、現在、年間349万3千円、支払いがされております。

この利用料の更新が、たしか9月21日に来たと思うんですが、先ほどのご答弁のように、その更新は従前どおりの内容での更新がされたのかどうかを1点、お尋ねいたします。

とりあえず、そこまでにします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

篠原議員の再質問にお答えをいたします。

今ある起債の残高を減らす必要があるのではという、ご質問だと思います。

ご指摘のとおり、市でも起債の残高を減らすというのは重要な課題ということで取り組んでいるところでございます。昨年度までに国から認めていただきました繰上償還については、すべてを実施したところでございます。

今後さらに繰上償還の拡大を国のほうへも要望していきたいとともに、すでに民間の金融機関からも借入れを行っているんですけども、それについても繰上償還をしております。さらにご理解をいただく中で、積極的に実施をしていきたいというふうに考えております。また、新規発行の起債につきましても、元金返済の範囲内ということを原則に、これからも進めてい

きたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

再質問にお答えします。

先ほど教育長より答弁いたしましたとおり、クレーテニスコートにつきましては、利用者がいないということもありまして、指定管理者から要望書が出されたということで、指定管理者の資金において、改造したということでございます。

ご指摘のとおり、条例上はテニスコート、人工芝、それからクレーテニスコートという形で分離はされておりますけれども、たまたま今の指定管理者ということで、当然、指定管理者が変わった場合には、現状に復旧してもらおうということで、使用に際してはクレーテニスコートの料金として徴収しているということで、別表については改正がしていないという状況でございます。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

篠原眞清議員の再質問にお答えいたします。

大泉地区の湧水使用料につきましては、現在までに4回の協議を西井出組、谷戸組と協議してまいりました。その中で、水道の使用料につきましては、過去3年間の年間2回の水道の水量を調査いたしまして、それをもとに、過去の、今現在の同じ水道料金単価で契約をするように考えております。

ただ水源涵養につきましては、大泉地区の水源の周辺につきましては、民有地等もありまして、それにつきまして、今後、開発等も懸念されると。水源の保全、そういうものも考えた中で、今、協議をしているところでございます。いずれにいたしましても、旧大泉町と結んだ条件の中での、今、更新手続きをしているところでございます。

この間も、ちょっと両組長とも話をしましたけれども、この10月4日の日に、今年度の水量の調査をするわけですが、それを併せて、遡及はするわけですが、9月21日付けで、おおむね了解を得ておりますので、契約更新をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

テニスコートのことに関してですが、今のご答弁だと、業者の要望に応じて、芝生に変えたというお話で、指定管理が外れれば、またもとに戻す可能性があるというご答弁だったんですが、私はそれはちょっとおかしいのではないかなと思うんですが、当然、変えたとするならば、その現状で、条例もやっぱり変えるべきことではないのかなというふうに、私は思います。それで業者が外れて、直営にもし戻るとすれば、その時点でまた、もう一度、条例を改正するというでなければ、現状と条例に書いてある用途のところが違うというものを、そのまま看

過するということは、決していいことではないというふうに私は思うんですが、もう一度、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

今までの中でも使用がなかったということですので、貴重な公共施設ですので、市としましても、また指定管理者としても有効に使っていただくということが重要であると思います。条例の改正につきましては、条例上はテニスコートだけでも、現状は今言いましたように、多目的な芝生広場という形で、金額的な徴収についても、クレーのテニスコート料としての料金を徴収しているということでございますので、現状の中では条例改正をしなかったということでございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

次に移りたいんですけども、ちょっと今の部分ですが、私はそれはちょっと違うんじゃないかと、どうしても納得ができないんですが。

○議長（秋山俊和君）

この部分については、もう3回終了していますので、触れないでいただきたいと思います。

○6番議員（篠原眞清君）

分かりました。では、次へ移ります。

まちづくりの施策に関しての、2つ目のところでございますが、今回、まちづくり計画は、あくまでも限定した土地利用に関するまちづくりという計画を目指しているということで、理解をしているんですが、新しい考え方として市民委員会というものを立ち上げて、地域で主体的に意欲のある皆さんが地域づくりに参画していただく道を開いたと。具体的に、その地域で地区のまちづくり計画を策定することを認めるということで、一步、その意欲を、住民のある意味、自治に一步近づくような方策かなという気もしないではないんですが、それをするとき、行政区との関わりというものが、やっぱり大きく問題になってくると思うんですが、私自身は今、行政区というものを行政の末端の組織と位置づけて行政区という表現をしているんですが、自主的にはその自治会的な活動をされている行政区になっているのが大多数だと思うんですが、私は市の進めとして、行政区という、もちろん位置づけは変わりませんが、その行政区として活動している皆さんを自治会という形に切り替えて、自主的な団体に切り替えて、行政区を運営するような施策を市としても、やはり積極的に進めるべきではないかなと。地域主権、あるいは地域づくりが求められている中で、さらにこういう、せっかく市民委員会みたいなものをつくったとすれば、そこの整合性も併せて、そういう方向を市として進めるべきというふうに考えますが、その点のお考えをお尋ねします。

それから明野の給食センターについて、お尋ねをいたしますが、先ほど来、るる経緯の説明がございましたが、6月の議会でも私、質問させていただきましたが、具体的に滅菌装置の不具合が発生しているというご答弁をいただいているんですが、現に現地を見てきた、あるいは

職員から聞いた中で、私はそれを認識しておりません。職員も、そういう不具合を認識していないというように、私は理解しております。

それでお聞きしますが、明野の給食センターには滅菌装置が何台あって、それはいつ購入されたものが、今、使われているのかを教えてくださいたいと思います。

とりあえず、その2点をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

篠原議員の再質問にお答えをいたします。

市民委員会というものを、位置づけを自治会というような形で指導をしていけば、しっかりと地域に馴染んだものになってくるのではないかというふうな趣旨のご質問かと思えます。そして、指導をするようにというご質問、先ほどのご質問に対する答弁の中でも申し上げましたように、必ずしも行政区、自治会というものが、この地域委員会と100%重なるものではないというふうに考えておりますけども、基本的に自主的に各地域で、例えば各地区の仕事なんかで共通するような人たち、あるいは大きな行政組織の中に各地区、小さな固まりがある。そういう地区の人たちが1つの目的を持って、地域をつくっていかうとするならば、どんな形であっても、自主的な組織であれば、市とすれば認めて、その人たちの意見も十分参考としながら、その地域のまちづくりというものを一緒にやってみましょうと、こういう考え方が、ただいま申し上げた答弁の趣旨でありまして、今後、各地区からそんな、また説明に来てくれとか、指導してくれとかというお話がございましたら、市としても積極的にそこに出向いて、ご説明を申し上げたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

再質問にお答えをいたします。

明野給食センターですけれども、昭和58年3月に設置されまして、現在まで26年間、使用されているということで、滅菌器につきましては1台ということでございます。滅菌器ももちろんなんですが、食器消毒保管庫ですとか、回転釜につきましても、今年の4月に旧須玉で使っていたものを、ストックしていたものを交換したというふうなこと。それから食品庫用のエアコンも故障しているということから、滅菌器も当然でございますけども、総合的な判断も十分にあるということでございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

最初のまちづくりのほうに関しましては、私の質問の趣旨は、建設部長さんのご答弁はそれで結構なんですが、私の趣旨はせっかく委員会というものが出来、行政区との区分けということで、行政区を今はただ行政区ということで、私たちは言っていますが、実際、中身は自治会という内容で自主的に運営しているわけですから、自治会という組織につくり変えてという、

そういうことの中で、そのつくった自治会が今度は委員会という形での申請をしていくことで整合性がとれていくというふうに思いまして、この部分は総務部長さんのほうから、ご答弁をいただきたいというふうに、私自身は考えて質問させていただきました。お願いいたします。

それから、もう1点。明野の給食センターですが、今、滅菌装置1台というお話でしたが、私どもが行って、お話を聞いたときには、3台あって、1台はたしかに古いけれども、それも所定の能力、80度に上げて、しっかりと滅菌するという部分においては、まったくなんら変わらなく稼働しているので、不具合だという認識はないというふうに理解しておりますが、その点をもう一度、確認します。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

篠原眞清議員の再質問にお答えいたします。

現在、北杜市で地域の活動の組織化として、行政区というのを条例化してつくっております。行政区のいくつかの役割があると思うんですけども、市側からはいろんな市の行政についての課題を地域にお願いしていくというような組織として、行政区というような呼び方で位置づけております。

ただ行政区、それぞれ地域によって、いろいろな活動の仕方があるし、位置づけ方があると思いますけども、多分に公民館活動を含めて、自治的な活動、自分たちの地域、安全とか、いろいろな問題がございます。そういったものを、実際には自治会としての活動も多分に、大きなウエイトとしてやっているのではないかというふうに思いますので、行政区そのものを自治会に変えていくということではなくて、一体化したものであるということで、行政区の活動を今まで支援してきましたし、これからも支援して、その地域づくりについてのそういう、建設部のほうで進めております、まちづくりの計画等に反映させていくということであれば、そういったことについても、行政区に説明会等を開いていただいて、そこで説明させていただいて、自分たちの地域づくりについて、支援していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

再質問にお答えします。

明野の給食センターでございますけれども、今、確認しましたら、食器消毒保管庫の中に滅菌器がありまして、それについて不具合が生じているということでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

もう3回、終了しておりますので。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

次の再質問に移ります。

安全管理委員会について、最後に質問させていただきたいと思いますが、先ほど市長の答弁で、安全管理委員会がその目的を、機能を発揮していると、図られているというふうなご答弁がありました。しかし、この間、副市長ならびに関係部長さんも委員として参加され、私も地元浅尾地区の区長として、2年間、参加をさせていただいておりますが、年2回しか開かれませんが、そこで、さまざまな問題点があって、その回答を求めますが、すぐに開かれないんです。間、6カ月、7カ月置いてしまう。そして、その間にはその問題が忘れ去られたがごとく、次の委員会ではその答弁がない、回答がないと。しかも開催は、間をあけての開催ですから、その際の説明するデータが多分にありまして、予定される2時間のうち3分の2ぐらいでしょうか、説明に費やしてしまって、私ども地元として、非常に心配になっている部分を質問させていただく時間が常になく、尻切れトンボの開催になっているというふうに私は理解しております。

私は、地元へ帰って説明するにも、現実、非常に困っております。ですから、いつ、どういう変動が起きるか分からないデータをしっかり監視して、問題点をなるべく早く、あれば見つけるという使命を持っている以上は、できる限り早く回数を増やして開催をして、その地元の不安に応える運営ができなければ、本来の安全管理委員会が持つ機能を、私は地元からすれば、果たしていないのではないかという思いが強くなるというように思います。もう一度、その点を含めてのご答弁をいただきたいのと、処分場の一番心配される、地下水が汚染されていないかを測るモニター井戸が3つあります。処分場の上流、一番上です。処分場の上です。影響を受けない井戸。そして処分場の直下の井戸、さらにそこから下った井戸、その直下の井戸のデータだけが、右肩上がりに汚れのデータが進んできております。

たしかに指定された項目での異常がないということは分かりますが、その汚れがなんなのか。事業団の答弁ですと、隣に畑があって農薬、あるいは肥料の影響ではないかと。こんな答弁を地元の人たちが聞いたら、どう思うでしょうか。なんのための観測井戸なんですか。その場所がいいということで、改めて設けられたんですよ。当初の計画以外に設けられたのが第3観測井戸なんですよ。そちらへの影響があるということを経営団みずから認めて、そこで数字が変わってきたら、畑の肥料だ、農薬の影響、そんなことで、私はいくら説明されても、なお不安が増します。その点に関して、市の見解を求めます。

さらに、もう1点は、市の皆さんも専門性と言いつつも、こういう特殊な問題に関して専門的な知識を持つのは、私は非常に厳しいと思います。ですから大いに、民間の専門家の話を聞く機会、市が話を聞く機会、あるいは地元で連日、監視をしている皆さんがさまざまな問題点を見つけてきます。そういう方たちと話を聞く機会をもって、ぜひ市の担当の皆さんも知識を今以上に深めていただいて、問題点をしっかりと明確にして、委員会の中で市民の安全を確保するための発言をしていただきたい。その3点をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

まず安全管理委員会の性格でございますが、私はこれは処分場に反対するとか、廃棄物を入れないとかという立場ではなくて、あくまで運営をしていく上で安全を期すものと、こういうふうな理解をしておるところでございます。私も、これは市の代表といたしまして、昨年、第

3回安全管理委員会に出席をいたしております。

今、るるお話がございましたが、この安全管理委員会の委員長というのは、私が就任する前は北杜市の副市長が務めていた経緯がございます。しかしながら、昨年の8月の、私にとりましては第1回の会議におきましては、事務局からは私が引き続いて委員長にというようなお話もございましたが、その席上、篠原議員さんから、こういうものの委員長は学識のある方にお願いしたほうがいだろうと、こういうご趣旨の主張がございまして、ほかの皆さんは従前の慣例どおり、やられるのがいいんではないかというふうなご意見もございましたが、篠原議員さんのご発言のとおり、委員長も学識の皆さんにお願いをいたしました。この議論も、実は1時間以上の議論がなされたと思います。

それから、そのあと、2回目でしたか3回目でしたか、今、専門の委員さんがお二人、入っているわけでございますけども、これもまた、篠原議員さんのご発言の中で、もっと別の専門の委員さんを加えるべきだという、お話がございました。この問題につきましては、安全管理委員会の規定の中では、必要があれば、そういう別の方の意見を求めて、その会議に出席を求めることができるというような規定もございしますが、しかし、篠原委員のご主張のとおり、ここは皆さんもやはり、相当な議論もございましたが、1人加えていただくということで決まったわけでございます。

このように、この運営につきましても、言うなれば民主的かつ効率的な安全管理委員会の運営がなされていると、このように思います。

それから、例のシートが破損した事件がございました。これもたしか、1月の終わりの金曜日のことだったと思いますが、私のところにも夜中に第一報がございました。私どもの環境課の職員は、その翌日、翌々日、土曜日、日曜日にあの厳寒の中を現地で、そのシートの破損状況等の確認をさせていただきました。

そして、さらに、これもまた篠原議員さんから私への申し出でございましたから、私も環境整備事業団のほうにお伝えをしましたが、ぜひ近くでもっと見たいから、そういう設定をしてほしいというお話もございましたから、そういうことで、現場でほかの委員さんもいらっしまったと思いますけども、ほかの区長さん方もいらっしまったと思いますけども、そういう機会も設けさせていただきました。

また安全管理委員会といたしましても、そのあと、あの地域におきまして、その破れたシートの具合等につきまして、現場で一緒になって、長時間にわたって検証してきたというような経緯がございます。

これこれさように、この一事をもっていたしましても、それぞれの皆さんがそれぞれの立場の中で、この安全管理委員会の本来の目的に沿って活動していると、このように私は理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

篠原眞清議員の再質問について、お答えをいたします。

処分場の観測井戸の関係の水質の変動でございますけども、先ほど篠原議員が言いましたように、観測井戸3については、開設当時より数値的には電気伝導率という、これは塩分濃度で

ございますけども、この数値が高くなっているという安全管理委員会からの報告も受けております。また、私どもの毎月、立ち入り検査をするときについても、センターの職員から、その状況については聞いておりますけども、ほかの環境の基準の検査項目26項目については、異常は認められていないという基準内の中での数値になっております。

そうした中で、処分場の南側にあります、堤体の下の部分にありますモニタリング人工というのがありますが、これについてはシートの下での自然の地下水をあそこで観測する人工井戸というか、そういうものでございますけども、これにつきましては、先ほど篠原議員が言いました一番上の観測井戸1号と同じ水質を保っております。ということは、シートからの廃棄物の水質は、また汚染等については考えられないと。

たまたま、入り口付近の観測井戸3についての異常が高くなっているということですが、これについては今後、安全管理委員会でも、これは注視していかなければならないと。先ほど篠原議員が言いましたように、まわりの農薬がどうだこうだのと、肥料がどうだこうだというものについては、まだ時期尚早ではないかなというふうに、私としては考えております。

今後、1年ですけども、だんだん搬入量が増えてきた中での水質の問題ですけども、もっと違う方面から検討して行って、最終的な判断をしなければならぬというふうに思いますし、市としまして、あの施設が北杜市に設置してあります。それにつきましても、市民が一番関心を持っているところでありまして、また市民の健康も北杜市は考えなければならぬというところで、市としまして、それについては水質の変動については注視し、関心を持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから地元の人たちの一応、ああいう施設を不安視する部分は多々あるわけですが、供用開始後1年、いろんな問題が出てきました。そういう問題について、市としまして、毎月1回の立ち入りでは把握できない部分もあります。関係団体の方の意見も聴取したいと考えております。そうした中で、これは1つの関連団体ですけども、私のほうにいろんな状況を報告したいということもきておりますので、その場を設けたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

先ほど、副市長さんのほうからご答弁をいただきました。

事実関係、私としても心外な部分がありますから、私としての主張をさせていただきたいんですが、お話のように、安全管理委員会はいろんな地元の心配を最優先にしないでほしいと。副市長さんみずから、地元の意見を大事にということは、会議の中でも発言していただいて、それを会議全体が尊重してくださっている事実は、私もしっかり承知しております。

ただ、委員長交代に関しまして、私が専門家がいいと言ったというふうなご説明がありましたが、経緯は副市長さんみずから、行政が委員長になるのはいかがなものかということの発言を受けて、私もそうであるならば専門家の方になっていただくほうが、この委員会の趣旨としていいのではないかと発言をさせていただきましたから、聞きようによっては、私の発言で副市長さんが委員長になれなかったみたいな受け止めをされては、私は心外ですので、そこだけはぜひ明確にさせていただきたいと思ひます。

それで今、おっしゃられましたように、鋭意、地元の意見を大事にしようという姿勢は持っ
ていただいておりますが、それと別にさらに大きな問題が出てきている部分、心配する部分も出
てきていますから、そういうものを短期間に開催して、しっかりと答えていただくような環境
づくりをぜひやっていくべきだというふうに思っていますから、ぜひ、その点をお願いしたい
と思います。

○議長（秋山俊和君）

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

私もそもそも大変難しい委員会の委員長というものですから、特にみずからかって出て就任
をしたいと思っていたわけではございません。しかし、流れの中で、いろいろなご意見の中で、
そのような形になったというご説明をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

それでは、篠原眞清君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

教育委員会にお尋ねしたいことがあります。

先ほど生涯学習の中でご答弁いただきましたが、私、いずれにいたしましても、生涯学習は
小さい子どもから高齢者まで、あらゆる世代に関わる学習であると、こんなふうに思います。
そして、各種講座などを開催して教養を高めたり、また趣味を広げたりと、実際に実生活に即
した講座を幅広く開いております。年2回の発行で、北杜市の生涯学習、また生涯学習の報告
として学びの杜で紹介しております。大変、積極的にされていることをご苦労さまだと思っ
ております。

さて、今年から教育センターが4センターになりました。先ほどのご答弁の中にも、4セン
ターになった理由は効果的、効率的に限られた予算の中でやっていくんですということの中で、
私もよく理解しておりますが、この中に、私はちょっと違っているなと思ったのは、やはり北
杜市は、子どもたちの学習には非常に向いている地域でもあります。したがって、山岳でのキャ
ンプ、あるいは登山等々は、やはり小さいうちに子どもたちは経験するべきではないかと、こ
んなふうに思っているのであります。

今まであった地区の教育センターで行われた、こういったサマーキャンプ的なものがなくな
って来てしまったことは、大変、私は残念だなと思います。というのは、やはり子どもたち
にとっては、外で遊ぶということは、まず一番大事なんです、食事を作るということ。これ
は命の教育につながります。それから山を歩くときに、どういうふうな注意をすれば、ケガを
しない。これも命の教育につながります。それからキャンプ生活は、子どもたちが一緒になっ
て、先輩が後輩の面倒をみながらやっていくんだというふうな、実社会に適するような教育が
自然にできていくものであります。したがって、こういったことは非常に大事ではないかと、
こんなふうに思っているところでございます。

特に今、火を使うということ。ガスだとか、そういうものを使いますけども、実際は薪から

ご飯を炊いたり、おかずを作ったりするのが基本でございます。こういったことが、私も子どもたちと一緒に参加している中で、できない子どもがほとんどでございます。一度覚えると、もう次にいきますと、みずから進んで、非常に上手になるということもございますので、こういった面は、この間の8月のはじめだと思いますが、中学生を対象とした清里でのキャンプ生活にあったようでございますが、ぜひ小学生から、こういう教育が必要ではないかと、こんなふうに思っております。

したがって、これが青少年の健全育成につながることでございますので、こういうことは取り組みとして、教育センターが4センターになっても、どこかでコントロールしながら、その適したフィールドで、できることを考えるべきではないか、こんなふうに思っております。

また、もう1つは先ほどご答弁ございましたが、学びの杜タレントバンク登録者が57人に達してあるという話もお聞きしました。講師の中には同僚議員も含まれておりまして、大変、市民の力が大きいことは間違いございません。また、こういうことが地域の生涯学習につながっていくでありますから、このタレントバンク登録者の57人のうち、分かる範囲で結構でございますので、どのくらいが講座を開いて、市民のために一層の努力をしているということも、協力しているということが分かれば、ありがたいなというふうに思うところでございます。このへんをお伺いしたいと、こんなように思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

関連質問にお答えいたします。

ご存じのように、4月から4つの教育センターに統合されたということで、当然、2つが1つになりましたので、重複している事業も当然あるということの中で、それぞれ精査をしていただきながら、事業そのものも減ったところもたしかにあるかと思えます。しかしながら、行政組織改革ということの中で、多少の事業の減少と、それから職員も当然、2つを受け持つこととなりますので、減っているんだけど、内容としては充実しているというふうに考えております。

それから人材バンクの登録ですけれども、57人おりますけれども、実働という部分では、そんなに多くないというふうに考えておりますけれども、その中で実施事業として、講座を開いたりということで、活発に行われているというふうに承知をしております。

実際の実働の人員につきましては、今、手元に資料がございませんので、のちにお示しをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

先ほど、教育次長のほうから生涯学習の件、センターが4つになった状況もお話しいただきましたし、それから学びの杜タレントバンクの登録者がどのような活動をしているか、ちょっと分かりかねるという話、答弁をいただきました。

そこで再度、私が先ほど申し上げたことは、こういうふうな、子どもたちに小さいときから、学校教育であれ、社会教育であれ、やはりそういうフィールドで学んだということは、私どもの、この北杜市の市を世間にアピールするにも大変、必要なことではないかと、こういう意味で申し上げたわけでございます。こういうふうな考え方を今後も持って、1つのプログラムをつくっていくんだよというようなことがあればと思いますが、どうでしょうか。お考えを伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

青少年の関係につきましては、先ほどもちょっと話が出ましたが、清里のキャンプですとか、高遠への冬の実習ですとか、さまざまなものを実施しております。また指導者としてのジュニアリーダーの育成等にも力を入れておりますので、そんなところで活動しているということでございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

4点にわたって、伺います。

まず白州のテニスコートですけれども、ポールが撤去された場合は、もうテニスコートといえないのですが、条例上にそれが残っていることがいかなものか、再度ご答弁をお願いします。

2つ目は簡易水道に関連してですが、財政の健全化に向けて、収入増と支出の減というのが大原則だと思いますが、その中で水源池の水利権者の使用料等がどのように考えられているのか伺います。

3点目は学校区ですけれども、小学校区を分割して中学校区を設定することは考えないということが、これからの基本でもあるのかどうかということ、これからの統廃合を考える場合に大事だと思いますので、基本方針かどうか、しっかりとしたご答弁をお願いします。

4点目は明野の給食センターですけれども、食器保管庫の中の滅菌装置に不具合があるということですが、どのような不具合であるか具体的に、またそれが子どもたちに影響がないのか、この4点にわたって、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

関連質問にお答えをします。

条例上の中ですと、料金の区分の中でクレート、それから人工芝という区分になっております。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、利用というものを最優先に考えて、指定管理者の資金によって改造したと。それについて事前に申請がありましたので、許可をしたということでございます。

条例上、その変更した部分が載っていないのがおかしいということですので、そのへんにつきましては、ちょっと検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

簡易水道の収支でございますけども、21年度決算におきましては、使用料につきましては、対前年よりも1,500万円ほど減額になっております。これにつきましては、企業等の業績、それから市民の節水ということも考えられますけども、もう少し注視してまいりたいというふうに考えております。先ほど議員がおっしゃいましたように、収入が増で支出が減というのが原則でございますけども、そうした中で水使用の更新でございます。いろんな問題もございますけども、水量、それから涵養とありますけども、そういうものも参考の中で、水道事業の経営の状況を見ながら、更新手続きをとっていきたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

学校区の問題と給食があります。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

学校区の再編につきましては、実施計画の中で29年度までは、小学校9ということがございます。したがって、その後、29年度以降につきましては、また審議会等を立ち上げるわけですが、現在のところは1つの行政区が分かれて中学校に行くということは、今のところは考えていないということでございます。

○議長（秋山俊和君）

もう一つ、給食センターのこと。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

滅菌器の不具合ですけれども、機械をまわすモーターの低下があることから、ヒーター自体の能力が低下し、ドアのパッキン等の劣化が見られると。そして消毒庫に隙間が生じ、その滅菌効果が減少するから、その滅菌中の音が外部に聞こえたりしているということがあります。

それから、それらの現在、使用している保管庫等を同様に新しいものにする場合は、200万円ぐらいかかってしまうということでございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

学校区ですけども、私が質問したのは行政区単位ではなくて、小学校区を分割しないで中学校区を考えるのか、それが大原則なのかどうかということを伺ったのと、それから学校給食センターについては、私たちは問題ないということを受けているし、パッキンが問題であればパッキンの交換だけで済むのに、どうしてそこまで大きな交換をしなければいけないのかが疑問なので、もう一度お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

お答えします。

先ほど言いましたように、小学校区については分けないということが大前提でございます。

なお、個々に学校区を変更して申請があった場合については、それは個々には対応ができるということでございます。

また給食センターにつきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけども、滅菌庫も当然でございますけども、そのほかの、先ほど言いましたエアコンですとか、回転釜等についても修繕等の経過、またこれからが懸念される部分がありますので、総合的な判断で安心・安全な給食を提供するためには、来年度にぜひ実施したいということでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開は1時半といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

最初に、先ほどの小林忠雄議員の質問に対し、山田教育次長から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

午前中の、小林忠雄議員の関連質問にお答えいたします。

学びの杜タレントバンクに57人が登録されているという話をしましたけども、実際の稼働はどうかということなんですが、平成21年度、前期の4月から9月につきましては、3人の方が4回、それから10月から3月の後期におきましては、やはり3人の方が延べ19回、開催しております。それぞれ、各種の学習講座や教室が開かれております。また平成22年度におきましては、4月から9月までの間に3人の方が延べ20回の講座や教室を開催しております。

なお、学校ですとか地区公民館等の活動の中におきましても、紹介してくれということで、何件か講師の方を学びの杜タレントバンクの中から紹介したケースがございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、14番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

公明党を代表して、質問をいたします。

はじめに、市の子どもたちを育てる取り組みについて、いくつか質問します。

少子化、高度情報化、国際化等、急速な社会環境の変化や家族関係の多様化、地域社会の弱体化など、青少年を取り巻く環境は著しく変化し、青少年の意識や行動にも大きな影響を与えております。

そして、これからの青少年の育成を考えると、単に現象面だけで捉えて論じるのではなく、青少年の置かれている状況を、さまざまな角度から検討していく必要があると思います。基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、みずから課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、みずからを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康な体力など、生きる力を育むという理念を実現するために、公教育の改革は当然として、社会全体の教育力の再生を目指す、いわば教育のための社会を訴えるものです。それは人間にとって、教育とはどういう意味を持つのかという根源的な理念でもあります。

その一方で、いじめ、不登校、学級崩壊、少年犯罪など、子どもを巡る問題が依然として暗い影を落としています。それだけに、私たち公明党はマニフェストに、1年に10万人の留学生を派遣する国家プロジェクト、小学生に農山漁村で1週間以上の自然体験プロジェクト、10年経つと世界の現実と文化を体験した100万人の留学経験者が生まれます。そして、例えば小学5年生全員が夏休みに1週間、共同で自然と人との交流をすれば、大きな刺激を受けることができます。

8月10日のNHKの「おはよう日本」でも、中学生と科学者との合宿講義が放映されましたが、これはノーベル賞受賞者などのトップと全国の中学生代表との9日間の合宿、凄まじい刺激だと思いますが、急速にこうした試みを実施され、それに賛同し、協力する機運が各界で高まっています。

とにかく今の日本は、人づくりをしなければいけません。若者を育てなければなりません。未来の日本を担う、しっかりした若者を育てること以外にありません。1に教育、2に教育、3に教育、トップリーダーを育て裾野を広げる。スポーツでも、浅田真央さんやイチローの活躍で象徴されるように、リーダーが育つと裾野が広がります。裾野が広がると、リーダーが生まれます。

これまでの画一的な日本の教育、内向きな学校内の成績を比べる教育では、日本の未来はありません。変えなければならぬ。こうした意欲を持つ大人たちが、この夏、懸命に動き始めています。その背景は明らかです。今春はハーバード大学の日本人留学生は、わずか1人という衝撃的なニュースが伝えられました。留学生は日本では今、韓国の4分の1、中国の10分の1です。それどころか、商社でも海外赴任を断る人が続出しています。若者の海外旅行も激減しています。しかも就職できない。暑い中、一生懸命、就職活動している。苦労する静かな

真面目な若者たち、応援が必要です。子どもや若者を巡って、こうした構造変化が起きています。自治体レベルでも、若者支援への政策をまちづくりの根幹にするべきと考え、以下3点の質問を行います。

- 1、明日を担う青少年育成の基本的な考えについて。
- 2、青少年の海外体験・海外留学の現状と今後の支援策は。
- 3番目、自然学習の拡充は。

次に新しい福祉の取り組みについて、いくつか質問します。

公明党は新しい生活保障、雇用保障、ヒューマンケアを柱とする新しい福祉を提案しています。生活保障では年金、医療、介護を充実させる、特に公明党が行った介護総点検で、介護分野や施設も、サービスも、人も圧倒的に不足していることが明らかになり、強化する。また雇用では、職業訓練と生活費の給付をセットにした訓練、生活支援給付金制度を恒久的な制度にする。また卒業後3年間は新卒扱いとして、採用の門戸を広げる。ヒューマンケアについては、うつ病や児童虐待などの新しいリスクが広がっており、これらの課題にも政治が対応すべきと訴えております。

具体的な政策としては、1つ、うつ病対策で効果が高い認知行動療法の普及。2つ目、児童相談所の体制強化のための児童虐待防止対策緊急強化基金の創設。3つ目、独居高齢者への地域支援体制の整備などを提案しています。

日本では今、新たな社会問題が顕在化しています。自殺者は年間3万人を超え、その原因のトップは健康問題、中でもうつ病が最多です。しかも、うつ病は年々増えており、有病者は推計250万人ともいわれています。それだけではありません。ドメスティックバイオレンスの相談件数は過去最多を記録し、親などによる子どもへの児童虐待に至っては、全国201カ所の児童相談所が2009年度中に、住民などから受けた児童虐待の相談件数は前年度比3.6%増の4万4,210件に達し、19年連続で増え続けています。大阪市西区のワンルームマンションで、幼児2人の遺体が見つかった事件などのむごさは想像を絶します。さらに一人暮らしの高齢者の数が増え続けていることも見逃せません。

地域社会とのつながりが希薄になる中、単身世帯の6割が孤独死を身近に感じ、不安を覚えています。また100歳以上の高齢者で、所在が分からないことも大きな社会問題になっています。そこで1ドル85円台という円高、ドル安の嵐が襲っています。これらは、これまでの社会保障制度では想定し得なかった新しいリスクです。社会保障費も、今後ますます増えてくるものと予想され、財政的に懸念されます。

ここで、考えさせられる参考事件を紹介します。

老人の義務教育という、ある連載に出てくる「昼寝するおばけ」という題です。身体的、経済的、心理的にまだ力はあるのに自立しようとしないう老人が増えすぎたのだ。普段からお茶1つ入れたことがない男は、妻が死ぬと自分一人では生きられないから、何か高級な理由を付けて自殺でもするほかない。いまだに、老人には老後は趣味で遊んでいてもいい。もう何年も働いてきたのだから、そろそろ楽をしてもいい年齢だという甘い考えがある。その上、かつて社会にいたときには、組織の重鎮だった人ほど、日常生活の自立は不可能な無能力老人になっている。病院に入れば、できることも自分でしない。入院費を払った以上、してもらわないのは損だという精神的貧しさも加わっている。日本の現状では、そんな人手はどこにもないことが、一流大学での往年の秀才にもまったく分からないのである。

人間は死ぬまで、使える部分を使って、自分を自分で生かすのが当然だ。車イスになっても茶碗は洗える。歩ければ、他人の分まで買い物をしてあげられる。耳が遠くなっても料理はでき、視力をなくしても洗濯はできる。食べること、排泄すること、着替えなどの身のまわりに必要なことをなんとか自分なりに工夫してこそ人間だ。それを早々と放棄する無気力な老人がいまや公害になっている。

こんなことは、改めて政府が老人大学を創設して、改めて社会的に老人の生き方について、義務教育の機会をつくるほかないだろうと。つまり、他人をあてにするなという原則を老年期の入り口にあたって、同世代の意識に叩き込むのである。これはわれわれ、現役世代のうちから心する話だと思えます。

長寿を祝られるはずの高齢者が、成長を喜ばれるはずの幼児が世の中から消えていく。家族のありようが変わってしまったのは、たしかだ。この世の中、どう生きればよいのか、考えさせられます。

以上の背景をもとに、以下、質問いたします。

1、市におけるうつ病の有病者数やひきこもりの実態をどう認識しているか。

2つ目、大阪の2幼児放置死事件でも、住民と児童相談所や行政とのあり方が問われているが、子どもの安全確保最優先の取り組みは。

3番目、高齢者所在確認業務の実態と所在不明への取り組みは。

次に、社会基盤の老朽化への備えについて、伺います。

国の社会資本は、社会的ニーズに応じて、着実に整備が進められてきました。その結果、なお整理しなければならないものは依然として存在するものの、整備水準は相当程度、向上し、生活経済活動を支えるとともに、国民の安全を確保する基盤として、大きな役割を果たしてきました。しかし近年、整理・蓄積されてきた社会資本について、建設後、相当の期間を経過するケースが増えつつあり、これらの社会基盤の多くは、1950年代後半からの高度成長期に一気に整理が進められたため、今後、耐用年数を超えるものが急増する見通しにあります。これに伴い、更新費も急増するため、管理する国や地方自治体の財政を圧迫することが予想され、対応が求められます。

国土交通省によれば、建設から50年以上が経過した社会基盤の割合は、2029年度に道路・橋の51%、河川管理施設の51%と、全体の約半数に及ぶとされ、このため、今後50年間で必要な費用は、当初試算で約190兆円にのぼるとされ、このうち30兆円が予算不足に陥ると見込まれております。

具体的には、2037年度以降は公共事業予算が賸えなくなり、耐用年数が過ぎた橋や道路が、そのまま放置される危険性が生じるということが危惧される。これに対し、国交省はすでに、先進的な自治体で行われている社会基盤の長寿命化の取り組みを全国的に実施すれば、現在30兆円と見込まれている予算不足分を6兆円にまで減少できるとしている。しかし、実際の橋梁の長寿命化修繕計画の策定率は約41%に過ぎず、低い水準に留まっているのが現状である。

かつてアメリカでは、1970年から1980年にかけて、1930年代のニューディール政策により、大量に建設された社会資本の老朽化が進む中で、適切な維持管理・更新投資がなされず、悪路や欠陥橋梁の増加により、経済的・社会的に大きな損失がもたらされた。

今後、わが市においても、高度経済成長期を中心に大量に整理・蓄積されてきた社会資本が

順次、老朽化していくことを考慮すると、適切な維持管理更新を行われなければ、安全性が損なわれるおそれがあると。すでに先進的な神奈川県藤沢市、秦野市、千葉県習志野市などは公共インフラを効率よく管理し、低コストで維持補修、新築していく公共施設のアセプトマネジメントという概念が導入され、長寿命化への取り組みも始まっています。

そこで以下、質問いたします。

1、社会基盤（道路、橋梁、水道施設、建物）の老朽化の状況は。

2つ目、公共施設の維持、更新などにかかる費用と、その確保は。

3番目、固定資産台帳を整備し、公共施設白書を作成し、対応策を考えるべきだが、お考えをお伺いします。

以上、答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

はじめに、新しい福祉への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

子どもの安全確保についてであります。

少子化が進む日本社会において、全国的に児童虐待の痛ましい事件が発生していることは、大変残念なことであります。この中で、本市では、すべての子どもがすこやかに育つように、児童虐待を未然に防止するための取り組みを積極的に行っております。

具体的には、市では現在、子育て支援課内に家庭児童相談室を設け、専門の保健師と相談員を配置し、子育てに関する相談を受け付けるとともに家庭への訪問などを行っております。また家庭児童相談室は、児童虐待の通告の受付窓口にもなっております。この中で、市だけでは対応が困難な事例等については、専門機関である児童相談所とも連携し、学校、警察、医療機関等の関係機関がメンバーとなった要保護児童対策地域協議会も活用して、対応を行っているところです。

市としては今後とも引き続き、児童相談所と緊密に連携をしつつ、これまで以上に積極的に家庭への訪問、保育園や小学校などの関係機関との情報交換を行うことなどにより、児童虐待を未然に防止するための取り組みを積極的に行っていきたいと考えております。

次に社会基盤の老朽化への備えについて、いくつかご質問をいただいております。

公共施設の維持などにかかる費用と、その確保についてであります。

現在、橋梁や公営住宅などの公共施設については、新設から維持管理へと国の方針も転換して、既存施設の長寿命化を図ることにシフトし、そのための計画策定を行う地方公共団体について、助成対象とするなどの対応がなされております。

したがいまして、これらの計画策定を行うとともに、その他の公共施設についても、できるだけ国や県の補助金、交付金等の特定財源確保に努めております。さらに、昨年度の経済対策に伴う臨時交付金のような財源についても適時適切な確保に努め、今後とも公共施設の適切な維持管理を進めてまいります。

その他につきましては、教育長及び担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

北杜市の子どもたちを育てる取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、青少年育成の基本的考えについてであります。

青少年は北杜市の未来の担い手であり、主役であります。青少年が心身ともにすこやかに成長していくことは、市民すべての願いでもあります。複雑で、難しい時代を担う子どもたちにとって、必要とされる力が生きる力であると言われております。そして、生きる上で必要とされているのが、確かな学力、豊かな心、すこやかな心身であります。

そのようなことから、本市で取り組んでいる原っぱ教育は、まさに新しい時代を切り開き、生きていく子どもたちが幾多の困難に打ち勝つ精神と実行力を持った、たくましい人間の育成を目指しているところでございます。

今後も学校教育の充実のみならず、自然体験、勤労体験、スポーツ活動、文化・伝統活動など、地域におけるさまざまな体験をとおして、楽しみながら、よき人間関係、自然との接し方、環境保全への関心などを育てることが必要であると考えます。

次に、青少年の海外体験等の現状と支援策についてであります。

現在、中学生海外交流事業として、カナダアルバータ州の学校への派遣、アメリカケンタッキー州のホームステイ交流プログラムへの参加、韓国抱川市との姉妹都市交流によるホームステイ事業などの国際交流を行っております。また海外留学については、今年度、甲陵高校の2年生1人が、7月から来年7月までニュージーランドに留学しております。

いずれの取り組みも北杜市の次代を担う人材が異文化に接し、国際的視野を広めて国際協調の精神を養うだけでなく、ふるさと北杜市に誇りを持つための絶好の機会であります。教育委員会といたしましても、引き続き海外の青少年との交流がさらに深まるよう、検討してまいります。

次に、自然学習の拡充についてであります。

現在、市では小学生を対象にした、ほくとっ子がんばりキャンプ、自然と触れ合う体験事業の忍者ごっこ、中学生を対象にしたジュニアリーダー研修会、ジュニアリーダー会などを実施しております。小中学校においても、宿泊自然教室、稲作や野菜栽培等の農業体験、学校林整備作業等を実施しておるところでございます。

今後も多くの人とのコミュニケーションを図り、郷土の自然と対話する中で、将来に対する自信を芽生えさせるような自然体験学習を、さらに推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

社会基盤の老朽化への備えについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、社会基盤の老朽化についてであります。

市道につきましては1,763路線、延長1,063キロメートル、市が管理する農道につ

いては1,666路線、延長591キロメートルとなっており、経年による路面のひび割れや陥没、側溝の破損等が一部の路線に見受けられます。また、市道に架かる橋梁につきましては、平成19年度より順次、橋梁点検を実施した結果、健全度では速やかに何らかの修繕を行う必要がある橋梁が大半を占めております。

市で整備をいたしました簡易水道施設につきましては、取水施設94カ所、配水池106カ所、水道企業団受水池14カ所、水道管路総延長は996キロメートルであります。

経年劣化及び簡易水道組合や開発業者が整備し、合併前の各町村に管理運営が移管された施設も多く、たびたび漏水等の事故が発生し、市民の皆さまにご迷惑をお掛けしている状況もあります。

また下水道施設につきましては、平成21年度末現在で管渠539キロメートル、処理場13施設、農業集落排水処理施設は管渠223キロメートル、処理施設25カ所で、それぞれ昭和58年、平成5年から供用開始しております。

処理施設の機械・電気設備等の耐用年数は15年、処理水槽の防水・防食については10年となっており、オーバーホールや防水工事などを行い、良好な稼働に努めております。

なお、市営住宅につきましては現在49団地、1,428戸あり、そのうち全体の35%を占める505戸が建築基準法改正前の建築物であり、築30年以上を経過した耐震性のない住宅となっております。

次に、資産台帳の整備と老朽化への対応策についてであります。

資産台帳については所管課ごとに整備しており、社会基盤の老朽化への対策として、上水道や道路等については整備計画を、橋梁・公営住宅・下水道等については長寿命化計画を策定し、計画的かつ効果的に改良、修繕等を行っていくこととしています。

また、その他の公共施設については、類似施設の統廃合が課題とされておりますので、施設の多機能化による集約や他の用途による活用等について検討を進め、施設の有効的な活用と維持管理費の削減に努めてまいります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

新しい福祉への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、うつ病等についてであります。

うつ病、ひきこもりなどの心の健康問題は、自殺とも関連がある重要な問題であると認識しております。有病者数は保健福祉手帳、精神通院医療受給者証からは把握しておりますが、本人や周りの方が気づきにくい病気であるため、実態をつかみにくいのが実情であります。

次に、高齢者所在確認業務の実態と所在不明への取り組みについてであります。

本市では104歳の方を最高齢者として、100歳以上の高齢者が33人おり、これら的高齢者の方につきましては、8月に自宅・施設や病院等を改めて訪問し、全員の方の所在を確認したところであります。

本市においても高齢化や核家族化の進行により、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えております。全国的に100歳以上の高齢者の所在不明者が多数発生していることを見まし

ても、家族の絆や地域社会での連携が大切であることは明らかであります。

市では、地域における最も身近な相談支援者である民生委員児童委員との連携を図るため、民生委員児童委員協議会で、高齢者の情報提供等についての対策を協議し、活動の推進について確認を行ったところであります。

また高齢者の長寿を祝福するため、9月の老人週間に合わせ、民生委員児童委員のご協力をいただき、77歳、88歳、100歳以上の方に敬老祝金をお届けしておりますが、これも高齢者の所在確認につながると考えております。

今後もさまざまな機会を捉えて、所在不明等の防止を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

何点か、再質問をさせていただきます。

最初に、子どもたちを育てる取り組みについてですが、海外留学の件は、現在、甲陵で1人ということですが、これらの点について、増やす計画ですとか、そういった方々に、現状ではたぶん費用的な支援はしていないと思うんですが、そういう支援も、もし増やしていく場合においては考えられるかどうか、この点が1つと、それから農山漁村で自然体験というか、若干やられているようでありませうけれども、もう少し、全体的に小中学校で6年間のうちに何回かできるような、そういう体験学習みたいなものは計画ができないか。この点について、もう1点。

それから、もう1つ、トップリーダーの育成についてですが、先ほども本文の中で言いましたように、トップリーダーを育てる取り組みというのは非常に大事だと思いますので、こういった考え方が、当局としてどのような考え方を持っているか、この点について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

再質問にお答えをいたします。

まず増やす計画ということでございますけれども、今、おっしゃいましたように、公的な支援という部分では、今現在はしておりません。しかしながら、趣旨は多少異なりますけれども、先ほどお答えしましたアメリカ、それからカナダ、韓国等々の国際交流等も広い意味では、いわゆる留学というか、国際人を育てるという意味では、他市に比べて、かなり充実しているのではないかと思います。これらをさらに充実していくということでございます。

次に自然体験でございますけれども、いくつか事業はしているわけでございますけれども、北杜市の中にも当然、農山漁村というか、自然がありますし、農業体験についても原っぱ教育の中で実践をしておりますし、各家庭の中でも実践できる、保護者の方が自分の家の農業を手伝わせるという部分で体験ができると思いますので、そちらの意識改革等についても進めていき

いと思います。

またトップリーダーの育成でございますけども、国際化が進む中で重要な事柄であると思えます。トップリーダーの育成でございますけども、市が掲げます原っぱ教育の目標に不屈の精神と大志、大きな志を持った人材の育成ということがありますので、まさにそれに合致していると思えますので、これからさらに原っぱ教育の推進を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

もう1点、新しい福祉の関係ですけども、はじめに、この中で地域福祉計画、これは2003年に策定するようにということになっていると思うんですが、このへんがきちんと策定され、実際に仕事して、きちんとしているのかどうか、この点が1つと、1つは先ほどの答弁の中にもありましたが、民生委員さんの役割というのは非常に大事だと思いますけども、このへんの、民生委員さんについては、厚生労働省の、国の管轄になっていると思うんですが、実際にはこの方たちはボランティアということで、現状では人数的には、全国的には減っているようですけども、わが市では減っていないと思うんですが、そのへんの数と、それから実際の具体的な活動をなさっているのか。

先ほどからもる言っておりますように、児童相談所との関連もあると思いますが、入り口で家族に断れるとか、そのへんのところで止まってしまったりとか、田舎の場合はそういうことはあまりないのかも分かりませんが、そうはいってもそんなに、都市と田舎のほうというのは、今の状況ですので、家族関係が非常に希薄化している中で、そういう問題がないだろうかと、こういう点をお聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

小尾直知議員の再質問にお答えをいたします。

地域福祉計画が策定されているかというご質問でございますけれども、地域福祉計画は、社会福祉法に規定された計画でございます。本市におきましては、平成19年度から平成23年度の5年間の計画期間といたしまして、平成19年3月に策定いたしました。北杜市に住むすべての人々が安心して暮らせる住民参加と支え合いの福祉のまちづくりを目指し、この計画の推進に現在、努めているところでございます。

2点目の、民生委員の人数ということでございます。

民生委員の人数につきましては、市内全域で主任児童委員も含めまして、187人の方をお願いしているところでございます。この187人につきましては、合併以前からの人数と変わりなく、減ったという状況にはない状況でございます。187人の方をお願いをしているところです。そして民生委員さんの活動している中での、いろいろな問題点につきましては、高齢者の行方不明というふうな問題が発生いたしまして、緊急の会議をもちました。そのような中

で、民生委員さん方のいろいろな日常の業務についての問題点なども話し合っていたわけですが、現状の問題点といたしましては、地区への加入している方がだんだん増えてきて、情報の収集が困難になってきた。それから居住地域が広がっている。山の中へ新たに家を造ったということで、居住地域が広がって、活動が大変であるという問題。それからアパートなどは、状況がつかみにくいというふうな問題等々が、民生委員さんから問題を提起されたところでございます。

民生委員の職務につきましては、地域の実情を把握し、そして相談に応じ、必要な情報を提供するというふうな内容を主としておりまして、行政とのパイプ役を担っていただいているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

民生委員さんについては、非常に普段からご苦労を願っているし、また非常に一人ひとりの方が努力されていると、こういうことだと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、市長からも所信の中でありましたけども、戸籍上の不明者ということで、200何人ですか、出ました。これについて、市だけでどうこうできる問題でもないと思うんですが、これらの再度の不明の数と、これらの対策について、今、分かる範囲でお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

公明党の、小尾直知議員の再質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

北杜市に本籍地があり、戸籍上、生存したまま所在が不明になっております100歳以上の高齢者は156歳を筆頭に、266人を数えております。100歳以上の高齢者であって、届け出がされていないことから、死亡の事実を確認することができないものにかかる戸籍、これにつきましては、9月8日付けの法務局からの通知により、現在、120歳以上の方の高齢者消除の戸籍記載許可申請手続きを進めているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、4番議員、清水進君。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

日本共産党を代表し、代表質問を行います。

民主党代表選挙で再選された菅首相が、内閣改造へ新体制をスタートさせました。昨年の政権交代から丸一年、迎えた民主党政権が経済の混迷や消費税の増税、沖縄の普天間基地問題などで、国民の批判にどう答えるかが問われた先の代表選挙では、政治の閉塞を打開する十分な論議もないまま、菅氏の再選が決まりました。

菅政権は、鳩山政権が昨年の総選挙での公約を裏切って、普天間基地の県内移設では日米合意を実行する立場に立ち、財界が要求する法人税減税や消費税の増税については、その実行を約束するなど、アメリカと財界言いなりの路線を一層強めています。

菅氏は新成長戦略を売りものにしていますが、大企業向けの減税に示されるように、その中身は大企業を応援すれば経済がよくなり、暮らしがよくなるという、すでに破綻した自民党流の経済政策と同じ立場です。

大企業は現在、巨額の内部留保を溜め込んでいるのに、賃上げにも雇用の拡大にもまわしておりません。国民の消費税の負担も、ほとんどが法人税の減税に消えてしまっており、求められているのは大企業への支援ではなく、国民の暮らしを応援することにあります。

日本共産党は菅政権の姿勢に正面から対決し、経済でも外交でも旧来の政治の転換を大本から求め、国民の暮らしが本当に豊かになり、その中で経済も財政も立ち行くようにすること。そして基地のない日本を目指す、こうした立場から沖縄基地問題を解決する、このために力を尽くしてまいります。

さて、今議会で市政の課題である3点を質問いたします。

第1に、国保の広域化に対する市の見解を伺います。

医療改革の抜本的改革として、国保を広域化して医療保険を一元化するシナリオを打ち出したのは、自公政権の小泉内閣です。その基本理念は負担と給付の明確化、保険原理の徹底でした。現在の医療制度では、自公政権でいう負担と給付の関係は、保険者ごとにまちまちであります。市町村国保は保険料高騰を抑えるため、自治体の一般財源が繰り入れられております。組合健保も労使の保険料の負担割合を4対6などにして、労働者の保険料負担を軽減しています。自公政権は、これでは医療費削減ができないとし、すべての医療保険を解体・再編して、医療を受ければ保険料に跳ね返り、負担増に耐えられないなら医療を抑制するしかないという、むき出しの保険原理に運営される都道府県単位の地域保健に、全国民を加入させようといいました。目的は、公的医療費のさらなる削減にほかなりません。

民主党政権の進める国保広域化、医療保険の一元化は、こうした自公政権以来の流れを忠実に引き継いだものであり、通常国会で国保法改定が可決・成立した1週間後には、厚労省は保険局長名で、広域化等支援方針策定についてとの通達を出し、そこには一般会計繰り入れによる赤字補てん分については保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するように努めることと明記し、都道府県下、国保税を均一にするため、市町村の一般財源の繰り入れは解消し、保険料値上げに転嫁せよ、このように迫っております。

国保の財政難の原因は、国庫負担の削減です。国の予算を削減したまま、国保を寄せ集めても、弱者同士の寄せ集めで、財政や制度の改善につながりません。民主党政権の狙いどおり、

広域化によって一般財源の繰り入れがなくなれば、国保税はさらに上がり、今後の医療給付費が増えれば、保険料もそれに応じて、さらに上がることとなります。また保険者組織の広域化は、住民無視の組織運営となります。

今後、知事による広域化等支援方針の策定と市町村の対応が焦点となります。広域化等支援方針は、市町村広域化等連携会議での議論と市町村からの意見聴取を行い、知事が決定をいたします。あくまでも意見交換で、県議会・市町村議会の議決を経ることなく知事が決定をします。

住民の命と健康に関わる国保の問題です。県との協議状況、今後のスケジュール、支援方針の内容と広域化に対する市の見解を求めるものであります。

第2に、水道ビジョンについて伺います。

平成20年7月改定の厚労省保険局、地域水道ビジョン作成の手引きでは、需要者のニーズへの的確な対応、需要者の視点に立った事業運営の項目では、水道事業は需要者から水道料金収入によって成り立っており、需要者のニーズに的確に応えていくことが、将来の事業発展の基盤である。水道事業者としての水質、料金、施設面など、さまざまな情報を利用者に積極的に提供し、理解と協力を得ていくことが求められている。

ともすれば、結果に関する情報提供に留まりがちであるが、水道に関する意思決定のプロセスを公開して、需要者の参加のもとで物ごとを決定するような仕組みが大切であり、理解と合意形成の獲得を目標とした情報公開を行うべきである。

需要者の視点に立った水道事業の運営を図る上で、需要者との相互理解のため、双方の情報交換が必要であり、食の安全で言うリスクコミュニケーションのような水道事業全般にわたる情報の共有、苦情への積極的かつ迅速な対応が可能となるシステムが必要であるとしています。

作成手引きでも水道ビジョンの作成にあたっては、広く意見を聴取して、それを反映するように努めることが望ましいとしています。北杜市水道事業、地域水道ビジョン案の疑問点などについて伺います。

最大の問題は、北杜市を構成している旧町村単位、簡易水道の歴史、水利権の問題や地域住民の意向について、一切ふれていないことにあります。水道料金統一問題でも、大泉・武川の反対を押し切って、条例改正を強行した経緯があります。そのことについても、また将来の水道料金についても、具体的な方針・展望が何も示されていません。

次に、この案で貫かれているのは、国が進める1市1上水道路線に従っているものです。市には46もの簡易水道が存在しているのはなぜか。旧町村単位で見ても、平成22年度当初の時点で、1個の簡易水道、または1個の上水道事業の認可を受けているのは、明野、長坂、大泉、小淵沢、武川の5町であり、須玉、高根、白州には合計で16の水道事業が存在しています。これらについて、何も説明がされていません。しかも、歴史的・地理的条件を無視した1上水化のメリット・デメリットも示されていません。

1上水化は平成16年に作成した北杜市水道事業長期計画に示されていますが、この長期計画は、今回はじめて、その存在を明らかにし、議会も地域も一切関わっておりません。また、市の行政改革アクションプランとの関係では、財政健全化計画を作成することと、簡易水道の統合と上水道事業への移行を検討・実施するとしています。

平成20年6月策定した北杜市財政健全化計画では、経営健全化を図るとともに、簡易水道事業特別会計への繰出金の抑制をすることとしております。市の水道ビジョンは、これらを背

景として、水道事業の経営効率化だけを取り上げております。その他の課題は、副次的に添えられているだけであります。この経営効率化に限ってみても、赤字の問題、繰出金の抑制の問題、財政上の課題について、ふれられておりません。事業を進めるにあたって、留意点の1つに水道料金の統一と公営企業の安定した事業経営が可能となる適正料金の設定を挙げており、これは将来、一般会計からの繰出金を抑制し、利用者の水道料金を上乘せして解決していく道筋を示していくこととなります。

赤字の主要な原因は、ダムからの受水に伴う責任買い取り制と施設整備に要した地方債の償還金であります。これは地域によって、大きな違いがあります。赤字をどのように分担するかについて、地域間の合意すら、今できていない状況にあります。

以上、述べてきた点を以下、順を追って伺います。

1. 旧町村の簡易水道の歴史、水利権の問題にふれていないのは。
2. 企業団受水地域と武川・白州地域が分かれていないのは。
3. 旧町単位、事業単位に捉われない配水管網の見直しとは。
4. 基準外支出など、赤字の問題、繰出金の問題にふれていないのは。
5. 企業団からの責任買い取り制、使用していない水の問題について、どのような対策を立てていくのか。
6. 異臭味・ヒ素の混入など、市民は水の安全に不満を持っております。水道水原水で、活性炭を常時、使用している水道事業者は、全国にいくつあるのか。
7. 水源を自然にある地下水、深井戸、湧水に求めているのは。
8. 地震発生時の復旧対策で、すべての地域単位で生活水の確保が10日間できておりますか。

私は厚労省の手引きに従って、委員会の論議とともに、広く市民の意見を聴取することが必要となっている、市民への説明会開催を行っていくことが大切だと思います。市の見解を伺います。また、熊本市の水源はすべてミネラルウォーターで賄われていることを紹介いたしました。市でも自然水に切り替えていく考えはないか、見解を求めます。

第3に、武川町に防災センター建設について伺います。

武川総合支所は建設後49年経過し、老朽化・雨漏り等の理由で、来年度、保健センターに移転する方向が出されました。武川町内では小中学校を除き、公共建物で耐震化基準を満たしているのは、この保健センター以外にありません。今年の夏は豪雨が各地で発生し、深層崩壊といわれる巨大な地滑り災害が起きております。深部の地盤から崩壊する大規模な土砂災害、深層崩壊について、国土交通省は8月上旬、全国各地の今後の発生頻度を4段階で推定した危険度マップを初めて公開しました。この深層崩壊の発生が特に高い地域に、北杜市武川町が含まれております。9月は防災の日があり、市民の意識も高まっております。非常時、防災センターとして利用できる施設が、武川町民から熱望されています。大きな複合施設ではなく、災害時の活用、平常時の大会議室としての利用ができる施設建設について、市の見解を伺いまして、代表質問を終わらせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

はじめに、国保の広域化に対する市の見解についてであります。

国保の広域化に向けて、本年9月10日に県と市町村による作業部会が設けられ、広域化等支援方針の策定に向けた検討が始まったところであります。国が進めております国保の広域化につきましては、今後、国の動向を注視しながら、対応してまいりたいと考えております。

次に地域水道ビジョンについて、いくつかご質問をいただいております。

地域水道ビジョンにつきましては、現在、素案を簡易水道運営委員会にお示し、委員のご意見を伺っているところであります。

簡易水道の歴史と水利権についてであります。水道事業においては、各地域で先人の大変なご苦労により、現在の事業が成り立っていることは周知のとおりであります。地域水道ビジョンでは、そのことをふまえ現状を分析し、将来像と目標を立てたいと考えております。

次に、武川町に防災センターの建設についてであります。

防災対策の充実、市総合計画の安全・安心で明るい杜づくりの柱となっております。本年3月に策定いたしました、平成22年度から24年度までの3カ年実施計画では、防災訓練の実施や自主防災組織の育成により、地域防災対策のソフト面の強化を図るとともに、耐震性貯水槽整備や消防団設備の拡充などの防災施設の整備、防災行政無線デジタル化整備工事などの災害前対策の充実を図っていくこととなっております。

このたび計画しております、武川総合支所移転先の武川保健センターには、防災行政無線も整備することとしておりますので、当面は災害時における現地対策本部としての機能を有するものと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

地域水道ビジョンについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、企業団受水地域とそれ以外の地域を分けることについてであります。

水道使用料金については、ご承知のとおり、当面の間、2料金体系になるわけですが、北杜市水道事業の創設においては、市内を1つの事業として経営する計画で認可を受けており、水道ビジョンの中では区別しておりません。

次に、配水管網の見直しについてであります。

市内には水量が不足している地域が一部にあり、効率的な水の利用を考え、配水管網の見直しを検討してまいります。しかし、各町をつなぐ連絡管については、多額の費用がかかることや水利権の問題等もあることから、今回の計画では考えておりません。

次に、水道事業会計についてであります。

事業経営を行う上で財政計画は重要であり、地域水道ビジョンに従い、経営状況を見極める中で、適切な財政計画の策定及び見直しを進めていきたいと考えております。

次に、水道企業団からの受水費についてであります。

水道企業団から受水している水量は、平成21年度において、基本水量の63.2%となっ

ており、北杜市としては、受水量に応じた支払いにより負担の軽減を期待するところですが、水道企業団としては、起債の償還や施設の老朽化に伴う施設整備が必要であり、他の構成市の意向等もあることから、具体的な計画が立てられない状況であります。

次に、常時活性炭による浄水処理をしている水道事業者についてであります。

日本水道協会による調査では、原水に限っての常時活性炭による処理をしている施設に関する調査はしていないため、不明であります。

次に、水源を地下水に求めることについてであります。

現在、水道水源として表流水、伏流水、井戸、湧水により約60%、水道企業団からの受水により、残りの約40%を賄っております。地下水のみに水源を求めた場合、安定した水の供給ができなくなるとともに、地下水系の変動により地盤や農業用水等への影響が考えられ、また施設整備に多額の費用が必要となるため、現在使用している湧水等を有効に活用していきたいと考えております。

次に、地震発生時に生活用水を確保できる地域についてであります。

大規模な地震発生時に、緊急遮断弁の設置により、受水池や配水池内の貯留水を確保できる施設が市内に21カ所あります。これらの施設は各地域に分散して設置されているため、おおむね全地域で対応できるものと考えております。

次に水道事業に関し、市民の意見を把握することについてであります。地域水道ビジョンは、現在、各地域の実情に精通した簡易水道運営委員の意見を伺っているところであります。

次に、水源を自然水に切り替えていくことについてであります。

全国各地域の自然条件により水源の状況も異なるわけであり、安全な湧水等により水源を確保できることが望ましいことですが、市内の水源の状況を見ますと、表流水を使用しなければならぬ地域や湧水が存在しても地形により限られた範囲での使用となっている地域、また水需要のピーク時に、たびたび断水となっていた地域など、さまざまであります。このような状況をふまえ、湧水等の活用と水道企業団からの受水を有効的に行い、水道事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は2時45分といたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時45分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

最初に国保の広域化について、再質問を行います。

広域化等支援方針は、1. 県内の保険料を統一すること。2. 減免、ならびに基準の統一を

すること。3. 収納率の効率の3点が必要になります。各市町村の足並みをそろえることになります。重大なことは、高齢者医療制度改革会議の中間とりまとめでは、国保と協会健保の統一を見越して、国保料、税の年間上限額を93万円に段階的に引き上げるとしております。また、広域化されると市民の生活実態を無視した保険料を県が決めて、その保険料、税の徴収に市町村は振り回されることになります。こうした問題点が発生いたします。

国民健康保険法、その第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると定めています。広域化は国民すべてが安心して医療を受けられるようにしようとする、国保の目的に逆行をいたします。現行制度を守り、国の補助を増やす要求を行っていくべきだと考え、再度、見解を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

共産党の、清水進議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁の中にもありましたけども、9月10日の日にやっと専門部会がスタートしたということにして、具体的にどういう内容で進むのか。あるいはいつくらいに、例えば移行しようとするかというものが、まだ示されている状況ではございませんが、本年度中には広域化等支援方針というものを策定する予定で進んでおります。

この支援方針の中には策定の目的、それから国保の現状と将来の見通し、それから財政安定化施策等、こういった内容が盛り込まれる見込みでございます。

いずれにしても、高齢者の増加、それから低所得者等を多く抱えなければならないのが国保ということになりますので、税収が伸びずに医療費が増大していく、これも国保の宿命だというふうな状況でございます。

運営が厳しくなっていくのは、これは自然的な要素も含まれているわけですけども、税の集約、それからシステムの一元化管理等ができることによって、負担が軽減されていく方向であるならば、これも1つの広域化の効果とは思われますが、今後、これらについての具体的な内容が示される段階で、それに従って、市としても進んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

最後に水道ビジョンについて、改めて伺います。

案の段階であります。さまざまな問題があると思います。決定する以前に、広く市民の意見を聴取すべきではないかと。厚労省の手引きにも情報を公開し、市民の意見を聴取すべきことが明記されています。特に料金の問題など、市民的な合意をつくることは時間がかかると考えます。

企業団では、今後10年間で39億円を超す耐震化、近代化計画を作成しています。市のビジョンでも、平成22年から28年まで25億円を超す整備計画があります。構成市や市民の将来の負担はどうなるのか、水道料金にどう反映されるのか、すべての市民が等しく負担をす

るのか、またダム区域だけにするのか、どのように市民の合意をつくっていくのか、こうした難しい問題があると思います。ぜひ、市民への説明会を開催すべきだと考えます。再度、お問い合わせをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

清水進議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま言いましたように、ビジョンについて広く市民へ説明会をというようなご意見でございます。

これにつきましては、6月の議会でも、今回の議会でもお話をいたしましたけども、地域の実情に精通しております、簡易水道運営委員さんがおられます。それらと十分に協議をしてみたいと考えております。また、それらの意見がそのままということではございません。市としましても、いろんな方から意見を聞いた中で、市のビジョンというものをつくっていきたいというふうに考えております。また、それにつきましては、広報等で市民の皆さんにお示ししたいというふうに考えてございます。ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これで日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、13番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

北杜クラブを代表して、いくつかの質問をいたします。

質問いたしますが、質問に先立ちまして、一言お断りしておきます。

次に質問させていただきます財政健全化についての3項目であります。午前中の議員の再質問の中において、第1項目、第2項目にこの質問に酷似した質問がされました。このことにより、重複質問のように、ここにおられる方、あるいはCATV等でご覧になる方は思われるかもしれませんが、通告をしてありますので、重複になるかもしれませんが、ご答弁をよろしくお願いたします。

それでは、お問い合わせ。交付税についてです。

交付税縮減に向けての取り組みについて、伺います。

今議会の初日、市長は所信の冒頭で、この交付税についてふれられ、前年度より2億円ほど増額の113億6,600万円の交付税が決定されたと報告されました。このことは、広報ほくともにも載っていますが、本市の大変、厳しい財政状況下での増額は喜ばしいことと思っております。

しかし、交付税は合併により10年間の継続がなされているものであり、平成27年度以降は5年間、段階的に削減がされ、平成32年度においては、平成22年度と比べ、35億円もの縮減がなされると聞いております。その事態に備えて、市としては具体的にどのような取り組みを行っているかを伺います。

次に2番目です。市債残高削減の方策について、伺います。

希望に輝きスタートした、平成17年度末1,009億円の市債残高に市民は大きな驚きと不安を覚えました。そして5年経った今、21年度末市債残高は913億円へと96億円もの削減がなされ、一方で基金の積み立ても順調に増えています。しかしながら、県内の他の合併市である笛吹市の669億円や南アルプス市の542億円に比べましたとき、まだまだ残高が多いなというふうに感じるの、一般の市民だと思います。

そこで、これまでの残高削減の評価と、そして今後、市民に理解を求めつつ取り組まなければならない施策についてを伺います。

3番目です。合併から5年を経た評価としての行政白書の作成について、伺います。

合併協議会の新市建設計画に基づいてスタートした本市は、約1年半後に小淵沢町が加わり、再スタートをいたしました。そんな経緯がありますが、今、市政は6年目に入っております。この5年間を振り返ってみますと、世界経済の大恐慌による日本経済の大萎縮、これに伴う国民の不满による日本の政治の大変換、そしてわが北杜市民にとりましては、この合併による慣れない違和感のようなもの、この5年間だと思います。

そこで通例ですと、10年ほどを目途に行政白書がつくられているようですが、この激動のときだからこそ、この5年間の歩みを正確に市民に伝えるため、白書の作成を提案いたしますが、お考えをお伺いします。

次に事務事業評価と事業仕分けについて、伺います。

国民の審判により政権交代がなされ、行政システムの再構築の手始めとして、国は事業仕分けを実施いたしました。それを公開の場で行い、そしてテレビ中継などにより、評価、仕分けの過程が国民の目にさらされ、誰もが無駄と思えるような事業が明らかにされ、大きな関心呼びました。このことにより、国民は県や地方自治体にも無駄をなくすことに真剣な取り組みを求めることになっています。

山梨県においても、先般、山梨版事業仕分けが3日間の日程を終え、また県内のいくつかの市でもその取り組みが報じられました。本市においては、庁内において平成20年度実施分の516事業の事務評価が昨年行われ、公表されました。本年度も庁内機構改革と併せて、新たな取り組みがなされております。しかし、合併から6年、8つの町からの継続事業も含め、数の多さからも推測できるとおり、より一層の対策が必要となっています。

先般の21年度決算審査の監査委員意見においても、辛辣に示されたとおり、待ったなしの状況が迫ってきていると思われま。財政問題と市民の暮らしやすさの、この均衡について議員、あるいは議会の立場、責務も勘案する中ではありますが、今後、有識者は公募、市民などによる事業仕分けを取り入れる必要性を思うのですが、その考えがあるかどうかをお伺いいたします。

次に鳥獣害対策について、伺います。

この夏の猛暑は山の木々にも影響を及ぼし、木の実が異常に少ないと報じられました。山地と接する農業地帯が多い本市ではシカ、サル、イノシシ、クマなど大型獣による食害が深刻な

問題となっており、防護柵に囲まれた農地も年々、増加しています。また近年、目立って増えたといわれるハクビシンなど、獣による農作物の被害は生産意欲の低下にもつながり、耕作放棄地の拡大が懸念されております。

このような状況を見たとき、個人による被害対策のみでなく、集落機能を生かした対策が重要だと思われます。市では、鳥獣害に強い地域づくり支援事業により、地域が行う奉仕活動を支援しておりますが、より効果的な対策を講ずるため、今後の方策等をお伺いいたします。

まず1問目です。鳥獣害に強い地域づくり支援事業の内容の強化、見直しについての検討をされているかどうか、お伺いします。

2番目です。猟友会員の高齢化等、今後、有害鳥獣捕獲者の確保が懸念されますが、市としてどのような考えがあるかをお伺いします。

次に北杜市災害時要援護者支援制度の対応について、伺います。

この制度は援護を必要として登録した人に対し、身近にいる地域支援者と地域支援機関が連携して支援をしていくという、共助の精神に則った制度であります。阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震等、大地震あるいは毎年の台風、ゲリラ豪雨による大災害の発生時に常に課題とされているのが障害者、あるいは高齢者等、要援護者への支援対策であります。

山梨県では、要援護者を市町村や自治防災組織、福祉団体等、地域ぐるみで支援するためのマニュアルを平成17年3月に作成し、各市町村の実施計画づくりの指針にされたと聞いています。

北杜市では、すでに本制度の概要説明の冊子及び登録申請用紙が全戸に配布され、登録が始まっています。そして先般、各町村単位で、登録者のいる区の区長に登録者一覧表の配布と説明がなされました。そこで伺います。

まず、第1番目です。現在、各町での登録者は何人でしょうか。

2番目、該当者は何人くらいと推定されますか。

3番目、登録されない理由はどのように考えられますか。

4番目、冊子だけでは登録することにより、どのような支援が受けられるか等、内容が把握しにくいのではないのでしょうか。登録の説明、推進、啓蒙についてのお考えをお伺いいたします。

5番目、地域支援機関内では、登録者の情報を独自に保持していますが、機関内でのさまざまな情報交換等、話し合いの機会が必要と思われますが、お考えをお伺いします。

次に簡易水道のことについて、お伺いします。

まず、簡易水道給水条例は3月議会において5項目の附帯決議を付し、7月施行後、半年間、延期をしています。この間は、特に改定内容について、あらゆる機会を捉え、周知徹底を図ることとしていますが、その状況と周知の成果をお伺いします。

2番目、水道ビジョンの策定、周知について伺います。

策定については、簡易水道運営委員会において審議中でありますので、その結果を待たなければなりません。ビジョン素案の中の小規模施設の効果的統廃合と自己水源94カ所の評価と今後の対応について、現時点での考えをお伺いいたします。

また、策定後の市民への周知の時期と、その方法についても伺います。

次に太陽熱発電の進捗について、伺います。

先ごろ、国と大学による研究の候補地として、割合、このことは話題となりました。太陽熱

発電は太陽光、水力に次ぐクリーンエネルギーの、先進地ならでは取り組みとして注目されています。その後の進捗と誘致についての取り組みをお伺いいたします。

次に法定外道路の格上げについて、伺います。

各議会における専決処分のほとんどが、道路欠陥に伴う市の責任を認めた事件であります。そのことによる大事故の事例の報告は、まだありませんが、これは幸いと言わざるを得ません。本市の道路事情を見たとき、その立地条件等から整備の状況にかなりの違いがあります。いったん雨が降れば砂利が流され、大きな溝となり、それをまた砂利で埋める。この繰り返し、そんなことが行われている場所も少なくないと思います。そのような道路が、その地域の主要道路であることを考えたとき、早急に対応が必要と思われ、以下伺います。

まず1、法定外道路の市道への格上げ基準について、伺います。

2、地域からの整備要望と市になってからの認可件数は、どれほどあるか伺います。

3番目、法定外道路の整備基準と道路欠陥による事故等の責任は、どのようになっていますか。

4番目、未整備の林道等における道路欠陥による事故等に対する責任も同様かどうか、それもお伺いします。

最後の質問です。

北杜24景のポスターが大変素晴らしいと、欲しがる人もおおぜいおります。たしかにこれらの景色は北杜の宝であります。県内外の多くの人を惹きつけています。しかし、より多くの人に新鮮な、今の情報を伝えられるのがインターネットのライブカメラによる発信であります。昨今、この取り組みが各方面で急速に増えています。市の考えについてお伺いいたします。

以上、大きく8項目であります。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに財政の健全化について、いくつかご質問をいただいております。

交付税縮減に向けての取り組みについてであります。

本市の普通交付税は、国が市町村合併を進めるための特別措置として、合併後の10年間である平成26年度までは従前のような配分がなされますが、その後の5年間である平成27年度から平成31年度の間段階的に縮減され、最終的には平成22年度交付ベースで約35億円の縮減がされることとなっております。

そのため昨年6月に財政健全化計画を策定し、財政の中長期の見通しをした上で、人件費等の抑制、繰出金の抑制、歳出の徹底した削減・廃止など、財政の健全化に向けた方策をお示しし、来たるべき状況に備えるための取り組みを進めているところであります。さらに税収の確保、市債の発行抑制などの行財政改革を進め、基金残高については、合併時の50億円から平成21年度末には117億円、総額67億円を積み立てし、交付税縮減の際の財源不足に備えております。

一方で、市債残高については、平成17年度末の1,009億円から平成21年度末には913億円、総額96億円の借金を減らし、後年度の公債費歳出の抑制を図っております。加

えて、昨年度の臨時交付金のような財源確保を適時適切に行うとともに、歳入確保の新たな取り組みを行っていくなど、財政健全化のため、あらゆる努力をはらっていく所存であります。

次に、事務事業評価と事業仕分けについてであります。

市では平成21年度から事務事業評価を本格実施し、平成20年度事業を対象にして516の事業について事務事業評価を行い、本年度は現在作業中であります。評価の方法は1次、2次の2段階において行い、1次評価は事業を担当する課で、2次評価は課長確認後に部局長が行う方法としております。その後、市長を本部長とする北杜市行政改革推進本部において、最終決定を行いました。

その結果、統合または終期設定もしくは廃止、または休止するものと判断された事業は9事業あり、平成22年度予算に反映させたところであります。事務事業評価を行うことにより、事務事業の目的、目標及び成果を明らかにすることができ、それにより市民への説明を果たすことにつながると考えています。

しかし、これまでの事務事業評価は、職員みずからの評価でありましたので、これからは必要なのか、目的は達成されたのではないかなどを市民目線で検証することが必要なときになってきたと思います。そのようなことから、県や他市で実施されています事業仕分けを本市においても、有識者や公募による市民などにより実施することを検討しています。

市では現在、第2次行政改革大綱、ならびに行政改革アクションプラン策定のため、北杜市行政改革推進委員会において、ご審議をいただいているところであります。その中で、市民との協働として、事業仕分けについてもご審議いただいております。

取り組みの要旨としては、市で実施している事務事業評価を発展させ、市民等を含めた多角的な視点から、事業の必要性を評価することとし、事業の必要、不要、必要な場合は市が行う、民間が行うなどについて、市民に公開で来年度に試行したいと考えております。

次に獣害対策について、いくつかご質問をいただいております。

鳥獣害に強い地域づくり支援事業の見直しについてであります。

獣害対策は地域が一丸となって取り組まなければ、その効果が発揮できないことから、市では、平成19年度に北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業を創設し、補助金制度を活用して事業の推進を図ってまいりました。しかしながら、依然として獣害による農作物被害は収まらず、行政区等からも獣害対策の強化を望む声が寄せられております。したがって、来年度に向け地域を挙げて、より一層被害防止に取り組めるよう事業内容の見直しと新規メニューを検討してまいります。

次に簡易水道について、いくつかご質問をいただいております。

北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例についての、附帯決議の対応状況についてであります。

今年3月の市議会定例会において5項目の附帯決議を付与され、北杜市簡易水道条例の一部を改正する条例が可決されました。市では附帯決議を尊重し、各項目について取り組んでいるところであります。

まず、1番目の施行期日を6カ月延期し、平成23年1月1日とすることにつきましては、6月市議会定例会において改正条例を提出し、可決していただきました。

2番目の改正内容について、あらゆる機会を捉えて周知徹底を図ることにつきましては、各地区の区長会での説明、広報に改正内容等を繰り返し掲載しての周知、市のホームページへの

掲載、水道メーター検針時における全使用者へのお知らせ文の配布等を実施しました。今後さらに別荘所有者への通知、全使用者への使用水量による早見表の配布、広報に繰り返し掲載しての周知等を行いたいと考えております。

3番目の今後も水道会計健全化に向けて、あらゆる検討及び措置を講じることにつきましては、平成21年度決算において、歳出の縮減により基準外繰入金が前年度決算と比較し、2,800万円余の減額となったところでもありますが、今後も地域水道ビジョン及び北杜市水道事業経営認可申請の計画により、財政健全化に努めてまいりたいと考えております。

4番目の水系の違いにより、料金統一の難しい北杜市の実情に合った2料金体系を上水道移行後も維持できるよう、国・県に理解を求めることについては、議会において意見書を提出していただいたわけですが、市ではさらに国・県に理解を求めてまいりたいと考えております。

5番目の市政報告会等で、議会が審議の内容を報告できる場を設けることにつきましては、今年4月28日の明野総合会館での市政報告会において、議長から報告していただいたところでもあります。

次に、太陽熱発電の進捗についてであります。

昨年の3月に東京工業大学から日照条件のよい北杜市で、太陽熱発電施設の開発をしたい旨の依頼がありました。最先端の計画であり、これからの時代に即していると考えられることから、計画を主導する同大学の玉浦教授をはじめとする関係者と、市内の候補地をいくつか調査してきたところであります。

また先月には開発に先駆け、開発適地のバックデータ等を確保するため、市内に直達光計測器の設置依頼もありました。今日まで、大学側では開発・建設に向けて、事業費の確保をするため、補助事業の創設などを国等に働きかけていると伺っております。

私といたしましても、低炭素社会の実現に向け、本市でこの計画が早期に実現されることを切望するところであります。

次に法定外道路の格上げについて、いくつかご質問をいただいております。

法定外道路の格上げ基準についてであります。法定外道路を市道に格上げするための認定要件は、道路法第8条に基づき、起点、終点とも国道、県道、市道に接続している路線であって、有効幅員が4メートル以上であることが原則であります。一方、特例として、諸般の交通事情及び公益的見地から市道に認定することもあります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

財政の健全化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市債残高削減の方策についてであります。

北杜市といたしましては、これまで市債残高を減らすため、行財政改革アクションプランで市債の発行を各年度の元金償還額の範囲内と定め、これを達成してまいりました。さらに平成19年度から平成21年度まで、延べ10億3千万円の、国が認めたとすべての公的資金の繰上償還を実施するとともに、平成21年度に3億円、平成22年度に7億2千万円の民間金融機関からの借入資金の繰上償還を実施、ないし実施することとしております。これらのたゆまぬ

取り組みの結果により、平成21年度末の市債残高が913億円にまで縮減されてきたと認識しております。

なお、ご指摘のあった他の合併市である笛吹市や南アルプス市においては、平成17年度末と平成21年度末の市債残高比較では、約40億円増加したと聞いております。

しかしながら、依然として他の合併市に比べ本市の市債残高は高い水準となっておりますので、国に対しては引き続き、公的資金の繰上償還の承認を求めていくとともに、民間金融機関からの借入資金については、当該金融機関と交渉を行い、今後においてもさらなる繰上償還を実現して、市債残高の削減に努めてまいります。

次に、合併から5年の評価としての行政白書の作成と市民への周知についてであります。

北杜市といたしましては、これまで広報紙、ホームページ、市政報告会等、多様な手段により、市民の皆さまに対し、北杜市が置かれている財政の現状とそれへの対応策について、ご説明してまいりました。

市の財政の状況を市民の皆さまに認識していただき、その対策についてご協力いただくことは大切なことですので、今後ともこれらの多様な手段によって、ご説明していくことにより、ご提案のありました白書の役割を果たしていきたいと考えております。

次に、北杜24景のPRについてであります。

北杜市内の素晴らしい景色、景観の中から定められました北杜24景。これらの景観を市民の皆さん方だけでなく、全国の方々に紹介するために、ライブカメラを用いて動画で配信するというご意見は、北杜市の景色、景観を全国に向けてPRする上で、大変有意義なことと思っております。

この問題については、昨年の9月議会において、同じ趣旨のご質問を受け検討を進めてまいりましたが、専用ケーブルの設置には、東電等の電柱に共架した場合で、1キロメートル当たり150万円程度、新設の場合では1キロメートル当たり750万円程度の費用がかかり、カメラについても高画質のものが必要となることから、億単位の経費が見込まれ、実現は困難な状況にあると考えています。このため、ホームページ環境の充実に合わせて、作成済みの北杜24景のDVD映像をホームページで配信するなどして、24景のPRに努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

災害時要援護者支援制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、災害時要援護者支援制度への登録についてであります。本年2月にパンフレット等を、区長を通して配布し、推進を図っているところであります。

9月21日現在の各町の登録者数ですが、明野町17人、須玉町35人、高根町28人、長坂町29人、大泉町16人、小淵沢町12人、白州町29人、武川町54人の計220人となっております。

次に、この制度の該当者についてであります。

75歳以上の高齢者のみの世帯に属する方や寝たきり、または認知症で要介護3以上の方、

身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方など、おおむね5千人ほどが見込まれます。

次に、登録数が少ないことについてであります。

制度が始まったばかりであり、まだ広く制度が浸透していないこともありますし、支援活動のための個人情報の提供に同意をいただくことになっていることや、地域支援者の登録をお願いすることになっているため、個人情報を提供することに抵抗があること、他の人に迷惑をかけたくないといった心情もあるのではないかと考えております。

次に登録の推進、啓蒙についてであります。

7月から9月に各町の区長会や民生委員会等で、災害時要援護者登録者一覧表の配布に合わせて、活用マニュアルの説明などを行ってまいりました。

今後も広報紙や健康福祉大会等における啓発や行政区、民生委員児童委員、社会福祉協議会等の協力を得ながら、登録の推進を図ってまいります。

次に情報交換、話し合いの機会についてであります。

行政区等の地域支援機関では、災害時要援護者の情報等を保有していますが、災害発生時には、行政区や自主防災組織を中心として、災害時要援護者への安否確認や避難誘導の支援が行われるため、行政区長等を中心に情報交換や地域支援機関が連携を取っていただけるよう、要請をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

簡易水道について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域水道ビジョンの市民への周知についてであります。

北杜市地域水道ビジョンにつきましては、素案を簡易水道運営委員会に示し、聴取した意見をふまえ、現在、策定を進めており、完成したところで広報等により市民に周知してまいりたいと考えております。

次に地域水道ビジョン素案の中の、小規模施設の効果的な統廃合及び94水源の評価についてであります。

水道事業者は施設を効率的に運営し、経費の縮減に努め、健全な経営を図らなければなりません。北杜市には広い地域に水道施設が存在し、厳しい経営状況にあるところから、施設の維持管理費と整備費を検討し、施設の統廃合が必要と考えております。

水源の94カ所については、安定した水の供給を図るために必要な水源であり、当面活用したいと考えておりますが、施設整備事業により湧水1カ所、表流水1カ所、浅井戸1カ所を廃止する計画であり、今後さらに施設を検証し、統廃合を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

獣害対策について、ご質問をいただいております。

まず有害鳥獣捕獲者の確保についてであります。本市では農作物の被害防止のため、市猟友会の協力を得て、有害鳥獣の捕獲や個体数調整のための管理捕獲を実施しております。しかしながら、捕獲を一手に担う猟友会の会員の高齢化が進んでおり、継続が危惧されるところであります。

今後、地域ぐるみでの鳥獣害対策活動に対し支援するとともに、地域内での有害鳥獣捕獲者の確保・育成についても、助成措置を講ずることで支援してまいりたいと考えております。

次に、法定外道路の格上げについてであります。

林道についてであります。現在、市営林道は68路線、延長149キロメートルであります。毎年4月に全路線のパトロールを実施し、補修が必要な箇所等の把握を行っています。また、緊急雇用創出事業によりまして、林道の側溝清掃や草刈りを行うとともに、道路欠陥箇所の修繕等については、各総合支所と連携し、迅速に対応に努めているところであります。

既設の林道については、維持管理を重点に行い、現地の状況に応じた改良、補修工事等に対応していますが、万一、林道の管理瑕疵が原因で発生した物損事故等については、道路賠償責任保険により、対応しているところであります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

法定外道路の格上げについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、合併後における格上げ認定路線数であります。道路の整備計画に合わせ、2路線を格上げしたところであります。市では昨年度、北杜市市道認定基準等に関する要綱を定め、市道への格上げ及び市道からの格下げの見直し作業を行っており、本年度議会の承認を受けるための準備を進めているところであります。

次に、法定外道路の整備と道路欠陥による事故等の責任についてであります。

法定外道路の財産的管理は市が行い、機能的管理については、各自治会及び受益者等にご協力をいただき、維持管理をお願いしているところであります。市では、機能面での安全確保のために地区からの原材料支給制度や、北杜市道路整備事業補助金交付制度を活用していただき、自治会に道路整備をお願いしているところであります。また、法定外道路の管理瑕疵は管理者である市が責任を負うべきものですが、これまで道路賠償責任保険に加入しておりませんでした。しかし昨年度、法定外道路において、物損事故が発生したことをふまえ、主要な路線については、本年度から法定外道路賠償責任保険に加入いたしました。

今後も引き続き、地元自治会等との連携を図り、法定外道路の管理瑕疵による事故防止に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

千野秀一君の再質問を許します。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

質問の項目が多いわけで、再質問もちょっと多くなりますけども、よろしくお願ひいたします。

まず財政の第1問目ですけども、合併特例債の活用の期間がだんだん、終わりに近づいてきているということでもありますけども、大型のインフラ整備も合併10年間の間には、やっていかなければならないというのが見えております。そういうものにつきましての決断も迫られていると思いますが、そのへんのことについて、その必要性を考えた上で、どのような対応をしていくかを、まずお伺ひします。

2番目の事務事業仕分けですけども、先ほどの答弁の中で、市民に公開で23年度に行うというふうな答弁でありました。どんな名医であっても、自分の手術等はできないわけでありまして、市の行政におきまして、外部の、そういう目線が必要かなというふうな感じもしておるところでありましたので、先ほどの答弁は、大変、前向きかなという形で評価をしたいと思ひます。

ただ、市民に対しましては、当然、辛口の、市民からすればデメリットのようなことも、相当出てくるかと思うんですけども、それにつきましては、今まで以上に、市民の皆さんに理解が得られるような周知の方法をぜひ、願っております。もし、お考えがありましたら、それも答弁をお願いします。

3番目ですけども、鳥獣害についての質問です。

先般の説明会の中でも、市の被害額が4千万円というふうな話だったわけですけども、当然、とても4千万円では、もっと大きな被害があるのではないかと思うんですけども、そのへんの推測等がありましたら、教えていただきたいと思ひます。

そして、北杜市だけでは当然、できない対策でありますので、特に山間地ということで、県・国との連携がどのようになっているかをお伺ひします。

防ぐ手段といたしまして、銃による頭数を削減するというふうな、そういう対策なんですけども、ご承知のとおり、山といいましても、その中に別荘等、住宅が点在しておりまして、なかなか銃を使う場所がないという、少なくなっているということがあるわけですけども、そのへんのところが、通常の銃の使用許可の、要するに銃を使うところから200メートル以内に人家があってはいけないというふうな規定があるわけですけども、そのへんのところをより細かく、ここなら使えるというような場所を選択して、そういう場所で銃を使うような、防除対策ができるかどうか、その取り組みについて、お伺ひします。

もう1つ、先般、この話もありましたけども、休猟区というふうな制度があつて、そのことによって、獲物を増やすという目的で休猟をしていたわけですけども、そのことが今の現状に合っていないという形の中で、これを県・国に対して、どのような対応を求めていくかもお伺ひします。

とりあえず、この3項目について、答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

合併特例債の対応についてということでございます。

本市も26年度までに、合併特例債の発行できる額があるわけでございます。それに基づいて、21年度まで活用してきたところでございます。いずれにしても、先ほどもお話したとおり、あくまでも、特例債といえども、市の借金には変わりないわけでございます。そういう中、実施事業の選択については十分、吟味する中で、その特例債を活用した中で、活用していきたいというふうに考えているところでございます。

2番目に、事務事業評価をすることについて、市民に対してデメリットが出たりするケースがあるということの中で、市民にどういうふうに周知するかということの再質問だと思います。

なかなか、厳しい部分もあろうかと思えますけども、やはり健全な財政を目指す北杜市としましては、市民の皆さまのご理解を得ることが本当に必要だというふうに考えておりますので、市といたしましても、本当に細かい説明をする中で、事務事業仕分けを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

千野秀一議員の再質問にお答えをいたします。

まず被害額でございますが、この間、ご説明では4千万円ということで、ただし届け出がないとか家庭菜園、それぞれございまして、到底、ここには及んでいないと思えますが、その実態把握はしてございませんが、それを含めると、相当な被害額と承知しております。これも念頭に置きまして、対策をと考えておるところでございます。

それから本市は中山間地であり、やはり広域的に連携をしながら、あるいは県とも連携というご質問かと思えますが、県でも協議会をつくっておりますので、近々、会合があると聞いておりますので、市としましても意見を申しまして、やはりそういったことも可能性があれば、お願いしたいと、こういうふうに考えております。

それから禁止区域、あるいは保護区、銃猟区、銃猟禁止区域と、いろんな網がかかっておるわけでございますが、基本的には管理捕獲も可能であるということではありますが、これに関しましては、この間もご説明をさせていただきましたが、なかなか誤認とか、人命に及ぶ、いろんな問題をクリアしなければなりませんので、住民周知等々、危険防止のための万全の配慮をして、進めるということになるかと思えますが、このへんも念頭に入れて、検討を研究してまいりたいと思っております。お願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

それでは、続いての質問に移ります。

要援護者制度のことについての答弁に対して、ちょっと再質問させていただきます。

まず、5千人くらいの推定という形の中で、登録者数が少ない、場合によっては、あまりにも少ないということで、ちょっとびっくりしているような気がします。身近な、大泉の、私の住んでいる区では、登録者がゼロということでございます。私がちょっと見ただけでも、5人、10人はいるんじゃないかという状況なんですけども、そういう登録の数が少ないということ

に、なんらかの方策を考えていかなければいけないのかなと、そんな気もします。

当然、今のやり方を広報等で、何度か重ねて知らせるという方法もあるでしょうけども、現状ですと、本人が申請する手挙げ方式という方式を、今、取っていくということの中で、この方式ではもう無理があるんじゃないかというふうな気もしています。そういう意味で、本人に、いろんな関係部署等が連携をして声かけをしていくという、その方法を当然、とる必要があるだろうと思いますし、またその5千人という人数が推定だということではありますけども、その5千人の皆さんは、要するに行政と、いろんな関係者の皆さんが力を合わせれば、台帳には登録できるんじゃないかと思うんですね。機関内の台帳には、そのへんのところを、やっぱり前向きに取り組んでいって、この制度を上げていかなければ、まったく、なんの役にも立たないということになってしまいやしないかということで、そのへんの取り組みを、まず、できるのか。そして、今からするのか。そのへんについて、お聞きをします。

そして、もう1つ。特に、先ほども言いましたけども、地区に入っていない方への対応です。大泉は、ご承知のとおり、人口の4割近い人が地区に入っていないという状況を考えたときに、その皆さんの生活の様子が、まったく把握できない状態が今、あるわけで、そこに何かあったときに、同じ北杜市の大泉という行政区の中に、何人いるのかさえ分からない。災害がどのくらい大きいかさえ把握できないということが起きてしまう可能性を考えますと、何を置いても、あらゆる手段を講じて、台帳はしっかりしておかなければいけないと思います。

その中で、ちょっと先ほど、公明党さんの答弁の中にあっただと思うんですけども、民生委員さんに頼るところが大変多いと思うんですけども、この民生委員の数は、先ほど、数が紹介されたわけですけども、そして、もしかしたら、北杜市の人口からすれば、民生委員さんの数は決して少なくない、場合によっては多いというふうな判断の説明もあつたわけでありましてけども、偏りがあると思うんですよ。地域的、北杜市の8つの町の中の、8つの地域の偏りがあると。人口からしても、あるいは地域からしてもかもしれませんけども、特に大泉なんかにおける別荘地というか、地区未加入者が多いエリアは面積も広いし、そこに住んでいる人数も大変多いという形の中で、民生委員さんの配置等については、今後、北杜市でできるかどうか分かりませんが、なんらかの方法を講じて、民生委員さんの負担を少しでも軽くして、そして効率がよくなるような方策を考えていただけたらなと思います。

そして、もう1つ、ふれあいペンダントというのがあると思うんですけども、これはここは担当が違うかもしれませんが、虚弱で、高齢者の一人暮らしという方を対象とした、このふれあいペンダントではありますけども、そこと要援護者とのタイアップということは、当然、市民として、行政として必要なと思うんですけども、そのへんのところがどんなふうになっていくか。あるいは、どんなふうな取り組みを今後できるかどうかをお伺いします。

いくつか質問がありましたので、この質問に対して答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

千野秀一議員の再質問にお答えをいたします。

まず、登録者数が少ないということに関しましてでございますけども、北杜市のこの要災害時支援制度につきましては、個人情報の保護に配慮いたしまして、登録の方法を手挙げ方式ということで、制度をスタートさせたわけでございます。この手挙げ方式につきましては、やは

りみずから申し込むというふうな方が、なかなか申し込みにくいということも指摘をされているところでございます。

こういうふうなことを受けまして、市では同意方式というものもございまして、関係する部署の介護の担当、それから障害の担当というふうな担当部署のものが、それに該当するような方につきましては、個別にこういう制度があります、いかがでしょうかというふうな内容の中で、この制度への登録の推進を図っているところでございます。すでに、そういうことで始めておるところでございます。制度が始まったばかりということで、今後、登録者数の増加に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

あと地区の未加入者の方についての問題でございますけれども、住民票のない方については住民基本台帳法で生活の根拠がある住所に住民登録をすることになっておりますので、まず転入の手続きをしたあと、台帳の登録申請をしていただくというふうな、住所のない方につきましては、そのようなことの対応になっております。その中で、地区へ加入していないという方につきましては、それなりの理由があるかと思っておりますけれども、地区へできるだけ加入をしていただくというふうな内容の推進も図っているところでございます。

行政区に加入していなくても、地域支援者がいれば、登録の対象となり得るということにもなっておりますので、行政区の加入の有無に関係なく、被災の可能性があるということから、そのような措置をしております。

日ごろから地域とのつながりを大切にして、地域住民の皆さまによる助け合いや協力ができるとような関係をつくっておくことが望ましいというふうに思っているところでございます。

そして民生委員の数のことでございますけれども、午前中の質問にもございました。北杜市の民生委員の数は、市内187人の民生委員さんがいるわけでございますけれども、この民生委員の配置につきましては、120世帯から280世帯に1人というふうな基準の中で配置がされております。187人につきましては、合併前からの配置を受け継いでいる状況になっております。民生委員会の中でも、いろいろなお意見がございました。また、今回の民生委員の推薦会の中でもご意見をいただきました。偏りがあるんじゃないかというふうなご意見をいただきまして、本年12月に改選になるわけでございますけれども、次期の改選に向けまして、状況等をよく検討した中で、この配置につきましても、検討を進めてまいっているというふうな考えでございます。

それから、ふれあいペンダントとの関係でございますけれども、もちろんふれあいペンダントにつきましても、支援が必要な方というふうな内容で設置をしておりますので、この災害時の登録者制度にも関係の担当によりまして、推進を図ってまいっているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

それでは簡易水道のことについて、お伺いします。

先ほどの質問の中で、水源についての見直しを検討するという文言の中に、どことどこというふうな言葉が明記されていなかった、今から調査をするということですから、ないのは当然かもしれませんが、なかったことによって、あの文言が素案の中に書いてあるだけで、住

民の中にはそのことについて、不安を感じたというふうな話も聞いております。そういう意味で、先ほど深井戸が1カ所、表流水の水源が1カ所、それで小さい湧水が1カ所、この3カ所については検討をし、廃止をするというふうな答弁がありました。ということは、94カ所のうちの3カ所でありますから、91カ所の水源については、これまでどおり、あるいはこれまで以上に整備をして使っていくという考え方のようでありますので、安心をいたしました。

それはそれとしまして、この周知の方法についてなんですけども、先ほど検針票を各家庭に配布するときに、改定のお知らせというふうなものを、1枚の用紙だったわけなんですけども、各家庭に配布されたと思うんです。それを実は、見せていただいたんですけども、非常に、私なんか見た瞬間に、これはどういうふうに読んだらいいのかなと、非常に分かりにくいような気がしたんですよ。1回で、あれが、すべて、この難しい料金改定が、一目で皆さんに理解できるような方法は難しいかもしれませんけども、あれをやったらいいということではなくて、また広報等も、3回、市の広報に水道の料金の改定のことについて、載っています。まず1回目ときには、大変なページ数を割いて、各項目、こと細かく数字が並んでいたものがあって、あれをどれだけ多くの方が読んだか、まったく疑問視するわけなんですけども、いずれにしろ3回載ったという形の中ではありますけども、それで、どれだけ周知がされたかなということについては、まだまだ不安を感じます。

そんなこともありますものですから、検針票を、先ほど別荘等については、今からまた、やるということだったわけなんですけども、今、ちょうど中間くらいの時期でありますから、もし、また先ほどの改定のお知らせのようなもので、分かりやすいものを皆さんに配布するというふうなお考えがあるかどうかについて、お伺いをします。

そして、この先ほどの、もう1つ、水道ビジョンの素案の中のことなんですけども、先ほど清水進議員の質問の中でも答弁がありました。配水管網の旧町村境を超えた整備については、経費がかかるということと、水利権の問題があって、それは行わないという答弁がありました。これは当然、私も何度か、今までの質問の中で、そういう答弁をいただいておりますから、そういうことだろうというふうに承知はしておりました。

しかし、この運営委員会の第1回目のときに、配布された資料の中には、その文言が書いてあったんですよ。そうなりますと、また多くの皆さんがつい前回の、市長の答弁と違うんじゃないかというふうな、その疑念を持たれたということ。それが第3回目の運営委員会、傍聴したわけなんですけども、そのときに配布された資料の中では、その部分が消えていたんですよ。それで、今のような答弁になったわけなんですけども、当然、やる予定がないわけですから、削除するのが当たり前だとは思いますが、そこを選んだ理由といいますか、あるいはもし、その配慮が足りなかったというのであれば、そのへんのところについては、これからそういう不安を与えるようなことのないようなことを、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1つ、道路の問題です。

23年度に、北杜市の道路整備計画の基本計画の見直しというのが23年度に行われると書いてあったわけなんですけども、その中で、今言ったように、格上げのようなことが検討されるのかどうかをお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

千野秀一議員の再質問にお答えいたします。

各家庭のほうに、検針時に料金改定の表をお配りいたしました。そして、今後、別荘所有者についても通知するわけですが、具体的にいろんな表があるわけですが、各家庭では、やっぱり自分の家はどうなるんだというものが必要ではないかなと思います。

先ほど、今後の予定を申し上げましたけども、今度はまた検針時に、13ミリの入っている家庭は13ミリで、1立米ならいくらだと。20立米使ったら、いくらだというふうな、一目で分かるような、また20ミリの方、いろんな口径の方は、われわれ承知しておりますので、検針員を通じて、そのような対応をしてみたいと考えております。

それから配水管網の見直しということで、現在、まだ簡易水道運営委員会のほうで協議していただいているわけですが、これらにつきましても、当初は平成19年のときに、北杜市を1つにするという、統合簡易水道の計画を出したときには、連絡管等というふうな記述もございました。当然、北杜市は各旧町村時代から、その前の水道組合のときからの零細な、小さな簡易水道が46ありまして、それを1つにするということですから、当然、国のほうでは、1つの上水道とすれば、一体的な整備を進めるとというのが指導でございます。

しかし、北杜市のような広大な地域の中に、零細な簡易水道が点在するということになりますと、それらを逐次、連絡管等を設けて整備していくということになると、莫大な経費がかかると。また、この3月に出しました経営認可申請の中でも、今後の事業を進めていく中で、建設コスト、それからエリアの見直し等も行いながら、最小の中で、今、できる事業をピックアップしたわけでございます。

そうした中で、先ほども答弁しましたけども、経費がかかるということで、その部分については、まだ進行中でございますけども、今の段階では削除してございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

千野議員の再質問にお答えをいたします。

格上げ・格下げについては、平成23年度から、以前の議会でもそんなことを申し上げたんですが、統合整備基本計画の中に盛り込まれるのかといった内容のご質問かと思えます。

統合整備基本計画につきましては、道路整備の将来に向かっての基本的な方針を定めるものということですから、この中に格上げ・格下げの関係が盛り込まれるものではなくて、12月の議会に上程することとしております。市道の認定作業を、ただいましております。12月の議会において、格上げ・格下げといった内容をふまえた中で、すべての路線について、議会に提案すると、上程するという計画であります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

最後になりますけども、ライブカメラの答弁、大変お金がかかるということですので、この

財政厳しい北杜市とすれば、違った方法でPRに努めるという、ご答弁でありました。仕方がないのかなと思うわけですが、これからも検討だけはぜひ、していただきたいと思います。よその自治体でも、当然、取り組むでしょうし、観光地等でもそういうことは、当然、どんどん増えていく時代だと思います。そういう意味で提案もしておきますので、検討はし続けていてもらいたいと思います。

1つだけ、旧大泉のライブカメラがあることは、皆さんに以前、この場所でお話した経過があるわけですが、現状、当初、10何カ所かあったものが、完全に機能しているのが2カ所くらいしかないということで、特に清泉寮と赤い橋といわれる、あそこのところにあるのは、遠隔操作ができるようなカメラが付いているということであります。そこに対するアクセス数もかなり多くあるということで、活用されているわけですが、ただ、実は経費がかかるという話も聞く中で、今後、市として、どんなふうな考え方を持っているかについて、伺います。その経費について、場合によってはそれを直営でやるのではなく、また違った方法で運営ができないかの検討もしていただきたいと思いますと思うんですけども、そのへんのお考えをお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

千野秀一議員の再質問にお答えをいたします。

24景を、ライブカメラを使って配信したらということでございますけども、今、考えているところは、作成済みであります24景のDVD映像をホームページで配信するなどをして、PRを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、大泉に設置してあるカメラ、市としてどのように今後、もっていくかという考えでございますけれども、大泉に設置したカメラについては、設置から数年が経過しており、故障している箇所もあるというふうに聞いております。一方、現在、稼働しているカメラについては、映像にアクセスしている件数が多いということも聞いております。

現時点での大泉に設置されているライブカメラの状況、すべての状況について、申し訳ないけど把握しておりませんので、早急に全ライブカメラの状況について調査し、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

千野秀一君の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を4時10分といたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時10分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

関連質問はありませんか。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

私は、災害時要援護者支援制度への対応についての関連質問をいたします。

3点ほど、いたします。

まず登録者一覧表の管理等取り扱いについて、お伺いをいたします。

登録者一覧表については、本人、家族の了解のもとに民生委員、区長、消防関係者、また関係機関に配布・管理が委託されております。しかし、そのままでは有事の際に有効に機能しないのではないかと考えられます。個人情報の保護との関連の中で、その取り扱いについて、お伺いをいたします。

続きまして、要援護者のための集落ごとの自主避難所の確保について、お伺いをいたします。

避難所については小学校、中学校等、公共施設が指定されております。しかし、大災害時には、そこまでいくことが、多くは困難と思われれます。身近な集落内で安心して避難できる場所を、その集落内で平素から話し合っておき、また確認しておく必要があるかと思われれます。その方策等のお考えをお伺いします。

続きまして、地域が一体となった防災意識の高揚について、お伺いをいたします。

要援護者の登録後の施策は、市が提示するだけでなく、集落内で支援プラン及び援護マップ等を作成し、地域の人たちが地域の中で助け合うことが必要かと思われれます。そのためには、集落内で話し合いをする環境づくりが必要であります。意欲のある地域への、行政の支援についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

関連質問にお答えをいたします。

登録者一覧表の管理と情報公開の限度についてのご質問かと思われれます。

本年の7月から9月にかけて、各町の区長会や民生委員会等で登録者一覧表の配布、それから活用マニュアルの説明などを行ってまいりました。登録者一覧表につきましては、災害時要援護者支援マニュアルの中で、普段の見守り体制の強化や支援方法の話し合い等に活用していただくよう、お願いしております。

登録者一覧表は、災害時要援護者から地域支援機関である自主防災組織、行政区、民生委員、児童委員、消防団、地域支援者が行う事前対策の検討、あるいは災害時における支援活動のため、情報提供されることに同意をいただいておりますが、個人情報であるため、本制度の支援以外の目的で使用してはならないことになっております。皆さまのご理解をいただく中で、この制度が活用され、市民のためになるものとなっていくよう期待しているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

清水議員の関連質問でありますけれども、要援護者のための集落ごとの避難場所ということでございますけれども、北杜市の地域防災計画では、災害の状況に応じまして、まず地域で安否の確認や集団を形成することができる場所に一時的に集合し、その後、市災害対策本部が被災の状況、施設の安全性、避難生活の期間などを考慮する上で選定して、小学校とか中学校とか公共施設などの指定避難場所がございますけれども、そちらのほうに避難誘導していくということになっております。また、この際に乳幼児とか高齢者、それから障害者などの災害時要援護者の避難については、地域の区長さんを中心に早めの避難をお願いして、消防団等の協力を得ながら、介護者を配置したりして、安全に十分、配慮しながら避難するというようなことで、お願いしているところでございます。

これらのことにつきましては、先日、行われました防災の日の避難訓練の実施、それから毎年、代表区長会等で、そういったことについてのお願い等をして、地域での話し合いの場をつくっていただくようなことで、お願いしているところでございます。また、今年度発行を予定しております地域防災マップをつくる計画をしておりますけれども、それらについても活用していただきながら、災害時の避難をしていただくというようなことで考えております。

もう一つ、地域が一体となった防災意識の高揚についてでございますけれども、災害発生時におきましては、自助・共助・公助ということで、自分自身でできることは自分自身、それからもちろん助けがいる方については、助けがいるということ。それから市も、それらの被災者のために、いろんな支援をしていくということになります。要援護者を含めた地域における共助は、必要不可欠なものであると考えておまして、市では行政区、それから自主防災組織、地域防災リーダーの育成や地域への防災に関する情報の提供などを積極的に行って、地域防災意識の向上に、これからも努めてまいりたいと思います。

そういう中で、自主防災組織育成推進要綱等を定めてありまして、自主防災組織の資機材等の整備については、補助も出しております。そのようなものを活用していただいて、それぞれの地域で、地域防災に備えていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

先ほどの市でもって今、作成している防災マップを活用してということでございますけれども、たしかに全体での防災マップ、これは大事だと思います。しかし、大災害時にそういうふうな、大きなマップでは対応ができないではないかなという気がいたします。いわゆる、その地域地域の中で、どの家が一人住まいなのか。あるいはまた、高齢者だけなのか。また障害者がこの家にいるというふうな、例えば住宅地図なんかを使った中でもってチェックをし、そういうふうなマップをつくっていくと。それを平素から地域でもって話し合いをして、確認をするということが必要ではなからうかと思えます。これもたしかに個人情報になりますけれども、そういうことが大事ではないかなというふうを感じるわけですが、そういうものを地域でもって

つくるときに、その個人情報との兼ね合いなんかを、ご指導等も必要ではなからうかと思いませんけども、それらについての考えを伺います。

また、先ほど、この一覧表についてのことでございますけども、一覧表を有効に活用してもらいたいというふうに言われましても、関係者だけで持っていて、承知だけをしていたのだったならば、これはなかなか活用できないと思います。説明の中で、区の集まりとか、防災訓練とかというときに、その情報を公開といいますか、皆さんにこういうふうな人が、この登録がされていますよということを話してもいいよと、話してくださいということも言われましたけども、それをどこまで話をしているのか。そういうふうなところが、あれをそのまま読み上げると、これは個人情報との兼ね合いがあるかと思えますけども、その使い方、どのように使ったらいいのかということでございます。これは各区区長さんたち、みんなを悩ませているのではないかなと。民生委員さんたちは、細かい説明も聞いておられるのではないかなと思えますけども、民生委員さんとか、あるいは消防団の方々はそのようなふうに聞いておられるのではないかなと思えますけども、区長は一度、説明を私たちにされただけです、そのあたりについての指導はどんなふうにしたらいいのか、お伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

本年度、作成いたします防災マップについてでございますけども、防災マップにつきましては、市全体の防災拠点だとか、それから避難場所だとか、そういったところを表すと同時に、一方ではもうちょっと小さいエリアを示すように、今、考えております。各町ぐらいのエリアで、もうちょっと詳細な情報を分かりやすく提示できたらというふうに考えているところでございます。

それから個人情報の把握についてですけども、自主防災組織におきましては、それぞれ今、組織されているのは、いわゆる行政区を単位につくっておられるところが多いんですけども、そこに参加しております、いわゆる会員といいますか、そういった方々が参加しておりますので、そういった方で役員をつくったり、それからそれぞれの家の自分たちの情報を自分たちで集めて管理していただくということになりますので、そこでは、その情報が共有できるというふうに考えておりますので、その中では個人情報の問題等は、自分から出していただいた情報をみんなで共有するということになりますので、問題はないかなと思えます。

したがって、今もそれぞれの自主防災組織の結成につきましては、推進をお願いしているところでございますけども、そういったメリットもございますので、ぜひ、多くの地域で自主防災組織を組織していただいて、災害に備えていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

清水議員の質問にお答えいたします。

一覧表の活用について、行政区での活用方法というふうなご質問でございます。

一覧表の情報につきましては、本人から情報を自主防災組織、それから行政区、消防団、民

生委員、それから地域支援者に情報を提供するというふうな同意をいただいての登録となっております。

防災訓練等の場合につきまして、こういうふうな情報をもとに災害時で有効に活用されますよう、訓練にこの情報が有効に活用されますよう、お願いをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はございませんか。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

千野秀一議員の獣害対策について、関連質問をいたします。

まず17年に対策協議会が設立し、対策に真剣に取り組んでいることは承知しているわけですが、現在、この被害は農家にとっては深刻化し、ますますひどいものになってきているように思います。

それです、イノシシ、シカ、サル、それらが1年に増える数ですね、それに対して、現在の北杜市の捕獲状況ということになりますと、個体数が減る状況なのか、増えていく状況なのか、現在の状態を1つお聞きいたします。

それから被害総額の出し方ですけれども、先ほど4千万円程度ということで、これはそれ以上にあるものということをおっしゃっていましたが、この被害総額のきちとした額ということが、この獣害対策をしていくのには必要ではないか。この相当数、あるのにもかかわらず、4千万円程度ではないように思いますので、このへんの総額の出し方について、甘くはないかなと感じています。そのへんの答弁を求めます。

それから、来年度から地域を挙げて強化をしていくということをお答えされておりましたが、地域全体で取り組む、一丸となって取り組むことが効果的であるということは、一部の地域でやっていると分かってはいますが、その追い上げ方法は、しっかり考えていかなければ、追い上げをしたおかげで、被害がなかった地域に、その動物が入り込んでいって、被害を増やしているということも、現状であります。そういうふうなこともしっかり考えて、追い上げ方法も計画的にやっていかなければならない、その計画をどのように立てていくかということをおひとつ、お教え願います。

それから広域的な対策を練っていくということでしたけれども、北杜市は県境でもあります。山梨県だけでなく、長野県との話し合いというふうな協議会も持っていかなければ、イノシシも一晩で20キロから30キロ移動するというのもいわれていますので、単に北杜市だけ、山梨県だけというふうな協議会だけでは済まないのではないかと。全国、これは非常に厳しい悩みを持たれている、今、一番農家にとっては深刻な問題でありますので、県を挟んだ対策も必要ではないか、そのお考えはいかがか。

それから最後に、一斉野鼠駆除がなくなって3年、表に出ていないネズミの被害が農家にとっては、非常に深刻です。ハクビシンも同じです。そういうふうな、表に出ていないものの対策も必要ではないか。対策協議会の中で、カラスのほうが進んできたということですが、今、農家にとってはハクビシン、それからネズミの対策をとってほしい。一斉野鼠駆除をやめてから、ネズミが増えすぎて困っているとの声が聞かれています。そのへんの対策をどのようにしていくか。

すぐに手を打つことが、大事なことで、しばらく考えるということをしていると、もう、そのものの自体の増え方は相当なものだと考えておりますので、考えたのちに、すぐ手を打つということをしていただきたいと。

何点が質問しましたけども、答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

それでは、渡邊議員の関連質問にお答えいたします。

まず最初に協議会を設置して推進してまいりましたが、イノシシ、サル、シカが実際減っているのかというご質問でございますが、個体数の調整等々、県から指示がくるわけですが、県で把握をしながら、市町村へ管理捕獲の数を指示していきますが、いずれにしましても、このへんは、市内でどうかということとは感覚的なことしか言えませんが、減っているとは思いません。ますます増えているのではないかと。だから深刻化しておりますので、このへんは認識を新たにしまして、取り組んでいくということではありますが、減ってはいないと、このように考えています。

それから被害総額の出し方が4千万円でもいいのかということでございますが、これは農政課と連携しまして、有害鳥獣の申請等々で、市に被害届があったのかということで、たしかに小規模なもの、あるいは家庭的な農作物の被害額が入っておりません。したがって、先ほどから申し上げておりますが、地域が一体となって取り組んでいくという意味からも、今後、この制度の見直しとともに、職員が地域へ入りまして、支所が中心になりますが、それぞれの地域での実情が違うわけでございますので、一概にこういう対策でいいのかということとは言えません。

したがって、そのへんをもっと密にして、連携をとりながら進めたいと。その中で被害を、もう少し密度の高い数字を把握して取り組んでいきたいと考えております。

それから、それに関連しまして、地域が一丸となる追い上げでございますが、サルの追い上げということで、すでに明野、これは特定して明野、武川ということで追い上げをしておりますが、武川でも人による追い上げもしたけれども、なかなか成果は上がっていないということでございます。そのあとまた、里へ降りていってしまうと。こういったことを検証しながら、もう少し方法を考えたらということですが、これも特定の地域しかやっておりませんので、里守り犬の育成の問題もありますので、これらを総合的に検討しまして取り組んでいきたいと。方法論についてもということでございます。

それから広域的な対策をしないと、イノシシ等も移動をするということ、いろんな弊害があるわけですが、これについても、現在は、中部西関東連携軸ということで、これは実際に連携がとれているとは思っておりません。これはソフト事業だけの支援でございます。実際に、本当にとれているかといえば、これでは難しいと。

それからあとは長野県、これはお隣の富士見でございますが、これらも連携しておりますが、なかなか、それぞれ県の許可も違いますし、一体感はないわけですが、やはり隣接する他町村とも連携をしながら、するということが大切なことでございますので、なお一層、進めていきたいと考えております。

それから最後であります、ネズミ、野鼠駆除が旧町村ではあったけども、今はないと。それに伴って、ハクビシン等々の小動物の被害が深刻であるということでございます。

野鼠駆除につきましては、ちょっとあとにまわしまして、ハクビシン等でございますが、これは県の、現在、市の11の種類の種類許可には入っておりません。したがって、現在では県の許可ということになっておりますが、23年度からの鳥獣被害防止計画に併せて、県と協議しまして、市長が許可を下ろせるような方向で検討してまいって、迅速にハクビシンの捕獲許可が取れるような対応をしていきたいと考えております。あとは箱罠等々で捕獲するということが一番効果的でありますので、そのへんの補助枠も考えながら、これには対応していきたいと考えております。

野鼠駆除につきましては、現在、たしかに取り組んでおりませんので、過去やった町村、合併前の町村では取り組んだ経緯があるようでございますので、これも併せて検討して、また対応したいと思っております。これはいろいろ問題があるようでございますので、そういうことで、よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

個体数が減っていないという確認でございますけども、やはりイノシシが1年で何頭産むとか、そんな中でどのくらいの捕獲をしていかなければならないかということは、計画的にやっつけていかなければ、いつまで経っても減っていかないのではないかと思います。

もう1つですけれども、サルモイノシシも嫌いな作物ってあるわけですよね。そういうふうなものを研究して、そしてその地域に特産品として作付けしていくということも1つの方法かと思いますが、その点、どのように今、考えておるでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

この間から活発な意見を頂戴しまして、本当に取り組んでいかなければと思っておりますが、これも専門的なことありましようし、そういうことで資料をとりまして研究をしながら、たしかにそういうことも大事なことでありますので、検討して指導していきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はございませんか。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

代表質問の中の、7つ目の市道の認定について伺います。というより、お願いも入ります。格上げ基準については要綱も決めまして、始点と終点が市道、県道につながっていること、それに4メートル以上、これは私もよく分かります。十分に理解できます。

ところが、現実の話をちょっとお聞きしたいのは、20、30メートルの道路で、幅はあるんですが、終点が市道、県道ではないと。そこには、その通りに行き詰まった1軒ではなくて、その横の通りに何軒もあると。そこには、きちんと上水道が通っています。それも今、現

実の、このルールでいきますと広げられないんです。なんとかなりませんかと申し上げたいところですが、このルールを破るのは私もまずいと思います。だから、なんといいのかわかりませんが、現実はそのようなところがあります。

それと、もう一つ。今度は始点と終点はいいんですが、4メートル以上が取れないと。ところが、そこに面しているところは、例えばの話、20軒あるうちの1軒だけがどうして了解を取れないと。あとの19軒がなんと言いますかということ、あそこだけで、なぜできないんだというんですよ。それが困ってしまうんです、私も返事に。ですから、どういうご答弁をいただければありがたいかと思うということも言えないんですが、現実としてはそういうところがあるということを知っていただきたいということが一つです。

それと2番目の、もう一つ。先ほどの北杜24景のPRのライブカメラの件ですが、パンフレットとかポスターなどで、24景の写真が載っています。とてもきれいです。本当に素晴らしいものが載っています。あれは、よく考えてみると、365日の一番いいときの写真なんだと私は思うんです。あと364日がそれよりいいか悪いかという話ではないんですが、申し上げたいのは、ずっと、あれ一本ではなくて、ポスターはいいですよ、DVDですとか、ホームページについては、たまには変えていただきたいという思いがあります。そんな思いをお伝えしたい。お願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

利根川議員の関連質問にお答えをいたします。

まず1点目、20メートル、30メートルといった道路で要件の満たないものがあると。それから改良工事に伴って、長いこの路線の中で、1軒、2軒、土地の理解が得られないお宅があったといった場合に、これは工事を実施するのということでしょうか、2点目については、それとも、改良工事については、要件を、先ほどの答弁の中にもありましたように、現状では、細い道路で、要件を満たさなくても、将来そこを拡幅工事するんだということでもって、事前にその道路を市道として認定しておくということは、通常しております。1点目から、お答えをいたします。

まず原理原則として、20メートル、30メートルという道路は現地の状況を見なければ、今ここで、即座にそれがいいか悪いかということは申し上げられませんが、原則として、この基準を順守したいというふうに考えておりますが、これはあくまでも原則論でありますので、原則としてということで、現地の状況によっては、当然、それも市道になるということはありません。

そして、また戻りますけども、2点目の用地の理解が得られないところというのはどのような路線はどうするのかという、これは市道認定といった観点から、それはどうするのかということでしょうか。うちが市道を改良しようとするときには、当然、沿線すべての人たちが理解をしてくださなければ、ところどころが要件を満たさないようなところがあるというのは、これはやはり原則論ですけども、これは市道と認めるわけにはいかないと。やはり、この原則は崩れてまずいのかなと実は思っております。ただ、原則といって申し訳ないんですが、あくまでも原則で、この現地の状況を見ながら、個々判断をすべきものだというふうに考えております。

で、どうかご理解をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

よく分かりました。想像もしないような、ありがたいお言葉をいただきました。ありがとうございます。

ネット配信のほうをお願いします。

○企画部長（清水克己君）

24景のPRの方法でございます。

24景をPRするには、やはり一番よい写真を使ってPRするというのが一番いい、効果的な方法だというふうに思っております。しかし、同じ写真ばかりということの中で、どういう方法がとれるかも、ちょっと参考に研究してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、11番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

最終の代表質問になりました。前回の代表質問も最終でございまして、時間を気にしながら質問をさせていただきましたが、今回も前回と同様、時間を気にしながらも、しっかり質問をさせていただきたいと思っております。お疲れのところを申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

まず1点目、市民バスの活用について、お伺いいたします。

市内を走る市民バスは12路線あり、年間利用料は約1,900万円になりますが、中には約30万円ほどの収入しか見込めないところもあります。全体の経費としては、約1億4,600万円になっております。

北杜市は面積が広く、高齢化率も30%に近い数字となっており、交通手段の確保は大きな課題であります。過日も高齢者によるハンドル操作の誤りやアクセルとブレーキの踏み違いによる大きな事故がありました。運転することが心配な状況であっても、日常の生活を送る中では、食料品や生活必需品の買い物や通院など、バス停までが遠い、時間帯が合わない、行きたい方面の便がないなどの理由で、どうしても車を使わなければ間に合わないという場合が多々あります。

現在、デマンドバスの運行については、国土交通省の補助事業により東京大学大学院と共同して実証運行が行われております。利用料金が安く、細かいニーズに対応可能など、市民には

おおむね好評を得ています。現在の実証運行が終了したあとも継続を望む声が多く、運行エリアの拡充や内容を精査し、設備等を充実して活用していくことが重要だと考えます。また病院の送迎バスを更新する計画もあるようですが、診療で待っている空き時間を活用するなど、有効な運用を考える必要もあり、デマンドバスへの移行を積極的に推進すべきだと考えますが、以下、伺います。

1点目、市民バスの各路線の現況と利用状況。これは乗降客の推移を含みます。

2点目、デマンドバスの現況、路線、利用状況と国の補助金が終了したあとの対応について、伺います。

3点目、デマンドバス導入が図られていない場所への推進の考えはありますか。

4点目、障害のある人も利用しやすい移動手段を確保できるような、そんな施策は考えられますか。

次、2点目になります。市内の企業及び勤務している人たちへの支援策。

2つの質問について、雇用の施策、それから支援策を打ち出すことによって、もう一步、踏み込んだ環境づくりを推進して、子育てにやさしいまち北杜市、それに魅力を感じて市内への移住者が増加し、活性化の一助となることが期待できるものと考え、質問いたします。

1つ目は低迷する経済の中で、新卒者の雇用は70%台ともいわれ、内定者の不採用や派遣社員の解雇など、働きたくても働く場所がないことは大きな問題であり、勤労の場の確保対策は重要であります。

このような状況の中、市内には誘致企業も含め、地元の従業員を多く雇用している企業があり、地域の活性化が図られております。嬉しい限りであります。しかし困ったことに、日中の昼間人口は多いのですが、市内に居住している人が少ないのが現状です。家族の勤務地の状況や仕事の内容も影響していることもあり、一概に推進は難しいと思いますが、市内に居住することにより、人口増加や地域住民とのコミュニケーションも生まれ、財政上も潤うことが予想されます。企業への支援策として、固定資産税の免除等もあるようですが、なんらかの施策は考えられるか、伺います。以下、5点お願いいたします。

勤務者の居住地の現況。

市内に居住しない理由は、ということが考えられますか。

支援策の現状。

社員寮をつくる企業への支援。

民間アパート建設への支援。

次に人事院勧告により育児休業等の見直しがされ、子育て世代に対する法的整備もされつつあります。また第2子以降の保育料無料化、小学校3年生までの医療費無料化も図られ、社会情勢が不安定な中、経済的な負担が軽減されて、大変助かっているという話を耳にします。

今からの社会を担っていく人たちの生活環境の整備は、重要な課題であります。大いに期待したいところではありますが、なかなか休暇が取りにくい、早退は難しいという声もあり、その理由として仕事への支障や周囲への遠慮などがあり、また女性の就労人口の増加等も考えられ、一概に推進は難しいと思われれます。

保育園や児童館、放課後児童クラブの整備についても拡充をさせていただいておりますが、働く親と子どもを一体とした支援策として、企業が企業内に保育施設を設け、保育士を派遣していくような、企業の子育てやさしい環境づくりに対しての支援や施策は考えられるか伺います。

- 1点目、保育園入園者の年齢別実数。
- 2点目、市内の就労人口のうち女性の勤労者数と割合。
- 3、保育施設を設置する企業に対する支援策は。

大きく、3点目になります。各町のイベントについて、お伺いいたします。

財政健全化の中で合併が行われ、地域の特色を生かすという視点で地域委員会が発足し、地域の課題に対し検討が行われ、助成を行っています。地域においては、それぞれの経緯や事情もあり、重要度も異なっていることありますが、状況に応じた事業が行われていると考えております。

以前から各町において、財政等の問題で祭りの合同開催について検討されている中で、長坂町、高根町はほかに先立ち実施しております。ここで2年目を迎えたところでございます。今回、一元化したことに対する評価がなされ、地域活性化センターから300万円の奨励金が交付されたと聞きますが、財政の厳しい折、ほかの町においても早急に取り組むべきではと考えますが、今後の体制について伺います。

- 1．市内の祭りの現況は。
- 2．地域委員会の祭りに対する考え方は。
- 3．統一に向けた今後の考えは。
- 4番目になります。景観計画、まちづくり計画の策定状況について、お伺いいたします。

合併時からの懸案事項であった、この2つの計画が5年の歳月と時間をかけ、慎重に審議され、素案がまとまり、条例としての施行が間近に予定されていることに対して、期待しているところです。言うまでもなく、この景観及びまちづくり条例は、今後の市の方向性と将来性を決める大変、重要な条例であると認識しております。

現在、来年4月からの計画策定に向けて、8地区の住民説明会を開催したとのことですが、市民の意見を最終的な計画にどのように位置づけ、反映させて、周知を図っていくのか。また、市独自の特色を計画と条例にどういうふうにし、明記することができるかということが大きな課題であります。

景観計画は恵まれた自然環境や田園風景、山岳景観などを守っていくためのルールづくりであり、またまちづくり計画は土地利用のあり方を決めるものであり、本市の将来にとって、なくてはならない条例であります。これから本市が環境創造都市として、さらなる発展を遂げるために、他市と比較して大きな違いであり、特別な付加価値を生むものでもあります。

審議会での最終的な審議段階を迎え、本市の特徴を生かし、市民や事業者に分かりやすく理解できる計画として、検討内容を十分に精査した条例の制定を望み、以下、質問をいたします。

- 1．審議会の構成メンバー。
- 2．県内の市町村の制定状況。
- 3．本市の景観計画とまちづくり計画の特徴。
- 4．土地開発条例との整合性。
- 5．住民説明会での主な意見について、お伺いいたします。

大きく分けて、5番目になります。子どもたちの体力向上対策について、お伺いいたします。

全国的に子どもたちの体力低下が話題となり、中でも小学生の体力の低下が著しいと報告されています。山梨県においても同様であり、特に北杜市の小学生が低下しているようであり、子どもたちの健全育成には、原っぱ教育を推進する中で改善されていることは承知してお

りますが、これも多方面からの努力の結果であると考えております。

体力の低下の一因として、家庭での生活様式の変化が考えられます。一昔前とは違い、家に帰っても農作業の手伝いや夕方、暗くなるまで外で遊んでいるようなこともあまりなく、遊びもパソコンやゲーム機などの家の中でのものに移行しております。

食生活の変化も大きな要因と考えられます。市では「おはよう！朝ご飯宣言」をし、食育にも配慮した施策を行っており、朝食をしっかり食べる習慣や規則正しい生活を送ることについては、よい評価を得ているようです。

しかし、今からの保育園を含む小学校の統廃合を鑑みると、遠方からの通学や通学時の危険回避という点においても、スクールバスを利用しての通学は避けられないものであり、自然な状態での運動量は、減少していくのではないかと考えられます。

こうした中、教育現場では、小学校は担任がすべての教科を担当するため、きめ細かく、子どもの特性や性質を把握することができ、一貫した教育に関わることができそうですが、一人の教師がすべてに精通することは、容易なことではありません。どうしても専門性に欠けてしまう面もあることは、致し方ないことであります。

他市においては、1週間のうちに何回か体育の時間に、専門の非常勤講師や外部講師による指導を行っているところもあり、成果を挙げているようです。先進地との情報交換を行い、基礎体力の向上や指導体制の強化を図っていく考えはあるのか、伺います。

最後になります。6点目、バイオスタウン構想について、お伺いいたします。

今年の異常気象は、人体への影響ばかりでなく、生命体が生存していく上で、欠くことのできない食料への影響も懸念されています。この異常気象の原因の1つとされている地球温暖化は重要な課題であり、温暖化ガスの削減対策が必要であります。

わが国では、2020年までに1990年度比で25%削減するという目標を挙げて、力を注いでいるところであります。本市においても、大規模電力供給用太陽光発電施設や水力による発電を行い、新エネルギー技術を活用した対策が進められています。

明政クラブでは、以前から何回もバイオマスについて、多岐にわたる視点から質問をし、また推進をし、進言してまいりましたが、バイオマス関係においては、いまだに構想がなく、今回、策定・計画を実施することには、大きな期待をしております。

家庭から出る生ゴミは生活習慣の変化もあり、現在、燃えるゴミとしての処理が増えています。可燃施設での焼却には、含まれている水分のため燃焼温度が下がり、経費が増大しています。食品残渣の有効活用については、市民の関心も高く、現在、家庭用生ゴミ処理機に対しての補助もありますが、市民や市民団体の中には自発的に先進地への研修などを行い、市への提言もしている中で、包括的な推進を望んでいます。

一方、農業においては、安心して安全な食の提供が消費者から求められるようになり、安全性の確保から化学肥料を控え、堆肥の施肥による栽培が進んでおり、堆肥の需要も増加しております。

次に木質バイオマスについてですが、全国でも唯一、三名水を有する本市において、森林整備は欠くことのできない重要な事業です。官民一体となり、整備を推進しているところではありますが、間伐されている木材はさまざまな問題により、あまり活用がされていないのが現状であります。

23年度までに策定する今回の計画は、市民一人ひとりの環境に対する意識が高まるような

構想であり、市内にある豊富な資源を活用して、効率のよい循環と地域のニーズに合った策定を望むところであります。

具体的には、どのような事業化を目指しているのか。構想を策定することにより、活用できる国の補助事業と、また構想はどのようなものか、お伺いいたします。

1点目、対象となる事業。

2点目、どのような補助事業がありますか。

3点目、具体的な事業計画はありますか。

以上6つの項目にわたり、質問いたしました。

たくさんで、大変、時間も過ぎておりますが、よろしくご答弁のほど、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を5時20分といたします。

休憩 午後 5時09分

再開 午後 5時20分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

代表質問の最後ですので、しっかり答えたいと思います。

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに、市内の企業及び勤務している人への支援について、いくつかご質問をいただいております。

保育施設を設置する企業に対しての支援策についてであります。

子育て世代に魅力あるまちづくりを推進する本市において、子育てと仕事の両立支援に積極的に取り組む企業が存在することは、子育て世代の本市への定着にもつながり、大変重要だと考えております。

この中で、保育施設を設置する企業への支援については、ご指摘の保育士の派遣は公平性の確保の観点などから検討すべき課題が多く、困難であると考えております。その一方で、保育施設の設置を含め、子育てと仕事の両立支援に積極的に取り組む企業に対し、表彰制度を設ける取り組みや認定マークを付与する取り組みを行っている先進的な自治体もあるところであり、本市でこのような取り組みが行えないか等については、検討してみたいと考えます。

次に各町のイベントについて、いくつかご質問をいただいております。

市内の祭りの現況についてであります。

現在、地域における活性化方策の1つとして、地域委員会予算使途提案事業の中で地域活性化イベントを実施しております。地域の資源や特色を生かしたイベント、地域住民・お盆の帰省客の憩いの場とする夏まつりなど、8つの地域委員会で大小さまざまなイベントが開催されています。平成22年度は、小淵沢の八ヶ岳ホースショーinこぶちさわ、高根・長坂合同開催による北杜ふるさと祭りをはじめ、須玉甲斐源氏祭り、白州の里名水まつり、むかわ米米ま

つりまで、15の事業で総額予算は6,405万円、地域委員会予算使途提案事業の51%を占めています。

次にバイオマスタウン構想について、いくつかご質問をいただいております。

バイオマスタウンの対象となる事業についてであります。

戦後、私たちの生活は化石燃料を核としたエネルギー活用によって飛躍的に発展し、経済大国日本となり、便利で豊かな暮らしに変化してきました。その一方で、長年にわたり地球環境にもたらしてきた負荷は、現代となって地球温暖化という環境問題を発生させ、世界中が危機意識を持ち、温暖化対策に全力を挙げているところであります。

本市ではこれまで、大規模電力供給用太陽光発電施設の実証研究や小水力発電など、北杜市の自然資源を活用した対策を進めてまいりました。さらに、本市の掲げる人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現を目指すためには、バイオマスタウン構想を策定し、次世代を担う子どもたちのために、豊かな北杜市の自然を残すことが地球温暖化の防止にもつながり、大切なことであると考えたところであります。

構想の策定に当たっては、市内のバイオマス原料の実態を把握し、地域社会が一体となって取り組んでいくことが重要であることから、農業や商工業者、市民団体などと広く連携しながら、間伐材や食品残渣等を活用した製品やエネルギー開発に取り組んでまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長及び担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

子どもたちの体力向上対策についてであります。

たくましい身体の育成は、北杜市においても、確かな学力の育成と未来を切りひらく力の育成と並んで、重点施策の1つとして取り組んでいるところであります。

小中学校ごとの、児童生徒の発達の段階や地域の実態を考慮した体力向上の取り組みや市の原っぱ教育事業等で、地域人材を非常勤講師・外部講師として体育の授業等で活用することにより、その成果は確実に上昇傾向にあるといえます。

平成21年度の北杜市小中学校児童生徒の新体力テストの結果と、全国及び山梨県との結果を見ると、男子は全国平均値との比較において、小学校3年生で北杜市が上回り、小学1年から中学3年までの全体平均値との差も、1.37ポイントにまで縮まっております。山梨県平均値との比較では、全体平均値において、わずかながら初めて北杜市が上回りました。また、女子は全国平均値との比較において、小学校2年生、3年生で北杜市が上回り、小学1年から中学3年までの全体平均値との差も0.86ポイントとなり、確実に縮まっております。山梨県平均値との比較では、全体平均値において北杜市が上回っていて、しかもその差は、年を追うごとに開いています。

これからも外部人材の活用については、学校のみならず地域全体で教育を推進する観点から、ボランティア等の活用も含め、工夫を凝らして推進したいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

各町のイベントについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域委員会の祭りに対する考え方についてであります。

合併時に地域イベントは市の直接事業に組み込まず、各地区に必要とされるイベントを地域委員会事業の中で実施するよう、各地域委員会に委ねられました。地域のイベントは、地域振興を図る上で重要な要素として捉えております。しかし、合併して6年目となりますが、いまだにイベントの実施が市職員に依存し、地域委員会予算の多くを費やしているのが現状であります。地域に必要とされるイベントでありますので、地域住民の主体的な力で実施される、地域の特色を生かした自主性に富むイベントが望ましいと考えています。

次に、統一に向けた今後の考え方についてであります。

昨年より地域委員会イベントの先行事例として、高根いきいきふるさと祭りと長坂オオムラサキと名水の里まつりが合同開催され、本年2回目を迎えたところであります。これによる成果として、両町合わせて700万円余りの事業費が節約されたところであります。

平成18年から北杜市地域委員会連絡協議会において、各地域委員会でイベントの統廃合を進めていただくよう、お願いしてまいりました。長坂、高根以外にもいくつかの話し合いが進められておりますが、実行までには至っておりません。

各地域のイベントは、それぞれが伝統や個性を持っておりますが、地域の垣根を取り払い、地域間における一体感や連帯感を深めるため、類似した部分を協調し、異なる部分は調整して、各地域委員会のイベントが今後も合同開催されることに期待するところであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市民バスについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民バスの現状についてであります。

市内では、市が所有する車両を委託などにより運行する市民バスが、大泉・長坂線や明野巡回線など12路線と、民間バス会社に韮崎市と共同運行委託している共同運行バスの韮崎・増富温泉郷線など、3路線の計15路線を運行しています。

このうちデマンドバスの実証運行に伴い、運行エリアが重複しています横手日野春線の武川巡回線と塩川黒森線は7月より、小淵沢巡回線は10月より休止し、デマンドバスにより運行しています。

次に利用状況であります。市民バスが平成20年度は、小中学校のスクールバスとしての利用延べ4万3千人を含め16万1千人、21年度は15万4千人でありまして、年々減少傾向にあります。また、1便当たりの利用数は4.1人という状況でありまして、利用数の多い大泉長坂線で8.7人、少ない塩川黒森線では0.6人の状況でありました。

次に、デマンドバスの現況についてであります。

市民バスなどの公共交通の利用者数の減少は、本市のみではなく、地方自治体の共通の課題であり、利用者の減少が運行便数の減、それが利用者数の減少という悪循環となっているとも聞いております。このことから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が平成19年10月に施行され、国の補助制度として地域公共交通活性化・再生総合事業が創設されました。

本市においても北杜市地域公共交通活性化協議会を設置して、公共交通に対して地域の多様なニーズに対応するための計画を策定し、デマンドバスの実証運行を昨年10月より実施しているところであります。7月からは運行エリアを拡大し、予約センターを設置して、7台の10人乗りワゴン車で実証運行しています。

デマンドバスを利用するにあたっては、利用者登録をお願いしていますが、8月末現在で2,282人に登録していただき、乗降場所は895カ所となっております。

利用状況であります。7月は延べ695人、8月は951人です。1日平均40人程度に利用していただき、増加傾向にありますが、利用者の66%が70歳以上という状況から、まだまだPRは必要であると考えております。

なお、利用目的は、買い物と病院が多い状況であります。高齢者等の買い物や通院などの外出支援や高齢ドライバー問題をはじめ、本市は居住地域も広く、市民の移動方向も多様であります。

平成23年度まで国の補助を受けながら、協議会において実証運行を行い、路線型の市民バスとデマンドバスとの役割分担を検討し、平日等の市民バスをデマンドバスに切り換えるなど、財政的にも継続可能で、市に合った公共交通を構築してまいりたいと考えております。

次にエリアの拡大についてであります。登録時のアンケートや車内アンケート、地区等からの要望等を参考にさせていただきながら、協議会においてエリア拡大等について、検討していただきたいと考えております。

次に、障害のある人の移動手段についてであります。

現在の実証運行は、ワゴン車7台で行っています。ワゴン車でありますので、バスよりは安全確認が容易で、利用者との会話も可能なことがデマンドバスの特色でもあります。昨年度、国の追加補助により購入した2車両は、乗降用の補助ステップや手すりなど、障害者や高齢者に利用しやすい車両で、八ヶ岳南麓エリアと白州・武川エリアにおいて運行しています。また増富県道沿いエリアにつきましては、高齢者の利用が特に多いことから、運行事業者のご協力により車イスも利用可能な車両により運行しています。

現在は実証運行中ということもあり、他の4台は運行事業者のタクシー用車両を使用しています。手すりなどの設置や必要に応じて乗降時に踏み台を用意していただくなど、運行事業者にはご協力をいただいております。

今後、実証運行の中で、高齢者や障害者が気軽に利用できる公共交通を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市内の企業及び勤務している人への支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保育園入園者の年齢別の人数についてであります。

私立保育園を含め、本市の保育園に入園する児童については、平成22年9月時点のクラス別の人数で申し上げます、0歳児26人、1歳児111人、2歳児181人、3歳児300人、4歳児313人、5歳児309人です。

次に、市内の就労人口のうち女性の勤労者数と割合についてであります。

平成17年に実施された国勢調査の市町村別産業別就業者数によると、北杜市内の就業者数は2万6,096人で、うち女性は1万1,316人であり、全就業者の43.4%を占めています。また農業、林業等を除く第2次、第3次産業における就業者数は1万9,998人で、うち女性は8,745人であり、全就業者の43.7%を占めています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市内の企業及び勤務している人への支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、勤務者の居住地の現況についてであります。

平成17年の国勢調査の従業地による就業者数調べでは、本市の就業者数2万6,096人のうち6,880人が他の市町村に常住している人口であるという調査結果になっております。

次に、市内に居住しない理由についてであります。

要因といたしましては、持ち家比率の高さや本市への交通アクセスのよさから、マイカー通勤の利便性の高さが考えられます。

なお、県外本社等からの転勤者については単身者が多く、食事や娯楽など生活の利便性がよい地域を好む傾向が強いということを企業側から聞いております。

次に、支援策の現状についてであります。

企業等が事業所等の新設または増設を行い、本市の産業基盤の確立と雇用の増加につながる場合、北杜市企業等振興支援条例に基づき固定資産税の課税免除等の支援のほか、企業立地を促進し雇用機会の拡大を図るため、市内に立地し操業を開始した製造業者等に対して助成金を交付する北杜市産業立地事業費助成金により支援をしています。

また市内の勤務者に対しては、若者の定住促進と企業等の安定的な労働力の確保を図るため、事業所等へ就職し将来にわたって、市内に居住する意思のある新規学卒者及び転入就職者等に対し、祝い金を支給する定住促進就職祝い金制度により支援をしているところでございます。

次に、社員寮をつくる企業への支援についてであります。

企業では、景気の低迷から新たな設備投資は控える傾向にあり、転勤者の住宅確保については、不動産業者等に委託して住宅を確保している企業が多く、新たに社員寮をつくる企業は見受けられない状況であります。

次に、民間アパート建設への支援についてであります。

現状では、民間アパート建築の目的が企業向けであるかを判断することは困難でありまして、また特定の家主に対しての支援は、公平性の観点から適当ではないものと考えております。しかしながら、新たに企業を誘致する上で、従業員の住宅確保は必要不可欠であると考えており、企業側の条件や要望を聞く中で、公営住宅の紹介や企業と業者との連携を図り、アパート建築

に向けた環境を整えてまいりたいと考えております。

次にバイオマスタウン構想について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに補助制度についてであります。バイオマスタウン構想の実現のための支援策としては、地域バイオマス利活用交付金があります。ソフト事業についての交付金は、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスタウン構想の実現のための、総合的な利活用システムの構築に対するものであります。一方、ハード事業については、バイオマス変換施設の整備と併せて、バイオマス供給施設・利用施設等の整備に対する交付金であります。

なお、この交付金は、市町村だけでなく民間事業者も事業実施主体として対象になることから、その参入を期待するものでございます。

次に、具体的な事業計画についてであります。

バイオマスタウン構想を策定する上で、具体的な事業計画として、食品残渣と木質バイオマスの利用が想定をされます。一般家庭や地域飲食店などから排出された食品残渣と、市内の間伐材等を主原料としたチップを有効活用して堆肥化し、地域農家へ還元する環境循環型社会の構築が大切であると考えているところでございます。本年度は、モデル事業として増富地域や市内の旅館や飲食店にご協力をいただきまして、食品残渣を堆肥化する取り組みを行っております。

また、山梨大学との包括連携による地産地消モデルと体験型総合教育モデル事業の一環として、みずがき山ふるさと振興財団と連携し、食品残渣や木くずを利用しての高度堆肥化の研究も併せて進めているところであります。

なお、間伐材や林地残材等の木質バイオマスについては、里山整備などの森林整備事業により発生した間伐材等の森林資源を有効利用することにより、バイオマスエネルギーの創出が期待できるものであります。

現在、市内においては、民間団体等により間伐材等を利用したバイオマスエネルギーの導入を検討されていると伺っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市景観計画、まちづくり計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、審議会の構成メンバーについてであります。

北杜市まちづくり審議会は、景観計画、まちづくり計画に位置づけられた事業を、具体的に推進するために必要な重要事項を調査・審議することを目的としております。構成委員は、これまで計画策定に携わっていただいた大学の先生をはじめ各町の策定委員、一般公募による市民、県及び市の関係部署の職員15人で構成されております。

次に、県内の市町村の策定状況についてであります。

景観計画は平成16年の景観法制定以来、県内でも徐々に景観行政団体となる自治体が増え、現在13市町村となっており、そのうち北杜市を含む7市町村が計画の策定に取り組み、制定を完了しているところは1村であります。また、まちづくり計画については、土地利用の方針を定めた計画であり、都市計画制度を導入していない市町村では初めての策定となります。

次に、本市の景観計画とまちづくり計画の特徴についてであります。

北杜市は周囲を素晴らしい山岳に囲まれ、この眺望は本市が誇る第1級の山岳景観となっております。景観計画では、この美しい山岳景観を将来にわたり引き継いでいくために、建築物や工作物等の高さや色彩について具体的に数値基準を示し、指導していくこととしております。また、まちづくり計画では、景観と一体となった地区ごとのまちづくりを進めることを可能としており、今後、地区の特性に合った土地利用や景観づくりを望むところであります。

次に、土地開発条例との整合性についてであります。

まちづくり計画では、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりを大きな柱として位置づけており、一定規模以上の大規模な開発事業については、市民も関われる仕組みを現在の条例に加える形で、まちづくり条例に一本化したいと考えております。

次に、住民説明会での主な意見についてであります。

8月19日から9月7日まで、8町での住民説明会を開催いたしました。説明会において出された主な意見は、市民への周知をさまざまな形で進めるべきだ、また屋外広告物に対する施策を考えてほしい等でありました。

なお、説明会で出された意見については、とりまとめてホームページ上で公開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

それでは市民バスについて、お伺いいたします。

市民バスの件ですが、デマンドバス、それからタクシーとか、いろいろ公共交通がございます。先ほども少しふれていただいたようですが、今後の地域交通、市としての考え方、アウトラインになると思いますが、お聞きしたいと思います。

それから障害のある方にも、いろいろ配慮していただいている部分もあります。またリフト付きというか、車イス対応の車も1台、入っているということでございますが、やはり高齢の方とか障害の方が、特にこういうことを必要としているということがございます。また、乗り継ぎがなかなかうまくいかないとか、それから路線を増やしてほしいとか、そのような利用者の声があります。そのような声をどのように反映していくのかということ、2点、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

今後の地域公共交通、市の考え方というご質問でございます。

本市も高齢化率が30%というふうになりました。高齢者等の皆さんの買い物や通院などの外出支援や高齢者ドライバー問題などから、公共交通の整備は重要であるというふうに認識し

ております。面積も広く、市民の居住範囲も広い本市でありますので、路線型のバスの運行については、財政的にも課題があるのではないかとこのふうにも考えているところでございます。そこで本市にとっては、予約により運行するデマンドバスの活用は有効な手段だというふうにも考えております。検討する中で、できるだけデマンドバスに切り替えていけるところは、そのように持っていきたいなというふうにも考えているところでございます。いずれにしても、継続可能な地域公共交通を検討していきたいというふうにも考えております。

2点目の利用者の声をどのように反映しているかという、ご質問だと思います。

現在、利用にあたって、利用者登録をお願いしております。その際に、アンケートにもご協力をいただいております。また、利用時におきましても、車内アンケートや車内の聞き取り調査等を行っております。また現在、緊急雇用制度を活用しまして、デマンドバスの運行時間帯と重複しております市民バスの利用者に、調査員が車内で聞き取り調査を行っておるところでございます。このように、利用者の皆さんのご意見を数多くいただき、その調査結果を分析し、継続可能なデマンドバス運行を進めてまいりたいというふうにも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

今、聞き取りをしていただいた前半のほうの質問の中に、ほかの方の質問の中にも、そのような話も伺っています。ぜひ策定期間というか、実証運行が済んだあとも、ぜひ推進してほしい。そして、この聞き取りしたアンケートの結果をいい方向に進めてほしいという希望がありますので、アンケートをとるというだけでなく、十分に精査して、いい方向に進めていただきたい。利用者の声を十分に反映できるような方向を、とっていただきたいということでございます。今のご答弁について、お話をさせていただきました。

次ですが、市内の企業、それから勤務している方への支援ということでお伺いいたします。

休みは、早退をすると、その方が持っていらっしゃる仕事の量が増えてしまったり、また、その分を同僚に負担をかけてしまうというような、休暇がなかなか取りにくい、早退がしにくいという状況があります。それで、子どもさんの保育園などの送迎時間にかかるのは、勤務時間以外のものでありまして、もし企業内に保育園のような1室を保育のスペースにして、そこで保育をしながらということが可能になれば、通勤時間の短縮などにつながるというふうに思います。実質、その家庭を離れて働くということについては、とても軽減されるのではないかなと思います。

先ほどのご答弁の中にも、女性が約50%働いているような状況でございます。ある介護施設のお話なんですけど、そこでは7割が女性です。そのうちの20代から30代が3分の2を占めているというところもございまして、その中にあれば、孫のような子どもたちが、顔が見られるということで、年寄りがとても喜んでいるということもあります。実際に保育園と、そういう特養が隣接しているような施設もありまして、非常に効果があるという話も伺っております。このことは、子どもを見ながら、そして働く親の姿を見ながら、ともに働き、そして子どもの面倒をみるという考え方の中では、非常に私は今から、重要に考えていただきたいというふうに思っております。

そのことに関しまして、市内の企業に勤務して、なおかつ市内に住宅を新築するような場合、そのような場合の支援策が考えられますか。それから今の市の単独の現行制度に加えて、子育ての世代が魅力を感じるような、そんな新しい仕組みづくりを考えていただけたらと思います。

以上2点について、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

保坂議員の再質問にお答えいたします。

市内で働いている人で、市内で定住した方への支援ということですが、先ほども答弁させていただきましたが、現状では定住促進、就職祝い金制度しか、現状では補助制度はございませんが、基本的には企業誘致を積極的に推進しながら雇用の場を確保するというので、定住促進につなげていきたいというのが、基本であると考えております。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

新たな子育て支援策をという、再質問でございます。

北杜市におきましては、第2子以降の保育料につきましては無料化などをして、子育て支援に力を入れているところでございます。急速な少子高齢化や人口減少が進む本市において、子育て世代に魅力あるまちづくりを推進し、子育て世代の本市への定着や移住につなげることは、大変なことであると認識しております。

このためにも、これまで、今、申し上げましたような第2子以降の無料化や、それから医療費、小学3年生までの無料化、市役所へのキッズスペースの設置や子育て世代に魅力的な観光地の整備・充実を図るベビーズ・ヴァカスタウンの推進など、幅広い子育て支援を行ってきたところでございます。また、延長保育なども実施して保育の充実を図っているところでございます。これらの取り組みにつきましては、平成22年版の厚生労働白書のコラム「子育て支援策、自治体腕比べ」の中に取り上げられるなど、全国的に評価をいただいているところでもあり、今後も全国に向けて情報発信し、本市の魅力を伝えていきたいと考えております。

また新たな支援策としましては、子育てと仕事の両立支援に積極的に取り組む企業に対し、表彰制度を設ける取り組みや認定マークを付与する取り組みを行っている先進的な自治体もあるところであり、本市でこのような取り組みが行えないか等について、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

今の、私の再質問は市内の企業及び勤務している人たちの支援策ということで、今、この景気が低迷しているところでございます。それもよく分かっておりまして、かえって仕事の場を確保するほうが重要だということもございしますが、また逆に、この北杜市に魅力を感じて移住

してくれる人、そして子育てに、北杜市がこうなんだよというビジョンを打ち出すようなことで、北杜市ここにありきという形を示していくということも、今からは必要ではないかということをお考えまして、今の質問をさせていただきました。なんか、この景気が低迷する中では難しい質問だったかとは思いますが、そんな思いで質問させていただいております。

それから、次に各町のイベントについて、お伺いいたします。

今後のイベントのあり方についてでございますが、いろいろ先ほどからお話を伺っております。非常に財政が厳しいという観点の中で、今後のイベントを考えていかなければということをお考えを皆さん、しっかりと考えていらっしゃると思っておりますが、主催のあり方が行政主催、行政が中心になるのか、それから住民が中心になるのかという、一緒にというふうな考え方もあるんでしょうが、そこのところをどういうふうにご考えていかかか。

それからまた、エリアに分かれて、北杜市全体を網羅するような考え方とか、それから地区地区に分かれていくような、そういう開催するようなことが、そんなような考えがあるかどうかということ。

それから2点目として、なかなか進んでいないようなお話でしたが、住民の方が自主的に資金や計画、それから人材など、自分たちが企画して実施していくような、市としての指導をしていくというような考えはございますでしょうか。

以上2点、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

保坂多枝子議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、主催のあり方ということでありまして、現在、先ほど説明いたしましたように、地域委員会のイベントにつきましては、すべての事業が実行委員会形式で企画・運営されているところでございます。しかしながら、その実行委員会の中の実態といたしましては、答弁の中でも申し上げましたように、支所の職員とか、関連する職員とか、そういった職員がかなりの部分を担っているということも事実でございます。実行委員会等の席上におきましては、事務局を通じて、皆さまには自立といいますが、本部の実行委員の皆さんのお力の中でイベントを進めていただきたいというようなお願いは、しているところであります。そのようなことで、主催については実行委員会形式でやっていくということでございます。

それから、もう1つ。エリアの考え方ということでございますけれども、先ほどもありましたが、高根と長坂につきましては、昨年度から合同でやっているということで、地域委員会の代表者会議の中でも各エリア、例えば茅ヶ岳、みずがき山方面とか、それから釜無エリアとか甲斐駒、そちらのほうとかということで、話し合いが若干、持たれていることも聞いておまして、そういうふうに、だんだんしていただければ、いいんじゃないかなというふうにご考えております。

それから住民が主体的に資金なども含めて、人材などのことを計画、それから実施していくような指導はということでございますけれども、先ほども言いましたように、地域イベントにつきましては実行委員会ということで、いろんな地域の各種団体の代表者とか、構成員の方々とか、そういった方々が委員になっていただいているというのを建前にしているというふう

うになっております。

ただし、どのイベントも夏の間にするということで、関係者の方々の中には、その時期に、非常にお忙しいというような方もございまして、なかなか何日も、イベントのために出役するということが難しい現状もあると思います。そういう中で、皆さんで工夫していただいて、よりよいイベントが開催できるように、これからも相談に乗ったり、指導させていただいたりということで、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

では、景観計画とまちづくりについて、お伺いします。

今からの政策や施策については、住民参加とかパブリックコメントというのを重視していくことが必要だと思っております。この策定につきまして、市民の意見をどのように審議会で反映していくのかということ、それだけ、すみません、お願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

北杜市の、今回、市民の皆さんに素案をお示し、その内容について説明をし、いただいた意見、それからパブリックコメントによって、お寄せいただいた意見等は、今後、その内容について、広報等で周知をしてまいりますけども、実際に、これから審議会の中で、素案の審議をするときに、その内容について反映をされるような形で、審議会にお示ししたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

最後になります。バイオマスなんですが、食品残渣、今から増富地区でも行っていただいているということですが、一般家庭では補助制度で、その食品残渣を処理できるような処理費の補助もあるんですが、あと農家ですと、畑のほうに還元するということもあります。今、考えられるのが団地ですね、団地とか、それから給食センターなどは非常に出てくるのかなというふうに思います。計画の中に、こんなものが盛り込んでいただけなのか、効率のよい収集という部分を考えていかなければならないと思いますが、この点について、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

お答えをいたします。

一般家庭のゴミは、農家の方はそれぞれ自家処理をして有機農業に活用するというので、

それぞれ取り組んでおりますが、今度の構想の中でも、それは当然、1つの課題として取り上げながら、市民の皆さんの声を聞いたり、専門家のアドバイスを受けながら、構想には反映させていきたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

保坂多枝子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

景観計画、まちづくり計画について、関連質問をさせていただきます。

最初に、サーチライトの規制について。

満天の星空、きれいな夜空、ホテルがたくさん生息する本市には、光る害、特にサーチライトはふさわしくないと 생각합니다。過去にサーチライトの問題は、長坂と葦崎で大変な問題になりました。PTA等を含めて。イベントなどで、一時的に利用するやむを得ない場合以外は、原則として禁止する措置が必要と思います。そのへんについて、審議会で大いに議論して、規制できるように取り組んでいただきたいと思います。

次に景観を阻害する個人所有地のゴミ問題、大量の廃棄物の放置問題でございます。いわゆるゴミ屋敷問題、この放置問題についても、なんらかの行政指導ができないか。これは大変、難しい問題だと思っておりますが、全国に先駆け環境創造都市、また景観都市としての本市の特徴を生かすためには必要だと思っております。ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に景観、まちづくり計画の特徴として、市と地区との協定が締結できることになっていきます。これらの周知は、今後どのように図っていくのか、1回、2回の説明会では難しすぎて理解ができない。これは、私が説明会に参加した中でも、すごく感じたことであります。せっかく素晴らしい、今回のまちづくり条例は山梨県に、先ほど答弁で、先駆けて第1番目です。全国でも注目されていると思っておりますので、本市の特徴を出していただきたい。そのへんについて、お聞きします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

相吉議員の関連質問にお答えをいたします。

まず1点目、サーチライトの規制についてということでございます。

サーチライトの規制につきましては、3月議会でもご質問をいただいております、その時点での答弁は、光源で動きのあるものは、原則として避けるというふうな内容を、素案の中に掲げてございますという答弁もしたところでもありますけども、基本的には山梨県生活環境の保全に関する条例という中で、しっかりとした規制がされております。そこで市でも、ただ光源については規制するということで書いてございますけども、相吉議員がおっしゃるように、さらなる規制が可能であるのか、そのあたりは十分、検討していきたいと思っております。

2点目は、ゴミ屋敷問題とおっしゃいましたが、そのことにつきましては、基本的にゴミ屋敷の問題については、国の法律、廃棄物処理法でいうところの一般廃棄物にあたるということですから、条例の制定を行うまでもなく、廃棄物処理法の枠組みの中で対応が可能だということが、まず、ございます。しかしながら、やはり、議員がおっしゃるように、景観を謳っている北杜市ですから、景観という角度からどのような対応ができるのか、今後また検討していきたいと思います。

3点目、地区との協定、地区の説明会をしても、なかなか住民の皆さんは、その説明だけでは理解ができない。今後どのように、その内容の周知徹底を図るのかという、ご質問だと思いますが、この点につきましては、今後、審議会の中で素案を練っていただいて、審議していただいて、それが計画になると。そうしましたら、その計画につきましては、概要版をつくって、各戸に配布することはもちろん、それからホームページであるとか、広報でその内容について周知したい、その点について徹底をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

サーチライトについては、県の景観条例にあるからいいという考えではなくて、10月30日に、あおぞらの街が開催されますね。その星空にサーチライトが、市外からも来る可能性があります。それが来た場合、野辺山の観測所の天文台、明野にも観測所があります。これは私も、前に担当者でした。これは旧長坂町時代からの問題であるし、私はすごく、この思いがあります。今、一市民として、これは提案しているわけです。ぜひ審議会で、規制できるように検討していただきたいと思います。

次にゴミ屋敷の問題、これは火災がかなり生じています。大変、困っている問題です。これは一自治体だけの問題ではないと思いますが、今回の素晴らしい条例に、ぜひこれも審議会で最終的な詰め、一割をどういうように特色を出すかです。ぜひ検討を、大いに論議をしていただきたいと思います。

そして最後に、もう一つ。携帯鉄塔の問題。これは景観を阻害しますし、山岳エリアゾーンでは、今回の条例計画では30メートル以下に規制しました。大いに、これは大変、いいことだと思っています。しかし田園エリア、市街地では規制がありません。50メートル、60メートルの携帯鉄塔を建てられたら、大変なことになります。ですから私は提案として、原則としては、田園エリアも30メートル以下とする。しかし、携帯も今、生活必需品であります。地区の同意、または共感ができ、景観の影響がない場合には40メートルも可とする、そういう姿勢、基本原則は30メートルとすべきだと思います。答弁を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

3点、ご質問をいただきました。

サーチライトの件につきましては、先ほど答弁の中で申し上げましたように、市として、さ

らなる規制が可能であるのか、検討したいと思います。

それからゴミの問題、これは繰り返しになりますけども、まずはゴミと、一義的にはゴミと
いうことですから、廃棄物処理法の中で、まずは規制というか、取り締まりをします。そして、
今度は景観的に、景観を阻害するといった部分については、これはまた、私ども、この角度か
ら、いかなる規制がかけられるのか、当然、検討をしなければならないと思っております。よ
ろしくご理解をお願いしたいと思います。

携帯鉄塔、3点目です。

私ども、今の素案の中では、北杜市のエリアを山岳高原景観形成エリアと田園集落景観形成
エリアと2つに大きく分けて、携帯鉄塔についての規制をしようと考えているところですが、
たしかにおっしゃるように、山岳高原景観形成地域においては、30メートル以下とすること
というふうな内容になっております。しかしながら、田園集落景観形成エリアにおいては、特
に高さの制限は設けていないということですけども、ただ周囲の樹林を超えないようにするな
どの規模、できるだけ規模を小さくするという基準は当然、設けてございます。

ただ、一様に何メートル以下は駄目だというふうな規制をかけることが果たして、いかな
ものかというように考えていることも事実でありまして、その状況によっては、その決めた高
さ制限を超えることも当然、出てくるわけで、田園地区というか、要するにこの周辺というこ
とですけども、このあたりについては、具体的に数値基準を設けることについては、若干、検
討の余地があるかと考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

企業と勤務ですね、この支援策ということで、ちょっと私のほうから関連したいと思うけれ
ども、ご存じのように、北杜市は大きな企業がいくつもありますよね。昼間は従業員がすごい
数がいるんだけど、夜はもうみんな帰ってしまって、帰るのはどこか。家に帰るのは甲斐市
とか、韮崎市とかということで、あそこらへんは本当に住宅ラッシュで大変のようなんです
けども、私たちも人口が減る中、また少子化等の問題の中で、若者の足元を固めるということの中
で、せっかく、そこにいるわけなんですから、いろいろの支援策をとっていただいて、従業員
等の問題も聞いていただいて、定住していただくように、そこらへんを頑張らなければいけな
いと思うんですけども、以前、私も言ったんですけども、私の町の中にもサントリーとか、鴻池運
輸とか、そういう住宅があったんですよ。今は、なくなってしまったんですけども。

そういうようなことで、小淵沢にある会社なんかも、私の聞くところに、なぜ、ここに住ん
でくれないんですかということ、やっぱりみんな街へ住みたいということで、ではここはどうな
のかということだけでも、そういった中で、やっぱり従業員等は、向こうへ住宅を建ててしまっ
た人もいたり、あとはアパートなんかもあるらしくて、朝はどうなのかというマイカー、そ
れか大型バスで北杜市へ来ているというのが現状だけでも、そこらへんを、絶対量の人口はあ
るわけですから、その若者がしっかり住める町をということの中で、これは非常に重大な問題
だと思います。そこに世帯があるんですから、そこらへんをしっかりとやらなければ、少子高齢
化、そのままいってしまうのではないかと、こんなふうに思いますので、そこらへんをちょっ

と、答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほどからの議論も共通して言えることだと思いますけども、私どもの地域で若者が定住できるような地域づくりというのは、非常に大切なことだと思っております。それには職場の確保、企業誘致の問題を含めてということと、ふるさとのファッション性を高めることも、非常に大切なことだと思います。ファッション性というのは、大体、イメージとして分かりますけども、地域の利便性とか、あるいはまた医療を含めた福祉施設だとか、いろいろなイメージがあると思います。

いずれにしても、若い、私たち子どもたちが再び地域に定住でき得るように、今までも企業誘致は努力してきたつもり、あるいはまた職場の確保は努力したつもりですけども、皆さんと一緒に、地域の利便性、ファッション性の問題についても語っていかねばならないのかなと思っているところでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

その課題については、いろいろな問題等がありますので、そこらへんをちょっと、お聞き願って、いろいろ支援策等々、考えていただいて、これではなんとかということ、取り組んでほしいなと思います。

以上で終わります。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はありますか。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

関連質問をさせていただきます。

今回のバイオマスタウン構想について、お尋ねをいたします。

国との補助事業の進めで、今現在、バイオマスタウン構想ができるという形の話の中で、今現在、峡北広域行政事務組合の可燃施設での焼却には、経費がいまだに増大しているということなので、北杜市全体で生ゴミを集めて、バイオマス等で堆肥を作ったり、農家に還元をするということと同時に、北杜市には有機肥料を作っている会社は何件かあります。そこに協力していただいて、できないものかどうか、そのへんをちょっとお尋ねいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

渡邊議員の関連質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、現在、燃えるゴミとして生ゴミも一緒に、エコパークたつおかで処理をしているわけですが、処理量につきましては、過去3年の中で、これは北杜市だけ

ではありませんけども、量的にはそんなに、全体の量の中では増加はしておりませんが、たまたま、現在、生ゴミを出している地域につきましては、これはわれわれ、課の中の分析でございますけども、須玉の市街地、長坂の市街地、それから小淵沢の市街地の方たちが出しているのではないかなとは思いますが。

それから、また市でもコンポスト、それから生ゴミ処理機の補助金等を交付して、発生源のほうから出さないというふうな形、また堆肥化に協力していただいておりますけども、こういうものも、今現在、進めていますけれども、先ほど議員おっしゃいますように、たつおかの経費のことも考えますと、今回のバイオスタウン構想の中で、地域の実態を調査しまして、この中で民間がやるのか、また行政がやるのか、またそのへんのことも考えなければなりませんし、当然、排出する市民の方たちのご協力もいただかなければならないし、ご理解もいただかなければならない。そういうものもふまえた中で、バイオスタウン構想の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

市民バス活用の中の、デマンドバスについての関連質問を行います。

現在、デマンドバスは実証研究をしているわけでありますが、私は今後とも市内全体へ導入することが重要な政策になると考えています。というのは、今はデマンドバスへの登録者が少ないというような答弁なんですけど、現在、団塊の世代の方があと5年、6年、10年になったときに、非常に高齢者が増えてくるわけでありまして、今、世間では高齢者の交通事故の問題が大きな問題になっているわけでありまして、免許証の返納という問題が浮かび上がってきます。どうしても、高齢者になって事故を起こすと、免許証を返納してくれという指導が行われているわけでありまして、さて、返納しなければならぬといったときに、市ではどのような指導をして、返納をさせていくのか。返納が増加をしていったときに、デマンドバスを利用するようになると考えます。

免許証を返納したときに、買い物、病院というときにデマンドバスの利用になるわけなんですけど、そのときに市ではどのような指導をして、返納者に助成をしていったらいいかということを考えているか、伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

免許証の返納問題は、これは公安委員会サイドでご指導をしているのかなと思っておりますし、そういうことも重なる中で、これからデマンドバスの利用というのが、北杜市にとっても大きな一助になるのではないかなという思いは、いたしております。そういう意味の中で、今、まさに実証運行しているわけございまして、その実証の中で、今後、先ほど来、お話が出ています市民バスとの兼ね合いも含めて、検討していくということになるかと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月27日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時27分

平成 2 2 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 7 日

平成22年第3回北杜市議会定例会（3日目）

平成22年9月27日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

18番	秋山九一君
3番	相吉正一君
22番	渡邊陽一君
5番	野中真理子君
19番	中村隆一君
7番	風間利子君
2番	中山宏樹君
10番	中嶋 新君

2. 出席議員（22人）

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本 静
9番	小林忠雄	10番	中嶋 新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
17番	坂本治年	18番	秋山九一
19番	中村隆一	20番	清水壽昌
21番	秋山俊和	22番	渡邊陽一

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(38人)

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	進藤芳彦	企画部長	清水克巳
市民部長	比奈田善彦	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	堀内誠	産業観光部長	名取重幹
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	山田栄明	教育次長(図書館担当)	老松正樹
会計管理者	坂本正輝	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	堀内健二	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	浅川明男	長坂総合支所長	輿石君夫
大泉総合支所長	浅川正己	小淵沢総合支所長	坂本敏二
白州総合支所長	伏見常雄	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本吉彦	総務課長	菊原忍
企画課長	大芝正和	財政課長	秋元達也
地域課長	高橋一成	収納課長	名取文昭
管財課長	篠原直樹	市民課長	赤岡恵美子
健康増進課長	山田武男	子育て支援課長	吉田昌司
農政課長	中山欣也	林政課長	上原敏光
まちづくり推進課長	田中幸男	教育委員会付課長	横谷勉
教育総務課長	伊藤勝美	生涯学習課長	水上英子

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 伊藤精二
 議会書記 上村法広
 " 小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、8人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順位及び一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に明政クラブ、49分。次に市民フォーラム、5分。次に日本共産党、15分。次に無会派の風間利子議員、15分。最後に北杜クラブ、60分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願い致します。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

明政クラブ、18番議員、秋山九一君。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

おはようございます。

今日は一般質問ということですので、ちょっと肩の力を抜いていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、私から2点ほど質問させていただきます。

先般、第2次菅内閣が発足したが、今もなお続く景気低迷による雇用不安や円高等による経済不況、世論の期待に応えるべき早い対策が求められている。そうした中で、国民不在の政治に菅政権がどう応えることができるのか、それに対して世論がどう評価するか、今後の動向が不安視される。

国の財政も事業縮小を余儀なくされているときであり、地方においても国補助の道路など継続的な公共事業に対して、その配分が少なく、遅れている傾向にある。しかし、市民にとって利用価値の高い市内の幹線道路の整備は、重要なことではないかと思う。

現在、中断しているふれあい広域農道について、伺いたいと思います。

まず、ふれあい支援農道の進捗状況はということで、この工事は国道141号線の高根町より長坂町・小淵沢町と大変重要視されている事業であるが、大部分が完成し、すでに一部供用開始されているところもあります。しかし、高根町黒沢より長坂町夏秋の太陽光発電施設までの間の工事が長い間、休止しています。早い時期に開通ができれば、北杜市内のアクセス道路としての利便性が高く、早期開通を望む声が多い。地元周辺の住民や見学者等から、この部分の今後の開通の見通しについて聞かれるが、進捗状況について、お聞かせをお願いしたいと思います。中央高速道路の関連もあり、大変な工事ではありますが、市民のためにも早期の開通

をお願いしたいと、こんなふうに思います。

2点目としては、長坂総合運動公園駐車場についてということで質問いたします。

以前、長坂総合運動公園の駐車場増設について質問しましたが、再度、質問いたしたいと思います。

この運動公園には、多目的運動場として各種の競技施設があり、しかし、その割には駐車場が少ない。最近、テニスコートの整備がなされ、B & G プールが多目的室内運動場に生まれ変わり、運動公園としての使用幅がさらに広がっております。

現況、体育館はもとより、それぞれの施設も市内の学校教育の場としても活用され、体育振興に役立っており、夏の時期においては市外からの団体も数多く利用しております。今後ますます施設利用者の増加が見込まれると思います。

さて、現在の駐車場の様子は体育施設で同時に開催されるイベント等がある場合の参加者や、この駐車場を使って行われる市民研修の研修者の駐車場不足、また祭りのときなどの一般来場者の駐車場確保は困難であります。

役員駐車スペースのみであり、来場者のために各方面よりシャトルバスを導入しないと、祭りの参加ができない。また、このシャトルバス導入に関しては、大変、経費において、かなりの負担がかかっており、検討すべき問題であると思います。

このように駐車場増設は、必要不可欠な状態である。私は周辺の開発が進む中で、駐車場確保の取り組みができないか、対策を立てるべきだと思います。

県下のさまざまな施設においても、これだけの大型施設であれば、ほとんどの場所はきちんと駐車場が完備されているところが多いわけでございます。早急に、市としての対策をと思いますが、考えを伺いたいと思ひまして、以上2点について質問させていただきたいと思ひます。終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

18番、秋山九一議員の長坂総合スポーツ公園駐車場整備についてのご質問にお答えをいたします。

市内の社会体育施設は市民の皆さまの健康増進や体力づくりへの意識が高まる中、利用が増加し、教育・文化に輝く杜づくりを目指す北杜市にとって、誠にありがたいことでございます。

長坂スポーツ公園は、屋内・屋外スポーツの各種大会で使用されているところであります。駐車場は体育館前と陸上競技場北側など、長坂総合スポーツ公園内に約440台、収容ができる施設となっております。

平成20年からは、スポーツ公園入口の道向かいにあります秋田財産区の土地を駐車場用地として借地しまして、約50台程度の収容が可能となりました。現在の駐車場用地で、通常の施設利用には不便を来たしていないというふうに認識をしております。

今後も今ある駐車場を有効に活用し、市のスポーツ振興や活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

18番、秋山九一議員のふれあい支援農道についてのご質問にお答えいたします。

高根町上黒沢地内から長坂町夏秋の太陽光発電施設付近までの未完成区間は、中央道を横断するアンダーパスの工事に向け、平成22年5月に中日本高速道路株式会社と山梨県で基本協定を結び、現在、細目協定の協議をしております。今年度中に、中日本高速道路株式会社が工事に着手する予定となっております。

このアンダーパスの工事区間は延長34メートルで、工事費は約10億円を予定しております。平成25年度中の供用開始を目指しております。

また、長坂町塚川地内の未着工箇所につきましては、計画用地の一部に相続登記事案が発生し遅れておりますが、平成25年度までの事業完了を目指し、道路線形の変更も視野に入れながら、今年度中には方針が決定されることとなっております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

秋山九一君の再質問を許します。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

まず、ふれあい支援農道から再質問をしたいと思います。

ふれあい農道の答弁がありましたけれども、言ったとおり、太陽光発電施設も来年度には、5年というようなことも、ちょっと耳にしておるわけだけでも、当初からの太陽光施設までの道路のアクセスが非常に悪いということの中で、それも5年も経つけども、まだ、ただいま私が質問している道路については、今も25年というようなことも聞いたけども、私たちの元気なうちに仕上げていただかないと、伸びても10年以上になってしまうんですからね。そこらへんも、しっかりやっていただきたいように指導を願いたいです。

そしてまわりを見ると、お隣の長野県等々を見た中で、非常に中止しているところが多いですよ。広域の途中でもって終わってしまっているところが、北杜市全体で見ると。そういうところも、そのまま中止してしまっただけなのか、継続してやるのか、まわりの人にしてみれば、なぜ、こんなことを、無駄なお金を使ってという人も出ているということの中で、しっかり、北杜市内の途中で止まっているところは、このことも大事だけでも、いろいろなところへ気を使いながら、ご指導というか、お願いをしたいと思うわけでございます。

次に駐車場ですね、運動公園の駐車場、これは先ほど、教育長さんのほうから450台とありましたけども、最近は贅沢になってしまって、1台の車に乗り合わせてくるという人は、あまりいないと思います。1台1人しか来ないと思います。ということは、450台でしょう。あの施設を見たときに、450人の施設かどうか。われわれもこうして、富士山麓に負けないように大型の事業等も取り入れておるわけだけでも、やはり中央の会議の中で、駐車場がちょっとねという声はどうしても出てしまって、大型の県の大会等は、ちょっとご遠慮を願うということで、せっかくのああいう施設ですので、やっぱり県のほうでも、富士の北麓、また山梨県の北のほうにある八ヶ岳南麓ということで、これもやっぱり、しっかり売り出すというか、やっ

ていかなければいけないなど。

また、最近、長野の富士見町との観光圏ということですが、そこらへんにかけても、やっぱり運動というのは必要だろうと思います。ぜひ、財産区などを使えばいいという、草だらけのところ、誰が使っているか分からないけども、その答えようはそれでいいけども、やっぱり、そこらへんも指定管理のほうへもしっかり指導してやって、片方へ事業が入れば、片方は中止してやるというような現状があります。その現場へ、たまには見て行っていただいて、帳面の中でやるだけではなくて、そこが大事ではないかなと思いますので、ここらへんも関係の、教育長さんのほうでもそこらへんをしっかりとやって、いろいろの多目的でやるという、今のところはございませんので、しっかりとやってほしいなと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

それでは秋山九一議員の再質問でございますが、ふれあい支援農道も広域農道も県営事業ということで、私どもと連携をとってやっておるんですが、いずれにしましても土地改良事業の予算も厳しいという現状でございます。若干の遅れはとっておりますが、中北農務と連携をとりまして、一日も早い完成を目指して努力してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（秋山俊和君）

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

秋山議員の再質問にお答えをいたします。

指定管理のほうに事情聴取というか、内容につきまして確認をしてみました。その中で、今まで駐車場が不足するからというふうな理由で、断った経過はないようでございます。また、先ほど言いました秋田財産区の借地につきましても、ご指摘のように草が生えているということで、それにつきましては教育委員会、あるいは指定管理等と話をしまして、適正な管理をしていきたいというふうに考えております。

また長坂のスポーツ公園につきましては、北杜市のメインというか、主体的な運動公園であるという認識ですので、皆さんに使いやすいような形を考えていきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで18番議員、秋山九一君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、3番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

通告により2項目、質問します。

最初に国民健康保険事業の医療費軽減に向けての取り組みについて、質問したいと思います。国民健康保険者への税率を下げるためには、医療費の軽減を図る必要があります。本市にお

いても高齢化の進行や医療の高度化により、医療費は年々増加の傾向にあります。国民健康保険特別会計の健全化に向けて、最も大事なことは医療費を増やさないことです。そのためには病気の予防、病気の早期発見・早期治療が不可欠であります。

本市で実施している総合健診での受診率の向上や、人間ドックでの早期発見が医療費の軽減につながると思いますが、国保医療費の現状と今後の医療費を抑えていくための取り組みについて、伺います。

1点目として、国保の医療費が増える主な要因はなんなのか。

2点目として、年齢別の医療費の状況ですが、どのような構成になっているのか。

3点目として、総合健診と人間ドックの受診状況はどうか。

4点目として、人間ドック補助の受診年齢の引き上げの考えはあるかどうか。

5点目として、医療費を軽減するための取り組みとして、どのようなことを考えているのか、伺います。

次に職員の人事管理体制について、2点伺います。

1点目として、人事評価制度の導入についてであります。

合併に伴う行財政改革により市の職員数が削減され、仕事量が増加しています。それらに対応していくためには、職員の資質の向上や意識改革が求められています。従来の年功序列的な制度だけでは、意欲を持って日々頑張っている職員がやる気をなくしてしまうおそれがあります。こうした中で、本市においても、公平性のある人事評価制度を導入していく考えはあるかどうか伺います。

2点目として、フレックスタイム制の導入についてであります。

すでに全国の多くの市町村では、職員の勤務実態に応じて出勤・退勤時間を選ぶことができる、この制度を導入しています。税金などの未収金の徴収や用地交渉等は、夜間の時間外勤務が日常化していることなどから、この制度を活用しているもので、時間外手当の削減とともに健康管理面も考慮して、導入しているとのこと。この制度は実に合理的でありますので、本市でもこの制度を導入し、住民サービスの向上を図るために導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、国民健康保険事業の医療費軽減に向けての取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

医療費が増える主な要因についてであります。

近年、被保険者の増加や人工透析、悪性腫瘍、脳血管障害や神経疾患等による高額医療費の増高と長期入院患者及び外来受診者の増加などが、要因と思われます。また、新しい治療法の開発や2年ごとに見直される診療報酬の改定等による自然増加などが考えられます。

次に職員の人事管理体制について、いくつかご質問をいただいております。

人事評価制度についてであります。

北杜市における人事評価制度の導入については、行財政改革アクションプランに位置づけられており、重要課題の1つであると認識しております。現在、人材育成につながる独自の評価制度の構築に向け、先進市の事例なども参考に準備を進めております。この制度が有効に機能するためには、評価の公平性と納得性を確保することが重要であります。

今後は研修等を通じて、評価の方法、評価のルールについて職員個々の認識を統一し、試行しながら検証を経て、信頼性の高い人事評価制度の導入に向け、取り組んでまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

職員の人事管理体制について、ご質問をいただいております。

フレックスタイム制度の導入についてであります。

現在、労働者による始業・終業時刻の自主選択を主旨とする、労働基準法上のフレックスタイム制については、一部の研究職公務員には適用されておりますが、一般職の公務員には適用されておられません。しかしながら、業務の効率的な遂行及び職員の健康保持の観点から、それぞれの実情に応じ、必要な場合には弾力的に勤務時間を割り振り、早出・遅出の時差出勤をすることは可能であります。

今後、必要があると認められる場合においては、早出・遅出勤務の活用について、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険事業の医療費軽減に向けての取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに年齢別の医療費の状況であります。平成21年度の国保加入者数は1万7,166人ですが、国保加入者を年齢区分で7歳までの未就学児、70歳から74歳までの前期高齢者、その他一般被保険者と大きく3段階に区分し、平成21年度の国保全体の医療費45億4千万円との比率を比較しました。未就学児は4,999人で、医療費は8,400万円であり、医療費全体に対し2%でありました。また前期高齢者は5,433人で、医療費は12億2千万円で27%でした。その他一般被保険者1万1,234人の医療費は、32億4千万円で71%でありました。

次に、総合健診と人間ドックの受診状況についてであります。

平成21年度で、国民健康保険の加入者のうち40歳以上で総合健診を受診した方は4,784人であり、人間ドックを受診した方は1,329人でありました。

次に、人間ドック補助の受診年齢の引き上げについてであります。

現在、人間ドック受診者に対する補助は40歳から70歳までが対象となっておりますが、市が行う総合健診は、年齢に関係なく受診することができます。よって、総合健診の受診の推

進を図ることで、幅広い年齢層の方々の健康維持と早期発見につなげてまいりたいと考えております。

次に、医療費を軽減するための取り組みについてであります。

国保事業の中で、年々増加している医療費をいかに抑えるかが保険者として最重要課題であります。疾病を早期発見するとともに、病気を重症化させることのないように、総合健診や人間ドックの受診を推進しているところであります。

また病気予防として健康教室、食生活改善事業、転倒防止事業、講演会等の開催を行うことにより、一人ひとりが自分の健康管理に心がけることで医療費を抑えることにつながっていくと考えております。

また、受診者にコスト意識を持っていただくために、ジェネリック医薬品のPRや医療費通知により受診者の医療費をお知らせし、適正な保険診療を受けていただくなどの医療費適正化対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

最初に国保事業の医療費の軽減について、再質問をさせていただきます。

今の答弁で、総合健診の受診者数、人間ドックを含めても6,100人ぐらいしか、対象者が全体で1万7千人ぐらいですよ。そうした意味で、なんか受診率が極めて低いように思えます。このへんについて、どのように受診率を高めていくのか、伺います。

2点目として、総合健診や人間ドックでの早期発見・早期治療が国保の医療費の割合を少なくしていると聞いています。医療費の軽減につながる人間ドックの対象を前期高齢者の年齢、74歳まで引き上げる考えはないか。現在、今、市では40歳から69歳まで、節目健診で40歳から5年を機に70歳までが対象年齢となっておりますが、平均寿命が全国的に男性79歳、女性86歳と伸びている中で、74歳まで延長できないかということです。このへん甲斐市、南アルプス市、山梨市、もちろん甲府市、中央市は74歳まで延長しています。これは前期高齢者制度、後期高齢者保険が2年前ですか、できたことによって、すでに実施しています。そのへん、やはり地域主権時代は市町村格差が生まれます。やはり健康管理面で、74歳まで延長すべきではないかと私は思いますが、そのへんについて、お考えをお聞きします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

相吉正一議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

最初に受診率が低いというようなお話がありましたが、人間ドックの受診年齢を74歳まで引き上げる考えはないかということについてでありますけれども、70歳以上の特定健診受診率は57.8%ということで、階層別においても高い受診率を誇っていますけれども、特定健診が40歳から74歳までを対象としていることから、総合健診・特定健診の推進を図ってまいり

たいと考えております。

また現在、国保加入者の70歳から74歳までの健診対象者は、2,500人ほどおりますけども、そのうち特定健診の受診者が1,448人で、70歳の節目健診の受診者が108人となっております。

ちなみに、人間ドックの国保補償金が2万円ということになっておりますので、未受診者1千人が人間ドックを受診した場合は、2千万円ほどの支出が伴ってくるということになります。

次に受診率向上に向けた対策と予防事業を、さらに推進する考え方はどうかということでもありますけども、北杜市は県内でも特定健診の受診率が高いほうであります。県内の自治体からも研修依頼がきておりますけれども、現在の推進策といたしましては、申し込み受診者への案内通知、それから卓上ののぼり旗なども作成し、PRしているところであります。あと公用車へのマグネットシートによる健診PR、広報、ホームページ、ケーブルテレビ等によるPR、それから保健福祉推進委員等への普及教育などを中心に行っておりますが、なかなか、これは意識の問題であり、活気的な対策というふうなものは、なかなか見い出せないというようなものでありますけども、地道にこういった取り組みを進めてまいりたいと思っております。

それから県内他市における状況でありますけれども、南アルプス市が74歳まで延長したということではありますが、県下の市単位での取り組み状況といたしましては、韮崎市・甲州市が35歳から69歳までをドックの対象としております。

それから甲府市が30歳から74歳、南アルプス市が本年度からということですが、35歳から74歳まで、中央市が40歳から75歳まで、山梨市が40歳から74歳まで、笛吹市は40歳から64歳までと、それぞれさまざまな体制をとっている状況でございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

人間ドックの関係ですが、今の答弁で、他市もかなり74歳までしています。個人負担金を見直すことで、これができると思うんですがね。21年の決算案を見ますと、人間ドック2,800万円です。先ほど、医療費が45億円ちょっとですか、かかっていると。そういった意味では1%以下なんですよね。やはり北杜市としても、南アルプス市、甲斐市、予算規模は甲府市に次ぐ第2位なんですよね。そういうことから医療費を下げる取り組み、やはり普段の日常的なパターンではなくて、ひとつ、味のある何か特徴を出していただきたい。そのへんで、ぜひ前期高齢者の年齢まで引き上げについて、再度お伺いします。考えがあるか。

○議長（秋山俊和君）

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

相吉正一議員の再質問にお答えさせていただきます。

特定健診制度が、平成20年から平成24年までということになっております。それから国保の広域化ということも検討されている中で、北杜市といたしましては、医療費の急増に伴う保険税率の見直しを行う予定でありますので、人間ドックの補助の対象年齢の引き上げなどについても、総合的な検討を進めながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

ぜひ市の特色を出すなど、チャレンジしていただきたいと思います。

次に職員の人事管理体制について、再質問をさせていただきます。

人事評価制度は、行政改革アクションプランでは18年度に検討、19年度に試行、20年から実施するとしていましたが、少し遅れていると思います。先ほど市長から、検討して速やかにしたいという答弁がありました。ぜひ、よろしくをお願いします。

すでに山梨県では、平成18年度から管理職に導入、人事配置などに活用しています。現在、一般職員にも試行中とのことでございます。優れた提案を行った職員を人事評価で配慮し、年功序列をなくし、能力と業績の2点について評価し、人事配置や昇給につなげるとしています。本市でも、県の状況のよい面を取り入れて速やかに試行すべきと思いますが、その考えはあるか、伺います。

2点目として、フレックスタイム制は労働基準法に基づき、昭和63年度に制度化され、国においても平成5年度から研究職員などに導入され、市でも保育園、給食センターでは早出勤として、すでに自主的に活用されています。地方公務員には、労働基準法が適用除外になっていることから、法的なフレックスタイム制が適用されません。法的な縛りがないので、各所属長に権限を与え、弾力的にこの制度を活用すべきと思いますが、見解をお聞きます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

人事評価制度でございますけれども、アクションプランでは20年度から導入ということになっておりますが、いろいろな県、地域で地方公務員の人事評価制度が導入されておるわけでございますけれども、先進事例等を研究する中で、かなり難しい面といたしますが、人事評価のための仕事みたいなどころがあるという弊害もあると聞いております。

私ども地方公務員が真に市民のために仕事をしていくには、どういう形で職員が仕事に臨んだらいいかということのを慎重に検討しながら、また今、いろんなところから研究した人事評価制度を整理しておりますので、それらの試行をしながら、一番適切な人事評価制度を求めていきたいというふうに考えております。

それから勤務時間の弾力的な運営・運用でございますけれども、現在、議員ご指摘のように保育園、それから給食センター、あと病院等でございますね。そちらのほうへでは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第4条に基づいて、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができるというような条項がございます。その中で早出・遅出等をしておりまして、1カ月間で任命権者が勤務の資格といたしますが、そういった勤務体制について承認することができるというようなことになっておりますので、現在、それで運営しております。

今後もこれを活用しながら、なお一層、市民に利便性の高い勤務体制で、効率のよい事務処

理をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

今の国の事業が提案型になっている中で、職員は意欲を持って仕事に積極的に取り組むことが、市の行財政改革にも貢献することになりますので、それらを評価する仕組みづくりとしても必要ではないかと思ひます。本市でも民間の経営感覚を取り入れた人事評価制度を速やかに導入すべきであると思ひます。

先般、甲府市の職員の案によるB級グルメ、鳥もつ隊が全国第1位に輝きました。山梨県のまちづくり活性化にも貢献すると思ひます。そういう意味においても、ぜひ職員に人事評価を導入していただきたいと思ひます。

フレックスタイム制についてですが、平常事務に支障のない範囲で夜間の窓口サービスなどにも活用、創意工夫することで市民サービスの向上が図られ、結果として経費の節減にもなるので、積極的な取り組みをすべきだと考えます。そのへんについて、もう一度、ご答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

まずはじめに人事評価制度の導入でございますけども、おっしゃるように職員が意欲を持って、それがまた報われるというような人事評価制度、大変難しいというふうに考えておりますが、いくつかの方法を試行しながら、本市にとって一番いい方法を探していきたいと。その試行については早急に、一応、本年度中にはやっていこうかというふうに考えております。

それから2番目の勤務時間の問題でございますけども、当然、市民サービスの向上という意味で、市民の需要といいますか、一番よりよい窓口サービスとか、そういったものができればいいなというふうに考えておりますが、市民サービスの向上と、それから経費の問題、それから必要性等を十分に考慮して検討する中で、また検討していきたいと思ひますので、よろしくご理解をお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、22番議員、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

市内幹線広域農道等の整備状況について、お伺ひいたします。

市内幹線道路の整備については、基本的には国の財政的な理由により、事業申請をしていて

も事業補助枠が少なく、何年も経過し、見送りになっているケースがあります。用地交渉の難航など、やむを得ず止まっているケースも見受けられます。しかし、市民は利用できることを心待ちにしています。そこで、市内で工事实施や事業実施が遅れている次の個所について、何点かお伺いいたします。

まず第1点目、広域農道白州町前沢から竹宇、横手区間について、お伺いいたします。

今現在、シャトレゼの入り口で止まっております。この農道については、国道に代わる重要な道路であります。長い間、その先の進捗状況が見られません。進捗状況について、また、ここがつながると全線開通になるのではないかと思います。そんなことで、お伺いいたします。

2点目について、県道台ヶ原から長坂線について、お伺いいたします。

市道と交差する地点で止まっています。これからの工事予定と橋の完成は、いつごろになるか、お伺いいたします。

3点目につきまして、次に市道白州花水から金ノ手線についてですが、今のところ白州小学校の手前で工事が止まっています。現在の進捗状況と今後の具体的な予定をお伺いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

22番、渡邊陽一議員の市内幹線広域農道等の整備状況についてのご質問にお答えいたします。

広域農道の白州町前沢から竹宇、横手区間の進捗状況についてであります。広域営農団地農道整備事業甲斐駒ヶ岳地区については現在、用地取得の関係で工事が遅れている個所は前沢地区の延長約400メートルであります。県中北農務事務所において、一部難航しております用地につきましては、替え地の調査測量を行うなど、具体的な用地交渉を進めております。

また、武川町宮脇から葦崎市円野町に通じる小武川大橋を含めた区間延長300メートルにつきましては、11月の完成を目指し、順調に進捗しております。

なお、白州町の横手区間については、県道を併用することとなっております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

22番、渡邊陽一議員の市内幹線広域農道等の整備状況についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、県道台ヶ原長坂線についてであります。

この路線につきましては、白州町台ヶ原から花水を経て長坂駅方面へと続く路線で、接続する県道長坂高根線により国道141号とも結ばれる、北杜市の北部地区を横断する重要な路線であることは言うまでもありません。

ご質問の個所につきましては、県によると、平成19年度より国道20号の旧道から工事が始まり、今年の10月下旬には、市道花水金ノ手線と接続する交差点まで供用開始する予定とのことです。

交差点から花水橋の架け替えを含め、平成25年度末には、清泰寺入り口付近までの計画区間の全線を供用開始する予定だと聞いております。

次に、市道花水金ノ手線についてであります。

この路線につきましては、国道20号と県道台ヶ原長坂線を結び、白州町・長坂町を最短距離で接続する路線で、花水地区から小中学校への通学路でもあることから、市では平成18年度より整備を進めてまいりました。また、この道路整備は平成21年度末に終了する予定でしたが、県との交差点協議等に不測の日数を要したことから、平成22年度へと明許繰越して施工した結果、今年の10月下旬には、この路線の起点の交差点から供用開始できる見込みです。

また、この先の未改良区間につきましても、今後、地元の皆さまのご理解とご協力をいただく中で、改良に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

渡邊陽一君の再質問を許します。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

再質問を行います。

県道台ヶ原から長坂線について、再度お伺いします。

橋が完成して、25年で終わりですよ。この道路の工事が、橋までができて上がりますけども、長坂までのアクセスは便利が増し、重要道路として活用されることが見込まれます。交通量も増加するとともに、大型工事車両もいくつか、かなり通るような状況がありますので、その大型バスとか、大型自動車を通るような状況にしていなければありがたいと思います。また、その道路の拡幅に対してもスムーズに通行ができるよう、お願いしたいと思いますが、そのへんをちょっとお伺いします。橋から先の長坂線ですね、県道。それができるかどうか、県のほうに。拡幅工事が、お願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

22番議員の渡邊陽一議員の再質問にお答えいたします。

現在、行われている改良工事につきましては、県によりますと、清泰寺までを計画区間として、平成26年度に完了するというところでございます。渡邊議員がご指摘のように、清泰寺から長坂町までの区間は、カーブが連続しておって見通しが悪いということで、現状、県でも工事を部分的には改良、法面の改良工事等はされておるんですけども、いずれ議員のおっしゃるような見通しの悪さからくる危険性の回避というのか、そういった工事が継続して、これからは県が実施して下さるよう、強く要望してまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

ここで2番議員、渡邊陽一君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、5番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

2項目にわたって、質問いたします。

まず、小淵沢駅舎について。位置や改築の時期など、庁内検討委員会で協議された内容を伺います。

駅舎が移動すると、人の流れが変わり、駅前広場利用者や駅前商店街などへの影響が大きいと思います。このことを市はどのように考え、また地元の意見等は、どのように反映されるのでしょうか。

基本構想を策定するための事業費が補正予算に盛り込まれておりますが、まちづくり交付金事業の当初計画にあった南北自由通路は、調査対象に含まれているのでしょうか。まちづくり交付金事業の実施段階になって、南北自由通路を断念することになったのは、南北自由通路が駅舎の形状ほか、駅舎改築と切り離しては考えられないからとの説明でした。駅舎改築に併せて、南北自由通路をどうするのか、市民に説明をする必要があると思いますので、伺います。

2項目です。今定例会に、体育施設の使用料改定の条例改正が議案として提出されています。使用料は下がる場所もありますが、値上がりする場所もあり、市民の理解を得るために、市からの十分な説明が必要だと思いますので、以下質問をいたします。

体育施設の使用料が改定された場合、指定管理料はどのように算定されるのでしょうか。

料金ほか施設管理や設備についてのクレームに対し、どのように対処しているのでしょうか。

使用料の改定に伴う利用者の増減が考えられますが、利用者を増やすためのイニシアティブは、どこがとっているのでしょうか。予約方法などの改善は、考えられているのでしょうか。

質問は、以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員の、小淵沢駅舎の改築についてのご質問にお答えいたします。

庁内検討会で協議された内容についてであります。

駅の位置については、事業経費や利便性、地元商店街等への影響を勘案し、検討を進めているところであります。改築の時期につきましては、平成23年度基本設計、平成24年度実施設計、平成25年度に工事着手し、平成26年度完成を想定しております。

その他につきましては、教育長及び担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

5番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

体育施設の使用料改定について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、使用料が改定された場合の指定管理料の算定についてであります。

体育施設の多くは、来年3月に指定期間が満了することから、指定管理者制度に基づき更新

の手続きを進めているところでございます。

使用料の改定される体育施設については、募集時において、使用料の改定が予定されていることを明記し、公募を行っているところであります。

指定管理料につきましては、年度協定で定めることとしておりますので、使用料改定後の新料金による収支計画に基づいて、年度協定を締結することとしております。また、指定期間が継続している施設についても同様に、対応をまいりたいと考えております。

次に、クレームの対処についてであります。

市の体育施設については、一部を除き指定管理者が施設を管理しております。

市への直接のクレームにつきましては、市の担当職員が現場を確認いたしまして、指定管理者から状況等を聞き取り、改善すべき点については指導を行っております。一方、指定管理者へのクレームについては、3カ月ごとの定期報告の中で求めておりますので、その場合にも同様に改善指導をしております。

次に、利用者を増やすためのイニシアティブについてであります。

指定管理施設については、使用者が増えることによる収入の増額は、指定管理者の収入に反映をされます。そのため、指定管理者みずからが民間の手法を用いて、企業努力により行っていただきます。

市としましては、直接管理している施設を含め、広報ほくとや市ホームページ等により施設を紹介し、周知に努めております。

次に、予約方法の改善についてであります。

現在、北杜市体育施設条例施行規則第5条、北杜市学校体育施設等の利用に関する条例施行規則第5条の規定によりまして、土日の利用を考慮する中で、規則上3日前までに利用申請書を提出することとなっております。しかしながら住民サービスを考慮し、状況により応じることも、今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

5番、野中真理子議員の小淵沢駅舎の改築についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、駅舎が移動することによる影響や地元の意見等の反映についてであります。

今回、補正予算に計上させていただいた基本構想策定業務は、小淵沢駅舎の配置案及び駅前広場の整備案、概算経費等を検討するためのものであり、駅前広場利用者や駅前商店街への影響が極力小さくなるようにと考えております。また、基本構想の策定に当たっては、市民に参加していただく協議会を立ち上げ、市民の意見等を基本構想に反映させてまいりたいと考えております。

次に、南北自由通路についてであります。

庁内検討会において調査・研究した結果、駅東側に巨摩跨線橋、駅西側に地下通路があること、また駅北側の現在の道路等の整備状況及び南北自由通路の建設費には、相当高額な経費を要する見込みであることなどに鑑み、南北自由通路の建設は想定しておりません。このような考え方は、9月21日に開催されました小淵沢地区まちづくり協議会において説明をしたところであり、今後も機会を見て、お話ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで野中真理子君の再質問を許しますが、残時間が2分51秒でございますので、よろしくをお願いします。

それでは、野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

今の駅舎の位置での駅前広場整備については、すでに調査も行い、市民の意見を入れて設計図まで引いた経緯があるので、今回の補正で714万円もの事業費が盛り込まれた理由には、当然、駅舎移動が考えられているからと、私は推測しております。駅舎を移動すれば、駅前商店街を起点に、今、駅があるという現在の形ではなくなります。駅前商店街の影響が大変、大きい。それから小淵沢町の時代には、駅舎の移動は南北自由通路と一体で考えられたということと、私は聞いております。これらをふまえて、駅舎の移動についての市の考えを、今一度、はっきりと伺いたいと思います。

また、小淵沢の駅舎は1904年、明治37年の開業当初からのものだという記録もあるそうです。ということは、駅舎というものは、それだけ寿命を持っている。その寿命を考えたとき、駅舎の建て替えは、この先100年の町や人のことを考えるということでもあると思います。今までの説明では、南北自由通路は駅舎と一体でなければ建築できない、そういうことでしたので、私はここではっきりと聞いておかなければならないと思っているわけです。JRがなんと言っているのか、今までの交渉でどういうことになっているのか、駅舎と切り離して本当に考えられないのか、そこも含めて、南北自由通路について、お答えを願います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

野中真理子議員の再質問にお答えをいたします。

1点目ですね、駅舎の移動によって、駅前商店街への影響は出やしないか、出るだろうという内容の、これが1点目ということによろしいですか。

今、市で考えているのは、たしかに移動はせざるを得ないというふうに考えているんですが、と申しますのは、移動しなければ、仮の駅舎を建設するということになりますと、これまた二重の経費がそこに発生してしまうというところがあるものですから、最小限、影響が極力ないように、できるだけ、今のところに近い位置に駅舎を建築するという考え方でございます。

それが30メートル、今より例えば離れるのか、あるいは50メートルになるのかというあたりは、でき得る限り、現駅舎に近い位置へということをお大前提に、これから検討を進めるといふことですから、ご理解をいただきたいと思ふます。

それから1904年以來、この駅舎に手が入るといふことだといふご指摘でございます。これから100年先を見越した中では、当然、もろもろ、100年先のことを見越した施設整備をすべきだといふご質問だと思ふます。当然、そうであります。

ただ、JRの考え方を冒頭申し上げますと、何回かJRとは協議をしてきております。JRは南北自由通路だけの建設といふのは、これは絶対あり得ない。JRにメリットがないといふところまで言われております。この考え方は、JRの基本的な考え方といふふうには受け止めております。

ですから、これまでの構想の中で、駅舎とセットで南北自由通路といふような考え方は、構想の中では、たしかに示しておりました。といふのは、南北自由通路を建設するにあたっては、当然、駅舎とセットでなければならぬといふことでありましたから、これまでの構想の中には出てきたわけでありませうけれども、今ここで改めて駅舎の整備、駅前広場の整備といふことを考えるときに、100年先を見越した中で、南北自由通路といふものを考えるといふ、考え方とすれば理解もできるんですが、ただ現状で、そこまでの整備が果たして必要なのか。あるいは、それをやったところで、どれほどのメリットがそこに出てくるのかといふふうには考えたときに、北口の部分はまったく整備がされていない中で、南北自由通路を付けたときに、それからまた先、もろもろ経費がかかってしまう。そして、どんな北口の整備をするのかといふ構想は、これまでには検討もされたことがなかったといふことでもありますから、南北自由通路といふものを建設する、そんな考え方は、北口の整備といふものと一体となった中での検討が必要だろうと、こう考えておりました。

それから駅前の商店街のことを考えますと、駅前の商店街は、連絡通路であるとか、これまで約18億円ぐらいかけて、小淵沢はこのまちづくりの事業でもって整備してきたわけですが、商店街を活用するためには、今、この状況では南北自由通路といふふうな考え方をするよりも、降りたお客さんは、まず、今の商店街のところを通過するよう形で利用していただくことが、これまで投資してきた事業といふか、現地をより活用させることができるものだろうといふふうには考えてございます。

そんなことで、南北自由通路については、将来的には当然、これはそういう時期がくるだろうと思ふますが、今、この時点で駅舎と一緒に考えるといふのは、現状、財政的にも無理と、これが結論でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

南北自由通路については、駅舎と一体でなければできないといふのであれば、ここで改築しないとできないといふことですから、北口の開発もそのまま無理といふことになるのではないかと、心配しているといふことです。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

そのとおりですね。切り離すことはできないんですが、ただ広場、南北自由通路については、これは完全に市の負担で行うものでありますので、これについては、JRの負担はないわけです。ですから、今、この時点でも、将来、これから先、切り離して整備するというにしても、これは同じ考え方。ただ、違うのは、26年までに一緒に整備すれば、要するに国の支援だとか、そういった部分が今ならばあるけどもということは多少ありますけども、これも相当な特例債を必要とすることですから、やはり財産の健全化をまず、目下の一番の課題とする北杜市では、この段階では建設は無理だろうというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

ほかに質問はございますか。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

続いて、体育施設の使用料金についてですけども、料金は今回の改定で2倍になるというところもあります。もっと、それ以上、5倍になるところもあります。そういうところでは、例えば料金が2倍になれば、利用者数が2分の1になっても、使用料の収入、全体の収入は変わらないわけです。やはり現在の利用者数を確保する中で、指定管理料が算定されたり、利用者数の増加を指定管理者が努力する項目、また市が監督すべきと私は考えています。それから体育施設に対するクレームが市にきちんと届くシステムを、ぜひつくってほしいです。

それから3日前に予約をしなければいけないということで、現在、例えばスポ少が午前中の試合で負けて、午後、会場を使いたいと思ってもできない。子どもたちが練習したいという気持ち、ぜひ使わせてあげられるような形で、改善をしていただきたいと。私の気持ちは、そういうことですが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

クレームにつきましては直接的に会ったりして、指定管理者を通じて、あるいは市のほうに直接というふうな形やら市長への手紙等でありまして、対応しているということでございます。

2分の1になるとか、倍になるとかという部分もちろんありますけれども、それにつきましては、実際に運用してみないと分からない部分ですので、年度協定の中で対応すると。

それからイニシアティブの関係ですけども、指定管理者が行っているもの。あるいは直接、市が直営で行っているものにつきましても、市の施設に変わりはありませんので、当然、それぞれが行いますけれども、協働でPRとまではいわないまでも、お答えをいたしましたように、ホームページ等々で啓発をしていくということだと思います。

また予約の3日前の件ですけども、どうしても土日が入りますので、特に学校体育施設については、土日に使う分については、学校側にも連絡をしなければならないという部分がありますので、規則上、3日前までをお願いしたいということになっております。

また施設によっては、指定管理についても常駐している施設、それから常駐していない施設がありますので、常駐している施設等については、先ほどの教育長答弁にありましたように、対応できるところについては、対応についても将来的にちょっと考えていきたいと。ただ、い

ないところと、いるところの取り扱いに差異が出てきてしまいますので、そのへんのクリアについて、少し検討が必要かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

再々質問はよろしいですね。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

ここで5番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、19番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

質問の第1は、中小業者の仕事おこしと地域経済振興につながる住宅リフォーム助成制度の創設を求めることについてです。

秋田県は、今年の3月から住宅の増改築やリフォーム工事に助成する住宅リフォーム緊急支援事業を創設しました。この緊急支援事業は増改築リフォーム工事に對し、工事費の10%、最大20万円まで補助するもので、7月末に事業の利用状況を発表しましたが、当初予算を上回る利用状況のため、8月に臨時議会を開き、補正予算を可決しました。秋田県によると、県内経済への波及効果は約240億円と推定されるとしています。知事は、直接補助は住宅リフォーム促進に有効な制度と議会で答弁しました。

なお、秋田県内では25市町村中19市町村が独自のリフォーム制度を創設しており、県の制度と併用が可能となっています。

助成概要は持ち家の増改築、リフォーム工事に要する費用の10%相当額、20万円を限度に補助する。予算額は、12億6千万円、7千戸分。

また、宮崎市は6月議会で住宅リフォーム助成制度を創設、8月から開始するとしています。同事業は住宅関連産業への投資意欲を促進し、中小零細企業の支援と地域経済の活性化を図ることを目的に20万円以上の工事に對し、経費の15%を補助するもので、上限は15万円。住宅の補修・修繕、増築や屋根・外壁の塗り替え、畳・壁紙の張り替え、トイレ、台所、浴室工事などが対象で、市内業者を利用することが条件です。2年間の時限事業で初年度1億円、次年度2億円の予算です。

以上、秋田県や宮崎市の取り組み事例を紹介してきました。

緊急支援対策として住宅投資による経済活性化と省エネ、CO₂対策などに役立ち、中小業者の仕事確保にもつながる住宅リフォーム助成制度の創設は、今こそ必要な事業として、積極的に取り組むべきものと考えます。

建設関連を含む中小零細企業は、金額は小さくても今できる仕事がほしいのです。この制度が実施されるなら、経済波及効果は多大なものがあります。不況脱出、雇用創出、地元材の消費、地域活性化のために早急に創設することを求めます。

質問の第2は、農業の振興につながる小麦栽培農家への支援策を求めることです。

日本の小麦の国内自給率は14%です。国内で消費される小麦の大半はアメリカ、オーストラリア、カナダからの輸入品です。小麦は、国内で消費されるうどんやそうめんの原料となり

ます。国内自給率の向上、稲作の転作作物として大豆と小麦が奨励され、ここ北杜市でも今年、小麦の栽培をした農家が39件、来年は作りたいという農家が55件です。

食料自給率向上のために必死で頑張っている、ある農家の声は、行政は小麦作りを奨励しておきながら、収穫までの支援、コンバインを使っただけの刈り取りの支援もしない。毎年作っては放棄しているのが現状ですと話しています。この現状をどのように、農政の担当者は認識していますか。市として、小麦刈り取り用のコンバインとオペレーターを用意して、小麦の刈り取りの適期に派遣する事業を起こしてはどうか、提案いたします。今後、小麦作り農家をどのように支援するのか、仕組みづくりも含めて、市の農政について伺います。

次は鳥獣対策として、防護柵等を設置した農家への助成を求めることです。野生鳥獣による農作物への被害は、年々増加しています。経済的な損失に留まらず、農家の生産意欲を著しく削ぎ、深刻な事態となっています。団体ばかりでなく、直売所などに農作物を出している生産農家が防護柵、防護網等を設置した場合にも助成をとの声が多く聞かれます。

質問の第3は、平和行政についてです。

住民の安心・安全を守るため、米軍機の低空飛行に抗議し、中止を求めることです。

私は3月議会で、北杜市の上空を超低空飛行する米軍機のことを取り上げました。最近も頻りに低空飛行が目撃され、住民の安心・安全が脅かされています。日本の航空法では、航空機の最低飛行安全高度を居住区域では300メートル、非居住区域では150メートルとしています。

以上をふまえて、伺います。

航空法最低安全高度違反の疑いがあります。市民の安心・安全を守る立場で外務省、防衛省に米軍機の低空飛行に抗議し、中止を要請することを求めます。

次に、広島・長崎での平和記念式典への市民の参加を求めることについてです。

今年8月の平和記念式典などで、広島・長崎を訪問したパンギムン国連事務総長は国連本部で会見し、原爆被害の衝撃は想像をはるかに超えるものだったと訪問の印象を述べ、核兵器のない世界に向け、あらゆる努力をしなければならないという信念を強くしたと核兵器廃絶の必要性を強調しました。

また、パン事務総長は多くの被爆者と懇談する機会があったことにもふれ、多大な苦しみを経ながらも、その勇気と力には心が動かされたと指摘。核兵器が存在する限り、その脅威もまた存在する。脅威を取り除くとしたら、核兵器そのものを廃絶する必要があると表明しました。

非核平和都市宣言を行っている北杜市、平和市長会に加入している北杜市は、8月広島・長崎で開かれる原水爆禁止世界大会に市民の代表を送っていただきたいとの、6月議会での私の質問に市民の派遣についても検討した上で判断させていただきますと、市長は答弁されました。どんな検討がなされましたか。

県内でも甲府市では中学生、また公募の市民を含めて、今年は28人の代表団を広島に送ったそうです。県内での、そのほかの市町村でも参加を実現しているところがあります。それらに学び、非核平和宣言都市の平和事業として、市民参加を実現していただきたい。

質問の第4は、税金の滞納整理は市民の実情を勘案した対応を求めることについてです。

税金を払いきれない市民が増える一方で、税金の徴収が強化されています。払いたくても払えない善良な納税者に対しては、どうしたら生活と営業を立て直し、払えるようになるのかの態度で臨むべきと考えます。税徴収の基本的な考え方を伺います。

自営業者にとって、滞納整理での差し押さえは金融機関取り引き停止の理由にもなり、生死に関わる問題です。市民をそこまで追い込むことがあってはならないと思います。実情を勘案した対応が求められます。

北杜市が滞納している住民に行っている滞納整理の実数、差し押さえ件数、競売の件数など、平成20年度、平成21年度の実情を明らかにしてほしい。

山梨県地方税滞納整理推進機構は、来年3月で3年間の時限設置の期間を経過しますので、設置期間の延長は行わないこと。北杜市自身が滞納整理にあたるべきであり、独自徴収をするべきではありませんか。

以上を質問して、市長の見解を求めて質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

平和行政について、いくつかご質問をいただいております。

平和記念式典への参加についてであります。今年は終戦から65年目の節目にあたり、市民一人ひとりに平和な社会をつくる努力をしていただけるよう、啓発標語幕を市役所駐車場のフェンスに設置し、平和の尊さを市民の皆さまに広く訴えたところであります。

原水爆禁止世界大会への市民代表の派遣につきましては、県内の他自治体の取り組み状況を考慮し、判断してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

はじめに平和行政について、ご質問をいただいております。

航空機の低空飛行についてであります。

昨年来、数度にわたり航空機による低空飛行が市内で目撃されており、本年8月にも市民の方から目撃情報の通報をいただき、市では直ちに山梨県に対し、低空飛行により市民が不安を感じている旨の連絡をいたしました。県でも国に対し所属や飛行目的の照会など、数項目にわたる調査を依頼しているとのことであります。

市といたしましては、市民の平穏な生活を守るため、また生活に支障が生ずることがないよう、関係機関、県及び他の自治体と連携をとりながら、この問題に対応してまいりたいと考えております。

次に税金の滞納整理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、税徴収の基本的な考え方についてであります。

市税等の徴収は、市民負担の公平性・公正性を基本にしております。滞納を放置することは、誠実に納税等を履行する市民の公平感を阻害し、さらには健全な行財政運営にも多大な支障を来します。

平成21年度においては、納税者の現年課税分は97.4%の方が納付しており、納期内に

納められなかった方に対しては、督促状や催告書による周知を図ってきました。合併以降、さまざまな事情により納税が困難な案件については、滞納者とも話し合いに重点を置いた結果、分納誓約 8 2 0 件という数字にも表れていると考えられます。

しかし、担税力があるにも関わらず、納税意識のない滞納者に対しては、市民負担の公平性・公正性の観点から、差し押え等の処分も実施しているところであります。

次に、山梨県地方税滞納整理推進機構への引き継ぎ要件についてであります。

北杜市から引き継がれている案件は、解決が困難なものを引き継いでおり、必然的に高額な滞納事案が多くなっております。したがって、一律 5 0 万円以上という基準ではなく、滞納者の実情も考慮する中で、市と同機構との連携により困難事案の解決に対処しているところであります。

次に平成 2 0 年度、2 1 年度の滞納整理の実情についてであります。

はじめに差し押さえの件数ですが、平成 2 0 年度は 4 1 件、徴収金額は約 8 4 0 万円となっており、内容につきましては預貯金が 2 2 件、自動車の差し押さえが 4 件、不動産の差し押さえ等が 1 5 件となっております。平成 2 1 年度は 7 3 件、徴収金額は約 1 , 3 0 0 万円となっており、内容につきましては預貯金が 5 0 件、自動車の差し押さえが 4 件、不動産の差し押さえ等が 1 9 件となっております。また公売の件数ですが、平成 2 0 年度は 1 件で装飾品を公売、平成 2 1 年度は、2 件の自動車の公売を行っております。

次に、山梨県地方税滞納整理推進機構の設置期間の延長についてであります。

山梨県地方税滞納整理推進機構は、平成 2 0 年度に県と市町村の共通の課題である個人住民税を中心とした滞納整理の推進と、市職員の実務向上を目的に設立されました。平成 2 0 年度より各市町村から 3 年間、職員の派遣を行い、徴収実務の向上と高額案件における滞納整理を図ってまいりました。

また、同推進機構は差し押えばかりではなく、滞納者の生活状況を見極め、猶予制度等を活用することで、解決に結びつける役割を果たしてきました。同推進機構の期間延長については、県内自治体からも終了すると滞納整理に支障が生じるので、全市町村が期間延長を求めており、本市においても同様の考えを持っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

1 9 番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

農業の振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小麦生産農家への支援策についてであります。

国の平成 2 3 年度予算の概算要求では、農業者戸別所得補償制度でも、農業経営の安定と国内生産力の確保を図ることにより、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することが掲げられ、水田・畑地において栽培される麦、大豆等が戦略作物と位置づけられております。

北杜市においても、従来から麦、大豆等を重点作物と位置づけ、市単独による価格助成を実施し、水稻生産調整の推進とともに麦の生産を奨励しております。

ご質問の、市独自の小麦刈り取り用のコンバイン及びオペレーターの確保についてであります。市直轄での農業機械の確保やオペレーターの派遣については考えておりません。

次に、有害鳥獣対策設備への助成についてであります。

現在、市では行政区や農事組合等の団体を対象に、簡易電気柵等の設置に対しまして、資材費の50%を助成しております。有害鳥獣による被害は年々増え続け、行政区や農事組合等の広範囲で取り組まなければ、効果的に有害鳥獣からの被害を防ぐことはできない状況でもあります。

市としましては、今後とも行政区や農事組合等への支援とともに、それぞれの地域との協働連携により、有害鳥獣による被害防止対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

19番、中村隆一議員の住宅リフォーム助成制度についてのご質問にお答えいたします。

現在、市では木造住宅耐震改修支援事業、木造住宅耐震化建て替え支援事業、木造住宅耐震シェルター設置事業などの助成制度を行っております。このほか、住宅用太陽光発電システム設置費用の一部も補助しております。

改修・設置内容によりましては、地元業者の対応が困難な場合もありますが、市への申請の際には、なるべく地元業者に発注するようお願いをしているところであります。限られた予算の中で、市民の暮らしに直結した助成をいくつか実施しておりますので、現在のところ新たな制度の創設は考えておりません。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

今の深沢部長の答弁ですけれども、耐震性とか太陽光発電とかという助成はあるけれども、こういうことはやらないということですが、これは本当に地域で仕事がまわって、お金がまわると。波及効果が当初予算で比べて、20倍になっていると。こういうことで、経済が活性化するということだと思いますので、単に1つの部署で計画をしないというだけではなくて、全庁を横断的に、こういう施策をぜひ、実現してほしいと思います。

2つ目は、小麦、大豆を重点的に奨励しているということですが、実際に小麦を作ったならば、刈り取りとか乾燥とかという、そういう農作業については、農協もファームなども全然、協力してくれないと。市のほうでも、今、言われたように、そういうことをすることを考えていないということですが、この方は、大麦は営農高根が担当して、コンバインで刈り取りをしてくれたというわけですが、小麦はもう作っても、そうやってコンバインで刈ってくれるところを、自分で探せというような市の態度なので、全然それができてなくて、見殺しにして放棄せざるを得ない状態だったと。こういうことで、観光と農業をスローガンとしている北杜市の農政がいいのかどうか、そのへんのそういう見通しですね。小麦を作っている農家を支援していく、そういう仕組みをやっぱり考えていくべきではないかと思います。

とりあえず、そこまで質問しておきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

中村隆一議員の再質問にお答えをいたします。

補助制度、単に建設部のみでなく、全庁的にそういったものは考えるべきだろうという、ご質問だと思います。

先ほど答弁をした中でもございましたように、木造耐震改造改修でありますとか、建て替え支援事業、あるいはシェルターの設置事業、これは建設部住宅課が所管する部分でありまして、そして住宅用太陽光発電システムの設置、これは生活環境部の環境課が所管しているということとあります。そういったことから言いますと、少なくとも、その住宅に関わる部分というのは、全庁的に私も考えてきたというふうには思っておりますが、これ以上のもの、ちょっと質問の外にもなるんですが、結局、住宅、うちでも耐震改修の対象となっている建物というのは1万数千戸ありまして、これは実績が、ここ4年ほどで4戸しか実績が挙がってこないということで、かなりPRもしてきたつもりなんですが、なかなか手が挙がらないというのが実態でございます。これからも引き続きPRに努めて、この制度を利用していただいて、住宅に手が入るようにというふうにならぬかと考えております。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

それでは、中村議員の再質問にお答えします。

繰り返しになりますが、麦の奨励は、国家的な戦略において麦を作っていかなければならないということで、このたび23年度においても、戸別所得補償制度で国は戦略作物として位置づけているということでございます。従来から、市でも価格助成をしていると。これについては、水田の生産調整絡みでやっております。

それでは、麦を作った方が刈り取りができなかったということでございますが、北杜市の農業と絡めますと、やはり担い手をつくっていかなければならないということで、先ほど来の協議会でもご説明をいたしました。北杜市の営農組織は22を超えております。これは、かなりの数字だと思っております。これを育てながら、組織の連携と担い手の育成をしているということが現状でありまして、この方々は市の牽引役でございます。したがって、その方々に農作業の受委託をお任せするという基本スタンスでありますので、そういったことによって効率的な運用をしていくのが北杜市の姿だと、こういうふうにとらわれておりますので、個々の事情はあると思っておりますけれども、やはり両者が納得のいく上で、作業受委託をしていただくということが一番よろしいかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君、再々質問はありますか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

米軍機の低空飛行ですけれども、7月、8月、9月と。そして8月23日には、夜間の低空飛行が行われたということで、非常に住民の安心・安全が脅かされているということですので、引き続き外務省に抗議をして、調査をしていただきたいと思います。外務省をお願いします。

その次、本市での平和事業として、広島の記事式典に人を出してほしいということですが、これはぜひ予算づけをして、来年は実現できるように考えてください。

その次、駐車場に非核平和宣言都市の横断幕がしてありますけれども、もっと目立つところに掲示をしてほしいという市民の声がありますので、市庁舎のほうに移す、そういう考えはないか、お聞きをいたします。

そして先ほど滞納整理の件で説明がありましたけれども、給与の差し押さえが2件あったようですけれども、これは平成20年度ですね。こういう給与の差し押さえ、非常に厳しいわけですけれども、住民の命と暮らしを守る、そういう自治体としては、本当に個々の滞納者の実情をよく聞いて、そして納められるようにすべきではないかと、そのへんの答えをお願いします。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

中村隆一議員の再質問にお答えいたします。

まずはじめに、米軍機の問題でございますけれども、たしかに飛行機が何回か低空飛行をしております、何件かは市民から私どものほうに不安を覚えたというような連絡がございました。

先ほど答弁いたしましたように、私どもといたしましては、県ならびに自衛隊等、関係と思われる機関について、それらの事実について、確認をしてきたところでございます。しかしながら、そこで、その時間に飛んでいた飛行機が米軍機かどうか、はっきり確定できないというようなことでございましたので、外務省にどここの所属のどういう飛行機が飛んでいたという抗議は、基本的にはできないというふうに考えております。

それから平和式典への市民の参加についてでございますが、現在、県内では甲府市、それから市川三郷町、それから南アルプス市というところで派遣をしておりますが、南アルプス市については22年度、本年度は派遣していないということで、県内でも2市ということで、県内の市町村の動向をもう少し見極めながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

それから標語の位置でございますが、あそこに掲示させていただきまして、駐車場に入ってくる市民の方々に見ていただくというようなことで設置しました。当分の間、そこでぜひ、掲示をしていきたいというふうに考えております。

それから滞納整理の状況でございますけれども、先ほど答弁いたしましたように、基本的には差し押さえに至るまでは、何回か担当職員、それから税務の中で専門で滞納整理している職員もおりまして、何回か足を運んで、そのご家庭の状況、それからどうして滞納に至ったのかというような事情をよく調査した中で、差し押さえ等の執行に入るのかどうかということを慎重に検討してまいっております。

基本的には、先ほどご指摘の給与の差し押さえというのは、最終的なところというふうに承知しておりますが、預貯金等については悪質といえますが、滞納がなかなか、何回も催告しても納めていただけない。また、いわゆる催告書を送っても応答もないという事例について、差し押さえをしているという状況です。

給料につきましては、差し押さえといっても全額を抑えてしまうということではなくて、基本的には生活費相当額は残した中で、差し押さえさせていただいているということでございますので、有無を言わず取っていくというようなことは、現場の職員はしていないというふうに聞いておりますし、そういうふうに私も指導しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

残時間6秒ですが。

（「ありません。」の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで19番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

次に7番議員、風間利子君。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

2件について、質問させていただきます。

まず最初に、武川総合プラザ建設について。

総合プラザ建設について、私は今回、3回目の質問となりますが、合併時の武川町民の一番関心のある事業ですので、質問させていただきます。

去る9月2日、市より武川総合支所のあり方について、各地域の区長、区長代理、地域委員と地元議員、総勢40人による合同会議が行われました。企画部長の説明では、総合支所を現在の保健センターに移すという趣旨の説明でした。

今回、合同会議に参加された方々の意見では、支所の移転より総合プラザの建設を求める意見がほとんどでした。市長は以前、私のこの建設に対する質問では、総合プラザは造らないと言っているのではないという答弁もいただいております。

当初、合併協議会に関わった方は、合併協定書の54項目の13項に当初の建設計画に2、3年延びるとのことだったが、6年経った今も一向に目鼻が付いていない、市民に対してもなんの説明もしていない。他の町村では、合併時に建物を建てて、それで公債費が膨れあがっている、こんなことであるなら武川でも手を付けてしまえばよかったなどという声も出ました。

同じ協定書に入っている水道料金の統一は強制的に進め、上げるものは上げて、造るものは造らない、武川では合併して何一つよいことはない。武川だけ、なぜこんな状況なのか。武川の住民の不安は募るばかりだ。こんな行政でよいのかという意見も出ました。

また当日、参加した皆さんは市の財政は厳しく、合併当初よりだいぶ事情が変わっており、武川町の人口に似合った、できるだけシンプルで機能的なもので、最小限の予算で造ってほしいといった市の苦しい財政にも配慮された良識的な意見が多く、合併当時、住民サービスの向上を挙げて合併したのにと、出席者の皆さんの切実なる願いだったと思います。

武川の公共3施設、支所、武川会館、教育福祉会館は耐震がされておりましたが、耐震し、維持管理していくにも、だいぶ財源を必要とする建物だと思います。

いずれ合併特例債がなくなる26年度までには、建設してくださると思っておりますが、昨年6月議会での、北杜市財政健全化計画で、平成23年度には障害者を支援する障害者活動センターを入れて、複合施設の建設に合併特例債や国、県の補助などと事業費10億円を見込ん

で予算まで計上されましたが、この施設は長坂高齢者体力づくりセンターの改修という答申が出され、建設には至りませんでした。この計画をどのように考えているでしょうか。企画部長は、市長の返事を待って、もう一度、会議を開いてくださるとのことで閉会しましたが、市長の答弁を求めます。

次に、事業仕分けの取り組みは、

事業仕分けにつきましては、昨年12月に質問させていただき、過日、北杜クラブの代表質問でもされましたが、通告してありますので、質問させていただきます。

国でも地域主権を進めるといっておりますが、どこの自治体でも住民の意見を聞いて、行政を進めていくことが求められております。無駄な費用や事業をなくすための事業仕分けばかりでなく、地域の住民の目線で事業仕分けが行われることに意義があるのではないかと思います。

21年度決算審査意見書にもあるように、各事業の抜本的な見直し及び優先順位の精査、また9月定例会の初日の監査委員長の報告では、行政は市民のためにあるということを再認識してと、あいさつされました。

限られた予算の中で、重要かつ必要な事業にまわす、予算や財源に関する情報をより分かりやすく公開し、政策決定の場に住民参加を促すことが、この事業仕分けに求められているのではないかと思います。

職員も担当部署もそれぞれ、市民の目線で頑張っておられることとは思いますが、去年は事務事業評価も行われておりますが、職員だけではなく、市民の目線で評価し、行政に参画することが地域主権につながるのではないかと思います。

私は7月の、甲府市の事業仕分けを傍聴しました。甲府市では今年で3回目、47事業についての仕分けですが、現行6件、34件が改善という結果が出されました。

市長、副市長のあいさつではともに職員の意識改革、なんでこの事業をしているか、事業を進める手法が必要だ、来年度も取り入れていくとあいさつされました。また、県でも有識者による事業仕分けが行われ、42事業のうち現行どおりとしたのは12件、廃止・一部廃止など、ほかのなんらかの意見が求められたようです。県では、県内市町村が住民の目線を生かす取り組みをしてほしいと、過日の新聞でも報道されました。

北杜市でも財政状況は厳しく、限られた財源の中で、少しでも市民の目線での行政を進めてほしいと思いますが、市長の答弁を求めます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

風間利子議員の、武川総合プラザ建設についてのご質問にお答えいたします。

9月2日に開催した会議の内容は、武川総合支所の老朽化に伴い、当面の移転先として武川保健センターを活用できないかについて、地元市民のご意見をいただくものでした。武川総合支所は昭和36年に建築され、施設の老朽化により雨漏りや漏水などにより、業務に支障を来たしています。今後も多額の財政負担が予想されることから、近隣の公共施設であり、耐震化されている武川保健センターを活用することについてご意見を伺い、ご理解をいただいたところであります。この会議においても、武川総合プラザ建設について、ご要望をいただきました。

武川町には市民が交流できるような、満足のいく施設が少なく、耐震化の施設は武川保健センターしかない状況も承知しております。新たな公共施設建設への市民コンセンサスなどを考慮しながら、地域の交流の場と市民が必要とする機能を持った複合施設とすることも大切であると考えておりますので、今後も引き続き前向きに検討してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

7番、風間利子議員の事業仕分けについてのご質問にお答えいたします。

現在、市が実施している事業を、北杜市全体から見て必要なのか、目的は達成されたのではないかなどを市民目線で検証することは必要と考えております。

山梨県においては今月10日から3日間、一般公開により商工業振興資金貸付金など42事業と、県立博物館など5公共施設を評価対象として、外部評価が行われました。また他市においても、市民に公開する方法で事業仕分けを実施していますが、事業内容をともに考える機会を提供したという意義は少なくないと思っております。

北杜クラブの代表質問にもお答えいたしました。事業仕分けにつきましては、有識者や公募による市民などにより、多角的な視点から事業の必要性を評価するために、市民に公開で来年度に試行していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

風間利子君の再質問を許します。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

総合プラザの建設についてなんですが、武川町での合同会議の40人は、一応、武川の住民の代表者で行われました。水道料金の統一と同様に皆さんの関心が非常に高く、総合プラザの建設についても男女共同参画室を入れて造る、障害者活動センターを入れて造る、二度も気を持たせながら、一向に先が見えてこないという皆さんの声でした。補助事業なんていってなくて、過疎債も使えるので、一時も早く方向性を出してほしいというのが市民の願いです。

武川の公共施設、先ほど市長からも言われましたが、3施設は耐震がされていなく、いずれは取り壊される施設ではないかと思えます。武川町の住民は、武川には、公共物が何もなくなってしまう。武川は取り残されてしまうとの声が多かったです。また、武川町では34年の災害で23人の犠牲者を出し、大きな被害を受け、体験をしております。現在、福祉センターの中に入っている4施設、この中に災害時の緊急拠点施設として、複合施設として、一時も早く建設していただきたいと思えます。合併協議会の折には、いくら議論してもここでは解決できないと閉会いたしました。市長の答弁を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほども答弁したとおり、また風間議員も、また武川の市民も等しく、私にも武川の公共施設の不足感を指摘されていることは、肌身で承知しております。いろいろな意味で整合性を図っていくわけでありますけども、先ほど答弁いたしましたとおり、武川の公共施設（箱物）についても、なんとかコミュニティの場として位置づけなければならないというふうに承知をいたしています。

率直に言えば、総合プラザ的なイメージは、なかなかこのご時勢に造れないというふうに、他の整合性を考えたときに思います。しかし、できるものだったならば、障害者施設と併用でうんぬんというときも、複合施設として考えたときもあったわけですけども、検討委員会の皆さんがご承知のとおり結論をいただきました。

学校の問題もいろいろ出てきておるわけでありますけども、武川は総合支所をはじめとして、極めて緊急度が高いということで、当面の間は総合支所は保健センターのほうへ移転してもらって、防災無線等の絡みもあるから、これはできるだけ急ぎたいということで、保健センターへということで、地域の皆さんのコンセンサスを得ようとしているところでございます。

そんな中にありまして、今、ご指摘のとおり、武川の緊急における、言ってみれば防災センター的な機能、緊急避難的な拠点等々は、地域の甲乙を言うつもりはありませんけども、武川は高いというふうに経験上、思っております。

したがいまして、先ほど答弁いたしましたとおり、できるだけ早く、今後も武川の公共施設のあり方については、前向きに位置づけていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

1つ、お聞きしたいんですけど、建設計画に基づいて検討を始めたときに、検討委員会が立ち上がっていると思います。その検討委員会は、今後検討する場合にも継続して、検討委員会としていただけるのかどうか、伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

前の検討委員会という言い方も、あまり適当でないかもしれないけども、行政の継続性からいって。当時の複合施設としては、障害者施設を含めてということを中心とした、プラザ構想を位置づけてもらいましたので、一応、その複合施設は、残念ながら一時凍結でありました。これから、他の複合的な機能については、新たな思いで検討してまいりたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

事業仕分けについて、伺います。

来年度、23年度より実施するようですが、甲府市の事業仕分けを見ても、本当に大変のようでした。行政も段取りしたり、仕分け人を公募したりということで、事業仕分けを見ていて、本当に公募による人選も、公募する方たちも大変だなと思いましたが、甲斐市でもなんか、先進地の事例を勉強しながら、2012年度から取り入れるということをしていましたが、北杜市でも、ぜひ先ほど、企画部長も言われましたが、有識者を入れて、よりよい事業仕分けが行われますよう考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

風間議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁をさせていただきましたけども、来年度、試行していきたいというふうに考えております。多くの方々、また先進地等の事例を参考にしながら、北杜市なりの事業仕分けを考えていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番議員、風間利子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩をしたいと思います。

再開は1時40分といたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時40分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、2番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

新学習指導要領の実施について、お伺いいたします。

来年度から小学校の新学習指導要領が実施されます。政府は平成14年から導入した、今までの、いわゆるゆとり教育から方向転換を決めました。ゆとり教育は、それまでのいわゆる詰め込み教育であったと思いますが、その反省に立ち、考える力を伸ばす創造力を身に付ける教育であったと思います。どちらメリット、デメリットがあると思いますが、それでは今度の新学習指導要領の目指すところは、どんなところでしょうか。今までと、どう変わるのでしょうか、お伺いいたします。

これまで、各学校が総合的な学習の中で創意工夫を凝らし、体験学習やキャリア教育、自然学習、それに原っぱ教育等、特色のある教育を進めてきたことと思います。3月議会において、わが会派の代表質問で、知・徳・体の調和の取れた育成を理念としお答えになられています。削減される総合的な総合学習の中で、原っぱ教育はどう推進していきますか、お伺いいたします。

次に急速な少子高齢化を迎え、このままでは限界集落、限界自治体へと向かってしまいます。子どもたちに地域の素晴らしさを知ってもらうとともに、いったんふるさとを離れることになっても、また帰ってもらえるよう、ふるさとに愛着を持ってもらうことが大切です。子どもたちは、家庭と学習の往復だけでなく、地域や、ほかの大人と関わるのが少なくなっています。テレビやゲーム、マスメディアから流される圧倒的な情報量は、いわゆるバーチャルの世界、仮想体験となっています。

北杜市の恵まれた自然を生かし、自然体験や生活体験を通して、さまざまな知恵や感動を与えられないでしょうか。それから消費生活の中で、親がすぐに物を買って与えてしまう、我慢することを教えるなくなっています。受け身の情報があまりにも多く、コミュニケーション能力が低下しています。これには次世代の人、地域の人との関わりが大切だと思います。教育は学校のみならず、家庭、地域など、あらゆる立場の人が教育の当事者であることを自覚した社会で、愛情を持って取り組むべきと考えます。

地域で育成会とか、子どもクラブがありますが、その多くの会長は中学3年か小学6年の親が務めております。毎年、会長が代わってしまいます。これですと、なかなか新しいことをやりたがらない、前例主義で無事過ぎてくれればと思ってしまう。これを何年かでもやっていただくような人を選出して、地域の子どもの育てていくことが必要かと思えます。

今まで、学校教育と社会教育がなかなか協力できなかったのは、そのシステムがなかった、そのことを一緒にやる窓口がなかったように思います。学校の中でも地域の中でもいいですが、ぜひコーディネーターをつくっていただき、スムーズに交流できるようにしていただきたい。先生方も積極的に子どもたちを、地域の行事に参加するよう促していただきたいと思えます。

本市において、子どもたちを対象にした各種講座やイベント等、たくさんの企画がされていますが、なかなか子どもたちを集めることに苦労いたします。総合的な学習という捉え方の中で、保護者も子どもの背中を押してほしいものです。

地域の力で、総合的な学習削減により、学校が取り組みなくなってきた課題を肩代わりする方ができないでしょうか。学校と家庭と地域の関わり、そして地域指導者の育成について、お伺いいたします。

次に、地域には定年退職された方や外国に住んでいた方、あるいは外国の方など、非常に経験豊富な人がいます。そういう方々に学校に来ていただいて、授業を手伝っていただく。所定の講習、資格等があると思いますが、授業をサポートする運動クラブへのサポート、文化クラブへのサポートなど、教育サポーター制度について、お伺いいたします。

次に学校の現場でも評価をしていくと聞きますが、学校の状況や教育内容について、十分、情報を開示していただいて、学校運営を行ってほしいと思えます。そんな中で、学校関係者評価で見えてくるものはなんでしょうか。

次に中学校入学直後、環境や学習の変化に馴染めないことを中一ギャップといいますが、中一ギャップの対策として、小中一環教育がいわれるようになってきました。中学校の先生が小学校で授業をする。こういう取り組みも必要ではないでしょうか。特に英語や理科、数学、中学校に比べて躓きやすい教科において行うことが重要かと思えます。

小学校では、教師が個々の授業に対してフレンドリーに対応しますが、中学校では教科担任制のため、生徒と接する時間が少なくなり、そのため疎外感を感じたりするようであります。また学力不振や不登校にも陥りやすいと聞きます。そこで、同一校区内において、小学校の先

生と中学校の先生の交流について、お伺いします。

次に中学校の武道必修化について、お伺いいたします。

新学習指導要領によりますと、中学校は平成24年度から武道、剣道、柔道、相撲の完全実施を求めています。日本固有の伝統文化であり、武道に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習します。武道は単に勝敗を目指すだけでなく、技能の習得を通して礼を身につけるなど、人間として望ましい自己形成をすることだと思えます。

5千円のモデルになった新渡戸稲造博士は武士道を表し、日本人の精神的な支えとして武士道を外国に紹介し、オリジナル版を英語で発表いたしました。それに感銘を受けた人々がアメリカにもたくさんいて、最近ではトム・クルーズ主演の「ラストサムライ」などがそうであります。

この10月には、本市において黒澤明生誕100年祭をいたしますが、黒澤監督も武士道を十分意識されて、映画をつくられたことと思えます。

サッカーワールドカップ、フランス大会において、3試合、全試合とも負けるわけですが、その応援団が試合の終わったあと、きれいにゴミを片付けたことが地元の新聞に大きく載りました。たとえ負けようと決して腐らず、怒らず、精神の崇高さは日本人が世界に誇れるものであり、世界から尊敬されるものと思えます。

また、阪神・淡路大震災の折にも配給の際には、きれいに並んで物を受け取る、外国の人にはなかなか理解されないようであります。敵に塩を送る、上杉謙信が武田信玄に塩を送ったといわれますが、これも人の苦難に付け入るような姑息な手段で勝ちたくないという意味でありますし、ライバルである相手の窮状に付け込まない。むしろ相手を尊重して、互いに切磋琢磨して自己を高めることだと思えます。

本市において、設備の整っている学校はどのくらいあるでしょうか。用具はまた、どうでしょうか。指導は、先生が行うのでしょうか。地域の指導者にお願いするのでしょうか。合気道や空手道も認定されているようですが、本市で導入する考えはありますか。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

2番、中山宏樹議員のご質問にお答えをします。

新学習指導要領について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新学習指導要領の実施による影響についてであります。

新学習指導要領は、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から完全実施となります。学習指導要領の改訂により、週当たりの授業時数は、小学校では学年によりますけれども、1ないし2時間、6年間で278時間、増加をいたします。中学校では一律1時間、3年間で105時間、増加することになります。

一方、市が推進する原っぱ教育は、総合学習や特別授業に限らず実施するものでございます。原っぱ教育は国が示している、これからの子どもたちに身に付けさせたい力と、まさに合致する取り組みですので、新学習指導要領の規定を受けながらも、その独自性が認められる領域において、着実に実践していきたいと考えております。

次に、学校と家庭と地域の関わりと地域指導者の育成についてであります。

原っぱ教育の理念に、地域全体で取り組む教育の推進が謳われ、地域全体で子どもたちを育む環境づくりに取り組むことの重要性が強調されています。

地域において、日ごろからご指導くださる身近な方々が、子どもたちにとっては先生でもあります。地域には、まだまだ有能な指導者がおります。今以上に掘り起こして、幅広く活用させていただき、学校・家庭・地域が一体となった効果的な教育の推進に取り組んでいきたいと思っております。

次に、教育サポーターによる授業のサポートについてであります。

市内の小中学校では、すでに地域の有能な人材を活用した授業を実践しており、児童生徒が本物に触れることによって、学習意欲を喚起するなど大きな成果を上げています。具体的には、小学校理科の地層における有識者による臨地学習、国語の書写学習における専門家による毛筆指導、音楽の合唱や和太鼓の学習における熟達者からの指導、その他、中学校の部活動において、それぞれの専門家に指導をいただいております。

現在、学校ごとに地域人材活用リストを作成しておりますが、これからは、市内広域で各学校がそれぞれの目的に沿った人材を活用できるよう、検討していきたいと思っております。

次に、学校関係者評価についてであります。

北杜市においては、現在、半数以上の小中学校が学校関係者評価を実施しております。学校の教育活動や学校運営の状況を、保護者、地域住民、学校評議員等が評価することにより、当事者だけでは気づかないことが見えてくる利点を感じております。

次に、同一校区内での先生の交流についてであります。

小中学校の教職員の交流に関しましては、相互の授業参観、小中連携協議会の開催、中学校教員による小学校への出前授業の実施などを、積極的に行っているところであります。これらにより、いわゆる中1ギャップといわれる、不登校の防止などに寄与しているものと考えておりますので、これからも一層推進してまいりたいと思っております。

次に、武道の必修化についてであります。

新学習指導要領では、中学校保健体育において、武道を必修とすることとしておりますが、柔道、剣道、相撲の中から選択して履修するところ、市内のすべての中学校では、柔道を選択しております。

現在、各中学校とも柔道畳や柔道着などの設備・用具の整備を進めております。また、体育教員が指導者として対応することになるため、山梨県教育委員会では指導の充実のため、武道の指導経験の浅い体育教員を対象とした、基本的技能習得や段位取得のための講習会を開催しております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

それでは、再質問させていただきます。

10年足らずで、また学力重視という選択をされたかと思いますが、ゆとり教育のどこに問

題があったか。また、詰め込み教育に戻ることがないのか、その点、1つ、お願いいたします。
それからPTAや保護者に、この学習指導要領の周知の必要があるんじゃないかと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

中山宏樹議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、ゆとり教育の問題ということですが、ゆとり教育といたしまして、それと詰め込みに、また戻らないかということなんです。当然、ゆとり教育というか、現在のものになった折には、すべてのものをもう少し余裕を持たせれば、子どもたちも余裕を持って、深く勉強ができるという形の中で進めていたと思います。しかしながら、世界的というか、ほかの他国のほうを見た場合に、学力が落ちているということが叫ばれた中で、見直しということでございますので、若干ではありますけれども、当然、先ほど言いました授業時間が増えるということから、多少の学校での教育が充実するということですので、詰め込みにはならないのではないかと考えてございます。

次にPTA保護者への周知ということでございますけれども、マスコミ等、また新聞等でも話題に挙げられておりますので、特に教育委員会として、保護者の皆さまを集めてということも考えておりますけれども、学校等を通じてPTA等の会議で、機会があれば、そういったこともしていく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

新学習指導要領ですが、やはり保護者には周知をしていただいて、こういうふうになるところを、ぜひプリントでもいいですから、周知していただきたい。マスコミとか新聞ということでなく、確実にわたる方法として、PTAを通じて周知していただきたいと、そのように思います。

それから学校教育と社会教育のコラボレーションですけども、これは非常にいいことだと、みんなが言います。であります。先日の23日にグリーン北杜、北杜市地球温暖化対策、クリーンエネルギー推進協議会が主催する、親子植林とマイハシ作りのイベントがあったわけですが、その参加者は26人でございました。北杜市全小学生にチラシを配っていただきました。たぶん2,500人ぐらいいるかと思いますが、ということは1%ぐらいしか参加していただけないということです。

やはり、もうちょっと先生が説明なりをしていただいて、これはこういう目的でやるとか、そういう説明をしていただかないと、ただチラシを配っただけでは、子どもはなかなか参加しない。グリーン北杜の役員さんが必死に集めて、やっと50人、どうにか集まって、先日、開催いたしました。

ちょっと提案なんですけども、教育委員会の主催する、共催とか、講演がついていますが、その事業にポイント制を付けていただいて、それに参加したら子どもが何ポイントいただくと。

それを学期末とか学年末で表彰してはどうかと思いますが、どうでしょうか。また、そういうイベントばかりではなくて、ゴミ拾いとかボランティア活動、地域の行事、そういうものも対象にして、子どもに参加していただきたいと思います。

また、そういう情報を先生方に共有していただいて、何も参加しない子どもには、やっぱり、ちょっと注意といいますか、今度、こういうのがあるから行ったらどうだと、そのくらいのことを言っていたかないと、なかなか子どもは参加しないと、そのように思います。そこまでちょっと、ご答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

学校教育と生涯学習とのコラボレーションということで、非常に重要なことだと思います。先ほどの答弁にもありましたけども、地域の方々につきましては、特に、講師というのではなく、地域の方そのものが、ある意味ですべてが先生であるというふうに考えておりますので、生涯学習活動の中で小中学校の生徒さんにも、ときとして講師となっていただくということについては、積極的に進めていきたいというふうに考えております。

また、教育委員会が主催する、いろいろな講座等々にポイント制を設けて、できるだけ小中学校の生徒にも参加してもらおうというようなことをして、表彰等をしたらどうかということですが、現場とも話はするわけですが、今でも、例えば図書をたくさん読んだ人を何ポイントというふうなことで、本をたくさん読んだ人は、誰々さんがたくさん読みましたということで学校の中で発表して、励みにしているという事例もありますので、ポイント制の導入については、ちょっと考える余地はあると思いますが、参考にさせていただきたいと思います。

また、地域活動へ小中学生等の生徒がだんだん足が遠くなってしまって、参加がしづらいとか、していないという状況もたしかにあるのかもしれない。そこにつきましては、父兄の皆さまの、親御さんについても後押しをして、こういうことがあるから地域のものに参加したらという、いわゆるPRというか、たしかに学校を通じて、また親を通じて、こういう活動が地域であるから、積極的に出るようにということをしていく必要があるのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

質問は再々質問までですので、これで質問を打ち切ります。

これで2番議員、中山宏樹君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、10番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

通告に従いまして、一般質問をいたします。

地域委員会の活動と市政の推進について、伺います。

まず本9月議会は通称、決算議会ともいわれまして、9月7日の開会日当初、冒頭にも決算認定について、監査委員からも意見を伺いました。そこで、この地域委員会は各地域の歴史と特色を生かすために設置されております。市制も6年目を迎えました。本年4月からは行政組

織を再編し、統合支所の簡略化、4課体制から2課体制、また教育センター、上下水道センター化、2地域が統合ということで、4センターの統合も進みました。

まず、平成19年3月に公布されました第1次総合計画ですね、北杜市のマスタープラン、これの新しいまちづくりも後半にかかっております。今後は、さらに市の統一した政策をより明確にして、さらに推進していく時期ではとの意見を市民からも伺います。

そこで、地域を超えた事業の充実が重要かと考えます。何より6年目を迎え、地域委員会の提案される事業の成果と課題を総括的に、以下4点について伺います。

1点目としまして、地域委員会の活動状況は、これは6年間ということになりますけども、よろしくお願ひいたします。

2点目としまして、地域委員会への予算計上の考え方は、これはもちろん、条例上、予算の使途案を市長に答申するものでありまして、使途についてはその他、市長との協議事項を含めて6項目が対象であります。

当初より、各地域委員会ごとの総予算が2千万円弱ですけども、1,800万円、また1,500万円と、総額の枠が示されております。そこで使途の項目ごと、また特色ごとの枠といひますか、指示といひますか、そういったものがこの6年間で示されておるか、伺います。

また3点目としまして、ふるさと祭り等のイベントの見直しは、これについては、昨年度、高根・長坂地域で、ふるさと祭り、またオオムラサキ祭りが合併し、名称は北杜ふるさと祭りということで、第1回目は実施したという中で、特にお盆の期間中に開催されますふるさと祭り、帰省客を含めた地域に根ざしたふるさと祭りと、また大きくホースショー、観光を併用したといひますか、振興のためにも大きく捉えられていると思ひますが、そういったイベントについても仕分けと、また考え方を含めてお聞ひします。

4点目としまして、以上3点の市の考え方から、地域委員会を設置した重要な視点でありまして、本来、地域独自の事業をさらに推進する取り組みについて、伺います。

以上4点、伺います。よろしくご答弁のほど、お願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋新議員のご質問にお答ひいたします。

地域委員会の活動と市制の推進について、いくつかご質問をいただいております。

地域委員会の活動状況についてであります。

地域委員会は市民と市が協働して、よりよい地域づくりを行うため、8地域に設置され、活動しております。具体的には、市長が諮問する事項について、審議・答申すること。市の処理する事務について、市長に意見を述べること。合併に伴い市民の声が行政に届きにくくなり、地域の個性や特色がなくなってしまうことを払拭するため、地域の実情をふまえ、地域の特色ある事業を提案することなどあります。

各地域委員会によって開催回数は異なりますが、年3回から6回の委員会協議のほか年4回の市政報告会に参加し市政の状況を確認し、地域の声を行政に反映する活動を行っております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

10番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

地域委員会の活動と市制の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域委員会への予算計上の考え方についてであります。

地域委員会予算は、各年度予算の範囲内で、各地域に均等割、人口割、面積割により配分しております。合併後、毎年予算額及び配分率の検討を行っておりますが、今後においても用途提案事業による事業内容を精査した中で、各地域における人口割・面積割を考慮し、平等性のある予算の配分に努めてまいります。

次に、イベントの見直しについてであります。

地域イベントの開催においては、高根・長坂における合同開催が先行事例として、その成果を挙げているところですが、合併後5年を経過し、現在も地域委員会予算用途提案事業の半分をイベント費用が占めていることから、いくつかの地域委員会において検討委員会を設置するなど、その見直しに取り組んでいるところであります。

継続して類似するイベントを統合する検討を重ねる中で、地域性を持たせた効果的で魅力ある地域イベントづくりに取り組んでいただきたいと思います。

次に、地域独自の事業についてであります。

地域委員会予算用途提案事業により、地域の特色を生かした自主性に富むイベント事業、伝統文化の伝承事業、環境保全事業、まちづくり活動支援事業、人材育成支援事業、自治会活動支援事業など、さまざまな事業を実施しています。

事業の中には、子育てや福祉ボランティア、環境保全など、地域の実情により、それぞれ旧町村からのサービスを継続されているものも数多く、市の実施する事業を補完する目的のものもあります。したがって、今後は各地域委員会の代表者で構成されております地域委員会連絡協議会の中で情報・意見交換を行いながら、積極的に事業の見直しを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

再質問いたします。

その前に、許されております4点ありますが、1点ずつ再質問までということで、お願いいたします。

最初に予算計上の考え方について、再質問をいたします。

先ほど、総務部長からも答弁がありましたが、大枠も、また内容もよく精査し、今後も検討していくと。ただし、おおむね、今までの内容が計上されてきたということなのですが、少し、細かく詳細になりますけども、伺いたいと思います。

1点目としまして、使途の中のボランティア活動支援事業として授受されております高齢者に対する給食サービスですね。これは明野、大泉、小淵沢、白州、武川地域において、それぞれの地域で対象者や回数の基準を設けて、実施されております。21年度実績で、大泉地域の総額が101万円、明野・小淵沢等の40万円、事業の内容と金額に大きな差がありますが、しかし、本市で言えば、同等のサービスとして、80歳以上の一人暮らしの方に年4回のお楽しみ給食を提供しております。21年度の決算でいうところの、約160万円程度ですけども、全市ですが、各地域における給食サービスは当局の、これは決算の認定の席での説明ですけども、旧町村独自で行っていた給食サービスを、合併して、その中で低下、またはそういったものを防ぐためにも、補完をする意味、要するに回数が減ったといったようなことの中で、地域委員会の中でできるサービスをしているという見解でした。

しかし、同種のサービスを本庁の福祉課、これは80歳以上の一人暮らしと説明を伺っています。要支援者を対象にしていると。ただし、同じ内容の同種のサービスを、この福祉課と支所の地域市民課が実施しており、また地域市民課の予算は、サービスを実施していない地域、これは提案ですから、みずからといえばそうですが、ただ横を見た場合、格差を市民からも指摘されております。

そこで本市において、高齢化が進み、独居老人や高齢者のみの世帯も増加しております。今後は全市において、同種のサービスを統一した基準のもとに、安否確認や回数も増やして、住民の安全と安心の確保のためにも、市として予算化、より充実していく必要があると考えますが、見解を伺います。

予算計上について、2点目としまして、冬季の降雪時の除雪の件ですが、いくつかの地域では通学路や高齢者世帯の、集落内の除雪作業を地元の消防団や団体に委託して実施されております。地域委員会の中の予算ということです。本市では道路河川課において、給食サービス同様、除雪に関しましても10センチ以上の積雪があった場合、幹線道路を中心に除雪作業を実施しております。各総合支所においては、地元の土木業者の協力を得ながら対応しております。

この地域委員会の要望、また提案とはいえ、これも他の地域からすると少し差がある、また必要性があるというようなこともあるんじゃないでしょうか。この通学路や集落内の除雪について、今後もまた必要も十分考えられると思います。こういったことで、各地域ごとで、道路状況とか違いがあるかと思いますが、こういったことも精査の上、必要な事業は付け加えて、本市の担当課で予算化ができないか、見解を伺います。

以上、2点目の予算計上の考え方について、再質問いたします。

○議長（秋山俊和君）

もし再質問するんでしたら、4点まで聞いてください。

○10番議員（中嶋新君）

分かりました。

再質問ということで、何点が追加でさせていただきます。

イベントの見直しの件について、伺います。

先ほど総務部長からもお話があったように、地域委員会の総予算の約半額以上というようなことで、イベントが実施されているということですが、また全市に目を向けますと、本年度において、明野・武川地域で例年どおり、単独で開催されていましたが、大泉地域においては、例年、春に開催していた大泉のふるさと祭りを改めて第1回と銘打って、お盆の8月15日に

開催しております。それぞれ旧村の、その地域のふるさとまつり、お盆中の祭りですけども、そういったことも観点で、当然、各地域委員会の予算の計上にあたって、委員会の皆さんが非常に苦労されて、イベントとか変更とか検討をされているのは、重々承知しております。こういった、ふるさと祭りについて、もう一度、答弁をお願いしたいと思います。

特にホースショーを例にとると、地域委員会の予算が約900数十万円ということだと思います。観光振興ということで、観光からも700万円余の、それが総額になって、ああいったイベントになっております。そういったことの仕分けの考え方、非常に充実していると聞いております。観光課の課長さんからも、入り込み客が、ホースショーは1万4千人ほどあるということですから。非常に重要なことで、大事だと思います。そういったことも、地域委員会の予算を今、申しあげましたけども、900万円ほど使っていると、小淵沢の中ですけども。そういったことも含めた中で、もう一度、細かいことになりますけども、ご答弁いただきたいと思ます。

それから4点目ですけども、地域独自の事業を推進する取り組みということで、さらに総務部長からも答弁がありましたように、具体的に取り組んでいくと。また、積極的に見直しも含めて、検討すると。連絡協議会ですね、代表者が集まる、そういった席でもお話をしていることですが、これも具体例になりますけども、資料をもとに申し上げますけども、もちろん、先ほどもありましたが、補助金ですね、交付の基準が、これは自治会の活動費という中で申し上げますけども、基本的に大泉・武川地域では均等割が70%、世帯割が30%という枠の中で実施、許可と、交付されるようです。また、高根地域では地域づくり事業の中でも、地域環境づくり事業と自治会活動事業等を分離して、補助率も環境美化には均等割が50%、人員割25%、経費25%と定めております。要するに、事業経費の割合が高い自治会活動には、均等割、また人員割、また事業経費の40%等々、補助交付の基準を細分化しております。先ほども予算計上の中でも、大枠の中でお聞きしましたけども、こういった各項目ですね。使途の中の、予算の交付の基準なんかと、もちろん報告を受けて、補助金を支出しているということですけども、検討はされているのか。また、していくべきという考えですかということで、お聞きします。

以上3点、再質問させていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

それでは、中嶋新議員の再質問にお答えいたします。

まず予算計上の考え方でございますけども、地域委員会の予算につきましては、地域委員会が設立された経過がございます。各地域の特色ある、8町の特色を伸ばしていく、特色のあることは特色を付けていく。それから全体として、輪を持つべきものは輪を持つというような考え方の中で生まれてきたというふうに考えております。

そういう中で、1つの例として、お楽しみ給食サービスがあったわけですけども、福祉部のほうでは主として、市内全体に、80歳以上の一人暮らしの老人を対象に、年4回は社会福祉協議会に委託して実施しております。しかしながら、旧町村の中で、それらの配食サービス、各地域ごとにもうちょっと回数を増やしてやっていたところがあるということで、使途提案事

業の中に取り組む中で、それぞれの地域がそれぞれのやり方で、配食の回数を決めていくということなので、それは地域の特色ということですし、なおかつ地域委員会の予算を使って、配食サービスをしているところにつきましては、地域のボランティアさん、それぞれ町全体ということではなくて、各地区、いわゆる区みたいなどころですね、自治会とか、そのくらいの小さい単位でやっているところもあると思います。

いろんなやり方で、地域の高齢者の方々についてサポートしているというふうな事業だと承知しておりますので、それを1つの市の統一の中に組み入れてしまうというのは、今後の課題として、よく担当関係部局と相談しながら、また考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、2つ目の降雪時の除雪のところも、市で直接、除雪するところと各地域で、それぞれの地域の特色によって、除雪費が地域委員会の予算の中から出ているところがあるということでございますけども、降雪時には市は、市の幹線道路を決めてございまして、幹線道路と農道だと思っておりますけども、主要な幹線道路と農道ということで、市全体の中を見たときに、市民の生活にとって、どうしてもそこは除雪して、交通を確保しなければいけないというようなところについては、市の予算で、市内全体で一斉といいますか、10センチメートル以上、降ったら除雪するというような対応をしております。

しかしながら、一方では、これだけ広い地域でございますので、同じ、例えば須玉にしても、このへんで若神子等の地域と増富のほうの地域とは、だいぶ気候状況も道路状況も違うということをとってみましても、それぞれの地域において、それだけでは済まない、危険箇所とか、それからまったく近隣社会の交通を確保するような、除雪作業というところに補助金といいますか、そういった予算を使って、地域の事情に合わせて、きめ細かな除雪作業をしているというふうに考えておりますので、そのへんにつきましても、ぜひご理解をお願いしたいなと考えております。

それからイベントの関係でございますけども、イベントにつきましては、ご指摘のように、地域委員会の予算のおおむね半分ぐらいを、今までも費やして、イベントをしているということで、それらのイベントと同じようなイベントについては、いくつか統合できないかというようなことが課題になっておりますけども、いくつかのイベントがそれぞれ地域の思いといいますか、例えば白州にしてみれば名水、武川にしてみればこめこめというような格好で思い入れがあったり、小淵沢にしてみれば馬とか、それから明野のほうにしてみれば夏祭り等をやっているという。それから須玉では甲斐源氏祭りですか、みんなそれぞれ地域の特色といいますか、そういったものを地域の人たちの心の拠りどころというか、そういうものでつくり上げてきたという経過がございますので、そういう経過をふまえる中で、地域委員会、連絡協議会でもお願いしていますように、少しずつ、そういう共通点を認め合いながら、なるべくイベントについては、合同開催とか、そういったものについて、検討をお願いしているというような状況でございます。

それから最後に、地域独自の補助金の関係の事業ということになりますけども、それぞれの地域の自治会活動といいますか、公民館活動といいますか、そういった行政区がしている活動について、いろんな形で、それぞれの地域委員会が工夫といいますか、基準を設けて補助金を出したり、支援をしたりということをやっているのが今の現状でございます。

ご指摘のように、それぞれの地域でいろんな工夫をして、補助金の算出といいますか、そういったことを考えていただいているわけですけれども、そういったものにつきましても、地域

委員会の活動と、それから予算の基本的な考え方として、地域の特色というふうに言っておりますので、その地域の中で、皆さんが納得のいく形で事業を行っているというように承知しておりまして、今後は同じような事業については、同じような支援ができるようにということについては、基準といえますか、そういったことについて、提案をしていきたいと思っております。ただし、いずれにしましても、そういった支援をした事業につきましては、補助の申請だとか、それから実績報告だとか、そういったことについては、継続してやられておりますが、なお一層、同じような形で報告していただくというような形で、そういうことについては統一を図ったりしながら、明確な格好で事業がなされるように指導していきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、基本的には総務部長が答えたとおりだと思いますけども、地域委員会は合併した北杜市にとりまして、大変、大きな特色として位置づけられた委員会だと思います。聞きようによっては、地方分権や地域主権の時代の先取りをしたような委員会の位置づけだと思います。ある面では、合併協の皆さんが大変、知恵を出した地域委員会だと思っています。そういう中で、先ほど来、答弁をしているとおり、歴史だとか、特色を生かして新しい北杜市をつくらうと、こんな感じだったと思います。

ちょっと余談になりますけども、今、NHKの大河ドラマで「坂の上の雲」、「龍馬伝」をやっていますけども、司馬遼太郎の「坂の上の雲」なんかを見ていると、言ってみれば和魂洋才の哲学を感じます。和とは日本で、魂（コン）はたましい。日本人の魂を大切にしながら、西洋の才を学ぼうというようなところが、開国のときの司馬遼太郎の「坂の上の雲」、今の坂本龍馬伝の中に、私なりに表れているような気がします。

ある面では、温故知新というような言葉もありますけども、まさに合併した北杜市もそういった過去の伝統だとか、和魂という意味からすれば、大和魂ということではなくて、そういう過去の伝統やら特色を生かしながら、新しい北杜市を築いていこうというのが、聞きようによっては、地域委員会の大きな役割であったと思います。どうしても、この伝統ある、大切にしなければならないのが、合併した大きな器の中で、忘れられないようにというような思いもあると思いますし、市の実施する事業を地域委員会が熟知している中で補完していこうとか、私が解説するまでもなく、いろいろな役割があって、使命があったと思います。それを果たしてきたと思います。

そういう中であって、そうはいっても、今の議論の中で、サービスだとか政策だとかということは、やっぱり等しく合併した北杜市民として、統一していかなければならないではないかと。特にイベントとか、そういう特色のあるものは、また違う形が考えられるかもしれませんが、ある面では、合併して6年経ってくるわけですから、地域委員会の役割を含めて、あるいは市内の、その地域委員会が推進してきた事業を含めて、見直しをしなければならない時期が見えてたり、これからもっと出てくるのかもしれない。

中嶋議員が指摘したようなことを頭に置きながら、いろいろ考えていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

では、再々質問をさせていただきます。

市長からも今、答弁がありましたように、地域を大切にすること、6年間、地域委員会を見てきているということでありました。特に私も昨年、第1回の北杜ふるさと祭りの実行委員会の一員ということで立ち会いましたが、その席でも終日、市長が立会い、見守り、多くの市民とも交流しながら、その姿が思い出に残っておりますが、1つ、地域委員会設置条例ですね、これは私ども6年前といいますが、条例制定のときにも議論をしましたが、1つ伺いたいのは、先ほども市長から地域の審議会というか、地域を生かすためにもということのお話がありましたが、合併推進法といいますが、平成12年から始まっている合併した自治体については、地域審議会等も設置を許されるといいますが、そういった方法だと思いますが、先ほども、これはちょっと資料で、冒頭、話をしましたけども、市長からもお話がありましたが、監査委員会の指摘の中で、合併から6年を経て、地域委員会の当初の役割は果たされており、存続の必要性はないものとする。今後は地域委員会の解消に向け、検討を進められたいと、こういったことが市に意見として出されているのを聞きながら、そこまで監査委員から突っ込んでお話があると、議会の立場としましても、一言。隣接の甲斐市、また南アルプス市の例をとれば、設置には期間を定めていますね。2条で。基本的には、合併時から10年という形の中で条例化しています。その点について、るる代表質問から始まった財政改革から始まり、ちょうど今、5年目を迎え、平成23年の冒頭から後期のそういった財政改革ですね、そういった交付といいますが、形になっていくと思えます。そういった点から、今の答弁で、いつこの設置条例をどのように、内容が重要なんですけども、そういったことも含めた見解であるか、もう一度、確認のためによろしく願います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

監査委員さんから地域委員会のあり方について、ご指摘されたことはありがたく聞いています。私が言うまでもなく、財政会計監査だけでなく、行政監査も含めてというふうに、監査委員の役割の間口が広がっています。そういう意味からすれば、そういった考え方もありがたく聞いて、そして合併して6年目の北杜市であります。これから地域委員会の問題も含めて、先ほど来、議論していた問題を頭のど真ん中に置きながら、位置づけていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで10番議員、中嶋新君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月28日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時40分

平成 2 2 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 8 日

平成22年第3回北杜市議会定例会（4日目）

平成22年9月28日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 認定第1号 平成21年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第2 認定第2号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第3 認定第3号 平成21年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第4 認定第4号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第5 認定第5号 平成21年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第6 認定第6号 平成21年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第7 認定第7号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第8 認定第8号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第9 認定第9号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第10 認定第10号 平成21年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第11号 平成21年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第12号 平成21年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第13号 平成21年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第14号 平成21年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第15号 平成21年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第16号 平成21年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第17号 平成21年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第18号 平成21年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第19号 平成21年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第20号 平成21年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第21号 平成21年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第22号 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第23 認定第23号 平成21年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第24 議案第71号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第72号 北杜市体育施設条例等の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第73号 北杜市大泉屋内スポーツ施設条例等の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第74号 北杜市郷土資料館条例及び北杜市埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第70号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第75号 平成22年度北杜市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第30 議案第76号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第31 議案第77号 平成22年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第32 議案第78号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第33 議案第79号 平成22年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第34 議案第80号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第35 議案第81号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第36 議案第86号 平成22年度北杜市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第37 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第38 議員派遣の件
- 日程第39 閉会中の継続審査の件
- 追加日程第1 議会改革特別委員会の設置を求める動議

2.出席議員 (22人)

1番 小須田 稔	2番 中山 宏樹
3番 相吉 正一	4番 清水 進
5番 野中真理子	6番 篠原 眞清
7番 風間 利子	8番 坂本 静
9番 小林 忠雄	10番 中嶋 新
11番 保坂多枝子	12番 利根川 昇
13番 千野 秀一	14番 小尾 直知
15番 渡邊 英子	16番 内田 俊彦
17番 坂本 治年	18番 秋山 九一
19番 中村 隆一	20番 清水 壽昌
21番 秋山 俊和	22番 渡邊 陽一

3.欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26人)

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	進藤芳彦	企画部長	清水克己
市民部長	比奈田善彦	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	堀内誠	産業観光部長	名取重幹
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	山田栄明	教育次長(図書館担当)	老松正樹
会計管理者	坂本正輝	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	堀内健二	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	浅川明男	長坂総合支所長	輿石君夫
大泉総合支所長	浅川正己	小淵沢総合支所長	坂本敏二
白州総合支所長	伏見常雄	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本吉彦	総務課長	菊原忍
企画課長	大芝正和	財政課長	秋元達也

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	伊藤精二
議会書記	上村法広
”	小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに市長から本定例会に追加する議案として、議案1件が提出されました。

次に、9月14日に中部横断自動車道経済懇談会総会が長野県佐久穂町で開催され、私が出席いたしました。

次に、閉会中に開催された峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会 中嶋新議員、報告をお願いいたします。

○10番議員（中嶋新君）

峡北地域広域水道企業団の議会報告をさせていただきます。

平成22年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会が9月3日、金曜日、午前10時より企業団事務所議場において、開催されました。

出席議員は中山宏樹議員、清水進議員、小林忠雄議員、千野秀一議員、小尾直知識議員、坂本治年議員、そして私の7人でした。

今回の定例会に提出された議案は条例案件2件、認定案件1件、報告案件1件の計4件であります。

議案の内容について、説明いたします。

まず、条例案件についてであります。

議案第5号 峡北地域広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、労働基準法の一部改正に鑑み、法定割増、賃金率の改定、ならびにその代替措置としての代替休暇制度の創設等について、制度化するための条例の一部改正であります。

続いて議案第6号 峡北地域広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に鑑み、短時間勤務制度などを制度化するための条例の一部改正であります。

次に認定第1号 平成21年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計決算についてですが、平成21年度の水道事業収益の決算額は11億189万3,587円であり、給水収益である営業収益の10億7,319万7,530円が、その主なものであります。

なお、年間総供給量は739万8,689立方メートルとなり、そのうち北杜市へは年間409万6,196立方メートルを供給し、給水料金は6億8,026万8,750円となりました。

また、北杜市の基本水量に対する使用率は約63.2%であり、昨年度と比較いたしますと、総供給量で8万1,159立方メートル、使用率で2.0%の増加となりました。

一方、水道事業費用は決算額8億945万6,343円であり、その主なものは営業費用の6億6,511万8,520円です。これらの状況から、平成21年度の損益計算による当年度未処分利益剰余金は2億8,880万1,124円となり、この剰余金の処分につき

ましては、減債積立金及び建設改良積立金として、次年度以降の企業債償還金及び建設改良費に充当するものであります。

次に資本的収支につきましては、収入が6,714万5千円であり、これは企業債償還分の出資金であります。支出は4億3,820万6,632円であります。資本的支出の内容につきましては大門浄水場中央監視装置監視機能更新工事、大門浄水場ろ過池制御装置更新工事、大門系増圧ポンプ施設TM/TC監視装置更新工事などの建設改良事業費である1億4,350万3,500円及び、高利率の企業債についての繰上償還を行ったことによる民間等資金の償還分を含めた企業債償還金2億9,470万3,132円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、減債積立金及び建設改良積立金、ならびに当年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

次に報告第1号 平成21年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化の審査についてですが、これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告するものでありますが、平成21年度決算に基づく資金不足比率につきましては、流動負債に対して流動資産が大きいことから資金不足は生じないため、経営状態は良好な状態である旨、報告されました。

以上4議案について、いずれも原案のとおり可決・認定されました。

以上で、峡北地域広域水道企業団議会の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

大変、ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

日程に入る前に、清水監査委員事務局長から発言の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

清水監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（清水春昭君）

一言お詫びをさせていただきます。

今議会に提出いたしました決算書に添付されています意見書でございますが、平成21年度決算審査の結び、21番の記述が本来でありますと「総合支所の宿直の廃止などをふまえ」とするところを誤って、「総合支所の宿直の廃止に伴い」と記述してしまいました。誠に申し訳ございませんでした。

今後、このようなことがないように細心の注意を払い、事務処理をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（秋山俊和君）

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 認定第1号 平成21年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第23 認定第23号 平成21年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの23案件を一括議題といたします。

本件につきましては決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員会委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

決算特別委員長、坂本静君。

坂本静君。

○決算特別委員長（坂本静君）

北杜市議会議長 秋山俊和様

決算特別委員会委員長 坂本静

北杜市議会決算特別委員会委員長報告

決算特別委員会は、去る9月7日の平成22年第3回北杜市議会定例会において付託された事件の審査を9月8日、10日、13日、15日、16日、17日、22日及び25日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された事件は、次のとおりです。

認定第1号 平成21年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 平成21年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 平成21年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 平成21年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第7号 平成21年度北杜市簡易保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第8号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第9号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第10号 平成21年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定

認定第11号 平成21年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定

認定第12号 平成21年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定

認定第13号 平成21年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第14号 平成21年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第15号 平成21年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第16号 平成21年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第17号 平成21年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第18号 平成21年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第19号 平成21年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第20号 平成21年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第21号 平成21年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第22号 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第23号 平成21年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

以上、23案件であります。

審査の結果

この審査過程においての、主な質疑と審査結果を申し上げます。

まず認定第1号 平成21年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「地域総合整備資金貸付金の融資対象となる事業はどのようなものか。現在の貸付件数は」との質疑に対し、「ふるさと財団の融資制度により、民間福祉施設などへ融資するもので、現在、介護老人保健施設である、フルールむかわ1件にのみ貸し付けている」との答弁がありました。

次に「市場化テストについて、現段階での状況は」との質疑に対し、「庁内プロジェクトチームもつくり調査・研究してきたが、導入自治体が全国で2カ所であり、課題も多いことから、当面、本市においては見送ることとなっている」との答弁がありました。

次に「山梨県地方税滞納整理推進機構による実績は」との質疑に対し、「91人、約2億4,700万円の滞納事案について、機構と共同しながら対処し、59人、8,400万円について解決した」との答弁がありました。

次に「性質別歳出物件費に関わる人件費は」との質疑に対し、「嘱託・臨時職員の賃金が6億5,893万6,218円であり、3月支給人員は379人である」との答弁がありました。

次に「防災防犯メールの加入者数は。配信内容は、気象台発表のものだけか。また、火災時等の利用は」との質疑に対し、「加入者数は808人。甲府地方気象台発表のほかに、地域課からの配信も行っている。また配信が地域限定できないため、火災時の配信については、現状考えていない」との答弁がありました。

次に「お産の場検討委員会の趣旨は。また、開催状況は」との質疑に対し、「市内にお産する場所がないため、今後、お産の場を確保するための検討を行うことが趣旨であり、昨年度1回、今年度4回の開催を予定している」との答弁がありました。

次に「子どもの医療費助成事業についての現状は」との質疑に対し、「昨年度から医療費助成対象が小学校3年生まで拡大された。確定ではないが、3,300万円くらい市の負担が増える」との答弁がありました。

次に「社協人件費補助は何人分か。また100歳祝金、敬老祝金の支給人数は」との質疑に対し、「社協専門員19人の人件費の80%を補助するものである。100歳祝金は11人、敬老祝金は77歳が589人、88歳が277人、100歳以上が28人である」との答弁がありました。

次に「住宅用太陽光発電システム設置補助の基準は」との質疑に対し、「1キロワット当たり2万5千円、最高限度額は20万円であり、市内に住所を有する税金完納者が対象である」との答弁がありました。

次に「農業教育研修助成の事業内容は」との質疑に対し、「北杜市担い手農業者育成条例に基づき、新規就農者を受け入れる市内の農家に助成するもので、6人の農業者育成を行った」との答弁がありました。

次に「昨年に比べ、有害鳥獣捕獲数が大幅に減った理由は」との質疑に対し、「県の計画により、管理捕獲を主に実施しているためである」との答弁がありました。

次に「花パークフィオーレ小淵沢の直営になってからの入場者数は」との質疑に対して、「平成20年の直営直下で5万1,396人、平成21年度が6万人である」との答弁がありました。

次に「滞納となっている住宅使用料の、徴収に向けての取り組みは」との質疑に対し、「悪質な滞納者については、退去も辞さない対応をしている。滞納分については、必ず徴収する方向で進めていく」との答弁がありました。

次に「腸内細菌検査の内容は」との質疑に対し、「自校方式も含め10施設、延べ90人の調理員・パート・職員・栄養士が2週間に一度行っている」との答弁がありました。

次に「スクールバス運行に関わる安全対策は」との質疑に対し、「道路上の安全確保については、道路管理者と協議し、さらなる安全対策を講じていきたい」との答弁がありました。

質疑終結後、反対があり、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第2号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「国民健康保険税の滞納世帯数は」との質疑に対し、「現年度分のみで、加入世帯数9,367世帯の15.37%、1,440世帯が滞納している」との答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく、認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第5号 平成21年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「介護保険料普通徴収の滞納理由は」との質疑に対し、「年金額が少ない、年金担保になっている場合などである」との答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく、認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第7号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「大泉・武川の他会計繰入金額が多い理由は」との質疑に対し、「下水道工事に伴う工事費分を繰り入れるもので、両地区で下水道工事が多くなっているため」との答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく、認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第8号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「一般会計繰入金のうち、基準内・基準外繰入の額はどれくらいか」との質疑に対し、「基準内が9億2,419万2千円、基準外が5億303万5千円である」との答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく、認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第23号 平成21年度北杜市病院事業特別会計決算の認定についてであります。

「福寿の里の通所りハビリの利用者数が前年度比減の理由は」との質疑に対し、「一時期、ノロウイルス感染により、入所・通所を控えたため」との答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく、認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第3号 平成21年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号 平成21年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第9号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第10号 平成21年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定、認定第11号 平成21年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第12号 平成21年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第13号 平成21年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第14号 平成21年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第15号 平成21年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第16号 平成21年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第17号 平成21年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第18号 平成21年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認

定第19号 平成21年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第20号 平成21年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第21号 平成21年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第22号 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定の17件につきましては、質疑はなく、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

なお、最初の部分で認定第7号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定で、「簡易水道」のところを「簡易保険」と申し上げてしまいましたので、簡易水道に訂正させていただきます。

○議長（秋山俊和君）

決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、認定第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

認定第1号 平成21年度北杜市一般会計歳入歳出決算書、これについて反対討論を行います。

反対の理由は、決算の認定は切実な市民要求が補正予算によって上積みされ、実施されているかどうかを判断していくものです。一昨年9月の米国発経済危機に日本経済は重要な影響を受け、労働者の派遣切り、雇用の破壊が進みました。ここ葦崎・北杜地域でも、製造業の求人はほとんどなくなるなど、働く環境は悪化しました。市民の生活を支援することは、自治体の使命です。こんな経済状況のとき、庁舎建設基金に4億円余を積み立てるのではなく、財政調整基金として積み立てておき、滞納世帯が増え続けている高い国保料の引き下げなどに活用すべきものと考えます。

第2は2款総務費、1目一般管理費についてです。

国民投票人名簿調整システム改修業務委託141万8,550円が支出されています。戦争放棄を謳った憲法第9条の改正手続き法である、国民投票法が今年5月18日施行しました。今から4年前、安倍首相は慎重審議を求める国民の大多数の声を一切無視し、衆議院における多数の力のみによって、改憲手続き法案の強行採決を行ったものです。この国民投票法は国民の意思を反映させずに、改憲できるからくりです。アメリカとともに、海外で戦争ができる国につくり変えようとの狙いがあります。

第3は4款衛生費、地域対策補償料です。

決算特別委員会での質疑の中で、補償料の件については、地元と協議しているとのことですが、これは評価できますが、今年も450万円が支払われています。国民の収入が減り、国民が貧しくなっている。貧富の格差が拡大をして、生活が困難になってきている市民が増えてい

ます。憲法第26条、義務教育費はこれを無償とすると、これを実現するために小中学校の給食費の無料化、子どもの医療費助成、現在、小学校3年生までですけれども、中学3年生まで拡大するなど、子育て支援に市民の税金を有効に使うべきと考え、以上を述べて反対討論といたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

認定第1号 平成21年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で発言いたします。

市の置かれています現状は厳しい財政状況にありまして、市税等の減収、これを新築家屋等による固定資産税の増加で補てんし、また、これに伴い前年度並みとなっております。自主財源の確保や滞納の徴収に努め、財政調整基金等の取り崩しも開始しております。行財政アクションプランによる人件費の縮減、市債の減少など、健全化に向けての努力が評価される決算であると考えております。

また、憲法改正国民投票法施行に伴う投票人の名簿調整システムの構築についてでございますが、平成21年度の決算で、国民投票人の名簿の調整システム改修事業に伴う委託費を歳出したことにつきまして、憲法改正国民投票法が平成19年5月14日に成立し、平成22年5月18日から施行されたことに伴い、総務省から憲法改正国民投票法施行に伴う投票人名簿調整システムの構築交付金が交付され、それに伴い国民投票人名簿調整システム改修業務委託費を計上し、資したものであります。

以上の理由によりまして、賛成いたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

認定第1号に反対の立場で討論をいたします。

市では長坂統合小学校の校舎建設、さらに高根地区でも小学校の統廃合が予定されております。そうした中で、21年度決算では学校建設等基金は430万円が減額され、現在2,273万円余しかありません。間近に迫った校舎建設等の備えが不足していることをもって、認定第1号には反対いたします。

○議長（秋山俊和君）

賛成討論はございますか。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

平成21年度北杜市一般会計特別会計について、賛成の立場で討論をいたします。

決算特別委員会の結論は、認定第1号 一般会計から認定第2号 浅尾原財産区会計までの23会計について認定いたしました。議員全員で構成された決算特別委員会の結論を尊重すべきであります。

平成21年度を総括的に振り返ってみますと、国の臨時対策交付金により一般会計は30億

円増加いたしましたして、総額で313億9,300万円となりました。これは国の提案型事業交付の獲得に尽力された賜物であると考えます。

なおかつ各種事業に積極的に取り組み、このことが地方交付税にも反映されたことは高く評価するものであります。基金の積み立ては110億円を超え、繰上償還にも積極的に取り組み、市債残高も913億円となりました。また毎年、財政調整基金を取り崩し、予算編成を行ってまいりましたが、21年度はこれを回避できたことは、財政健全化を一丁目一番地と位置づけた、日々努力されてきた結果であると考えられます。

平成21年度北杜市健全化判断比率を見ましても、実質公債費比率は20年度19.1%に比べ、18.5%のまだ高い数値ではありますが、繰上償還に努めたためと考えられます。その証しに将来負担比率は平成20年度167.3%、平成21年度は145.6%と確実に減少しております。

しかし、特別委員会での審議において補助金等に厳しい質疑が行われ、途中、説明に不明瞭な点もあり、決算認定ができないとの発言がありました。再度、監査会を開催いたし、誤りがないことを確認した経緯につきましては、今後の補助金のあり方について、苦言を呈するものでもあります。

私は日々、議員活動の中、休日出勤や夜10時過ぎまでも職員の皆さまが市民のために働く姿に感動し、感謝をいたします。行政・議会・市民が一体となって、よりよい北杜市となることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございませんか。

（なし）

これで、討論を終結します。

これから、認定第1号を採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第3号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第11号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第12号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第13号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第14号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第14号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第15号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第15号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第16号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第16号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第17号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第17号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第18号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第18号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第19号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第19号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第20号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第20号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第21号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第21号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第22号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第22号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第23号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第23号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第24 議案第71号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから日程第27 議案第74号 北杜市郷土資料館条例及び北杜市埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例についてまでの4件を一括議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託しておりますので、文教厚生常任委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

千野秀一君。

○文教厚生常任委員長（千野秀一君）

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告

文教厚生常任委員会は、9月7日の本会議において付託されました事件の審査を、9月17日に議員協議会室において、慎重に審査を行いましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

1. 付託された事件

議案第71号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第72号 北杜市体育施設条例等の一部を改正する条例について

議案第73号 北杜市大泉屋内スポーツ施設条例等の一部を改正する条例について

議案第74号 北杜市郷土資料館条例及び北杜市埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例について

以上、4件であります。

審査結果

審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第71号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、質疑、討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第72号 北杜市体育施設条例等の一部を改正する条例についてであります。

「照明料の新料金設定の根拠は」との質疑に対し、「基本料等は考慮せず、実際に1時間点灯した場合の金額を業者に算出させた」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第73号 北杜市大泉屋内スポーツ施設条例等の一部を改正する条例についてであります。

「施設管理を指定管理者に行わせることができるとした必要性は」との質疑に対し、「市長または指定管理者どちらでも管理できることを、明確に条文化しておくため」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第74号 北杜市郷土資料館条例及び北杜市埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例についてであります。

「明野・大泉の収蔵品はどうなるのか」との質疑に対し、「大泉の2階へ展示替えなどを行っていく」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これから、議案第71号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第72号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第73号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第74号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第28 議案第70号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

進藤総務部長。

○総務部長(進藤芳彦君)

それでは議案第70号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の制定について、ご説明いたします。

概要書をお開きいただきたいと思います。

はじめに、条例制定の趣旨であります。

過疎地域のうち、過疎地域自立促進特別措置法の執行期限が平成22年3月31日までと指定されていたため、須玉町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例、白州町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例及び、武川村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例について暫定施行し、固定資産税の免除を行ってきました。

平成22年4月1日に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、失効期限が平成28年3月31日まで延長されたことに伴い、暫定施行条例を廃止し、北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例を制定するものであります。

議案の2ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は、1条から5条までとなっております。

第1条では、趣旨を規定しております。

第2条につきましては、課税免除の要件。

3条につきましては、課税免除の申請について。

4条につきましては、課税免除の取り消しについてであります。

3ページをお開きください。

第5条につきましては、規則への委任について規定しております。

附則第1号において、施行期日は平成22年10月1日としております。

附則第2号において、須玉町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例、白州町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例、武川村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の廃止を規定しております。

また附則第3号において、経過措置として、施行日前までは廃止前の条例が適用されていることが規定されております。

以上、よろしくご審議いただき、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第70号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第29 議案第75号 平成22年度北杜市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

議案第75号 平成22年度北杜市一般会計補正予算（第3号）について、ご説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成22年度北杜市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,678万5千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ290億9,019万6千円とするものでございます。

繰越明許費の補正につきましては、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

地方債の補正につきましては、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

6ページをお願いしたいと思います。第2表 繰越明許費補正、追加でございます。

8款5項、事業名がまちづくり交付金事業、6億4,855万5千円を翌年度に繰り越しをするものでございます。小湊の巨摩跨線橋の架け替え工事費にかかるものでございます。

7ページをお願いいたします。第3表 地方債補正でございます。

合併特例事業債、補正前の限度額25億2,290万円を7,400万円増額補正しまして、補正後の限度額を25億9,690万円に変更をするものでございます。団体営土地改良事業3,630万円、道路整備事業2,080万円、県単土地改良事業に700万円、長坂統合小学校事業に990万円でございます。

過疎対策事業債、補正前の限度額1億920万円を8,570万円増額し、補正後の限度額を1億9,490万円に変更するものでございます。市道整備事業に4千万円、市民バス運行事業に3,880万円、デマンドバスに690万円でございます。

2ページにお戻りください。歳入でございます。

10款1項地方交付税1億3,046万8千円の増額でございます。

12款1項分担金861万2千円の増額でございます。県単土地改良事業、団体営土地改良事業の受益者分担金でございます。

13款1項使用料133万6千円の増額でございます。主なものといたしまして、風林火山館のロケ使用料でございます。

14款2項国庫補助金3,081万4千円の増額でございます。主なものといたしまして道路整備交付金、市道52号線分といたしまして、1,500万円。過疎地域自立活性化推進交付金として1千万円。市町村合併推進体制整備費補助金、景観計画策定、防災マップ作成分といたしまして、400万円でございます。

15款1項県負担金288万円の増額でございます。後期高齢者保険基盤安定分の県の負担金でございます。

2項県補助金4,983万4千円の増額でございます。主なものといたしまして、農地制度実施円滑化事業補助金316万7千円。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金2,822万6千円。県単土地改良事業補助金750万円。旬のやまなし地産地消支援事業補助金779万7千円等でございます。

20款5項雑入202万5千円の増額です。主なものは、中央道救急業務支弁金ということで、132万9千円でございます。

21款1項市債1億5,970万円の増額でございます。合併特例事業債7,400万円。過疎対策事業債8,570万円でございます。

以上、歳入補正の総額を3億8,678万5千円増額いたしまして、歳入予算の総額を290億9,019万6千円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項総務管理費2,098万1千円の増額でございます。主なものといたしまして、市のホームページのリニューアル事業費1,015万5千円、デマンドバス運行事業費1,043万6千円でございます。

2項の徴税费357万円の増額でございます。これにつきましては、公示送達システムの導入事業費でございます。

3款1項社会福祉費4,332万6千円の増額でございます。主なものは、重度心身障害者医療費分の精算金1,663万円。自立支援給付費国庫負担の精算金として、1,842万4千円でございます。

2項の児童福祉費141万円の増額でございます。高度技能訓練促進事業費でございます。

3項の生活保護費2,218万8千円の増額でございます。平成21年度生活保護費国庫負担金の返還金でございます。

4款1項保険衛生費117万1千円の増額でございます。星空の街・あおぞらの街全国大会経費60万8千円ほかでございます。

6款1項農業費1億299万9千円の増額でございます。主なものでございますけども、農山漁村活性化プロジェクト事業、山梨農業ルネサンス事業補助金、農産物加工施設農業機械直売所等の補助金2,479万7千円。県単土地改良事業水路改修ということで、1,490万円。団体営土地改良事業費、農道暗渠配水水路改修、ため池改修に5,800万円等でございます。

7款1項の商工費2,836万7千円の増額でございます。主なものといたしまして、産業立地事業費助成金1,363万4千円。風林火山館解体に伴う費用469万円。八ヶ岳観光圏整備事業に対する968万3千円等でございます。

8款2項道路橋梁費9,920万円の増額でございます。市道の維持補修費2千万円、市道新設改良費4,920万円、市道改良用地費3千万円でございます。

5項の土地計画費714万円の増額でございます。小淵沢駅舎改築駅前広場の整備基本構想委託料でございます。

9款1項消防費1,377万3千円の増額でございます。主なものといたしましては、高齢者世帯に対する火災警報器給付事業に対するものでございます。

5ページをお願いいたします。

10款2項小学校費3,012万5千円の増額でございます。長坂統合小学校整備事業の基本設計業務費等でございます。

4項の社会教育費1,157万1千円の増額でございます。公民館ホールの特殊建築物定期報告書策定業務委託料1,035万1千円。資料館再編に伴う案内看板等122万円でございます。

以上、歳出補正の総額を3億8,678万5千円増額いたしまして、歳出予算の総額を290億9,019万6千円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

議案第75号 平成22年度北杜市一般会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。

予算書25ページ、8款土木費、5項都市計画費、JR小淵沢駅舎駅前広場整備基本構想策定事業費についてです。

厳しい財政を考えると、本来、ＪＲの駅舎についての費用は全額負担すべきであり、周辺整備については、北杜市の事業として取り組むべきと考えます。私は３週間ほど前、小淵沢駅周辺を歩いてみました。商店街、駅西側の地下道、駅北側道路及び１２億円以上、工事費がかさむ巨摩跨線橋、今回、ＪＲ東日本八王子支社との協議がＪＲ側の前向きな提案により、北杜市の玄関として、構想を策定することについて、いろいろと歩きながら考えました。１００年もの歴史、小海線への乗り換え、多くの人が所用のため、買い物、病院、将来の希望を抱き乗り込み東京へ、そして都会での生活から別天地を求め、避暑のため高原列車での癒しのひとときの発着駅としての小淵沢駅。私も昭和４６年、高校入学後は１年間、清里から日野春まで通学のため、小淵沢駅から乗り換えをしました。

また、私たちの先輩は厳しい開拓生活の中で、林の向こうから響く汽笛の音で時間を知り、作業を進めてきた、そんな歴史を持つ鉄道ですし、その小淵沢駅を起点とする小海線は、まさに開拓の歴史でもありました。八ヶ岳周辺の観光には、必要不可欠な交通手段であります。

しかし、北杜市の財政を見たとき、必要最小限の事業費で、なおかつＪＲ側の負担を求めるべき。構想にあたっては、交渉が決裂する可能性があっても、北杜市の負担軽減については強い姿勢で臨むべきと考えております。そのへんのＪＲとの交渉について、市長の臨む姿勢をぜひ伺いたいと思います。これは非常に、市民も期待しております。そのへんのお考えをお聞かせください。

○議長（秋山俊和君）

質疑に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小淵沢駅舎整備にあたって、市はＪＲとの交渉にどのような姿勢で臨むのかとのご質問をいただきました。

議員のご指摘のとおり、小淵沢駅の改築及び駅前広場の整備は、八ヶ岳周辺の観光振興に留まることなく、北杜市の玄関口として市政の発展に大きく寄与するものと考えております。しかしながら、施設整備の必要性は十分に認識しつつも、一方で重要なことは、市の財政負担をいかに低く抑えるかであり、ＪＲが北杜市にふさわしい駅舎整備に向け、どのような熱意を示してくれるかであると認識しております。

今後、ＪＲとの交渉にあたりましては、議員のご指摘も十分に尊重する中で、適切かつ、しっかり対応してまいりたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第７５号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第75号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第30 議案第76号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長(比奈田善彦君)

議案第76号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

予算の総額に歳入歳出それぞれ2,036万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ58億694万4千円とするものであります。

今回の補正は、前年度事業費の確定による精算とレセプト審査がオンライン化されることに伴う改修費用及び端末機器の設置費用によるものであります。

2ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算補正により、ご説明いたします。

歳入でありますけども、主なものを説明いたします。

3款1項国庫負担金364万6千円は、一般被保険者療養費、一般高額療養費、老人保健拠出金、介護納付金の前年度精算分でございます。

9款1項他会計繰入金1,663万円は、重度心身障害者医療分の前年度精算分でございます。

3ページをご覧ください。

歳出であります。1款1項総務管理費304万3千円は、レセプト審査がオンライン化されることから、改修費用及び端末機器の設置にかかるものでございます。

2款1項療養諸費373万7千円は、一般被保険者療養費分に充当するものでございます。

同じく2項高額療養費900万円であります。一般高額療養費分に充当するものでございます。

同じく5項葬祭諸費160万円あります。これは、葬祭費32件分に相当するものを充当するものでございます。

5款1項老人保健拠出金322万8千円は、老人保健特別会計への拠出金でございます。

6款1項介護納付金、減額の508万8千円でありますが、介護2号被保険者にかかる支払い基金への負担金の確定による減額補正でございます。

11款1項償還金及び還付金484万3千円は、前年度実績における負担金補助金の精算分として、国に返還するものでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第76号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第76号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第31 議案第77号 平成22年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

議案第77号 平成22年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第1号）でございますが、1ページをご覧ください。

予算の総額に歳入歳出それぞれ106万1千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ181万円とするものでございます。

今回の補正は、前年度の医療費が確定したことから精算を行うために、支払い基金及び一般会計へ返還するものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

2ページの歳入でございますけども、5款1項繰越金146万円につきましては、前年度の繰越額でございます。

3ページの歳出、3款諸支出金、1項償還金24万5千円は、支払い基金への返還分でございます。同じく2項の繰出金81万6千円は、一般会計へ戻すものでございます。

以上、説明でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第77号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第77号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第32 議案第78号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

議案第78号 平成22年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出の総額にそれぞれ4 2 1万5千円を追加し、予算の総額をそれぞれ5億2,861万9千円とするものでございます。

今回の補正は、保険料の本算定による広域連合への納付金が増額したことによるものでございます。

2ページ、3ページをご覧ください。

2ページの歳入であります。3款1項一般会計繰入金337万3千円は、後期高齢者医療基盤安定負担金として、軽減世帯分にかかるものでありまして、県及び市が負担するものでございます。

3ページの歳出であります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金421万5千円につきましては、基盤安定負担金及び保険料納付金分を広域連合に納めるものでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第78号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第78号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第33 議案第79号 平成22年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

議案第79号 平成22年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,360万5千円を追加し、予算の総額をそれぞれ36億5,741万2千円とするものであります。

今回の補正は、前年度の介護納付費の確定に伴う精算による補正であり、支払い準備基金への積立金が主なものとなっております。

2ページ、3ページをお開きください。

まず2ページの歳入でありますけども、4款1項支払い基金交付金135万1千円は、平成21年度の実績による精算分で、介護給付費、2号被保険者追加交付分でございます。

8款1項の繰越金であります。6,201万8千円ですが、これは平成21年度分の繰り越しでございます。

3ページの歳出であります。

6款1項基金積立金4,823万8千円は、平成21年度実績による繰越金を支払い準備基金として、積み立てるものでございます。

8款1項償還金及び還付加算金1,513万1千円ではありますが、これは精算に伴う国・県及び支払い基金への返還金でございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第79号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第79号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第34 議案第80号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長(堀内誠君)

議案第80号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,033万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ27億5,886万7千円とするものであります。

第2条の地方債の補正であります。第2表 地方債補正によりまして、地方債の変更を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表 地方債の補正でございます。

下水道事業債、補正前の額でございます。借入限度額7億3,880万円に990万円を追加いたしまして、補正後の借入限度額を7億4,870万円と定めるものでございます。

2ページに戻っていただきたいと思っております。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

7款1項の繰越金でございます。1,043万3千円を追加いたしまして、補正後の金額を1,543万3千円とするものでございます。

9款1項の市債でございます。990万円を増額補正いたしまして、補正後の金額を7億4,870万円とするものでございます。

次のページ、3ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項の事業費2,033万3千円の増額につきましては、大泉浄化センターの電気機械工事で生じた入札差金を大泉・武川両処理区の管渠敷設工事の増工の延長に組み替えるものでございます。また、新たに高根中央クリーンセンターの放水路工事を追加するものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第80号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第80号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第35 議案第81号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

清水企画部長。

○企画部長(清水克己君)

議案第81号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定について、ご説明を申し上げます。

この計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定によりまして策定をし、議会の議決をお願いするものでございます。

内容でございますけれども、本市では須玉町、白州町、武川町の3地域が過疎地域として国より指定を受けております。このたび、過疎地域自立促進特別措置法が一部改正されまして、その執行期限が平成28年3月31日までの6年間延長されました。

今回の一部改正では、過疎の自治体からの要望等をふまえて、過疎対策事業債の対象に、住民の身近な生活交通の確保などのソフト事業が拡充されることに伴い、地方分権改革の推進の観点から、過疎債を活用する予定の場合のみ、自立促進計画を策定することとされてございます。

まず1ページから6ページまでにつきましては、市の概況、人口の推移等の統計数値が記載されてございます。

9ページから11ページまでにつきましては、3地域の財政状況、公共施設の整備状況等が記載してございます。

12ページから17ページにおきまして、産業の振興について、その現況と問題点、またその対策が記載されてございます。

7ページ、中ほどをご覧くださいと思います。

北杜市過疎地域自立促進計画の基本方針といたしまして、人と自然と文化が躍動する環境創造都市を基本コンセプトとして掲げまして、少子高齢化への対応、循環型社会の確立、地域自治・地域コミュニティの創造という3つの項目を設定いたしました。

それによりまして、具体的な事業計画といたしましては15ページ、中ほどをご覧ください。

観光リクリエーション事業といたしまして、増富の湯の改修や登山道整備など5件、17ページ、18ページになりますけども、市町村道整備事業ということで、中尾津金線、道路改良など18件、18、19ページになりますけども、林道整備事業ということで作業道つくえ線開設工事など3件。同じく19ページでございますけども、過疎地域自立促進特別事業ということで、市民バス横手日野春線など5件。22ページ、下水道補助事業ということで、合併処理浄化槽設置ということで4件。22、23ページ、公営住宅事業ということで、市営住宅の修繕7件。27ページでございますけども、学校教育関連施設、体育施設等の整備ということで、総合グラウンド整備など3件の、合計45事業を計画してございます。

3町で計画しております、平成22年度から27年度までの事業でございます、この計画に記載がないと過疎債の充当ができないということとなっております。今回、ご議決をいただきまして、総務省に提出をいたします。

また、この計画以外で過疎債を活用する事業を計画した場合には、今後、計画変更等を議会にお願いすることとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願ひ申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第81号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第81号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第36 議案第86号 平成22年度北杜市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第86号 平成22年度北杜市一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に1,538万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ291億558万1千円とするものであります。

今般、国において新型インフルエンザワクチン接種を促進するため、市町村が実施する低所得者を対象としたワクチン接種に対する助成制度が創設されました。さらに国では、来月1日から接種期間の開始日と定めること。山梨県においても、今9月定例議会に助成制度の予算案が上程されたことから、本市においても早急に助成制度を予算化するため、本日、追加提案させていただいたところであります。

内容につきましては企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

次に、内容説明を担当部長に求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

議案第86号 平成22年度北杜市一般会計補正予算（第4号）について、ご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

平成22年度北杜市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,538万5千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ291億558万1千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

10款1項地方交付税144万9千円の増額でございます。普通交付税の増でございます。

15款2項県補助金1,393万6千円の増額でございます。低所得者に対する新型インフルエンザワクチン接種対策事業に伴う、県の補助金でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

4款1項保険衛生費1,538万5千円の増額でございます。内訳でございますけれども、委託料が347万4千円の減額でございます。今回の低所得者の助成制度が実施されることに伴いまして、当初予算で措置した分の減額でございます。

負担金補助及び交付金ということで、1,858万2千円の増額でございます。低所得者に対するワクチン接種補助でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第86号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第86号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第37 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、ご説明を申し上げます。

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により北杜市長坂町長坂上条2534番地の15、内田安雄、昭和27年10月14日生まれ。北杜市白州町花水1635番地、氏原宏幸、昭和16年1月5日生まれ。北杜市白州町白須248番地の2、原哲也、昭和26年10月23日生まれにつきまして、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思えますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第38 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件については、会議規則第150条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり決定いたしました。

・・・渡邊陽一君。

○22番議員(渡邊陽一君)

地方分権の進展や社会の多様化により、地方議会が果たす役割は重要であります。昨年、議会全体で参加した全国市議会議長会の研修においても、議会改革と議会機能の強化を論じておりました。北杜市議会においても、具体的な行動を起こす必要があります。

北杜市は合併して6年を経過、議会改革について早急に検討し、議論を深めて実施していくことが重要であります。

よって、ここに全議員を委員とする議会改革特別委員会を今定例会において設置することを採択するよう、お願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

ただいま、渡邊陽一君から議会改革特別委員会の設置を求める動議が提出されました。

ただいまの動議に賛成者はありますか。

(はい。の声)

この動議は所定の賛成者がいらっしゃいますので、動議は成立します。

暫時休憩をいたします。

昼食をとらねばなりませんので、再開時間を2時ということにさせていただきます。

議会運営委員長にお願いします。

直ちに議会運営委員会を開催するよう、要請します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 2時00分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会改革特別委員会の設置を求める動議を日程の最後に追加し、追加日程第1として議題とすることについて、採決いたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

この動議を日程の最後に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

追加日程第1 議会改革特別委員会の設置を求める動議を日程に追加いたします。

○議長(秋山俊和君)

日程第39 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、日程第39 閉会中の継続審査の件は、各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

追加日程第1 議会改革特別委員会の設置を求める動議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員(渡邊陽一君)

今回、設置を求めた特別委員会は、議会のさまざまな改革を検討できる委員会とすることが大事である。個別テーマに絞った委員会でなく、広いテーマで検討することを目的として、広く議会改革に関する検討をしていくことが目的と考えています。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

ただいま、渡邊陽一議員より提案されました議会改革特別委員会の設置について、質疑をさ

せていただきます。

まずもって、議会改革特別委員会の設置におきましては、本来であれば議会運営委員会の協議、そして全員協議会の周知ということで、全員の総意のもとに議会改革特別委員会が設置され、全員の合議制をもちながら進んでいくというのが本来の委員会の設置のあり方だと、私は考えているところでございます。

しかし本日の議会におきまして、議会運営委員でもある渡邊陽一議員さんは前触れもなく、提案を議会運営委員会でもされず、また全員協議会等での発言の中でも、その設置についての要望はなかったと記憶しているところでございます。

また本日、口頭での議会改革特別委員会の設置についての目的、そして午前中にもありましたけども、委員の人数等がまったく明確に、私には分かりません。今、提案理由を述べられておりますが、言葉での提案理由でございまして。

こういった中で、この設置をすることに協議をするというのは、甚だ問題がたくさんあるというふうに思っております。

今回の提案の手法につきまして、渡邊陽一議員さんにお聞きいたしますが、これでは協議をする私たちにとって、何を協議していいのかが分かりませんので、書面等で提案をしていただきたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

動議は、皆さん、いつでも出せるという状況にありますけれども、私たちは今まで研修してきた中で、議会改革がよろしいのではないかなという形の中で、私は動議を出させていただきまして、皆さまに等しく相談をしながら、やっていきたいという形でお話をさせていただきました。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

今まで研修をされたということで、議会改革を行いたいということは私も理解できます。また議会改革特別委員会を設置いたしまして、さまざまな案件について審議をし、また開かれた議会にしていくことについて、なんら私は反対するものではございません。

しかし、このスタートにおいて、議員皆さまに等しく周知をされ、その合議のもとに特別委員会が設置されていかなければ、今後、議会改革を唱えても、それは単なる声かけで終わってしまうというふうに、私は考えるところであります。

なぜならば、議会改革と言われておりますが、議会将どのように改革されるのか、何を改革されるのか、議会基本条例を設置したいのか、倫理について検討したいのか、それは明確にしておきませんと、この結論は出ないというふうに私は考えております。この今の提案の仕方については、何を協議していいのかが、私にも今、ただ議会改革というお題目では分かりません。それを明確にしていきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

具体的な提案理由ということですか。

答弁を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

今、具体的と言われましたけども、この議会改革、すべていろんな面で改革をしていかなければならない。1つに決めないで、皆さんがお互いの意見を持ち寄って改革をしていくということで、1つの議題に決めないでやっていきたいという形で、行っていきたいと思います。

議員定数にせよ、いろんな形でお互いの話の中で、1つ決めてしまったならば、それで先に進まなくなってしまうと思いますので、いろんな形で幅広くやっていきたいという考えでお話をさせていただきました。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

本来、委員会を設置するときに改革、それも議会の改革というだけで、それを設置するということにつきましては、明確にその目的を謳わなければ、特別委員会を設置する要旨、目的があやふやになってしまうと思います。改革改革といわれながら、では何をもって改革とするかという目的がない委員会を、私は設置していいものかというふうにも考えているところであります。

そもそも、私の最初の質問に答えていただきたい。皆さんに特段、お諮りもせず、本会議場での一人の意見の動議の中で、賛成者はたしかにいたのかもしれませんが、その中身について不明瞭なことで、この本会議において設置をしていくには、甚だ疑問が残るところでございます。こういった手法で、議会改革が私は進むとは考えられません。その点について、いかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

議会改革は、ある程度、皆さんとお話をしながらやっていきたいという考えは持っていましたけども、なかなか前へ進まないのので、私は今日、動議という形で出させていただきました。そして進めるものならば、なんとかして北杜市議会もこういう形で、ひとつ、議会改革をしているよという形の中でやっていきたいということでございます。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

前へ進めるためには、円滑な運営が必要であります。前へ進まないと言われましたが、渡邊陽一議員さんは、本会議場で今まで、こういう提案もしておりませんし、議会運営委員会においても、正式な提案をされておられません。委員会設置でございますから、それについては、私どもに分かるように説明していただくには、その目的、委員会名、また人員構成等を明確に書面として列記しながら、それを協議しながら進んでいくのが本来の特別委員会を設置する手法だと思います。その手法を間違えれば、議会改革はとてども進むように思えません。

なかなか前へ進まないと言いましたが、いつ、それではアクションを起こされ、そして皆さんにお諮りしたのか。正式な場ですよ。あったのか、お聞きします。正式な場でアクションを起こされたのであれば私も理解できますが、議員さん同士のお話だけの中であったならば、それは空論になってしまうと思います。いつ提案をされたのか、お聞きいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

提案はしていません。議会改革を、自分では進まないということは、皆さんにこれをもって進めていただきたいという形で、私は提案させていただきました。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

つまり、今まで特段、提案もしなく、初めてこの本会議場にて提案したと。それは、なかなか進まないからと。議員には提案する権利があります。発言する権利もあります。語る権利もあります。皆さんにイニシアチブを取りながら、いろんな手法を取りながら、合議制に持っていく方法があると思います。

こういった独りよがりの提案というのは、まさに議会改革ではなく、議会改革の後退になると思います。こういったことは、私は許されないと思いますが、お一人で議会改革をされるのであれば、それはそれで結構でございますが、渡邊陽一議員はお一人で議会改革をやられるおつもりか、お伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

決して、一人でやるとは言っていない。皆さんにこの話をもって行って、皆さんとお互いに話し合いをしたいという形で、前もって、この中でお話をさせていただいております。それを、ある程度、皆さんが理解していただければ、これが前に進まないことは分かっています。そんなことでございます。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

つまり、これは独りよがりの前へ進みたいという考えになってしまうというように考えております。

議会を運営、かつ効率的に運営していく役目は議会運営委員会にあります。その中に身を置くものでありましたら、当然、議会運営委員会でお諮りをするのが当然だと思います。つまり、これはみんなの合議制で、渡邊陽一議員さんはお一人の考えでなくて、進みたいということでもありますから、本会議場にて延々に質疑を受け、本会議場にてすべてを決していくというお考えだと思います。

しかし、すでに皆さんご存じのとおり、本会議場というのは時間的な制約もございます。ま

た、発言についても制約もございます。ですから全員協議会もありましたり、議会運営委員会という委員会もありましたり、また各種委員会での協議会というのものもあるわけでございます。それらを駆使しながら議会運営をスムーズにし、そしてその審議の目的を果たすために、われわれは日々、努力しているわけでございます。

つまり、この本会議場で、渡邊陽一議員さんの言われる、すべての審議をしながら、みんなを強引に、この場でもっていくということについては、私は時間の浪費になってしまうというふうに思います。

本日は、執行の皆さまもいらっしゃるわけであります。議会の改革だけの問題であれば、それは条例・法律等については、当然、執行の皆さまに分からない点はお聞きするという場面もあると思いますが、当然、議員だけの全員協議会等で本来は十分練られて、そこでよりよい案を本会議へ、皆さんの合意のもとに提案されるのが通常であるというふうに思います。その点について、議会運営委員の渡邊陽一議員さんはいかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

私の提案したことは、本会議で皆さんに周知していただくためにも申し上げました。議会を、幅広くということは、皆さんが全員で幅広く周知をしていただいて、行っていくと。その第一歩の出始めを、私はここで皆さんに申し上げたことで、たしかに全員協議会なり、議会運営委員会もあります。そして代表者会議もあります。その中の最初、とにかく、そういうことでもって前へ進みたいと。私個人的な考えで、皆さんに周知をしていただきたいという気持ちで、提案させていただきました。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

なぜ、こうなるかということは、議会運営委員会、全員協議会を経ての中での議論であれば、当然、私はその質疑の中の制約を受けても致し方ないと考えています。しかし本会議で、すべての協議をしるとなると、これはやはり、最後までお聞きいたしませんと、その内容について、私は議決に向かえません。ですから、私は質疑をさせてもらっているところでございます。

渡邊陽一議員さんにお聞きいたします。

もう完全に不明瞭な点ばかりです。全員協議会もある、議会運営委員会もある、けれども本会議で、私は皆さんに周知するために行ったと。本会議で周知される前に、当然、議会運営委員会、全員協議会で協議されて、その後、本会議で提出をしなければ、こういった議論をずっと続けなければなりません。私はまだ、目的についてもまったく分かりません。議会改革は幅広くと言われますけども、どこまで幅広くやられるんでしょうか。答えていただきたい。その幅というのは、すべてにわたるんですか。でしたらば、そのすべてにおいて、特別委員会が全部、協議をするということについて、どこがスタートで、どこが終焉になるんでしょうか。任意の特別委員会であれば、それはそれとして分かります。しかし、条例に基づく特別委員会を設置するのであれば、その目的については、しっかりと明記すべきと私は考えます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

今、お話を聞く中で、たしかに全員協議会なり、議会運営委員会なり、また私は個人的テーマを絞った委員会ではなく、皆さんと委員会をすることの大事さを考えながら、幅広くやっていきたいというふうな形で提案させていただきました。

○議長（秋山俊和君）

今、私は議長として質問を許可しております。

そのあと、質問をしてください。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

ですから、今、言われていることは、私には理解し難いと言っているんです。提案するんであれば、きちんと書面を出していただいて、それをもとに議論をさせていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

暫時休憩をいただけますか。書面を書くのに。

○議長（秋山俊和君）

今、渡邊陽一議員から暫時休憩の動議が出されました。

賛成の方は、いらっしゃいますか。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

本会議の立場をどう考えていますか。議会運営委員会、全員協議会という発言がありました。本会議の格というか権利、議長の議会の進め方が私は納得がいきません。本会議で議決された案件であります。議長は、そのへんをどう考えていますか、伺います。

○議長（秋山俊和君）

まず、提案理由の質疑を行っております。

質問が終了していない段階では、議長として質問を許可しております。そういった中での進めでございます。質問回数が3回とか規則で決まっておっても、議長が許可する限りは質問をすることができます。私が許可しております。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

今、坂本治年議員の異議でございますけども、これは先ほど開きました議会運営委員会の中で、本会議の中で、これは論議をしていくべきであるということに決しました。ですから議長にその旨、取り計らいのほどをお願いしてございます。

議会運営委員長として、報告でございます。

○議長（秋山俊和君）

今、議会運営委員長より報告のとおり、議会運営委員会を開催した結果、渡邊陽一議員から本会議場での審議をお願いいたしますということでございましたので、私は本会議場で、この案件について審議をしてございます。

ただいまは、質疑中でございます。

質疑のある方は、ご遠慮なく質疑をしていただきたいと思います。

質疑でございますね。篠原眞清議員、どうぞ。

○6番議員（篠原眞清君）

渡邊議員にお聞きいたします。2点ございます。

1点は、先ほどの動議の中で、この委員会の委員の数に関しましては、私の記憶では明確に全議員が参加ということで申し述べられているというふうに思いますが、まず第1点、その点をお答えいただきたいと思えます。

それから、もう1点は、私はこの議会改革、議会運営委員会の中で少なくとも、私の今、承知している中で、二度、提言をさせていただいております。しかし、二度ともそのまま、一切、採用はされてきておりません。この間、この2年間の中で、そのことを、渡邊議員もお聞きになっていたと思えますが、その点はいかがですか。

○議長（秋山俊和君）

その前に、渡邊議員にお伺いします。

先ほど、休憩の動議がなされました。そのことについて、賛成の議員はお見受けできませんが、動議を取り下げいたしますか。

○22番議員（渡邊陽一君）

いいや、動議いたします。暫時休憩をいただきたいです。

○議長（秋山俊和君）

今、渡邊陽一議員から動議が出ております。

この件について、賛成の方は。

（はい。の声）

賛成者がおりますので、動議は成立します。

皆さま、先ほど渡邊陽一議員から休憩の動議が出されました。

賛成者がおります。

動議は成立しております。

この動議を採決してまいりたいと思えますが、いかがでございますか……。

今、私が申し上げたように、動議が成立していますので、休憩を取りたいと思えます。

時間は2時40分、再開といたします。

よろしいですか、渡邊陽一議員……今、渡邊陽一君から2時50分再開という要請がございました。

お諮りいたします。

2時50分で、よろしいでしょうか。

（異議なし。の声）

では、2時50分再開といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時50分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、渡邊陽一議員が提案理由を文書にということでございますが、

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

先ほど文書と言いましたけども、文書にする暇がなかったので、口頭で申し上げさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

それは、先ほどの暫時休憩を要請するところの事由に相成っていないですね。

暫時休憩します・・・。

○22番議員（渡邊陽一君）

時間を限定、私、先ほどしましたけども、時間を限定してしまうと、ちょっとでき上がらないので、でき次第、議長のところにも連絡しますけども、よろしいでしょうか。

おおむね、20分ほどいただきたいんですが。

○議長（秋山俊和君）

では3時10分まで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時10分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

ただいま、文書を書いていまして、もう少し時間をいただきたいんですけども、時間は何時と言われても、ちょっと仕上がり。この時間に仕上がる予定でいたんですけども、今、半分まで書き終わったところで、もう少しで書き終わりますので、時間を延長させてください。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

再三の文書の提出におきまして、時間が経過しております。本来、この議論は慎重に行う問題でありまして、ここまで本会議を紛糾されることは、多くの方々にご迷惑をかけることになるというふうに、私は考えるところであります。

ですから、この動議につきましては、また後日、休会中に十分な慎重審議、合議をもって、次回の本会議に提案されるような方法で行っていただきたいというふうに考えるところですが、渡邊陽一議員さん、そんなふうな形でご理解がいただけないでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

今の質疑に対して、渡邊陽一君、答弁を求めます。

○22番議員（渡邊陽一君）

先ほど、私も文書化するということで、一応、文書を見ていただいて、それから考えさせて
いただきたいと思っておりますけども、よろしゅうございますか。

○議長（秋山俊和君）

それでは、時間を区切っても難しいと思しますので、渡邊陽一君は文書ができ次第、議会事
務局へ提出をお願いいたします。

そこまで、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時40分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

改めて、ここに提案理由が文書で出されましたので、渡邊陽一君から提案理由の説明を求め
ます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

北杜市議会議長 秋山俊和殿

平成22年9月28日

北杜市議会議員 渡邊陽一

地方分権の進展や社会の多様化により、地方議会が果たす役割は重要であります。昨年、議
会全体で参加した全国市議会議長会の研修においても、議会改革と議会機能の強化を論じてお
ります。北杜市議会においても、具体的な行動を起こす必要があります。

北杜市議会は合併して6年を経過し、議会改革について早急に検討し、議論を深めて実施し
ていくことが重要であります。

よって、ここに全議員を委員とする議会改革特別委員会を今定例会において設置することを
採決するよう、求めます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

質疑を行います。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

まず渡邊陽一議員にお伺いいたしますが、これは正式な公式文書として拝聴してよろしいか、
お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

渡邊陽一君、答弁を求めます。

○22番議員（渡邊陽一君）

正式をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

まずもって、この中には訂正された部分につきまして、訂正の削除がされた捺印がされておられません。そして一番問題なのは、北杜市議会においても、次については消されておりますし、また早急に検討し、議論を深めて実施していくことがと、先ほど提案理由の中で述べておりますが、「ことが」が「こととが」となっております。これでは文書の内容が分かりませんし、これを公式の文書として、議会改革特別委員会の設置を求めるという内容でありますと、これは不備ということで、これは訂正をしなければならないんじゃないでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

今、内田俊彦議員から提出者の渡邊議員に質問がされましたが、字句の訂正は必要ないかどうか、そのことについてはいかがでございますか。

答弁を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

訂正印のところを別途に書かなければいけなかったんですが、時間を私のほうで、あまり取りたくなかったという気持ちで書きましたけども、本来ならば訂正印をしたところに1．何々、2．何々と書かなければいけなかったと思います。

○議長（秋山俊和君）

それ以外に、もう1つ。下段から4行目、「こととが」というところの字句についての訂正は、いかがですか。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

「こととが」の「と」が多かったです。それも訂正させていただきます。

○議長（秋山俊和君）

暫時休憩します。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時53分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

書類上の不備な点がございましたので、差し替えをお願いしたところでございます。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

ようやく、これで審議ができるようになったというふうに感じております。

私はこれまで、この手順、手法につきまして、指摘をさせていただきました。そして今、ようやく、ここに手元に書類として、これから本格的な審議ができるというふうに思っております。このことについては、文書になりましたので、皆さん、これを見ながら質疑がこれからできることと思いますので、いったん、私はこれで質疑を中断いたしますが、質疑、今後の内容の中では、ことによっては質疑をさせてもらうことのお許しをいただきまして、ひとまずはここで質疑を中断させていただきます。

○議長（秋山俊和君）

ほかに質疑はありますか。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

それでは、いくつか書類の中で質問をさせていただきます。

特別委員会を設置するという内容だと思えます。ただし、特別委員会を設置するには、それなりの明確な目的が必要要件になっていると思うんですけども、この中で議会改革と議会の機能の強化というふうなことを論じておるといふ、これを引用して、そして北杜市議会でも議会改革について早急に検討し、議論を深めて実施していくことが重要というふうになっております。そうしますと議会改革が目的であり、議会の機能の強化が目的というふうな、そういう内容でしょうか。そのことの必然性が今、この北杜市議会にどのようなことが欠けているというふうに認識をされているかをお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

欠けているとか、欠けていないとかということではなくて、今、全国的にもこの特別委員会を論じている状況で、北杜市もこういったような形で特別委員会をやっていきたいということでございます。

○議長（秋山俊和君）

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

今、どこの議会関係の本ですとか、講演会を見ても議会改革という言葉は、本当にあちらこちらで見かけています。踊っているといっても過言でないほど、あちらこちらで見かけます。近隣の市とか町村自治体でも、このようなことに取り組んでいるということもよく承知しています。私どもも、私個人としましても、そういうことについては、勉強を深めていかなければいけないかなということは感じております。それは重々承知をしておりますが、今日この9月定例議会の一番最終のこの時間に、大変大きなテーマを提案し、そして書類等の不備もこういうふうにあったと。その間、もう2時間もの間、執行の皆さんにも時間を無駄に費やしてしまったのではないかと考えるときに、事前にこういうふうになることは、私とすれば想定できるような事態かなという気がしています。

そうなりますと、本来やってはいけないんじゃないかとも、あるいは本会議場のあり方についても、もう少し気を使っただく、そういうマナーのようなものも必要かなと思いますし、これはエチケットでもありましょうし、もしかしたら議会というか、議会のルールがもしれませんが、そういうことを考えた場合に、なんか拙速にこういうことをここでやるということが、まったく理解できませんし、それが、もしかしたら倫理的でもないとかえ、私は感じます。

そのへんの今、ここでどうしてもやらなくてはいけないかということについて、緊急性のようないふことについて、再度お伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

私も過去、何回か、篠原眞清議員が全員協議会の中でも、立ち上げようという言葉聞いていたので、今議会において執行していただきたいという気持ちで出しました。

○議長（秋山俊和君）

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

そのことも、先ほど内田議員の質問の中でお答えがありましたから承知をしているんですけども、であるならば、当然、最終的にこういうふう書類をもって、皆さんに理解をもらえるような、そういう手順をなぜ取らなかったのか。そのへんの配慮がまったく足りていないというふうに感じます。そのために、こんなふう時間を費やしてしまった、このことについての責任もあると思うんですよ。そのへんのお考えもお聞かせください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

責任という問題ではないと思います。自分はこういうことでもって、皆さん全員に議会改革をしてもらいたいという意味で出したので、責任を取れとか、責任をとというふうな問題を論議させられると、何もできないのではないかなと思います。

○議長（秋山俊和君）

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

内容について、皆さんによく知ってもらいたいですとかということは、先ほども言いましたけども、私自身もそのことは必要というふうに思っていますから、そのことについて言っているわけではありません。

ただ、こういうふうな形で提出をするのであれば、事前に書類等を用意しておくとか、あるいはなんらかの形で、事前に、例えばなるべく多くの議員の皆さんに本会議の前にも、こういうふうなことを提案するから、よろしくというふうな形の話もあって然るべきかなと、そういうことを今、私は言っています。そういうこともなしでということですので、まったく唐突のような感じがします。要するに動議という形をとって、緊急性がどこにあるのか、それが理解できません。そういう意味です。そんなに急ぐ緊急性があったかどうか、伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

先ほど申したように、私はこれを緊急性があると思って出しました。

○議長（秋山俊和君）

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

先ほど一部、質問したんですが、改めて渡邊議員に質問させていただきたいと思いますが、

先ほど答弁の中にも一部ございましたが、1つ目の定数は、すでに今、文章の中でも冒頭、動議の理由の中でも明確に全議員が参加するというので、ここへ明文化されておりますから、その質問については、この文書で分かりますので結構です。

もう1つ。私が議会運営委員会で、議会改革について議論する場をぜひ設置してほしいという話を明確にさせていただいておりました。そのことを渡邊議員、改めてどういうふうに感じていらっしゃるのか。隣にいらっしゃると思いますから、そのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

議運の中で篠原議員が提案したが、議会運営委員会で皆さんが黙っていたので、私は本会議でという形を取らせていただきました。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

議運の中の内容に言及しているというふうに考えております。

提案という形は、いろいろな形があると思います。口頭でしっかり提案する場合もありますし、また動議という提案もございます。議会運営委員会の中では、特段、書面等で提案をされていなかったというふうに、私は同席していたものですから、感じております。

これだけ重要な内容ですから、それは提案するのであれば、しっかりと書面等、また話の中の、会話の中のその他のような内容ではなく、その旨について議会運営委員長に申し出をして、議題として取り扱ったというのであれば、提案ということも考えられますが、話の中でのことというふうに私は考えておりますし、また個人的に、渡邊陽一議員さんが提案をされているというふうに考えております。

ですから、たしかにいろいろな情報はあったと思いますけども、あくまでも渡邊陽一議員さんが個人の考えで、今回、出されていると。であれば、私も最初言ったとおり、個人的でも議会運営委員会等にお諮りするのが当然の結果というふうに思いますし、本日、提案された書類の内容をもって、それを提案することがここまで紛糾をしない運びとなったように思っております。その点をいかががお考えか、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

私は個人的に、たしかにこの文書をもって動議は出させていただきました。出したことについては、私はよろしいのではないかなというふうに思っています。動議を出すのには、自分本位でも、会派でも同じことではないかなというふうに思っております。

たまたま本会議の席上で、動議で出させていただいて、これを動議で出せば、皆さんお互いに研究をし合って、このことについて前に進んでいただけないかという気持ちもありました。今、内田議員が言われたように、議会運営委員会に出してもよろしいのではないかなということも考えましたが、私もここで出したほうがいいかなと思って出したことですから、

それ以上は答えることはないと思います。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

私がお聞きしているのは、これは議運とかで出すべきではないかという議論であります。本会議場を出しても、決して決まり上、悪いことではないと思います。しかし、それでいったならば、議会運営は円滑に進まないということでもあります。円滑に進むことを考えたのか、考えなかったのか、お伺いをするところです。

○議長（秋山俊和君）

（「議長、動議。」の声）

まず、渡邊陽一君の答弁を聞いて動議をとりますから。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

先ほども申されたように、議会運営委員会に出すことも分かっていた。だけど動議で全員に知らせて、それを進めていけばよかったかなという気持ちで動議を出しました。

出すことも思っていましたけども、それよりも動議で出せば、皆さんが分かっていたいて、この議会が進むかなという形で、私は個人的にいたしました。

○議長（秋山俊和君）

動議といっても、その答えが明確に伝わっていないから、それが終わって動議を取り上げますから。

はい。

○16番議員（内田俊彦君）

私は、円滑な運営を考えたのかどうかをお聞きしています。

○議長（秋山俊和君）

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

自分自体は、円滑にいくと思いました。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

ならば、ここまで時間を費やすこともありませんでしたし、書類を作るのに、こんなに私たちは待たされることもなかったんじゃないでしょうか。そのことも円滑だと言われるのでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

るる申し上げましたけども、私はこの議会で、たしかに円滑では、2時間も延ばしたということは円滑ではなかったけども、円滑にいくと思いましたが、提出したんです。そんなことで、皆さんに時間を費やしたということは、大変、皆さんにご迷惑をかけたと思います。

○議長（秋山俊和君）

動議は。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

質疑が繰り返されているように思いますので、質疑の終結を求めます。

○議長（秋山俊和君）

（異議あり。の声）

動議は成立しますが、異議が出ていますので。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

議会は議論の府でございます。まだ内田俊彦議員の質問を、議長が発言を許してございます。また、ほかにも発言をいたしたい人がいるのではなかろうかとも思います。ですから、そのような取り計らい、ここで質疑を終結するのではなく、論議は尽くすべきだというふうに私は思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時11分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

この動議は、案件の疑義が解明されておりません。

ですから、まだ質疑を続けます。

以上でございます。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

休憩の動議をお願いしたいと思います。その間に会派代表者会議を開催していただいて、やはり、今の問題点等をもう少し掘り下げて、一致した段階で再開を図っていただきたい。30分とか1時間、その間にぜひ会派代表者会議の開催を求めます。

○議長（秋山俊和君）

暫時休憩をしたいと思います。

時間はまた追って連絡しますので、暫時休憩してください。

議会運営委員長に申し上げます。

議会運営委員会を開催するよう、要請します。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時53分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑等を尽くしてまいりましたが、時間が経過しております。

時間もございませんので、この議会改革特別委員会につきましては、閉会中、私がこのことについて積極的に取り組んで、皆さま方にお諮りをしてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

ということで、以上で本定例会に付議されました議案審査は、すべて終了いたしました。

9月7日に開会された本定例会は、決算特別委員会及び文教厚生常任委員会が開催され、執行の皆さまには丁寧な答弁をいただきました。また議員各位には連日のご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成22年第3回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時55分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	伊藤 精二
議会書記	上村 法広